

いきいき長寿プランふじさわ 2026

<最終案>

藤沢市高齢者保健福祉計画
第9期藤沢市介護保険事業計画
藤沢市認知症施策推進計画（藤沢おれんじプラン）

2024年（令和6年）3月
藤沢市

表紙写真の説明

はじめに

<目 次>

第 1 章 計画の概要	
1. 計画策定の趣旨	3
(1) 2025 年を迎える現状及び 2040 年を見据えた計画策定	3
(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現	4
(3) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（認知症基本法）の成立と藤沢おれんじプランの改定	5
(4) 介護保険制度の改正内容	6
2. 計画の性格	8
(1) 法的根拠	8
(2) 計画期間	8
(3) 藤沢市市政運営の総合指針との関係	8
(4) 国等の動きと推進課題	9
(5) 関連法律・計画との調和	10
3. 計画の期間	13
4. 計画の策定にあたって	14
(1) アンケート調査の実施	14
(2) 計画策定委員会の設置	18
(3) パブリックコメント（市民意見公募）の実施	18
5. 日常生活圏域の設定	19
第 2 章 高齢者を取り巻く状況	
1. 高齢化の状況	23
(1) 藤沢市の総人口の動向と今後の見通し	23
(2) 高齢化の動向と今後の見通し	24
2. 介護保険を取り巻く状況	28
(1) 第 1 号被保険者の状況	28
(2) 要介護・要支援認定者の状況	29
3. 日常生活圏域の現状と今後の高齢化の見通し	31
(1) 13 圏域別の現状	31
(2) 市全域と地区の現状及び今後の高齢化の見通し	32
4. 高齢者の生活を取り巻く課題と本市の状況	46
(1) 社会情勢等を踏まえた新たな課題	46
(2) 前計画の取組状況における課題とアンケート調査による本市の状況	47
(3) 本計画で取り組むべき重点的事項	56
第 3 章 基本構想	
1. 理想とする高齢社会像	59
2. 基本理念	60
3. 基本目標	62

第 4 章 施策の展開

基本目標1 自分らしく過ごせる生きがいつくりの推進	74
基本目標2 誰ひとり取り残さない地域づくりの推進	92
基本目標3 健康づくりと介護予防、自立支援・重度化防止に向けた支援	99
基本目標4 認知症施策の総合的な推進	113
基本目標5 医療・介護及び福祉連携による生活支援の充実	114
基本目標6 介護保険サービスの適切な提供	128
基本目標7 地域に根差した相談支援の充実	149
基本目標8 安心して住み続けられる環境の整備	160

第 5 章 介護保険事業と保険料

1. 介護保険サービス見込量の推計	173
(1) 介護保険事業のサービス体系	173
(2) 介護保険給付費等の推計の流れ	174
(3) 被保険者数の推計	175
(4) 要介護・要支援認定者数の推計	175
(5) 介護保険サービス量の推計	177
(6) 介護保険給付費等の推計	179
2. 第 1 号被保険者の介護保険料	180
(1) 介護保険料算定の流れ	180
(2) 保険給付費等の総額	180
(3) 介護保険事業に係る財源構成	181
(4) 第 1 号被保険者の介護保険料の算定	182
(5) 所得段階別の介護保険料	183

第 6 章 藤沢市認知症施策推進計画(藤沢おれんじプラン)

1. 背景及び趣旨	187
2. 認知症に関する状況	187
3. めざす地域社会像	189
4. 計画について	189
5. 施策の展開	192
施策1 認知症に関する正しい理解の推進	192
施策2 認知症の人の生活における安全な地域づくりの推進	195
施策3 認知症の人の社会参加の支援	200
施策4 意思決定支援及び権利利益の保護	202
施策5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等	203
施策6 相談・支援体制の整備等	205
施策7 認知症の予防等	209

第 7 章 計画の成果指標と推進体制

1. 前計画の評価.....	213
2. 成果指標.....	214
3. 計画の推進体制.....	215
(1) 計画の推進体制と進行管理	215
(2) 評価・検証	216

資料編

1. 計画策定の経緯.....	219
2. 藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱.....	220
3. 藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿.....	222
4. パブリックコメント(市民意見公募)において提出された意見・提案	223
5. 用語解説.....	224

第 1 章

計画の概要

1. 計画策定の趣旨

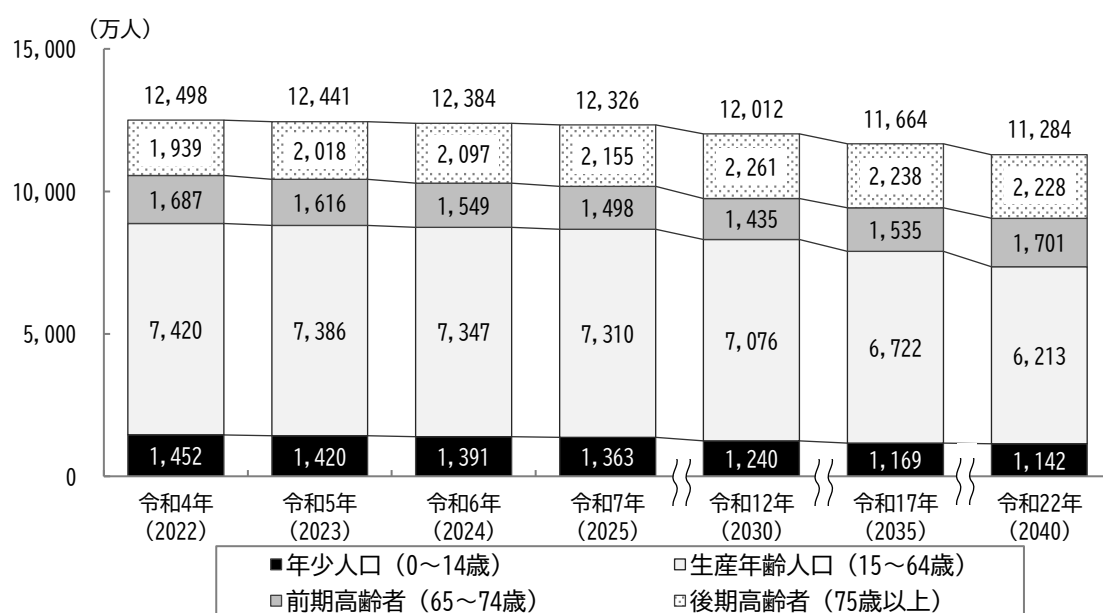
(1) 2025年を迎える現状及び2040年を見据えた計画策定

国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口（令和5年推計。出生中位（死亡中位）推計値）によれば、2025年（令和7年）には、前期高齢者が1,498万人（総人口比12.2%）、後期高齢者が2,155万人（総人口比17.5%）となり、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）には、更に後期高齢者が増加し、2,228万人（総人口比19.7%）となる見込みです。また、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など、様々なニーズのある要介護高齢者の増加も見込まれています。更に、生産年齢人口（15～64歳）の将来推計人口は、2025年（令和7年）には、7,310万人（総人口比59.3%）となり、2040年（令和22年）には6,213万人（総人口比55.1%）と著しく減少していくことが見込まれています〔図表1-1〕。

そのような人口構造の変化が予測される中、国や県では、これまで以上に地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、人生の最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができるよう「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が包括的に提供される社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの深化・推進が進められてきました。

今後、人口構造の急激な変動が見込まれる中、地域社会を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護サービス基盤の計画的な整備や地域包括ケアシステムを支える介護人材確保並びに介護現場の生産性向上をめざすとともに、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、相互に支えあい、人と人、人と社会とがつながり続ける「地域共生社会」の実現をめざすことが必要となっています。

図表1-1 日本の将来人口推計



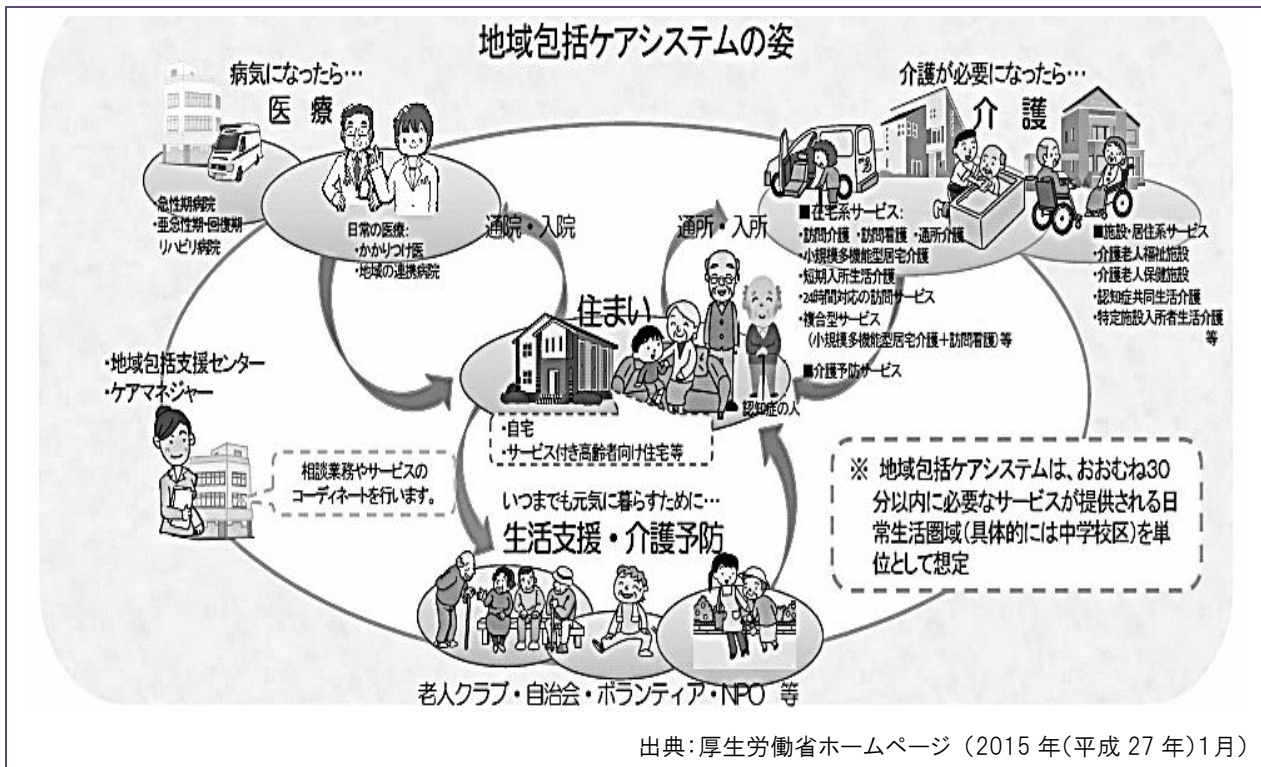
※国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」出生中位（死亡中位）推計値

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現

○ 地域包括ケアシステム～高齢者の暮らしを支えるネットワーク～

「地域包括ケアシステム」は、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく、いつまでも安心して暮らすために、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」を包括的に提供できる仕組みです。

図表 1-2 地域包括ケアシステムの姿



地域包括ケアシステムでは、高齢者本人の尊厳が守られ、希望に沿った「住まい方」が確保されていることが必要です。

そして、その住まいにおいて、心身の状態などに応じ、インフォーマルな支援を含め、様々な「介護予防・生活支援」を活用しながら、安定した日常生活を送れるよう、支援することが基本となります。

また、必要に応じて、専門職による「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・福祉」のケアが一体的に提供できることが必要です。

更に、その前提として、本人や家族が在宅生活を選択することの意味を理解し、その心構えを持つことが重要です。



(厚生労働省資料)

○ 国・県から示されている地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は、国から示された指針及び県の考え方を踏まえ、引き続き、保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金などを活用し、「地域包括ケアシステム構築状況の振り返り・点検」「地域包括支援センターの機能並びに体制の強化」「障害福祉施策との連携」「共生社会の実現、地域コミュニティの再生・活性化」「ケアラー支援の充実」「健康寿命の延伸に向けた未病改善の取組の推進」に努め、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進をめざしていくものです。

○ 地域共生社会の実現に向けて～本市における地域包括ケアシステムの推進～

高齢化社会の急速な進展に伴い、ますます複合化・複雑化が予想される地域生活課題に対して、住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な公的サービスの充実や地域づくり等、高齢者の暮らしを支えるネットワークである「地域包括ケアシステム」は、地域共生社会の実現に向けた、中核的な基盤となり得るものです。

また、本市では、立場や分野を超えて支えあう考え方や、複数の課題が重なり合う世帯への支援など、これまでの制度では解決が困難な課題に対応する仕組みとして、「藤沢型地域包括ケアシステム」を推進しています。「藤沢型地域包括ケアシステム」は、高齢者を対象とする地域包括ケアシステムをすべての市民を対象として「包括的な支援体制の構築」に向け取り組んでいるものであり、併せて、すべての住民が参加し、ともに活動し、ともにつながることによる地域づくりを支援することで、更なる地域共生社会の実現をめざします。

(3) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（認知症基本法）の成立と藤沢おれんじプランの改定

① 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（認知症基本法）の施行

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症基本法が2023年（令和5年）6月に成立、2024年（令和6年）1月1日に施行されました。

この法律では、認知症の人を含めた一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現の推進を目的とし、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策の策定及び実施する責務を有する、と定められています。

② 藤沢おれんじプランの改定

本市においては、2019年（平成31年）4月から市民一人ひとりをはじめ、多様な主体がそれぞれの役割を捉える中で、できることから行動に移すきっかけづくりとして「知る」「集う」「支える」をキーワードに「ALLふじさわ」という視点で5年間の「藤沢おれんじプラン」を策定しました。その後閣議決定された、認知症施策推進大綱の基本的な考え方である「共生」と「予防」の視点を反映させ、取組を進めてきました。

2023年（令和5年）の改定に合わせ、認知症の人にやさしい地域づくりを推進し、本市の認知症施策の更なる充実を図るため、「藤沢市高齢者保健福祉計画」「第9期藤沢市

介護保険事業計画」と一体的に「藤沢市認知症施策推進計画（藤沢おれんじプラン）」を策定するものです。

（４）介護保険制度の改正内容

平成 27 年度には、地域包括ケアシステムの構築に向けて、予防給付の一部が地域支援事業に移行されました。更に、令和 3 年度には、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を構築する観点から、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するため、介護保険法・社会福祉法等の改正が行われ、地域支援事業のうち、包括的支援事業及び一般介護予防に係る事業の一部が、重層的支援体制整備事業として実施できるよう改正が行われました。

令和 6 年度の介護保険制度の主な改正内容として、介護情報基盤の整備をはじめとした 5 つの項目が示されています〔図表 1-3〕。

図表 1-3 令和 6 年度の介護保険法等の改正ポイント

【1 介護情報基盤の整備】

- ・被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を地域支援事業として位置付ける。
- ・市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払い基金に委託できることとする。

【2 介護サービス事業者の財務状況等の見える化】

- ・介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設する。

【3 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務】

- ・都道府県に対し、介護サービスを提供する事業所又は施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設する。
- ・都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項に、介護サービス事業所等の生産性の向上に資する事業に関する事項を追加する。

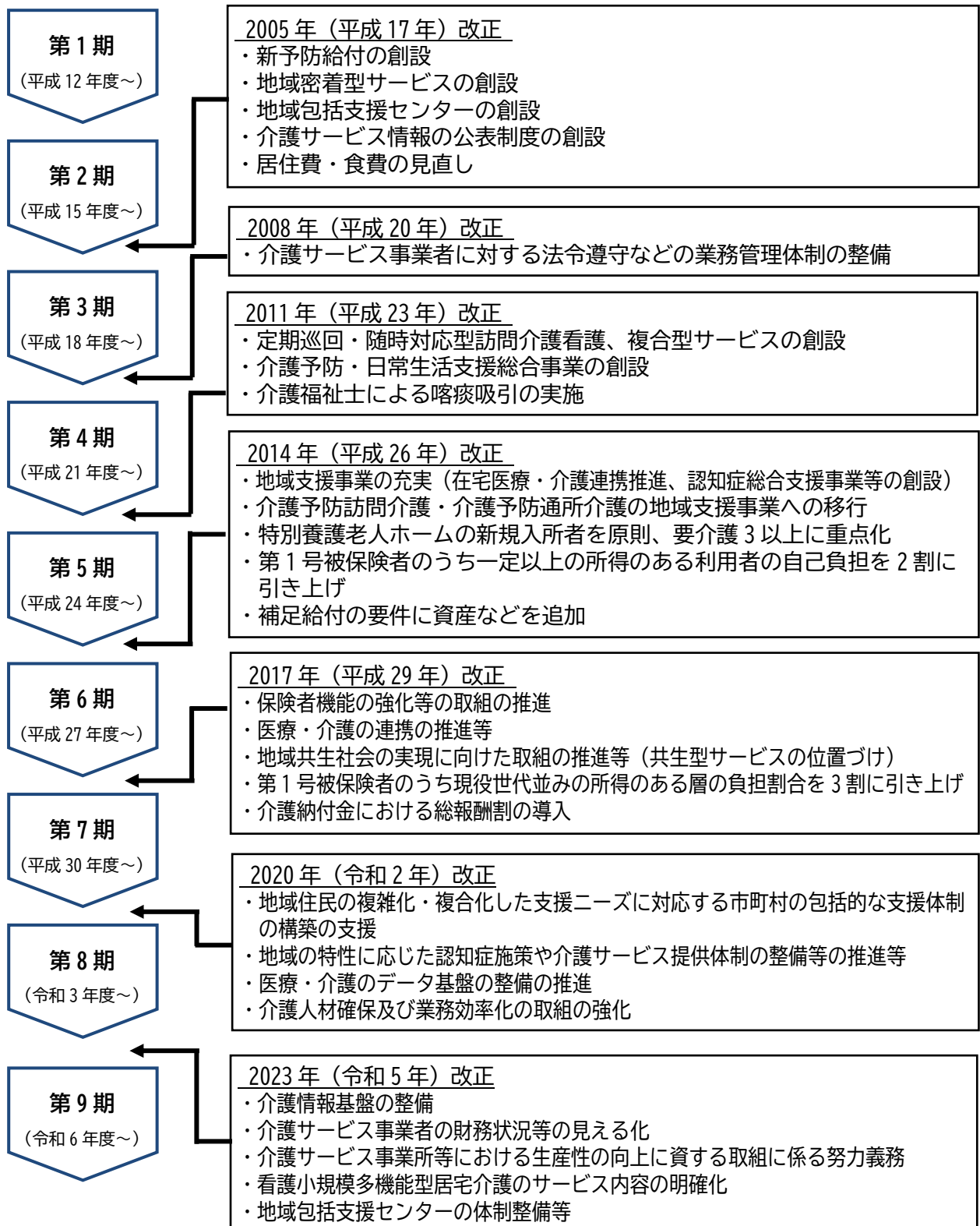
【4 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化】

- ・看護小規模多機能型居宅介護を、複合型サービスの一類型として、法律上に明確に位置付けるとともに、そのサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化する。

【5 地域包括支援センターの体制整備等】

- ・要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所も市町村からの指定を受けて実施できることとする。その際、指定を受けた居宅介護支援事業所は、市町村や地域包括支援センターとも連携を図りながら実施することとする。

図表 1-4 介護保険法の主な改正経過



2. 計画の性格

(1) 法的根拠

本計画は、老人福祉法に基づく計画（高齢者保健福祉計画）と、介護保険法に基づく計画（介護保険事業計画）及び認知症基本法に基づく計画（認知症施策推進計画）を一体のものとして策定した行政計画です。

高齢者保健福祉計画は、高齢者福祉サービスの提供、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進、地域の中で明るく心豊かに暮らせる環境づくりなど、基本的な高齢者施策分野の政策目標を示すとともに、その実現に向けて取り組むべき施策全般を盛り込んだ計画です。

介護保険事業計画は、要介護・要支援認定者等の人数を踏まえ、必要とされるサービスの見込量、介護サービス基盤の整備目標、各種事業の円滑な実施など、保険給付や地域支援事業の円滑な実施に関する方策を盛り込んだ計画です。

また、認知症施策推進計画は、認知症基本法の基本理念に則り、施策の策定及び推進を図るため、市町村の実情に即した認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならないとされており、認知症の人に関する市民の理解の増進、生活におけるバリアフリー化の推進、社会参加の機会の確保、意思決定の支援及び権利利益の保護など、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的に推進する計画です。

(2) 計画期間

本計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。本計画期間中にすべての団塊の世代が75歳以上に達する2025年（令和7年）を迎えること、加えて高齢者人口のピークとされる2040年（令和22年）の双方を念頭に、地域共生社会の実現に向けて、高齢者に対する各種事業を実施していきます。

計画期間の最終年度である令和8年度には見直しを行い、次年度以降の計画を策定する予定です。

(3) 藤沢市市政運営の総合指針との関係

本市では、都市としての長期的な展望を見据えながら、重要性や緊急性の高い取組を着実に実施できる体系として、「総合計画」に替わる「総合指針」を策定しています。

総合指針は、4年の期間ごとに定めるものとして、現在、令和3年度から令和6年度までを期間とした「藤沢市市政運営の総合指針 2024」において、めざす都市像（郷土愛あふれる藤沢）とそれを実現するための8つの基本目標を掲げるとともに、重点方針として、5つのまちづくりテーマとそのテーマごとの重点施策を位置づけています。

(4) 国等の動きと推進課題

①SDGsを踏まえた取組

2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「SDGs(持続可能な開発目標)」は、2030年(令和12年)までに地球上の「誰一人取り残さない」持続可能な世界を実現するための国際目標です。日本においても、政府が2016年(平成28年)12月に「SDGs実施指針」を策定、2023年(令和5年)12月に改定しSDGs推進の主要原則や方向性を示しました。さらに毎年、「SDGsアクションプラン」を作成し、各分野における取組を進めています。

本市では、2021年(令和3年)4月に改定した「藤沢市市政運営の総合指針2024」において、新たにSDGsの視点を取り入れ、2021年(令和3年)10月には、より具体的なSDGsの推進方策を示した「藤沢市SDGs共創指針」を策定し、取組を着実に推進するとともに、多様なステークホルダーとの連携による地域の活性化や地域課題の解決をめざしています。

これらを踏まえ、誰一人取り残さない持続可能な地域社会づくりを通じてSDGsの達成に貢献できるよう本計画においてもSDGsの視点を取り入れます。



②孤独・孤立対策推進法の施行

2024年(令和6年)4月1日に施行される「孤独・孤立対策推進法」においては、近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることや社会から孤立していることにより心身に影響を受けている状態にある人への支援等に関する取組について定め、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」及び「相互に支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」をめざすことがうたわれています。

今後、本市においても高齢者の独居世帯や高齢者のみの世帯の割合が増え続けることから、地域包括ケアシステムに孤独・孤立対策の視点を踏まえた施策の展開を図ります。

(5) 関連法律・計画との調和

ア 国の「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（総合確保方針）」では、病院の病床機能の分化・連携を進め、在宅医療の充実を図り、病気になっても可能な限り住み慣れた生活の場において安心して自分らしく暮らせるよう地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

今後、本市においても少子高齢化が進行し、在宅医療の需要や要介護認定率、一人当たり介護給付費が急激に増す85歳以上人口の増加、「地域完結型」医療の推進や病床の機能分化など、医療と介護の需要は更に高まることが見込まれます。本計画を進めていく上では、必要な介護サービス量を適切に見込むとともに、医療と介護の連携を強化し、対応していくことが求められています。

このことを踏まえ、地域包括ケアシステムの実現に向けては、神奈川県保健医療計画の在宅医療の目標と本計画の介護の整備目標の整合性を確保し、医療と介護の提供体制を整備していく必要があります。

イ 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法が改正され、複合化した問題を抱える個人や世帯への対応、「制度の狭間」にあって支援等が行き届かないなどの課題への対応ができるよう、地域福祉計画が福祉の各分野における共通基盤として位置づけられ、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関して、共通して取り組むべき事項を一体的に定めることとなっています。

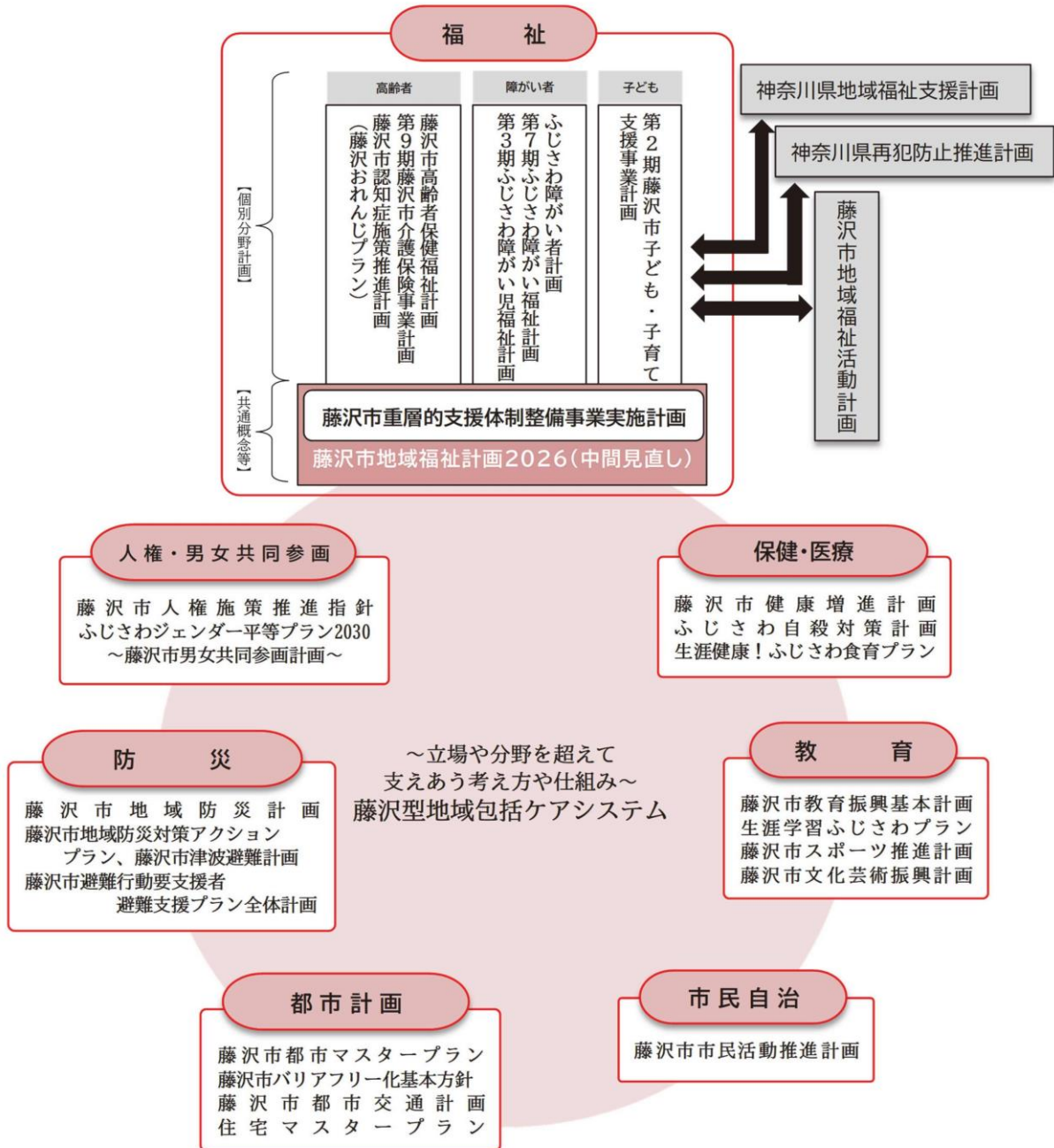
ウ 「医療保険制度の適正かつ効果的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が2019年（令和元年）6月に公布されました。この改正に合わせて「高齢者保健事業と介護予防の一体的な取組の実施にかかる指針」が全面的に改正され、被保険者が国民健康保険制度から後期高齢者医療制度へ移行された場合も、各種の保健予防事業等の継続が求められたことから、個々の診断による医療・介護制度が継続して受けられることや、保健指導と介護予防の一体的実施による効果的なフレイル予防が実施できるよう進めていきます。

エ 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が2021年（令和3年）に施行され、地域共生社会の実現を図るため、市町村においては①地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、②地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、③医療・介護のデータ基盤の整備の推進、④介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、⑤社会福祉連携推進法人制度の創設に対し、所要の措置を講じるものとされています。

オ 市町村が包括的な支援体制を整備するための具体的な手法として、「重層的支援体制整備事業」が創設され、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）」、「②参加支援」、「③地域づくりに向けた支援」を一体的に展開することとされました。本市においては、藤沢市地域福祉計画の具体的な実施計画の位置づけで、「藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画」を2023年（令和5年）3月に策定しました。高齢者施策においても、包括的な相談支援体制の構築に向け、取り組んでいくとともに、すべての住民が参加し、共に活動し、共につながることができる関係づくりを後押しすることで、更なる地域共生社会の実現をめざします。

以上を踏まえ、本計画の改定にあたっては関係法令等の改正や本市が分野横断的に取り組んでいる藤沢型地域包括ケアシステムの考え方や仕組みを土台として、地域福祉計画との整合を図りつつ、関連計画との調和も図っていきます〔図表1-5〕。

図表 1-5 関連計画図



3. 計画の期間

本計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。計画期間の最終年度である令和8年度には見直しを行い、次年度以降の計画を策定する予定です〔図表1-6〕。

また、本計画期間中に、すべての団塊の世代が75歳以上に達する2025年（令和7年）を迎えるにあたり、地域包括ケアシステムの整備を行うとともに、更に現役世代が急減する2040年（令和22年）も念頭に、中・長期的に高齢者人口や介護サービスニーズを見据えつつ、各種取組を実施していきます。

図表1-6 主な福祉関係計画の計画期間

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
藤沢市市政運営の 総合指針2024 (令和3年度～令和6年度)								
いきいき長寿プラン ふじさわ2023 (藤沢市高齢者保健福祉計画・ 第8期藤沢市介護保険事業計画)		【本計画】 いきいき長寿プラン ふじさわ2026 (藤沢市高齢者保健福祉計画・ 第9期藤沢市介護保険事業計画・ 藤沢市認知症施策推進計画 〔藤沢おれんじプラン〕)			藤沢市高齢者保健福祉計画・ 第10期藤沢市介護保険事業計画 藤沢市認知症施策推進計画 (藤沢おれんじプラン)			
藤沢市地域福祉計画2026 (令和3年度～令和8年度)								
ふじさわ障がい者プラン2026 (令和3年度～令和8年度)								
ふじさわ障がい者計画								
第6期ふじさわ障がい福祉計画 (令和3年度～令和5年度)			第7期ふじさわ障がい福祉計画 (令和6年度～令和8年度)					
第2期ふじさわ障がい児福祉計画 (令和3年度～令和5年度)			第3期ふじさわ障がい児福祉計画 (令和6年度～令和8年度)					
第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計 画(令和2年度～令和6年度)								
元気ふじさわ健康プラン <藤沢市健康増進計画(第2次)> (平成27年度～令和6年度)								
第2期藤沢市国民健康保険 データヘルス計画 (平成30年度～令和5年度)			第3期藤沢市国民健康保険 保健事業実施計画 (藤沢市データヘルス計画) (令和6年度～令和11年度)					
第7次神奈川県保健医療計画 (平成30年度～令和5年度)			第8次神奈川県保健医療計画 (令和6年度～令和11年度)					
神奈川県高齢者居住安定確保計画 (令和元年度～令和10年度)								

4. 計画の策定にあたって

(1) アンケート調査の実施

計画の策定にあたり、65歳以上で介護保険の要介護・要支援の認定を受けていない人、及び要介護・要支援の認定を受けている人の現状や意識・意向、ニーズの把握とともに、介護離職を防ぐためのサービスの在り方を検討する調査や、介護保険サービスを提供している事業者に対しても、現在のサービスの実績や実態などに関する調査を実施しました。

○ 藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査

調査目的	「いきいき長寿プランふじさわ 2023～藤沢市高齢者保健福祉計画・第8期藤沢市介護保険事業計画～」の見直しに向け、施策や事業の主な対象となる高齢者の意識・意向やニーズなどを把握するためにアンケート調査を実施しました。
調査対象	65歳以上で、介護保険の要介護・要支援の認定を受けていない人
対象者数	4,000人（住民基本台帳に基づく無作為抽出）
調査方法	郵送配付・郵送回収
調査期間	2022年（令和4年）11月24日～12月9日
回収結果	有効回収数 2,816人（回収率 70.4%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 回答者の属性 ○ 住まいの状況について ○ 健康状態について ○ 外出の状況について ○ 買い物の状況について ○ 同居の家族以外のお付き合いの状況について ○ 生きがい・楽しみについて ○ 就労の状況について ○ 地域で参加している活動について ○ 普段の生活の中での不安や心配ごとについて ○ 相談先について ○ 認知症について ○ 人生最期の時（終活）について ○ 権利擁護について ○ 65歳からの健康づくり事業（介護予防事業）等について ○ 介護予防・日常生活支援総合事業の検討について ○ 高齢者いきいき交流助成券について ○ 高齢者に対する施策について ○ 介護保険制度について ○ 災害時の避難支援について

○ 藤沢市介護保険サービス利用状況調査

調査目的	第9期藤沢市介護保険事業計画の策定に向けた基礎資料として、サービスを受ける利用者と主な介護者の生活状況やニーズなどを把握するため、アンケート調査を実施しました。
調査対象	介護保険施設入所者を除く、要介護・要支援認定者
対象者数	3,000人
調査方法	郵送配付・郵送回収
調査期間	2022年（令和4年）10月13日～10月31日
回収結果	有効回収数2,024人（回収率67.5%）
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人や家族の状況について ○ 介護保険サービスについて ○ 介護における相談などについて ○ 介護予防などの事業について ○ 主な介護者の方について

○ 藤沢市在宅介護実態調査

調査目的	第9期藤沢市介護保険事業計画の策定に向けた基礎資料として、「要介護者の在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に有効な介護サービスの在り方を検討するため、調査を実施しました。
調査対象	主に在宅で生活をしている要介護・要支援認定を受けている人のうち、更新申請・区分変更申請による認定調査を受ける人とその家族
対象者数	624人
調査方法	認定調査員による聞き取り
調査期間	2022年（令和4年）6月15日～2023年（令和5年）2月14日
回収結果	有効回収数602人（目標サンプル数の600人に達したため終了）
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護を主な理由として、過去1年間に仕事を辞めた人 ○ 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護等

○ 藤沢市介護保険サービス事業者調査

① 在宅生活改善調査

調査目的	自宅や有料老人ホーム等にお住まいで生活の維持が困難となっているサービス利用者の実態を把握し、地域に不足する介護サービス等を検討するため、アンケート調査を実施しました。
調査対象	居宅介護支援、(看護)小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員
対象者数	133 事業所
調査方法	HP 掲載・メール等回収
調査期間	2023 年(令和 5 年) 2 月 27 日～3 月 17 日
回収結果	有効回収数 98 事業所(回収率 73.7%)
主な調査項目	○ 自宅等から居場所を変更した利用者 ○ 現在のサービス利用では生活の維持が難しい理由

② 居所変更実態調査

調査目的	過去 1 年間の施設・居住系サービス等の入居又は退去の流れ、退去の理由などを把握し、住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等を検討するため、アンケート調査を実施しました。
調査対象	特別養護老人ホーム、(地域密着型)特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、住宅型有料老人ホーム
対象者数	156 事業所
調査方法	HP 掲載・メール等回収
調査期間	2023 年(令和 5 年) 2 月 27 日～3 月 17 日
回収結果	有効回収数 94 事業所(回収率 60.3%)
主な調査項目	○ 過去 1 年間の新規で入所・入居した利用者の人数と入居前の居場所 ○ 過去 1 年間に退去した利用者の人数と退去先 ○ 居所変更した理由

③ 介護人材実態調査

調査目的	介護職員の資格の有無、性別や年齢などの詳細な実態を把握し、人材の確保や定着等に必要な支援等を検討するため、アンケート調査を実施しました。
調査対象	居宅介護支援を除く全サービス
対象者数	480 事業所
調査方法	HP 掲載・メール等回収
調査期間	2023 年（令和 5 年）2 月 27 日～3 月 17 日
回収結果	有効回収数 265 事業所（回収率 55.2%）
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none">○ 介護職員の状況（資格、雇用形態、性別、年齢、勤務年数等）○ 過去 1 年間の介護職員の職場の変化○ 職員の年齢別の訪問介護提供時間

(2) 計画策定委員会の設置

計画策定にあたっては、高齢者関係団体・関係機関、介護保険サービス事業者の代表者や学識経験者、公募による市民を委員とする「藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を設置し、本計画の内容を幅広く議論しました。

(3) パブリックコメント（市民意見公募）の実施

本計画に関するご意見を、広く市民の皆様からいただくため、計画素案に対するパブリックコメント（市民意見公募）を実施しました。

【実施期間】2023年（令和5年）11月13日（月）～12月12日（火）

【実施案件】（仮称）いきいき長寿プランふじさわ2026～藤沢市高齢者保健福祉計画・第9期藤沢市介護保険事業計画・藤沢市認知症施策推進計画（藤沢おれんじプラン）～（素案）

【意見等を提出できる人】

市内在住・在勤・在学の人、市内に事業所等を有する人、その他利害関係者

【提出された意見等の集計】

郵送	0 通
持参	0 通
インターネット	2 通
合計	2 通

【提出された意見等の内訳】

① 介護保険事業所の整備	1 件
② 介護人材の確保	1 件
③ 地域の相談支援体制の充実	1 件
④ 健康づくりの推進	1 件
合計	4 件

【実施結果の公表】

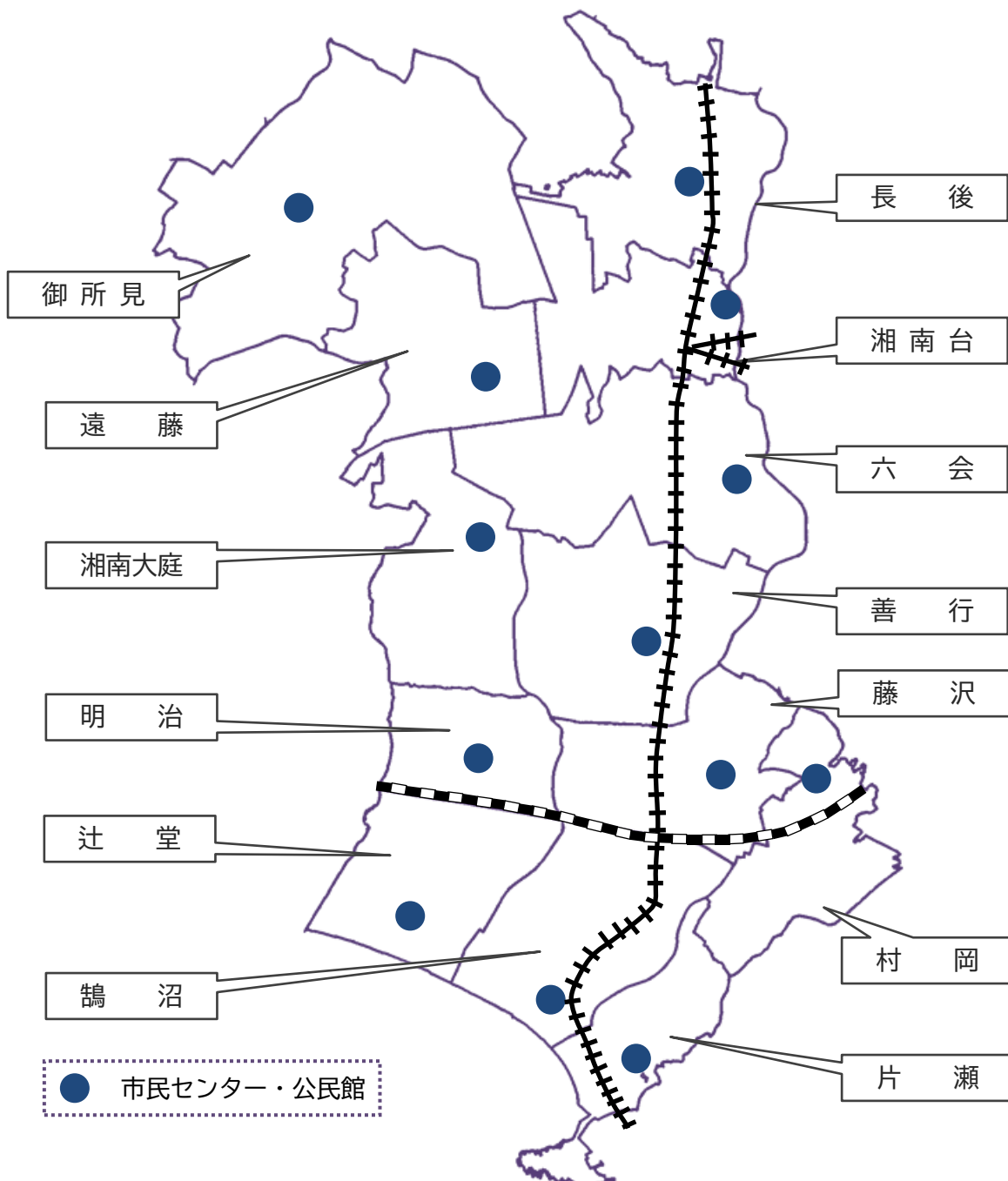
2024年（令和6年）1月25日（木）から2月26日（月）まで、市役所、各市民センター・公民館の窓口及びホームページにおいて公表。

※提出された意見等及びそれに対する市の考え方の詳細については、資料編に掲載。

5. 日常生活圏域の設定

介護保険法では、市町村介護保険事業計画において、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付など対象サービスを提供するための施設整備の状況やその他の条件を総合的に勘案し、日常生活圏域を定めるものとしています。

本市においては、市民センター・公民館を設置している13地区の地区割りを基本に様々な施策を展開していることから、本計画においても、13地区を日常生活圏域として設定します。



第 2 章

高齢者を取り巻く状況

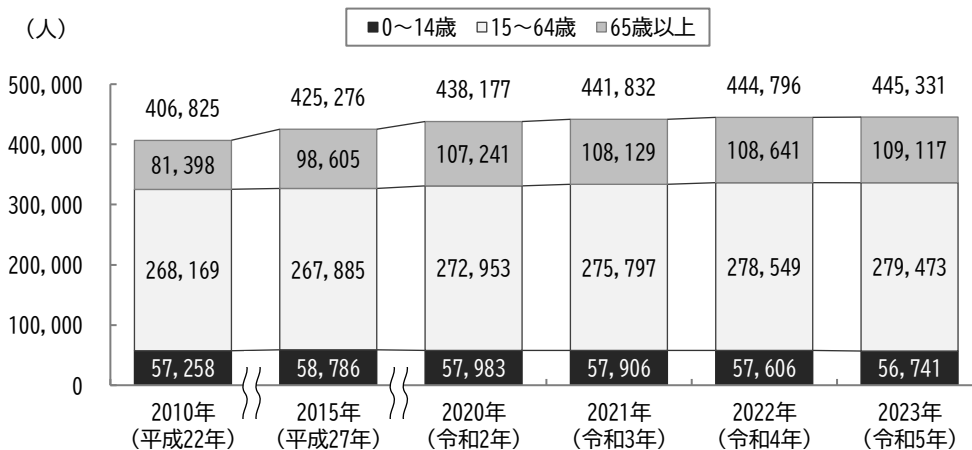
1. 高齢化の状況

(1) 藤沢市の総人口の動向と今後の見通し

○ 総人口の動向と今後の見通し [住民基本台帳に基づく実績]

住民基本台帳によれば、本市の総人口は、2023年（令和5年）10月1日現在、445,331人となっており、年々増加傾向にあります〔図表2-1〕。

図表2-1 藤沢市の総人口の推移



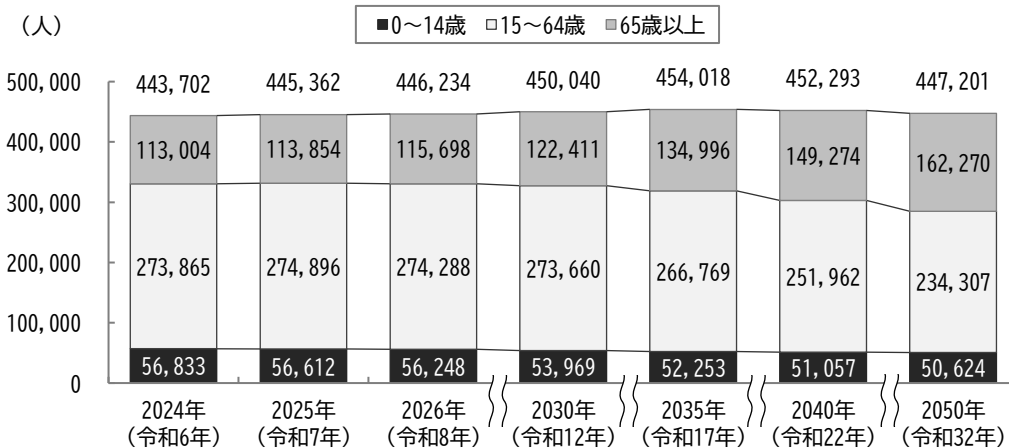
※ 住民基本台帳に基づく人口。各年10月1日現在。

※ 2012年（平成24年）7月に外国人登録法が廃止されたことに伴い、2012年（平成24年）以降は外国籍人口を含む。

○ 総人口の今後の見通し [国勢調査に基づく推計]

国勢調査に基づく推計によれば、本市の総人口の今後の見通しは、2035年（令和17年）に454,018人でピークを迎え、その後は減少に転じる見込みです〔図表2-2〕。

図表2-2 藤沢市の総人口の推移



※令和4年度 藤沢市将来人口推計から引用(令和2年国勢調査に基づく推計値)。各年10月1日現在。

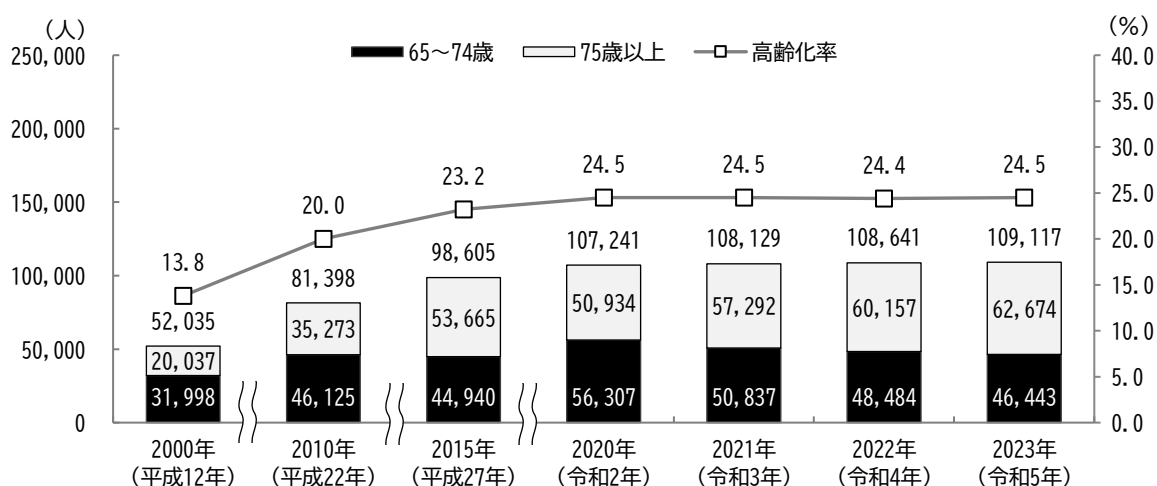
(2) 高齢化の動向と今後の見通し

○ 高齢化の動向 [住民基本台帳に基づく実績]

住民基本台帳によれば、本市の高齢者人口（65歳以上人口）は年々増加傾向にあり、2020年（令和2年）には高齢化率が24.5%となり、超高齢社会といわれる都市となりました。

2023年（令和5年）10月1日現在の高齢者人口は109,117人、高齢化率は24.5%で、2020年（令和2年）以降同程度の高齢化率であり、約4人に1人が高齢者となっています〔図表2-3〕。

図表2-3 藤沢市の高齢者人口の推移



※ 住民基本台帳に基づく人口。各年10月1日現在。

※ 2012年(平成24年)7月に外国人登録法が廃止されたことに伴い、2012年(平成24年)以降は外国籍人口を含む。

(参考) 神奈川県・全国の人口と高齢化率の推移

		2010年 (平成22年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)
神奈川県	総人口 (人)	9,008,132	9,201,825	9,236,337	9,231,177	9,227,901
	高齢者人口 (人)	1,784,794	2,311,697	2,312,173	2,324,007	2,326,294
	高齢化率 (%)	19.9	25.4	25.6	25.8	25.8
全国	総人口 (万人)	12,806	12,571	12,550	12,495	12,434
	高齢者人口 (万人)	2,958	3,619	3,621	3,624	3,622
	高齢化率 (%)	23.1	28.8	28.9	29.0	29.1

※ 神奈川県の2010年(平成22年)の人口・高齢化率は、国勢調査結果による集計数値。10月1日現在。

※ 神奈川県の2020年(令和2年)以降の人口・高齢化率は、「神奈川県年齢別人口統計調査」による。各年1月1日現在。なお、高齢化率は、総人口から年齢不詳人口を除いて算出。

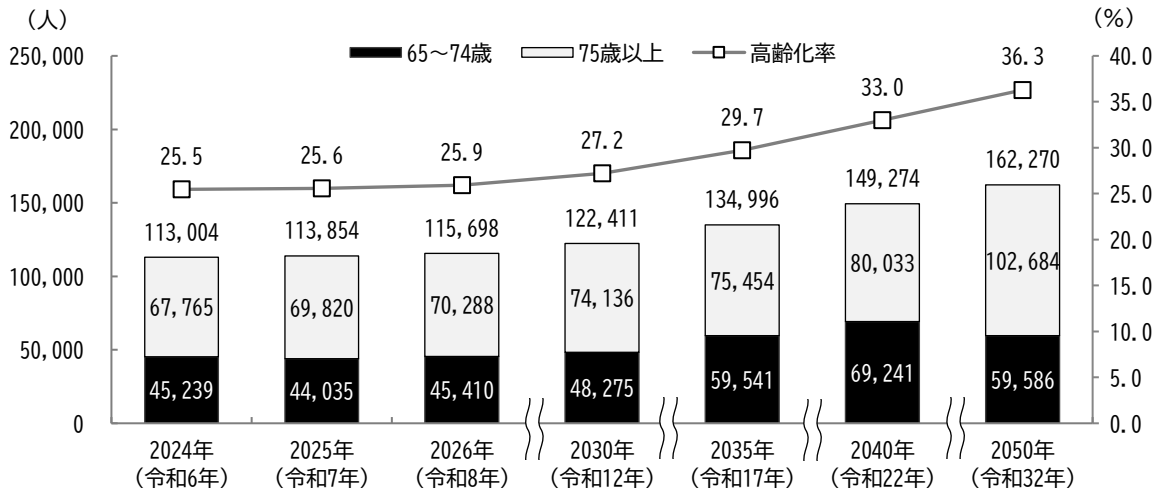
※ 全国の人口・高齢化率は、総務省統計局「人口推計」による。各年10月1日現在。2023(令和5年)の人口・高齢化率は10月1日現在の概算値。

○ 高齢化の今後の見通し [国勢調査に基づく推計]

国勢調査に基づく推計によれば、2024年（令和6年）に、高齢者人口は113,004人、高齢化率は25.5%と推計され、4人に1人が高齢者になります。

また、その後も、高齢者人口、高齢化率ともに上昇し続け、2050年（令和32年）には、高齢者人口が162,270人、高齢化率が36.3%となる見込みです〔図表2-4〕。

図表2-4 藤沢市の高齢者人口の将来の見通し



※令和4年度 藤沢市将来人口推計から引用(令和2年国勢調査に基づく推計値)。各年10月1日現在。

(参考) 神奈川県・全国の将来推計人口

		2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)
神奈川県	総人口 (人)	9,237,337	9,200,727	9,121,807	9,011,993	8,869,022
	高齢者人口 (人)	2,360,820	2,434,051	2,547,900	2,722,792	2,919,553
	高齢化率 (%)	25.6	26.5	27.9	30.2	32.9
全国	総人口 (万人)	12,615	12,326	12,012	11,664	11,284
	高齢者人口 (万人)	3,603	3,653	3,696	3,773	3,929
	高齢化率 (%)	28.6	29.6	30.8	32.3	34.8

※ 神奈川県の将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年12月推計)」の推計結果。各年10月1日現在。

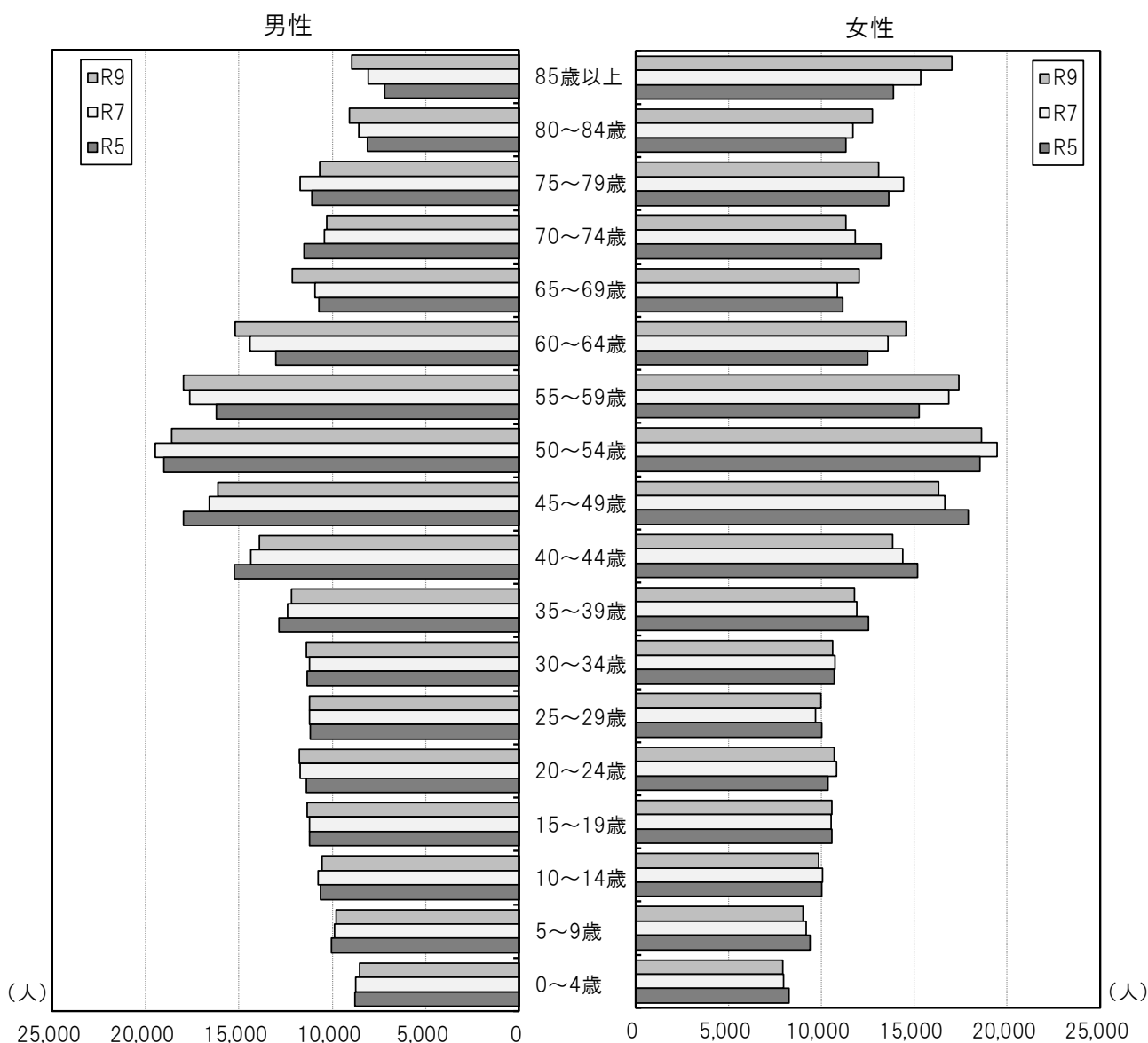
※ 全国の将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年4月推計)」の推計結果。各年10月1日現在。

○ 人口構造の今後の見通し

人口ピラミッドとは、中央に縦軸を引き、底辺を0歳（今回は0～4歳）、頂点を最高年齢者（今回は85歳以上）として年齢を刻み、左右に男女別・年齢別の人口数又は割合を棒グラフで表した「年齢別人口構成図」のことです。日本をはじめとする先進国では、少子高齢化の影響により、「つぼ型」になる傾向にあります。

本市でも、2023年（令和5年）現在、「つぼ型」の傾向にあり、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）へ移行する中で、高齢者人口は増加する一方、30歳代から40歳代の人口は減少する見込みです〔図表2-5〕。

図表2-5 藤沢市の男女別・5歳階級別人口ピラミッド

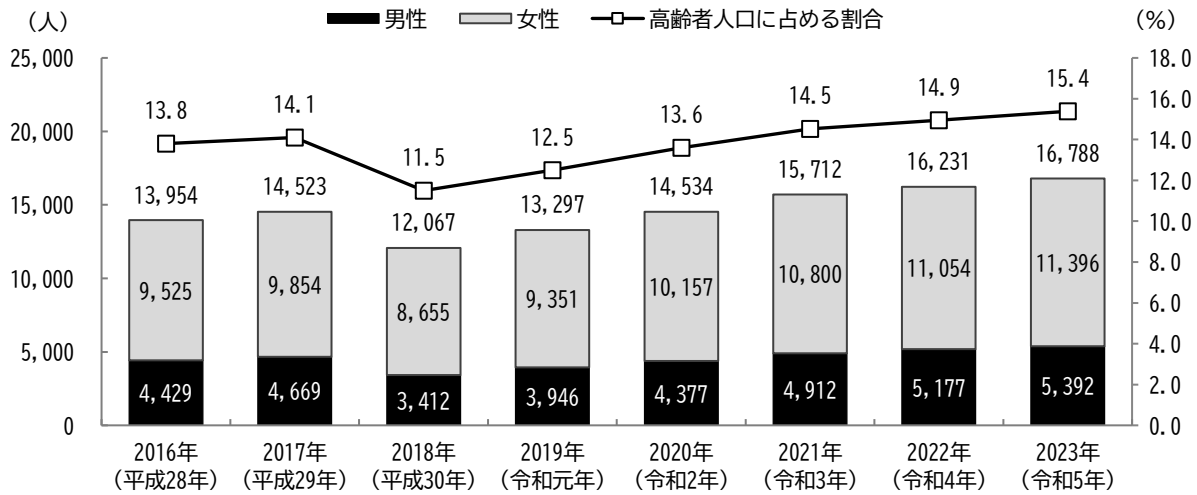


※ 令和4年度 藤沢市将来人口推計から引用(令和2年国勢調査に基づく推計値)。各年10月1日現在。

○ ひとり暮らし高齢者の動向

ひとり暮らし高齢者台帳によると、2023年（令和5年）10月1日現在、70歳以上のひとり暮らし高齢者は16,788人と増加傾向にあり、高齢者の1割以上がひとり暮らしをしている状況です〔図表2-6〕。

図表2-6 藤沢市のひとり暮らし高齢者の推移



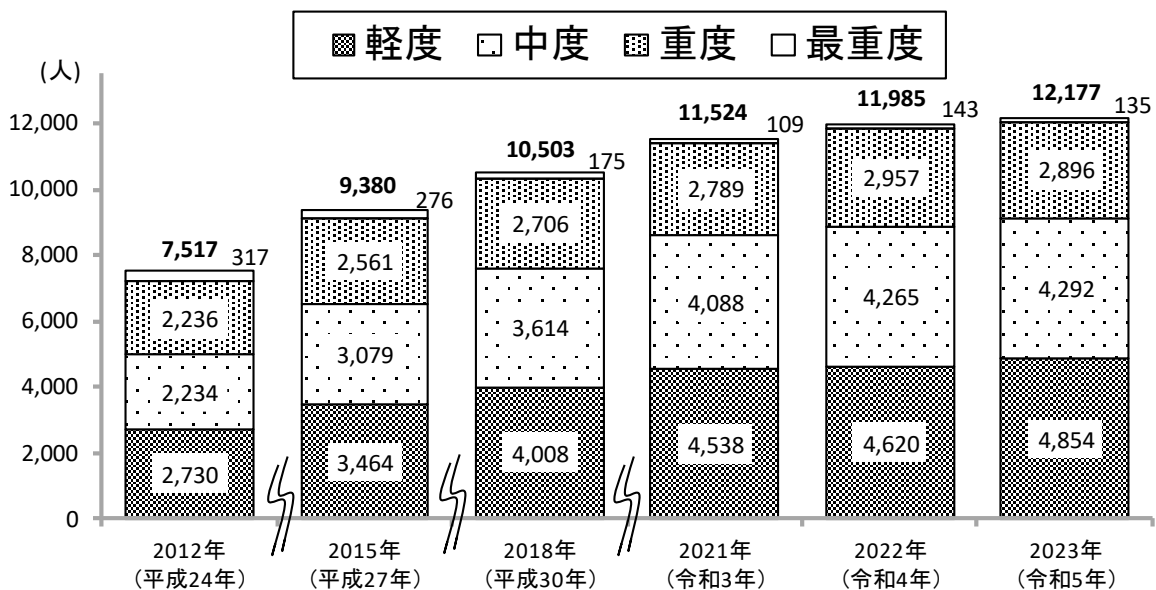
※ ひとり暮らし高齢者台帳に基づく。各年10月1日現在。

※ 2018年(平成30年)より年齢基準を65歳以上から70歳以上に変更。

○ 認知症高齢者の動向

介護保険認定調査の「認知症高齢者の日常生活自立度」により、要介護・要支援認定を受けている人で認知症があると認められたものは、2023年(令和5年)9月末現在で12,177人となっており、毎年増加傾向にあります〔図表2-7〕。

図表2-7 藤沢市の認知症高齢者の推移



※2012年(平成24年)までは年度末現在。2015年(平成27年)以降は9月末現在。

※住所地特例該当者及び第2号被保険者を含む。

2. 介護保険を取り巻く状況

(1) 第1号被保険者の状況

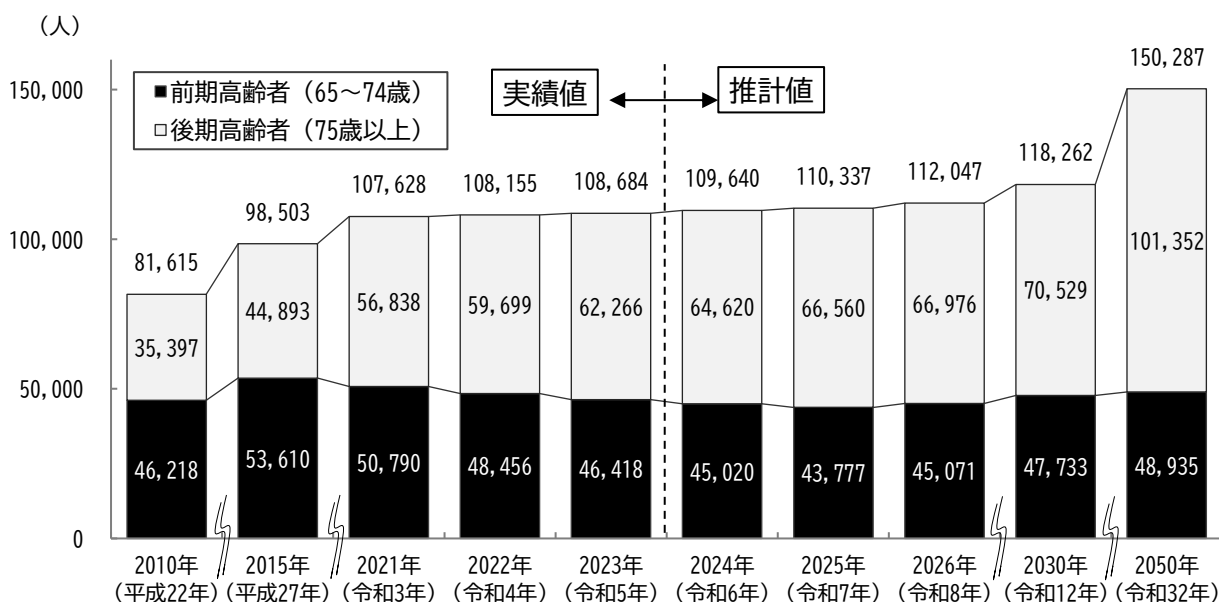
○ *第1号被保険者の推移と今後の見通し

本市の第1号被保険者数は、2023年（令和5年）9月末現在、108,684人となり、前年に比べて529人増加しています。第1号被保険者数は今後も増加を続け、2030年（令和12年）には118,262人、2050年（令和32年）には、150,287人となる見込みです〔図表2-8・9〕。

※第1号被保険者とは、65歳以上の本市の介護保険の被保険者です。

※第1号被保険者数には、住所地特例該当者を含むため、65歳以上人口とは一致しません。

図表2-8 藤沢市の第1号被保険者の推移と今後の見通し



※ 各年9月末現在

図表2-9 藤沢市の第1号被保険者の推移と今後の見通し

	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)
第1号被保険者数(人)	81,615	98,503	107,628	108,155	108,684
前期高齢者(65-74歳)	46,218	53,610	50,790	48,456	46,418
後期高齢者(75歳以上)	35,397	44,893	56,838	59,699	62,266
後期高齢者構成割合(%)	43.4%	45.6%	52.8%	55.2%	57.3%
	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)	2030年 (令和12年)	2050年 (令和32年)
第1号被保険者数(人)	109,640	110,337	112,047	118,262	150,287
前期高齢者(65-74歳)	45,020	43,777	45,071	47,733	48,935
後期高齢者(75歳以上)	64,620	66,560	66,976	70,529	101,352
後期高齢者構成割合(%)	58.9%	60.3%	59.8%	59.6%	67.4%

(2) 要介護・要支援認定者の状況

○ 要介護・要支援認定者数の推移と今後の見通し

本市の要介護・要支援認定者数（第2号被保険者を含む）は、高齢者数の増加に伴い年々増加し、2023年（令和5年）9月末現在、22,246人となっています。

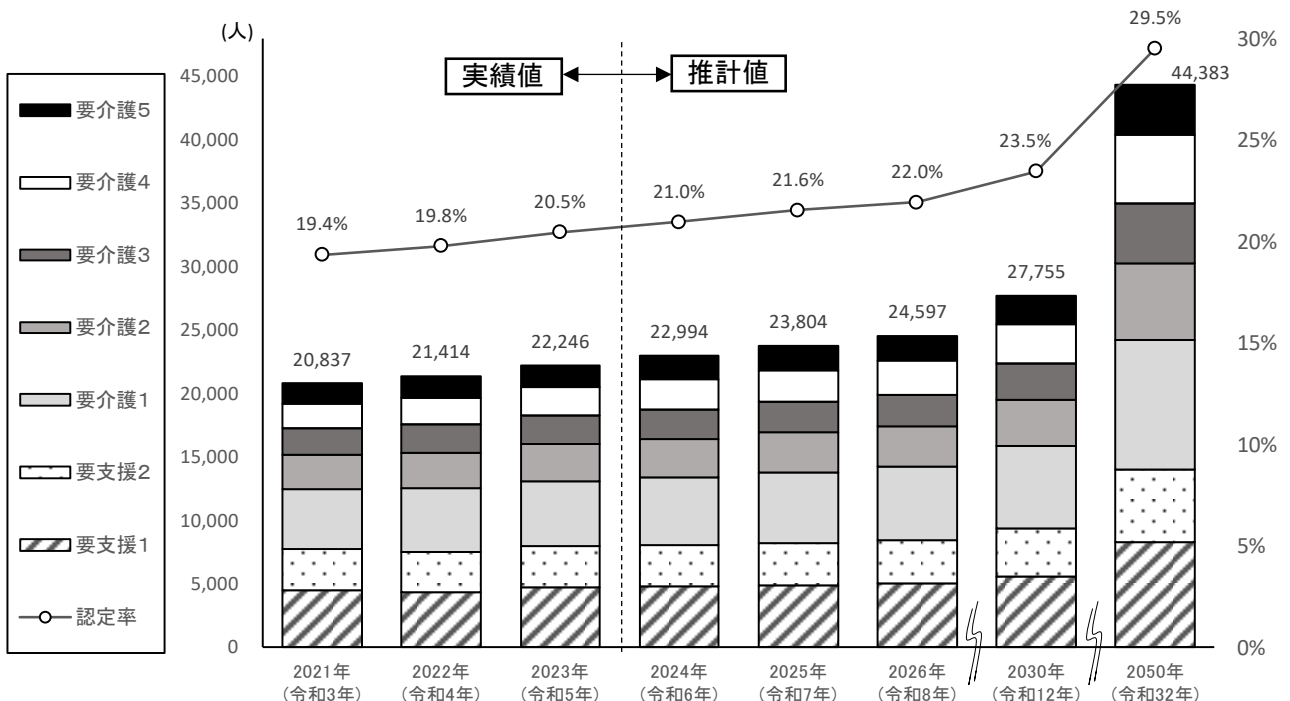
今後も増加傾向は継続し、第9期計画の最終年度である2026年（令和8年）には、24,597人、2050年（令和32年）には、44,383人となる見込みです〔図表2-10・11・12〕。

図表2-10 藤沢市の要介護・要支援認定者数の推移

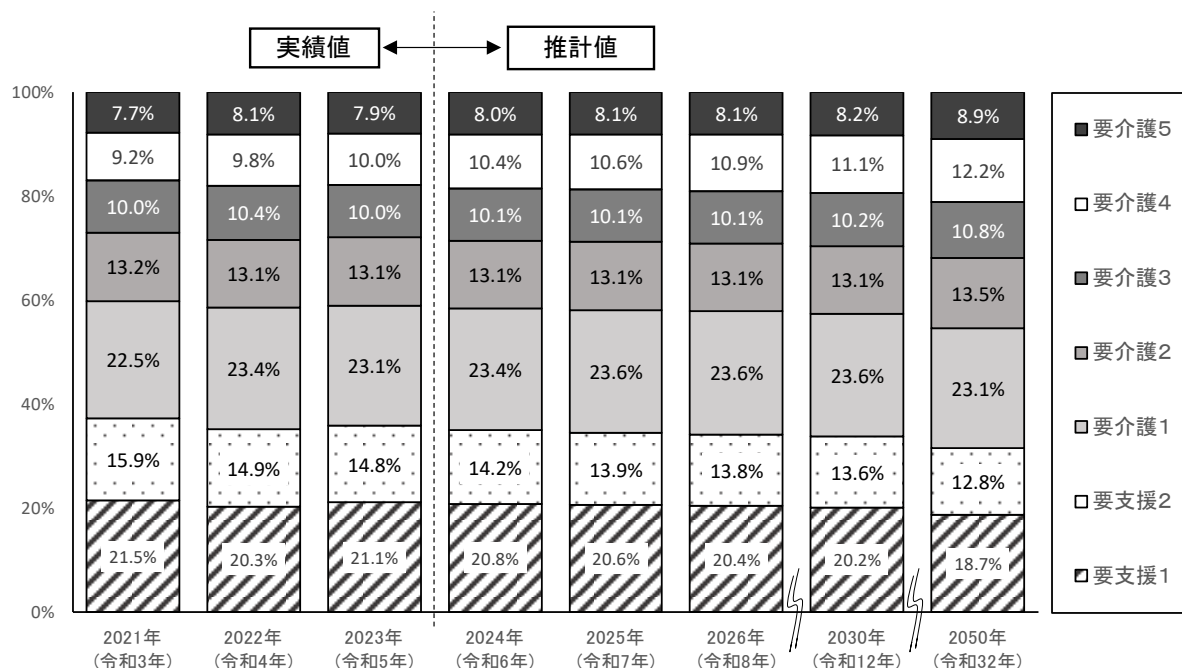
	第8期計画期間			第9期計画期間			2030年 (令和12年)	2050年 (令和32年)
	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)		
要支援1	4,471	4,345	4,698	4,794	4,907	5,027	5,601	8,321
要支援2	3,314	3,186	3,285	3,254	3,305	3,390	3,785	5,686
要介護1	4,685	5,009	5,148	5,386	5,617	5,817	6,538	10,257
要介護2	2,752	2,808	2,914	3,011	3,114	3,212	3,636	5,993
要介護3	2,093	2,238	2,232	2,313	2,404	2,476	2,835	4,789
要介護4	1,923	2,100	2,222	2,397	2,536	2,673	3,083	5,414
要介護5	1,599	1,728	1,747	1,839	1,921	2,002	2,277	3,923
合計	20,837	21,414	22,246	22,994	23,804	24,597	27,755	44,383
対高齢者（第1号被保険者）人口比	19.4%	19.8%	20.5%	21.0%	21.6%	22.0%	23.5%	29.5%

※各年9月末現在（単位：人）

図表2-11 藤沢市の要介護・要支援認定者数の推移



図表 2-12 藤沢市の要介護・要支援認定者数の構成比の推移



○ 13 地区別の要介護・要支援認定者数

13 地区別の要介護・要支援認定者数は、高齢者人口、特に 75 歳以上の後期高齢者の人口に比例して多くなる傾向にあります。また、65 歳以上人口に占める要介護・要支援認定者の割合は、後期高齢者割合の高い片瀬地区・御所見地区で高く、65 歳以上人口に占める前期高齢者の割合が高い村岡地区・遠藤地区では、低い傾向となっています〔図表 2-13〕。

図表 2-13 13 地区別の要介護・要支援認定者数

	総人口	65 歳以上人口		65~74 歳人口 (前期高齢者)		75 歳以上人口 (後期高齢者)		認定者数		
		人数	対人口比 (高齢化率)	人数	対 65 歳以上人口比	人数	対 65 歳以上人口比	人数	対 65 歳以上人口比	
片瀬	20,419	5,776	28.3%	2,305	39.9%	3,471	60.1%	1,314	22.7%	1 位
鵜沼	60,497	14,673	24.3%	6,264	42.7%	8,409	57.3%	2,917	19.9%	6 位
辻堂	45,035	10,170	22.6%	4,317	42.5%	5,853	57.6%	2,077	20.4%	5 位
村岡	31,881	6,778	21.3%	2,946	43.5%	3,832	56.5%	1,288	19.0%	12 位
藤沢	47,796	11,015	23.0%	4,736	43.0%	6,279	57.0%	2,304	20.9%	2 位
明治	32,688	7,130	21.8%	3,298	46.3%	3,832	53.7%	1,406	19.7%	7 位
善行	41,864	11,556	27.6%	4,739	41.0%	6,817	59.0%	2,374	20.5%	4 位
湘南大庭	31,977	10,594	33.1%	4,486	42.3%	6,108	57.7%	1,747	16.5%	13 位
六会	36,426	8,034	22.1%	3,550	44.2%	4,484	55.8%	1,553	19.3%	8 位
湘南台	33,248	6,316	19.0%	2,749	43.5%	3,567	56.5%	1,212	19.2%	9 位
遠藤	11,805	2,859	24.2%	1,314	46.0%	1,545	54.0%	547	19.1%	11 位
長後	33,812	9,004	26.6%	3,671	40.8%	5,333	59.2%	1,731	19.2%	9 位
御所見	17,883	5,212	29.1%	2,068	39.7%	3,144	60.3%	1,085	20.8%	3 位

※ (単位: 人)

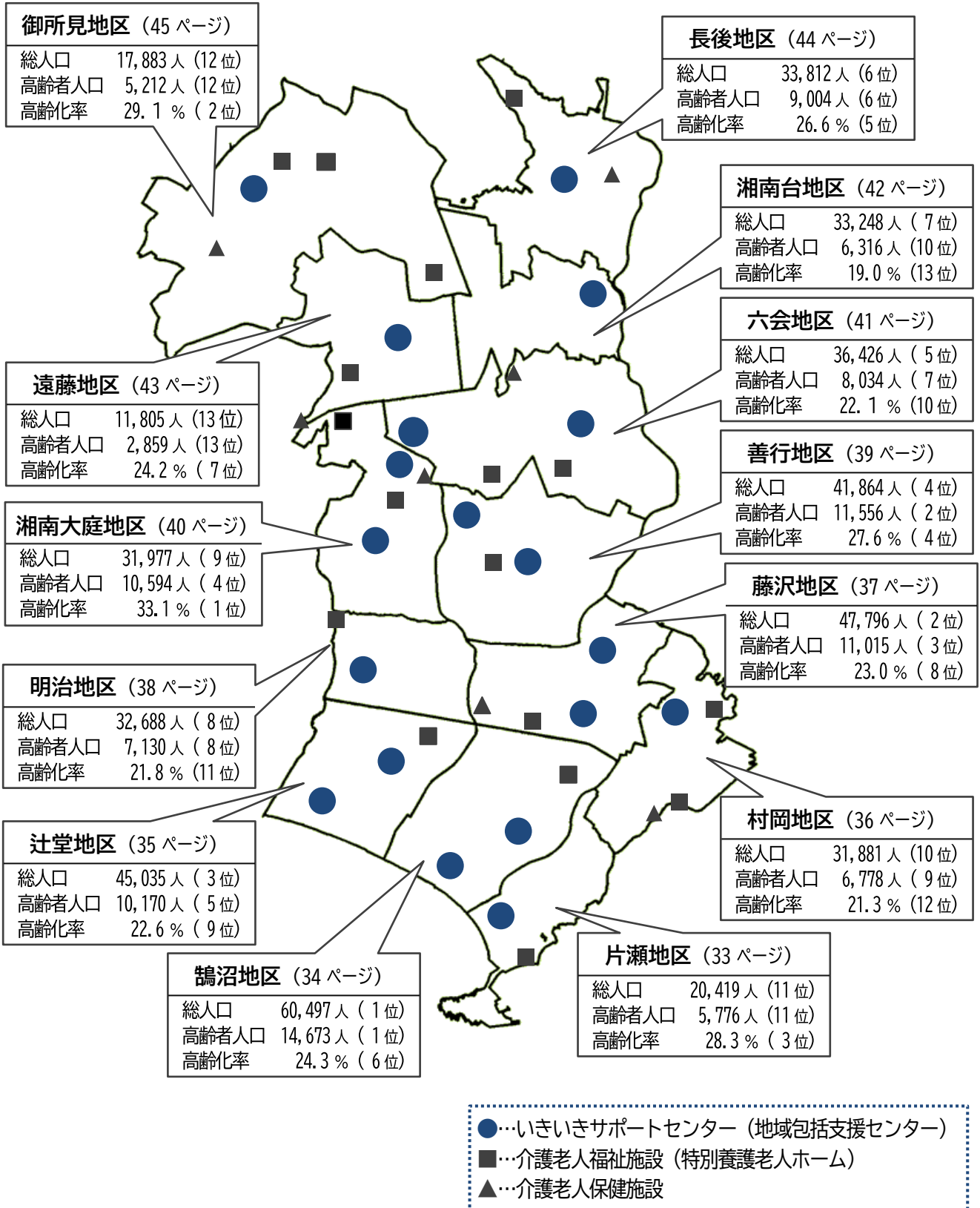
※ 人口は住民基本台帳に基づく。2023 年 (令和 5 年) 10 月 1 日現在。

※ 認定者数は住所地特例該当者を除く。2023 年 (令和 5 年) 9 月末現在。

3. 日常生活圏域の現状と今後の高齢化の見通し


(1) 13 圏域別の現状

※ 住民基本台帳に基づく。2023年（令和5年）10月1日現在。



(2) 市全域と地区の現状及び今後の高齢化の見通し

市 全 域



本市は、境川、引地川から湘南海岸・相模湾へと市域を南北に貫く水のネットワークを中心に豊かな自然環境を形成しています。また、行政区域である13地区ごとに、地域の特性を生かしたまちづくりや主体的な市民活動が行われています。

2023年(令和5年)10月現在、高齢化率は24.5%となっており、超高齢社会といわれる都市となっています。

■現状■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	445,331人
高齢者人口	109,117人
(うち、75歳以上の人口)	62,674人
高齢化率	24.5%
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	14.1%
ひとり暮らし高齢者人口	16,788人
高齢者人口に占める割合	15.4%
在宅ねたきり高齢者人口	113人
高齢者人口に占める割合	0.10%

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	21,555人
高齢者人口に占める割合	19.8%
介護度3区分別認定者数	
要支援1、2	7,877人 [36.5%]
要介護1、2	7,805人 [36.2%]
要介護3以上	5,873人 [27.3%]

【認知症の状況 (介護保険認定調査の日常生活自立度による) (2023年9月末現在)】

認知症がある要介護・要支援認定者数 11,647人 高齢者数に対する割合 10.7%

【医療に関する情報】

①在宅療養支援病院・診療所	57カ所
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	61カ所
③在宅医療受入可能薬局	64カ所
④訪問看護ステーション	32カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	17施設
介護老人保健施設	7施設
介護医療院	1施設

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4施設
夜間対応型訪問介護	1施設
認知症対応型通所介護	3施設
地域密着型通所介護	49施設
小規模多機能型居宅介護	19施設
看護小規模多機能型居宅介護	7施設
認知症対応型共同生活介護	32施設
地域密着型特定施設入居者生活介護	6施設
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2023年10月現在)

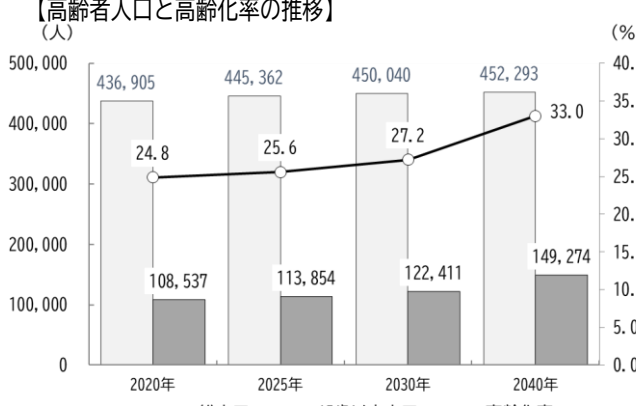
自治会・町内会	476
単位老人クラブ	116クラブ
地域ささえあいセンター	4施設
いきいきシニアセンター	3施設
地域の縁側	35施設
地域市民の家	41カ所
老人憩の家・老人ふれあいの家	3カ所
地区ボランティアセンター	12カ所

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体	33団体
--------------	------

■今後の高齢化の見通し■

【高齢者人口と高齢化率の推移】

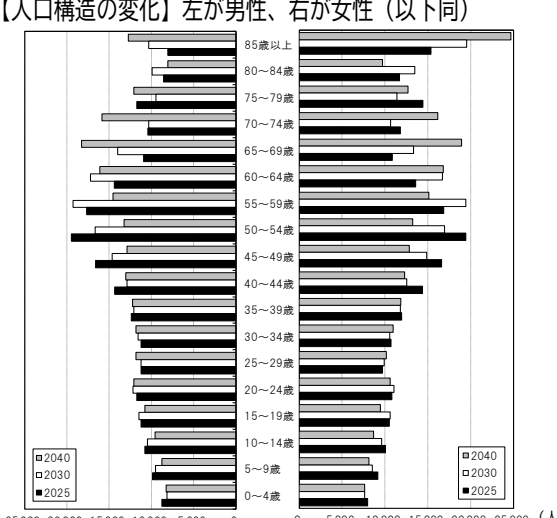


年	総人口(人)	65歳以上人口(人)	高齢化率(%)
2020年	436,905	108,537	24.8
2025年	445,362	113,854	25.6
2030年	450,040	122,411	27.2
2040年	452,293	149,274	33.0

(2020年(令和2年)から2040年(令和22年)の将来見込み)

- ・総人口 : 増加傾向 (+3.5%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+37.5%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+8.2ポイント)

【人口構造の変化】 左が男性、右が女性 (以下同)



資料：令和4年度 藤沢市将来人口推計(以下同)

片瀬地区



片瀬地区は、湘南海岸や江の島など自然環境を生かした首都圏有数のレクリエーション拠点により形成されています。本市のイメージを代表する地区の1つであり、多くの観光客が訪れています。比較的公共交通の利便性が高い一方で、江の島や片瀬山などの地形の高低差が大きいことが特徴です。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	20,419人 (11位)
高齢者人口	5,776人 (11位)
(うち、75歳以上人口)	3,471人 (11位)
高齢化率	28.3% (3位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	17.0% (3位)
ひとり暮らし高齢者人口	559人 (13位)
高齢者人口に占める割合	9.7% (12位)
在宅ねたきり高齢者人口	6人 (7位)
高齢者人口に占める割合	0.10% (7位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	1,314人 (9位)
高齢者人口に占める割合	22.7% (1位)
介護度3区分別認定者数	
要支援1、2	528人 [40.2%]
要介護1、2	428人 [32.6%]
要介護3以上	358人 [27.2%]

【認知症の状況 (介護保険認定調査の日常生活自立度による) (2023年9月末現在)】

認知症がある要介護・要支援認定者数 670人 高齢者数に対する割合 11.6%

【医療に関する情報】

- ①在宅療養支援病院・診療所 8カ所
- ②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院 3カ所
- ③在宅医療受入可能薬局 5カ所
- ④訪問看護ステーション 2カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 1施設

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

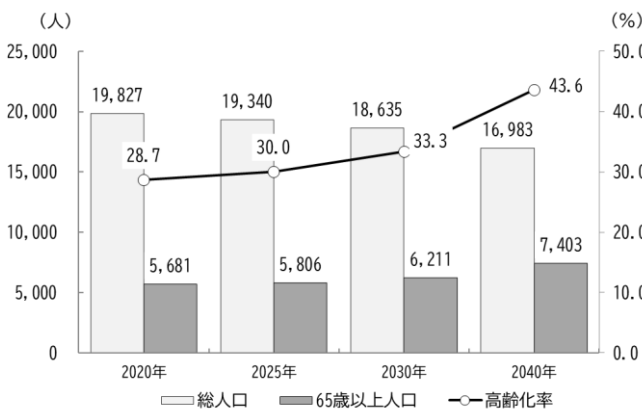
認知症対応型通所介護 1施設
地域密着型通所介護 2施設
認知症対応型共同生活介護 1施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2023年10月現在)

自治会・町内会 26
単位老人クラブ 13クラブ
地域の縁側 2施設
地域市民の家 3カ所
地区ボランティアセンター ひだまり片瀬

■今後の高齢化の見通し■

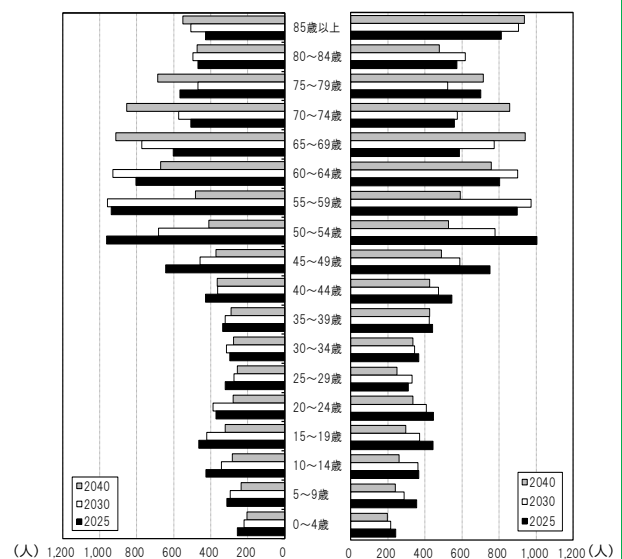
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2020年(令和2年)から2040年(令和22年)の将来見込み)

- ・総人口 : 減少傾向 (▲14.3%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+30.3%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+14.9ポイント)

【人口構造の変化】



鵜沼地区



鵜沼地区は、南部に比較的緑が多い閑静な住宅地が形成されている一方、北部は藤沢駅の南側で、商業やサービス機能が集積するとともに、駅に近接した利便性の高さから、多くのマンションも立地しています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	60,497人 (1位)
高齢者人口	14,673人 (1位)
(うち、75歳以上人口)	8,409人 (1位)
高齢化率	24.3% (6位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	13.9% (6位)
ひとり暮らし高齢者人口	2,552人 (1位)
高齢者人口に占める割合	17.4% (3位)
在宅ねたきり高齢者人口	16人 (2位)
高齢者人口に占める割合	0.11% (5位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	2,917人 (1位)
高齢者人口に占める割合	19.9% (6位)
介護度3区分別認定者数	
要支援1、2	1,062人 [36.4%]
要介護1、2	1,014人 [34.8%]
要介護3以上	841人 [28.8%]

【認知症の状況 (介護保険認定調査の日常生活自立度による)】 (2023年9月末現在)

認知症がある要介護・要支援認定者数	1,620人	高齢者数に対する割合	11.0%
-------------------	--------	------------	-------

【医療に関する情報】

①在宅療養支援病院・診療所	9カ所
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	12カ所
③在宅医療受入可能薬局	10カ所
④訪問看護ステーション	3カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1施設
----------------------	-----

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1施設
地域密着型通所介護	5施設
小規模多機能型居宅介護	2施設
看護小規模多機能型居宅介護	1施設
認知症対応型共同生活介護	5施設
地域密着型特定施設入居者生活介護	1施設
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2023年10月現在)

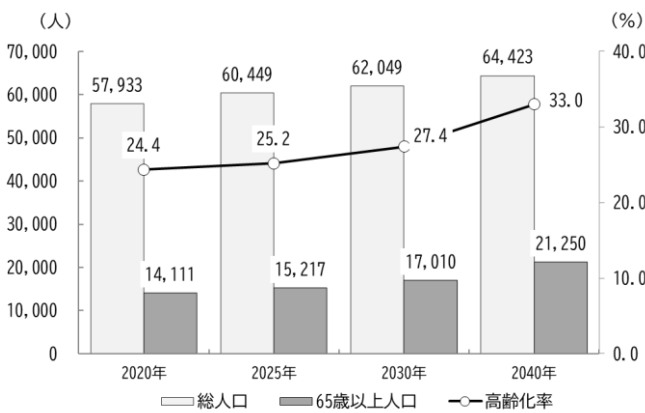
自治会・町内会	54
単位老人クラブ	10クラブ
いきいきシニアセンター	1施設
地域の縁側	3施設
地域市民の家	4カ所
地区ボランティアセンター ささえ	

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体	1団体
--------------	-----

■今後の高齢化の見通し■

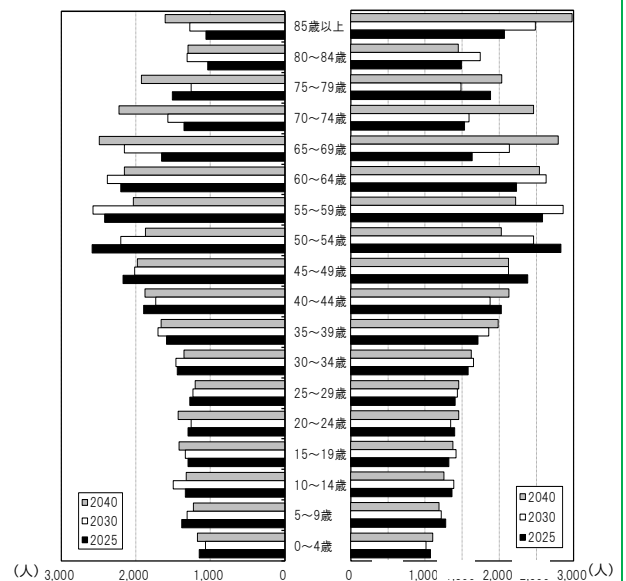
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2020年(令和2年)から2040年(令和22年)の将来見込み)

- ・総人口 : 増加傾向 (+11.2%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+50.6%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+8.6ポイント)

【人口構造の変化】



辻堂地区



辻堂地区は、海岸沿いに県立辻堂海浜公園が立地し、湘南らしい風致とにぎわい、交流を持ちながら、住宅地と共存しています。地区の過半が低層住宅地となっており、比較的緑も多く閑静な住宅市街地が形成されています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	45,035人 (3位)
高齢者人口	10,170人 (5位)
(うち、75歳以上人口)	5,853人 (5位)
高齢化率	22.6% (9位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	13.0% (9位)
ひとり暮らし高齢者人口	1,634人 (4位)
高齢者人口に占める割合	16.1% (6位)
在宅ねたきり高齢者人口	12人 (4位)
高齢者人口に占める割合	0.12% (4位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	2,077人 (4位)
高齢者人口に占める割合	20.4% (5位)
介護度3区分別認定者数	
要支援1、2	782人 [37.7%]
要介護1、2	754人 [36.3%]
要介護3以上	541人 [26.0%]

【認知症の状況 (介護保険認定調査の日常生活自立度による) (2023年9月末現在)】

認知症がある要介護・要支援認定者数 1,134人 高齢者数に対する割合 11.2%

【医療に関する情報】

- ①在宅療養支援病院・診療所 7カ所
- ②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院 6カ所
- ③在宅医療受入可能薬局 11カ所
- ④訪問看護ステーション 4カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 1施設

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1施設
- 認知症対応型通所介護 1施設
- 地域密着型通所介護 4施設
- 小規模多機能型居宅介護 2施設
- 認知症対応型共同生活介護 2施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2023年10月現在)

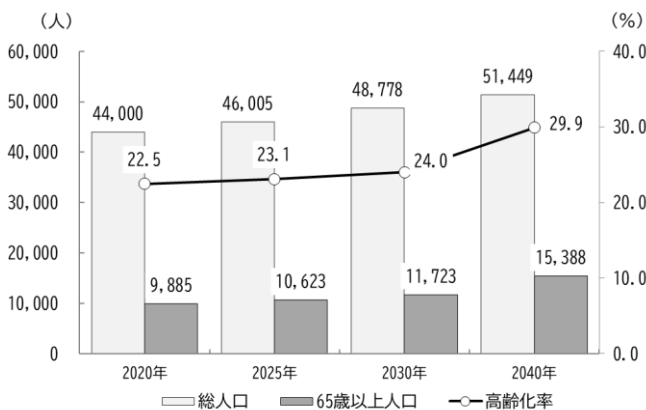
- 自治会・町内会 47
- 単位老人クラブ 7クラブ
- 地域の縁側 2施設
- 地域市民の家 4カ所
- 地区ボランティアセンター すこやか

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体 3団体

■今後の高齢化の見通し■

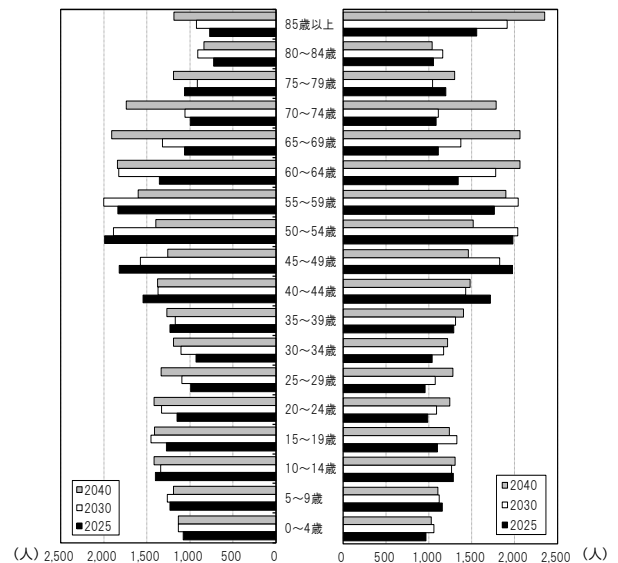
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2020年(令和2年)から2040年(令和22年)の将来見込み)

- ・総人口 : 増加傾向 (+16.9%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+55.7%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+7.4ポイント)

【人口構造の変化】



村岡地区



村岡地区は、北部では低層住宅地、JR 東海道線沿線では工場地となっており、工業と住宅の混成市街地が形成されています。また、もともと傾斜部が多い地形となっています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	31,881人	(10位)
高齢者人口	6,778人	(9位)
(うち、75歳以上人口)	3,832人	(8位)
高齢化率	21.3%	(12位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	12.0%	(11位)
ひとり暮らし高齢者人口	983人	(10位)
高齢者人口に占める割合	14.5%	(10位)
在宅ねたきり高齢者人口	5人	(9位)
高齢者人口に占める割合	0.07%	(9位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	1,288人	(10位)
高齢者人口に占める割合	19.0%	(12位)
介護度3区分別認定者数		
要支援1、2	462人	[35.9%]
要介護1、2	476人	[36.9%]
要介護3以上	350人	[27.2%]

【認知症の状況 (介護保険認定調査の日常生活自立度による)】 (2023年9月末現在)

認知症がある要介護・要支援認定者数 720人 高齢者数に対する割合 10.6%

- 【医療に関する情報】
- ①要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院 3カ所
 - ②在宅医療受入可能薬局 3カ所
 - ③訪問看護ステーション 1カ所
- ※①藤沢市歯科医師会②藤沢市薬剤師会
③藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	2施設
介護老人保健施設	1施設

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

地域密着型通所介護	5施設
小規模多機能型居宅介護	2施設
認知症対応型共同生活介護	5施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2023年10月現在)

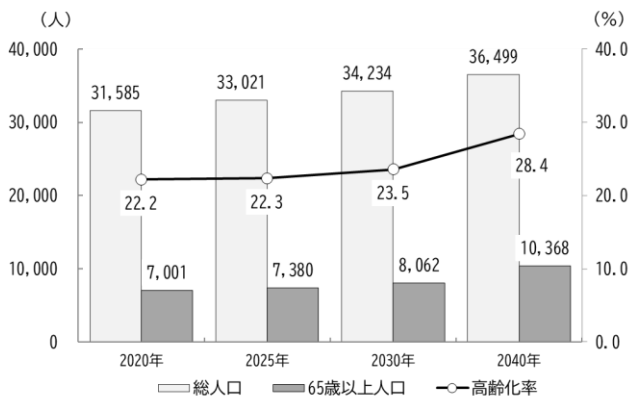
自治会・町内会	24
単位老人クラブ	7クラブ
地域ささえあいセンター	1施設
地域の縁側	1施設
地域市民の家	3カ所
地区ボランティアセンター めくもり	

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体	4団体
--------------	-----

■今後の高齢化の見通し■

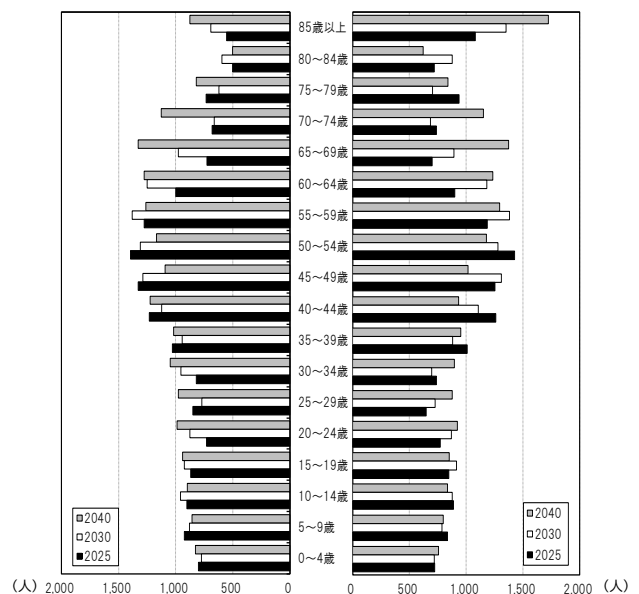
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2020年(令和2年)から2040年(令和22年)の将来見込み)

- ・総人口 : 増加傾向 (+15.6%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+48.1%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+6.2ポイント)

【人口構造の変化】



藤沢地区



藤沢地区は、藤沢駅北口を中心に商業・業務地と住宅地などにより構成され、鉄道3線が結節するターミナルとして利便性の高い場所であるとともに、歴史・文化や自然資源にも恵まれています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	47,796人 (2位)
高齢者人口	11,015人 (3位)
(うち、75歳以上人口)	6,279人 (3位)
高齢化率	23.0% (8位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	13.1% (7位)
ひとり暮らし高齢者人口	2,003人 (2位)
高齢者人口に占める割合	18.2% (2位)
在宅ねたきり高齢者人口	12人 (4位)
高齢者人口に占める割合	0.11% (6位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	2,304人 (3位)
高齢者人口に占める割合	20.9% (2位)
介護度3区分別認定者数	
要支援1、2	881人 [38.2%]
要介護1、2	831人 [36.1%]
要介護3以上	592人 [25.7%]

【認知症の状況 (介護保険認定調査の日常生活自立度による)】 (2023年9月末現在)

認知症がある要介護・要支援認定者数	1,166人
高齢者数に対する割合	10.6%

【医療に関する情報】

①在宅療養支援病院・診療所	9カ所
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	10カ所
③在宅医療受入可能薬局	9カ所
④訪問看護ステーション	5カ所

※①関東信越厚生局 神奈川県事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1施設
介護老人保健施設	1施設

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

地域密着型通所介護	11施設
小規模多機能型居宅介護	1施設
看護小規模多機能型居宅介護	2施設
認知症対応型共同生活介護	1施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2023年10月現在)

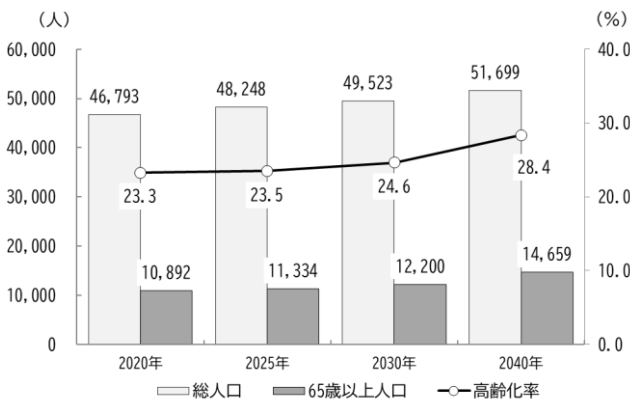
自治会・町内会	76
単位老人クラブ	16クラブ
地域ささえあいセンター	1施設
地域の縁側	7施設
地域市民の家	4カ所
地区ボランティアセンター	きずな

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体	5団体
--------------	-----

■今後の高齢化の見通し■

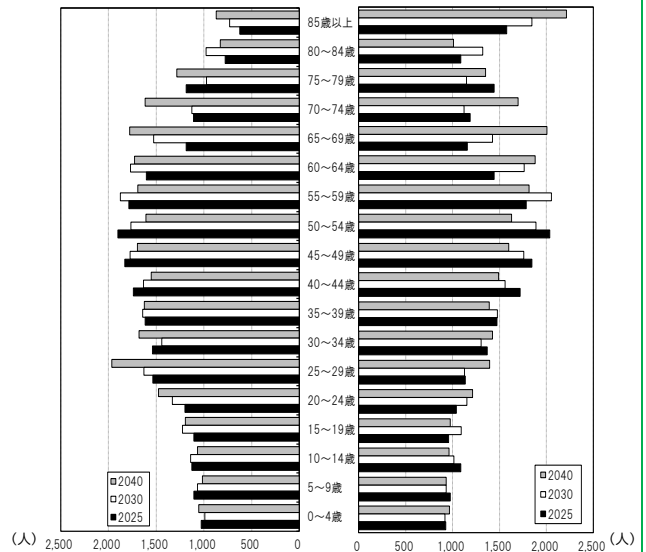
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2020年(令和2年)から2040年(令和22年)の将来見込み)

- ・総人口 : 増加傾向 (+10.5%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+34.6%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+5.1ポイント)

【人口構造の変化】



明治地区



明治地区は、辻堂駅周辺に都市機能が集まっています。また、住宅地として旧道沿いに集落が形成されていましたが、高度成長期以降、急激に住宅地開発が進み、集合住宅などが建設されています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	32,688人 (8位)
高齢者人口	7,130人 (8位)
(うち、75歳以上人口)	3,832人 (8位)
高齢化率	21.8% (11位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	11.7% (12位)
ひとり暮らし高齢者人口	1,056人 (7位)
高齢者人口に占める割合	14.8% (9位)
在宅ねたきり高齢者人口	3人 (13位)
高齢者人口に占める割合	0.04% (13位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	1,406人 (8位)
高齢者人口に占める割合	19.7% (7位)
介護度3区分別認定者数	
要支援1、2	554人 [39.4%]
要介護1、2	468人 [33.3%]
要介護3以上	384人 [27.3%]

【認知症の状況 (介護保険認定調査の日常生活自立度による)】 (2023年9月末現在)

認知症がある要介護・要支援認定者数	727人	高齢者数に対する割合	10.2%
-------------------	------	------------	-------

【医療に関する情報】

①在宅療養支援病院・診療所	3カ所
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	3カ所
③在宅医療受入可能薬局	6カ所
④訪問看護ステーション	3カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1施設
----------------------	-----

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1施設
夜間対応型訪問介護	1施設
地域密着型通所介護	1施設
小規模多機能型居宅介護	1施設
認知症対応型共同生活介護	2施設
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2023年10月現在)

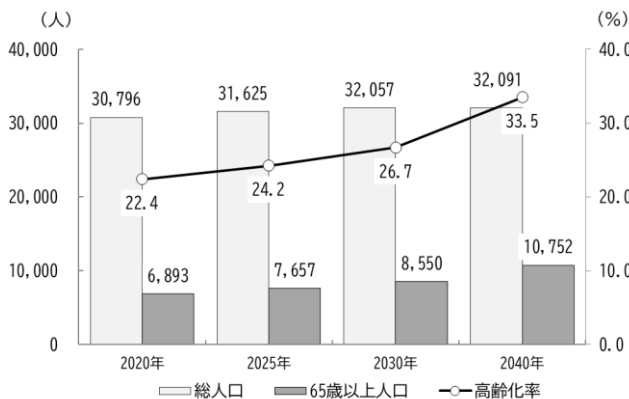
自治会・町内会	30
単位老人クラブ	7クラブ
地域ささえあいセンター	1施設
地域の縁側	2施設
地域市民の家	2カ所
地区ボランティアセンター	むすびて

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体	1団体
--------------	-----

■今後の高齢化の見通し■

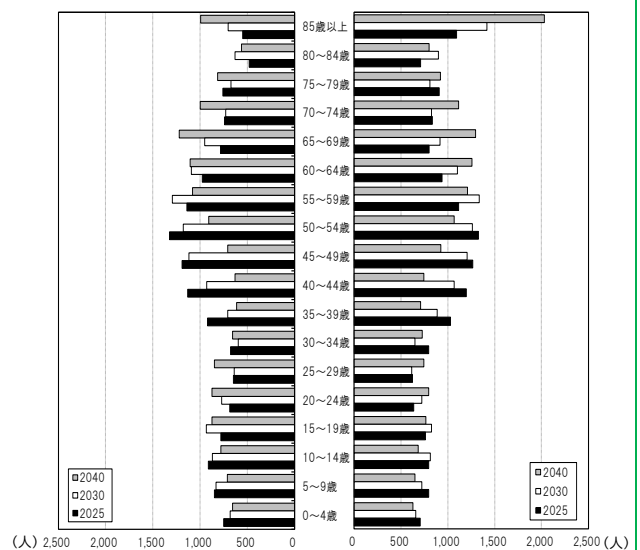
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2020年(令和2年)から2040年(令和22年)の将来見込み)

- ・総人口 : 増加傾向 (+4.2%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+56.0%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+11.1ポイント)

【人口構造の変化】



善行地区



善行地区は、坂道の多い地形です。1964年（昭和39年）以降、土地区画整理事業や民間の宅地開発、大規模な団地等、大規模な住宅開発が続き、現在の善行地区の基盤ができあがりました。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	41,864人 (4位)
高齢者人口	11,556人 (2位)
(うち、75歳以上人口)	6,817人 (2位)
高齢化率	27.6% (4位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	16.3% (4位)
ひとり暮らし高齢者人口	1,906人 (3位)
高齢者人口に占める割合	16.5% (4位)
在宅ねたきり高齢者人口	15人 (3位)
高齢者人口に占める割合	0.13% (3位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	2,374人 (2位)
高齢者人口に占める割合	20.5% (4位)
介護度3区分別認定者数	
要支援1、2	857人 [36.1%]
要介護1、2	887人 [37.4%]
要介護3以上	630人 [26.5%]

【認知症の状況（介護保険認定調査の日常生活自立度による）(2023年9月末現在)】

認知症がある要介護・要支援認定者数	1,295人
高齢者数に対する割合	11.2%

【医療に関する情報】

①在宅療養支援病院・診療所	3カ所
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	4カ所
③在宅医療受入可能薬局	5カ所
④訪問看護ステーション	2カ所

※①関東信越厚生局 神奈川県 藤沢市 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1施設
介護医療院	1施設

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

地域密着型通所介護	3施設
小規模多機能型居宅介護	2施設
認知症対応型共同生活介護	2施設
地域密着型特定施設入居者生活介護	1施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2023年10月現在)

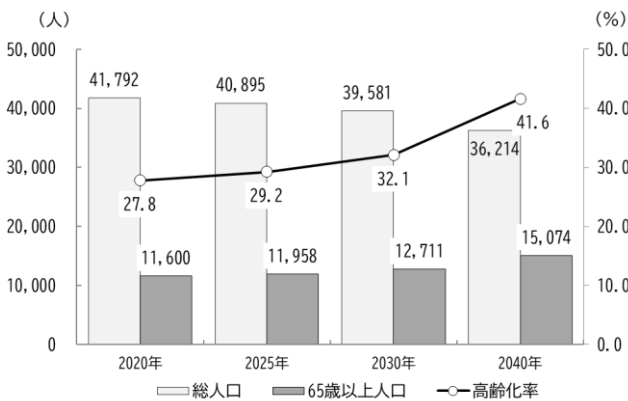
自治会・町内会	37
単位老人クラブ	7クラブ
いきいきシニアセンター	1施設
地域の縁側	6施設
地域市民の家	4カ所
老人憩の家・老人ふれあいの家	1カ所
地区ボランティアセンター パートナーシップ善行	

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体	3団体
--------------	-----

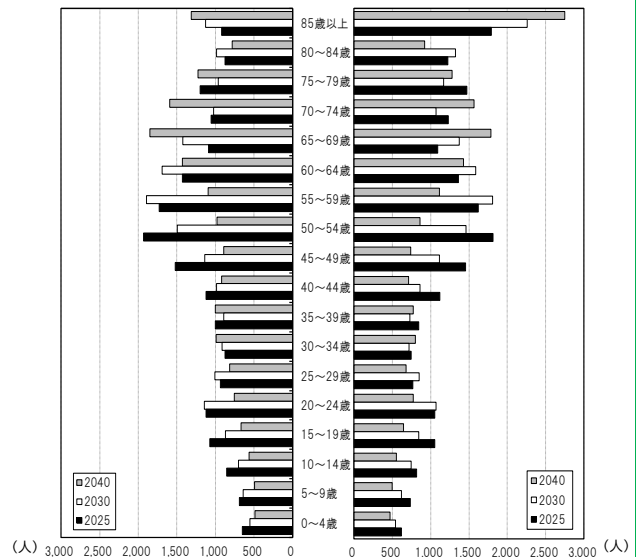
■今後の高齢化の見通し■

【高齢者人口と高齢化率の推移】



- ・総人口 : 減少傾向 (▲13.3%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+29.9%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+13.9ポイント)

【人口構造の変化】



湘南大庭地区



湘南大庭地区は、昭和40年代に、「湘南ライフタウン」として、都市と農業の調和を図る総合的なまちづくりが進められ、都市公園が計画的に配置されるなど、緑豊かな居住環境が形成されています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	31,977人 (9位)
高齢者人口	10,594人 (4位)
(うち、75歳以上人口)	6,108人 (4位)
高齢化率	33.1% (1位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	19.1% (1位)
ひとり暮らし高齢者人口	997人 (9位)
高齢者人口に占める割合	9.4% (13位)
在宅ねたき高齢者人口	6人 (7位)
高齢者人口に占める割合	0.06% (11位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたき高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	1,747人 (5位)
高齢者人口に占める割合	16.5% (13位)
介護度3区分別認定者数	
要支援1、2	636人 [36.4%]
要介護1、2	648人 [37.1%]
要介護3以上	463人 [26.5%]

【認知症の状況 (介護保険認定調査の日常生活自立度による)】 (2023年9月末現在)

認知症がある要介護・要支援認定者数 910人 高齢者数に対する割合 8.6%

【医療に関する情報】

①在宅療養支援病院・診療所	2カ所
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	4カ所
③在宅医療受入可能薬局	3カ所
④訪問看護ステーション	3カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	2施設
----------------------	-----

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

地域密着型通所介護	2施設
小規模多機能型居宅介護	2施設
看護小規模多機能型居宅介護	1施設
認知症対応型共同生活介護	3施設
地域密着型特定施設入居者生活介護	1施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2023年10月現在)

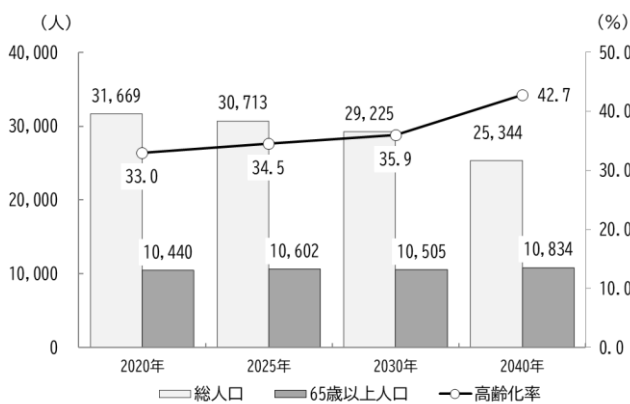
自治会・町内会	49
単位老人クラブ	7クラブ
地域の縁側	4施設
地域市民の家	4カ所
地区ボランティアセンター ライフタウン・ジョワ	

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体	1団体
--------------	-----

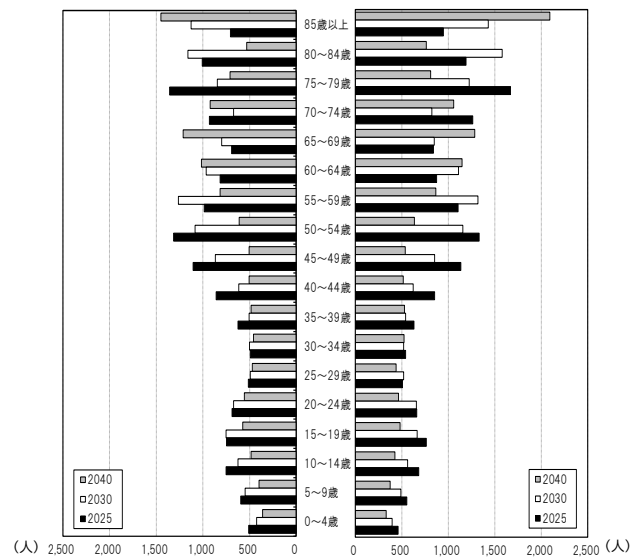
■今後の高齢化の見通し■

【高齢者人口と高齢化率の推移】



- ・総人口 : 減少傾向 (▲20.0%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+3.8%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+9.8ポイント)

【人口構造の変化】



六会地区



六会地区は、谷戸、湿地、農地等の自然環境に恵まれ、緑豊かな居住環境を形成しています。公共交通はミニバスの導入で改善もみられますが、地区の中心部への移動手段が不十分な地域も残されています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】	(2023年10月1日現在)
総人口	36,426人 (5位)
高齢者人口	8,034人 (7位)
(うち、75歳以上人口)	4,484人 (7位)
高齢化率	22.1% (10位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	12.3% (10位)
ひとり暮らし高齢者人口	1,283人 (6位)
高齢者人口に占める割合	16.0% (7位)
在宅ねたきり高齢者人口	17人 (1位)
高齢者人口に占める割合	0.21% (2位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】	(2023年9月末現在)
要介護・要支援認定者数	1,553人 (7位)
高齢者人口に占める割合	19.3% (8位)
介護度3区分別認定者数	
要支援1、2	554人 [35.7%]
要介護1、2	579人 [37.3%]
要介護3以上	420人 [27.0%]

【認知症の状況(介護保険認定調査の日常生活自立度による) (2023年9月末現在)】
認知症がある要介護・要支援認定者数 860人 高齢者数に対する割合 10.7%

【医療に関する情報】	
①在宅療養支援病院・診療所	4カ所
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	3カ所
③在宅医療受入可能薬局	1カ所
④訪問看護ステーション	3カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

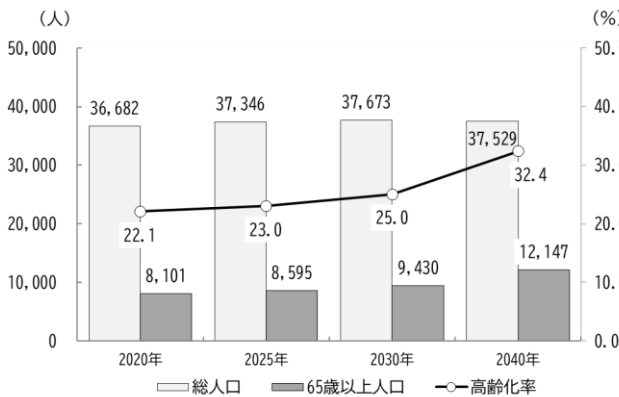
【施設サービス】	(2023年10月1日現在)
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	2施設
介護老人保健施設	1施設

【地域密着型サービス】	(2023年10月1日現在)
地域密着型通所介護	6施設
小規模多機能型居宅介護	4施設
看護小規模多機能型居宅介護	1施設
認知症対応型共同生活介護	2施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】	(2023年10月現在)
自治会・町内会	38
単位老人クラブ	10クラブ
地域の縁側	1施設
地域市民の家	4カ所
地区ボランティアセンター ボランティアセンターむつあい	

■今後の高齢化の見通し■

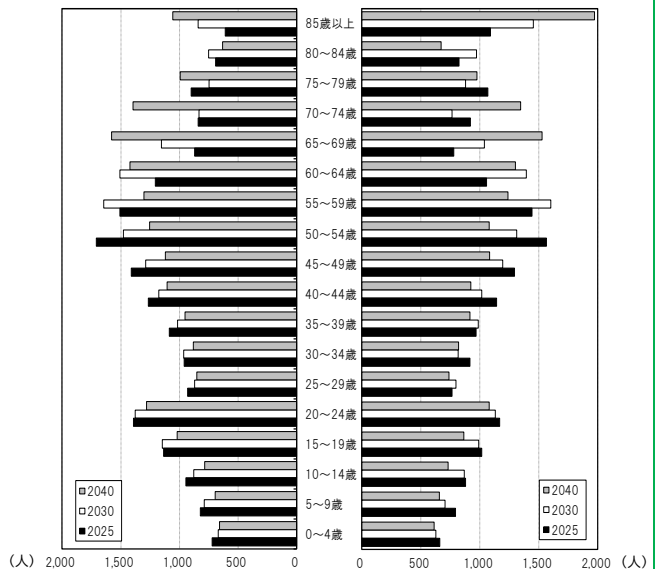
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2020年(令和2年)から2040年(令和22年)の将来見込み)

- ・総人口 : 増加傾向 (+2.3%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+49.9%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+10.3ポイント)

【人口構造の変化】



湘南台地区



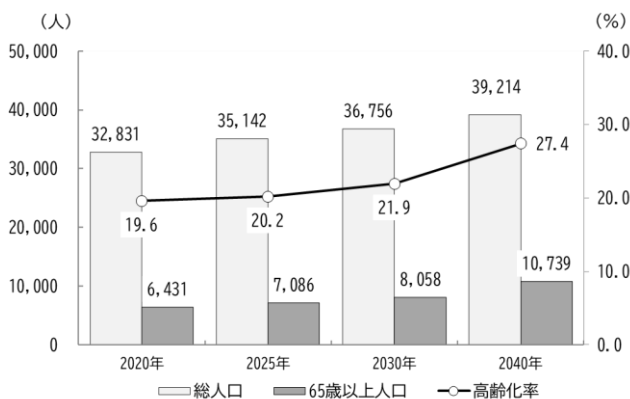
湘南台地区は、市民センターの開設にあわせ、1989年（平成元年）に誕生した新しい地区です。北部地域の拠点として、商業や様々なサービス機能が集まり、また、交通ターミナルとして居住者のほか、駅を利用し訪れる人が多くなっている等、利便性が高いことも特徴となっています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】	(2023年10月1日現在)	【施設サービス】	(2023年10月1日現在)
総人口	33,248人 (7位)	介護老人保健施設	1施設
高齢者人口	6,316人 (10位)	【地域密着型サービス】	(2023年10月1日現在)
(うち、75歳以上人口)	3,567人 (10位)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1施設
高齢化率	19.0% (13位)	地域密着型通所介護	1施設
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	10.7% (13位)	認知症対応型共同生活介護	3施設
ひとり暮らし高齢者人口	1,035人 (8位)	地域密着型特定施設入居者生活介護	1施設
高齢者人口に占める割合	16.4% (5位)	【主な地域コミュニティ活動・施設】	(2023年10月現在)
在宅ねたきり高齢者人口	4人 (11位)	自治会・町内会	34
高齢者人口に占める割合	0.06% (10位)	単体老人クラブ	5クラブ
※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。		地域の縁側	1施設
【要介護・要支援の認定の状況】	(2023年9月末現在)	地域市民の家	2カ所
要介護・要支援認定者数	1,212人 (11位)	地区ボランティアセンター ちょこっと湘南台	
高齢者人口に占める割合	19.2% (9位)	【介護予防に関する情報】	
介護度3区分別認定者数		介護予防運動自主活動団体	7団体
要支援1、2	427人 [35.2%]		
要介護1、2	464人 [38.3%]		
要介護3以上	321人 [26.5%]		
【認知症の状況（介護保険認定調査の日常生活自立度による）	(2023年9月末現在)		
認知症がある要介護・要支援認定者数	659人		
高齢者数に対する割合	10.4%		
【医療に関する情報】			
①在宅療養支援病院・診療所	5カ所		
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	7カ所		
③在宅医療受入可能薬局	5カ所		
④訪問看護ステーション	2カ所		
※①関東信越厚生局 神奈川県事務局 ②藤沢市歯科医師会			
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会			

■今後の高齢化の見通し■

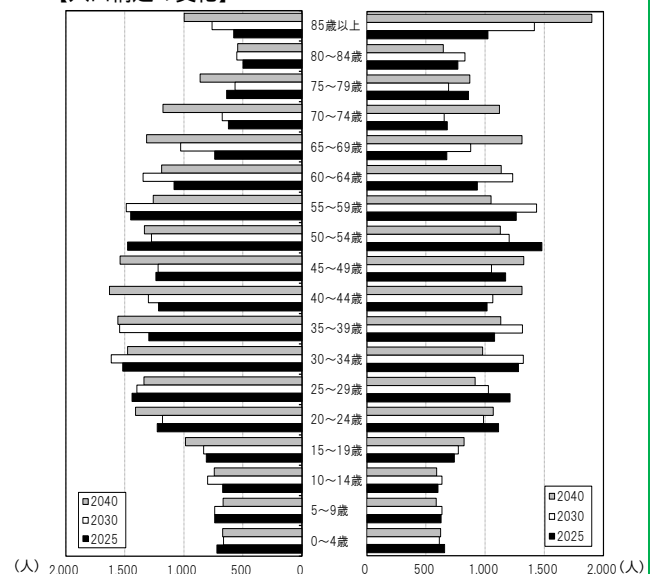
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2020年(令和2年)から2040年(令和22年)の将来見込み)

- ・総人口 : 増加傾向 (+19.4%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+67.0%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+7.8ポイント)

【人口構造の変化】



遠藤地区



遠藤地区は、台地と谷戸によって構成されており、菖蒲沢境地区や遠藤打越地区で土地区画整理事業が行われ、西北部では農業基盤整備を中心としたまちづくりが進められました。また、西部の「健康と文化の森」にある慶應義塾大学（湘南藤沢キャンパス）と一体となったまちづくりを進めています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	11,805人 (13位)
高齢者人口	2,859人 (13位)
(うち、75歳以上人口)	1,545人 (13位)
高齢化率	24.2% (7位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	13.1% (8位)
ひとり暮らし高齢者人口	718人 (11位)
高齢者人口に占める割合	25.1% (1位)
在宅ねたきり高齢者人口	8人 (6位)
高齢者人口に占める割合	0.28% (1位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	547人 (13位)
高齢者人口に占める割合	19.1% (11位)
介護度3区分別認定者数	
要支援1、2	173人 [31.6%]
要介護1、2	208人 [38.0%]
要介護3以上	166人 [30.4%]

【認知症の状況 (介護保険認定調査の日常生活自立度による) (2023年9月末現在)】

認知症がある要介護・要支援認定者数 315人 高齢者数に対する割合 11.0%

【医療に関する情報】

①要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院 1カ所

※①藤沢市歯科医師会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1施設
介護老人保健施設	1施設

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

地域密着型通所介護	2施設
小規模多機能型居宅介護	1施設
認知症対応型共同生活介護	2施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2023年10月現在)

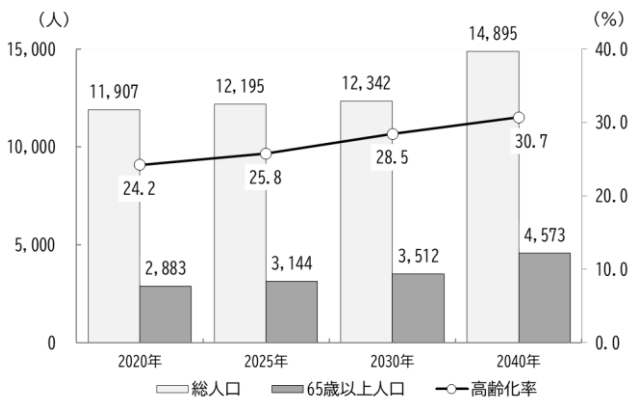
自治会・町内会	9
単位老人クラブ	5クラブ
地域の縁側	1施設
地域市民の家	1カ所
地区ボランティアセンター シェークハンズ遠藤	

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体	2団体
--------------	-----

■今後の高齢化の見通し■

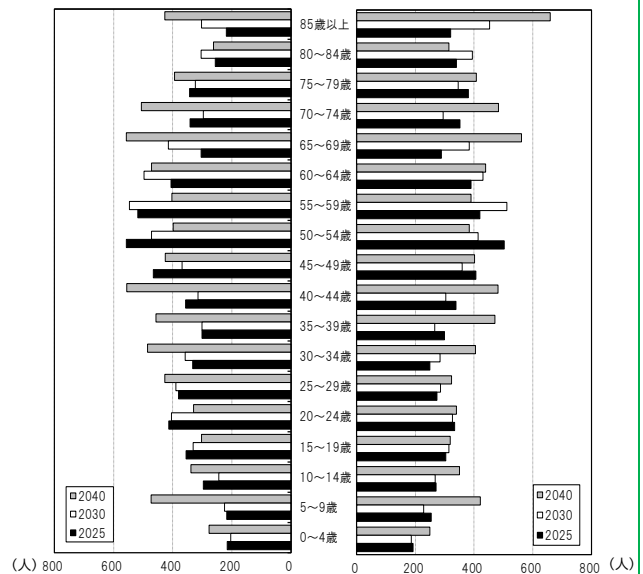
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2020年(令和2年)から2040年(令和22年)の将来見込み)

- ・総人口 : 増加傾向 (+25.1%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+58.6%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+6.5ポイント)

【人口構造の変化】



長後地区



長後地区は、利便性の高さから自然発生的に宅地化していますが、住宅地と農地が混在し、比較的ゆとりがある市街地が形成されています。一方で、商店街を含む駅周辺では、通過交通が多く歩道空間が十分に確保されておらず、空き店舗の増加など、年々集客力が低下してきています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	33,812人 (6位)
高齢者人口	9,004人 (6位)
(うち、75歳以上人口)	5,333人 (6位)
高齢化率	26.6% (5位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	15.8% (5位)
ひとり暮らし高齢者人口	1,360人 (5位)
高齢者人口に占める割合	15.1% (8位)
在宅ねたきり高齢者人口	4人 (11位)
高齢者人口に占める割合	0.04% (12位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	1,731人 (6位)
高齢者人口に占める割合	19.2% (9位)
介護度3区分別認定者数	
要支援1、2	605人 [35.0%]
要介護1、2	648人 [37.4%]
要介護3以上	478人 [27.6%]

【認知症の状況 (介護保険認定調査の日常生活自立度による)】 (2023年9月末現在)

認知症がある要介護・要支援認定者数	950人	高齢者数に対する割合	10.6%
-------------------	------	------------	-------

【医療に関する情報】

①在宅療養支援病院・診療所	3カ所
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	3カ所
③在宅医療受入可能薬局	5カ所
④訪問看護ステーション	3カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1施設
介護老人保健施設	1施設

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

認知症対応型通所介護	1施設
地域密着型通所介護	6施設
小規模多機能型居宅介護	1施設
看護小規模多機能型居宅介護	2施設
認知症対応型共同生活介護	2施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2023年10月現在)

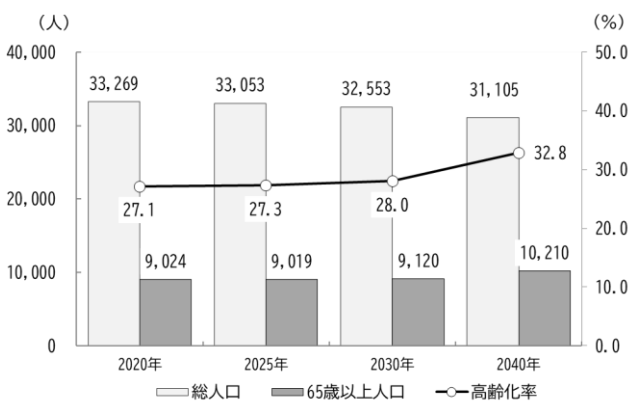
自治会・町内会	39
単位老人クラブ	13クラブ
地域ささえあいセンター	1施設
いきいきシニアセンター	1施設
地域の縁側	3施設
地域市民の家	3カ所
老人憩の家・老人ふれあいの家	1カ所
地区ボランティアセンター なごみ	

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体	9団体
--------------	-----

■今後の高齢化の見通し■

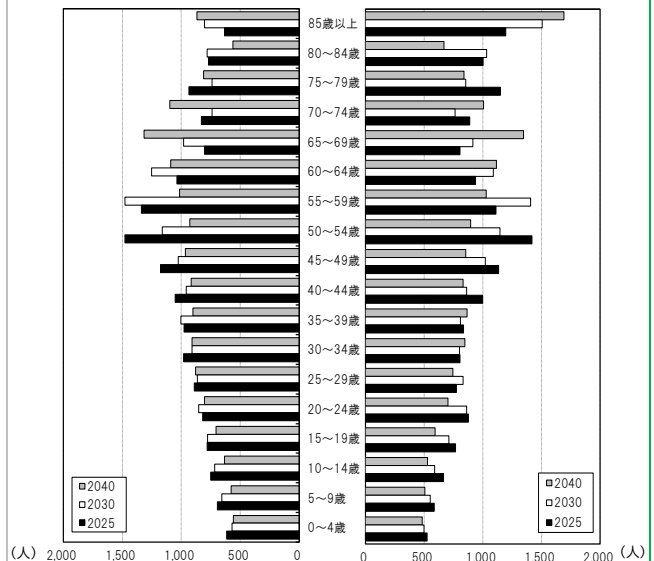
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2020年(令和2年)から2040年(令和22年)の将来見込み)

- ・総人口 : 減少傾向 (▲6.5%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+13.1%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+5.7ポイント)

【人口構造の変化】



御所見地区



御所見地区は、豊かな地勢と立地を活かした都市型農業が盛んであり、農業振興地域として農業基盤整備を中心にまちづくりが進められてきました。自然が豊かな一方、南部地区と比較して、バスの路線があまり密ではないなどの不便があります。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	17,883人 (12位)
高齢者人口	5,212人 (12位)
(うち、75歳以上人口)	3,144人 (12位)
高齢化率	29.1% (2位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	17.6% (2位)
ひとり暮らし高齢者人口	702人 (12位)
高齢者人口に占める割合	13.5% (11位)
在宅ねたきり高齢者人口	5人 (9位)
高齢者人口に占める割合	0.10% (8位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	1,085人 (12位)
高齢者人口に占める割合	20.8% (3位)
介護度3区分別認定者数	
要支援1、2	356人 [32.8%]
要介護1、2	400人 [36.9%]
要介護3以上	329人 [30.3%]

【認知症の状況 (介護保険認定調査の日常生活自立度による)】 (2023年9月末現在)

認知症がある要介護・要支援認定者数 621人 高齢者数に対する割合 11.9%

【医療に関する情報】

①在宅療養支援病院・診療所	4カ所
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	2カ所
③在宅医療受入可能薬局	1カ所
④訪問看護ステーション	1カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	3施設
介護老人保健施設	1施設

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

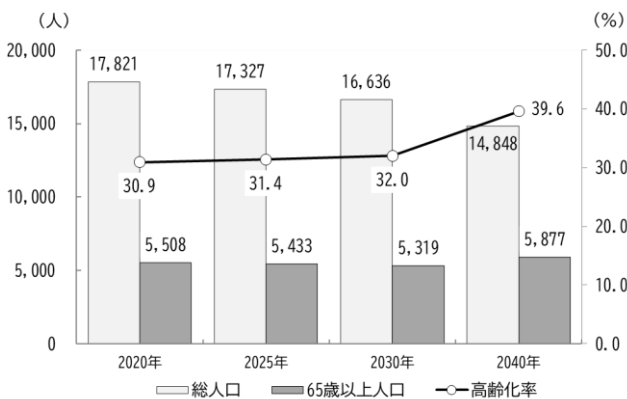
地域密着型通所介護	1施設
小規模多機能型居宅介護	1施設
認知症対応型共同生活介護	2施設
地域密着型特定施設入居者生活介護	2施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2023年10月現在)

自治会・町内会	13
単位老人クラブ	8クラブ
地域の縁側	2施設
地域市民の家	3カ所
老人憩の家・老人ふれあいの家	1カ所

■今後の高齢化の見通し■

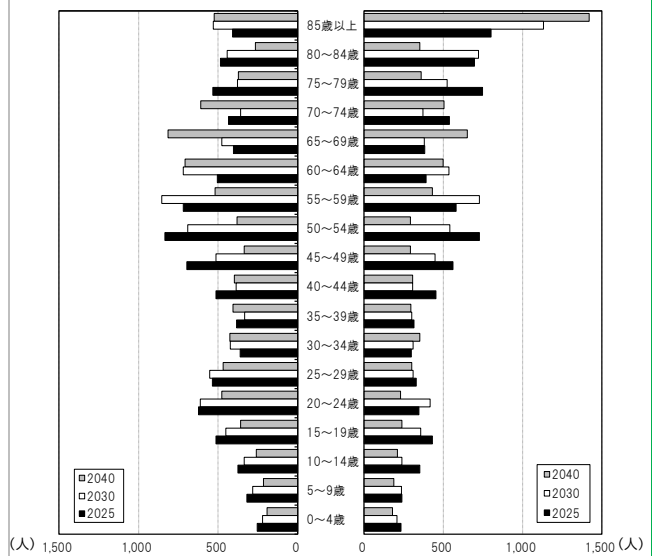
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2020年 (令和2年) から2040年 (令和22年) の将来見込み)

- ・総人口 : 減少傾向 (▲16.7%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+6.7%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+8.7ポイント)

【人口構造の変化】



4. 高齢者の生活を取り巻く課題と本市の状況

(1) 社会情勢等を踏まえた新たな課題

■高齢者の社会参加に対する期待

超高齢社会において、高齢者は「支えられる人」とであるというこれまでの一般的な概念から、意欲がある高齢者については、自らが担い手となり、これまで培ってきた経験・知識を生かし、社会参加を通じて、地域を「支える側」として活躍することが期待されています。

■健康寿命の延伸に向けた未病改善の取組の推進

健康寿命の延伸に向けては、高齢者対象の介護予防とともに、若い頃からの生活習慣病予防や健康づくりへの取組を意識して継続していくことが重要です。

また、高齢期においては、いきいきと活動する場としての地域活動への参加や多様な就業機会の確保なども求められています。

■自立支援・重度化防止に向けた取組の仕組みづくり

高齢者一人ひとりが、自立した生活を送ることや、要介護・要支援状態になっても、その状態を更に悪化させないことは大変重要なことです。

高齢者自身が生活の中で、生きがいや目標を持ち、それに向けて持てる力を最大限に生かすことができるような支援が求められています。

■重層的支援体制整備事業の本格実施

包括的な支援体制を整備するための具体的な手法として、「重層的支援体制整備事業」が創設され、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する支援体制を整備するため、「藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画」を2023年（令和5年）3月に策定しました。高齢者施策においても、包括的な相談支援体制の構築に向け取り組んでいくとともに、すべての住民が参加し、共に活動し、共につながることができる関係づくりを後押しすることで、更なる地域共生社会の実現をめざします。

■ケアラー支援の充実

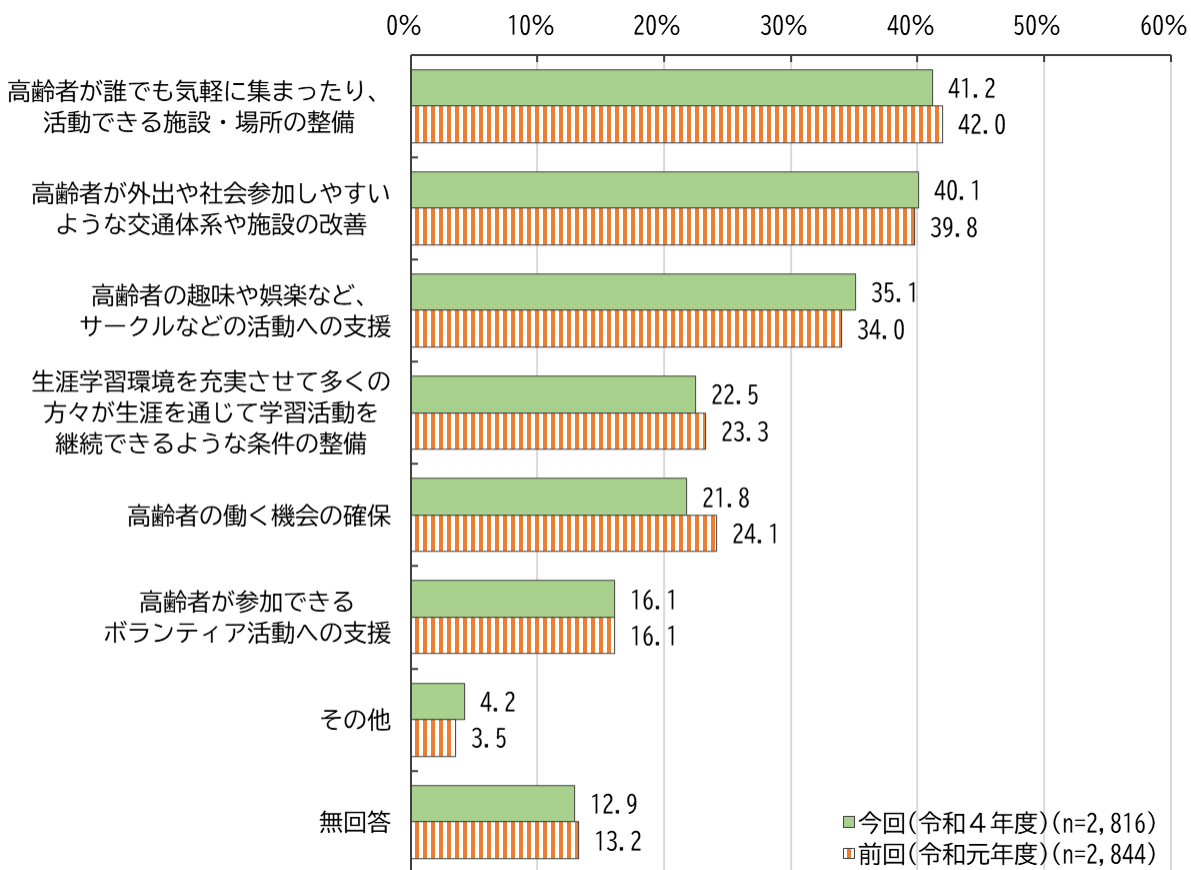
要介護高齢者などの家族をケアしているケアラーは、年齢を問わず存在しており、社会構造の変化などにより、ケアラーの中には過度のケア負担を引き受けざるを得ない人もいるため、ヤングケアラーやダブルケアラーなど、ケアラーへの社会的な支援がより一層求められています。

(2) 前計画の取組状況における課題とアンケート調査による本市の状況

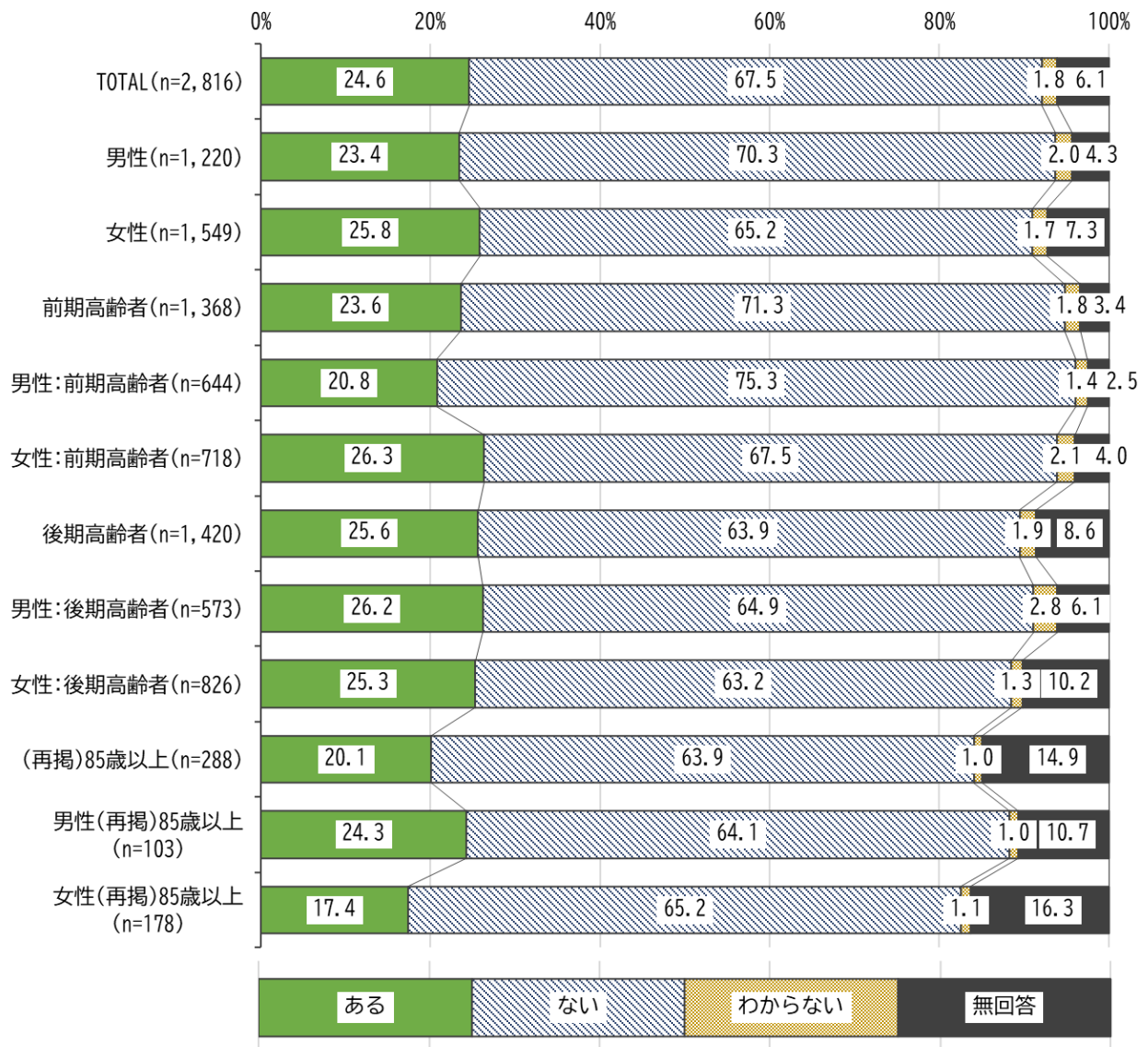
基本目標1 生きがいをもって暮らせる地域づくりの推進

「超高齢社会」が継続している現状において、高齢者が住み慣れた地域で元気に安心して暮らし続けていくためには、一人ひとりに合った地域での関わりを続けられるようにしていくことが大切です。しかしながら、前計画期間においては新型コロナウイルス感染症による高齢者の多様な活動を支援する「地域団体活動」や「居場所事業」などへの影響が大きく、活動を自粛せざるを得ない状況となっていた時期があったことなどから、高齢者が生きがいを持って暮らせる地域づくりにおいても「ICTの活用」などの「新しい生活様式」を取り入れた支援が必要になっています。

○「生きがいづくり・社会参加に必要な支援」



○「地域で参加している活動の有無」



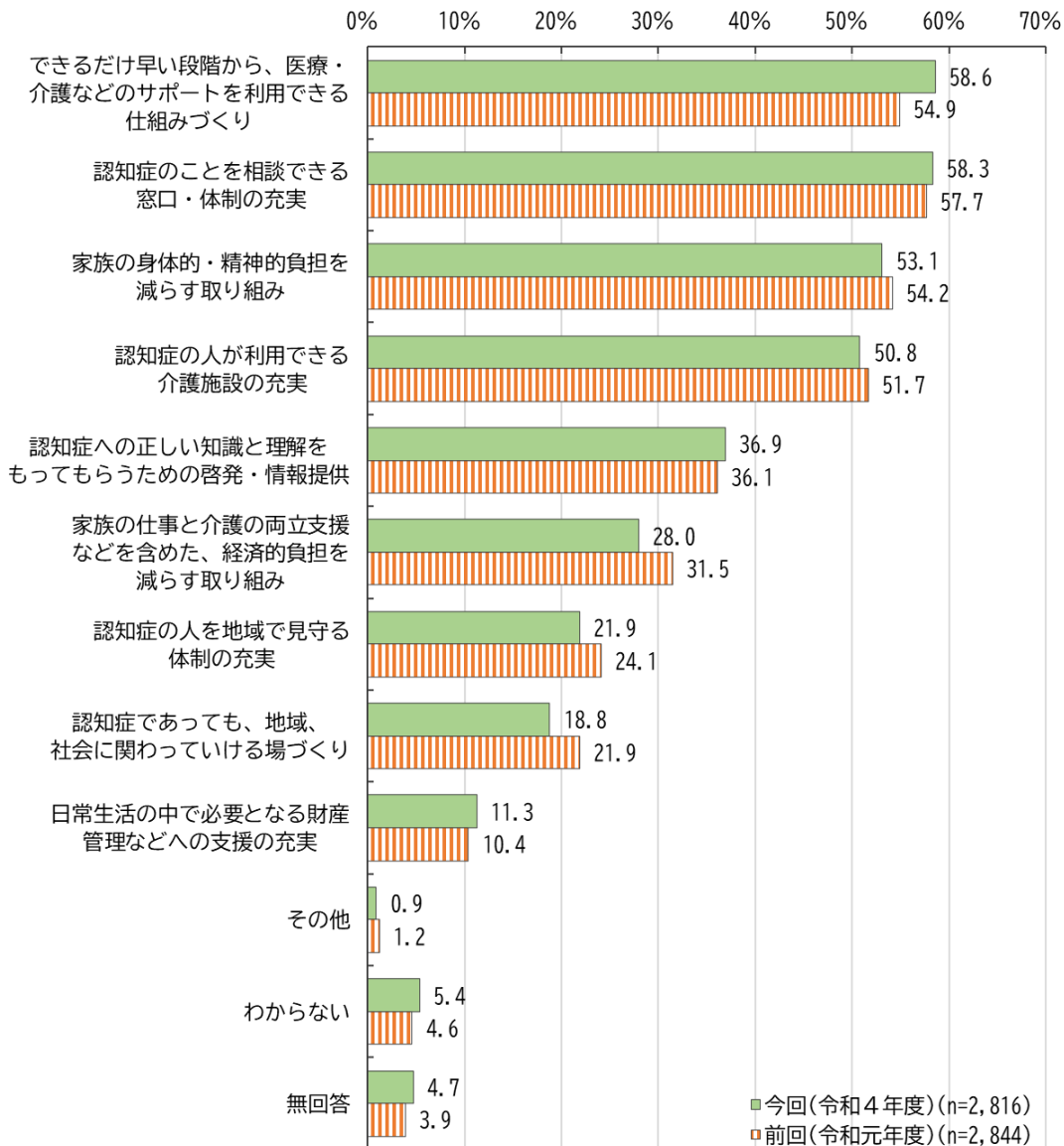
基本目標2 認知症施策の総合的な推進

認知症高齢者は、今後、高齢化の進展とともに、2025年（令和7年）には約700万人、65歳以上の高齢者の5人に1人まで達することが見込まれ、更に65歳以上の高齢者人口がピークになると予測される2040年（令和22年）には、800万人から950万人の人が認知症になると推計されています。

市が重点を置くべき今後の施策については、「できるだけ早い段階から、医療・介護などのサポートを利用できる仕組みづくり」、「認知症のことを相談できる窓口・体制の充実」、「家族の身体的・精神的負担を減らす取組」、「認知症の人が利用できる介護施設の充実」といった回答がいずれも5割台であり、要望の高さがうかがえます。

認知症は、特別な疾患ではなく、加齢とともに誰にでも起こりうる可能性があります。認知症を自分事として捉え、認知症高齢者とその家族が孤立しない地域づくりを進めるため、今後も、普及啓発と支援の充実を両輪とした取組を推進していきます。

○「市が重点を置くべき認知症施策」



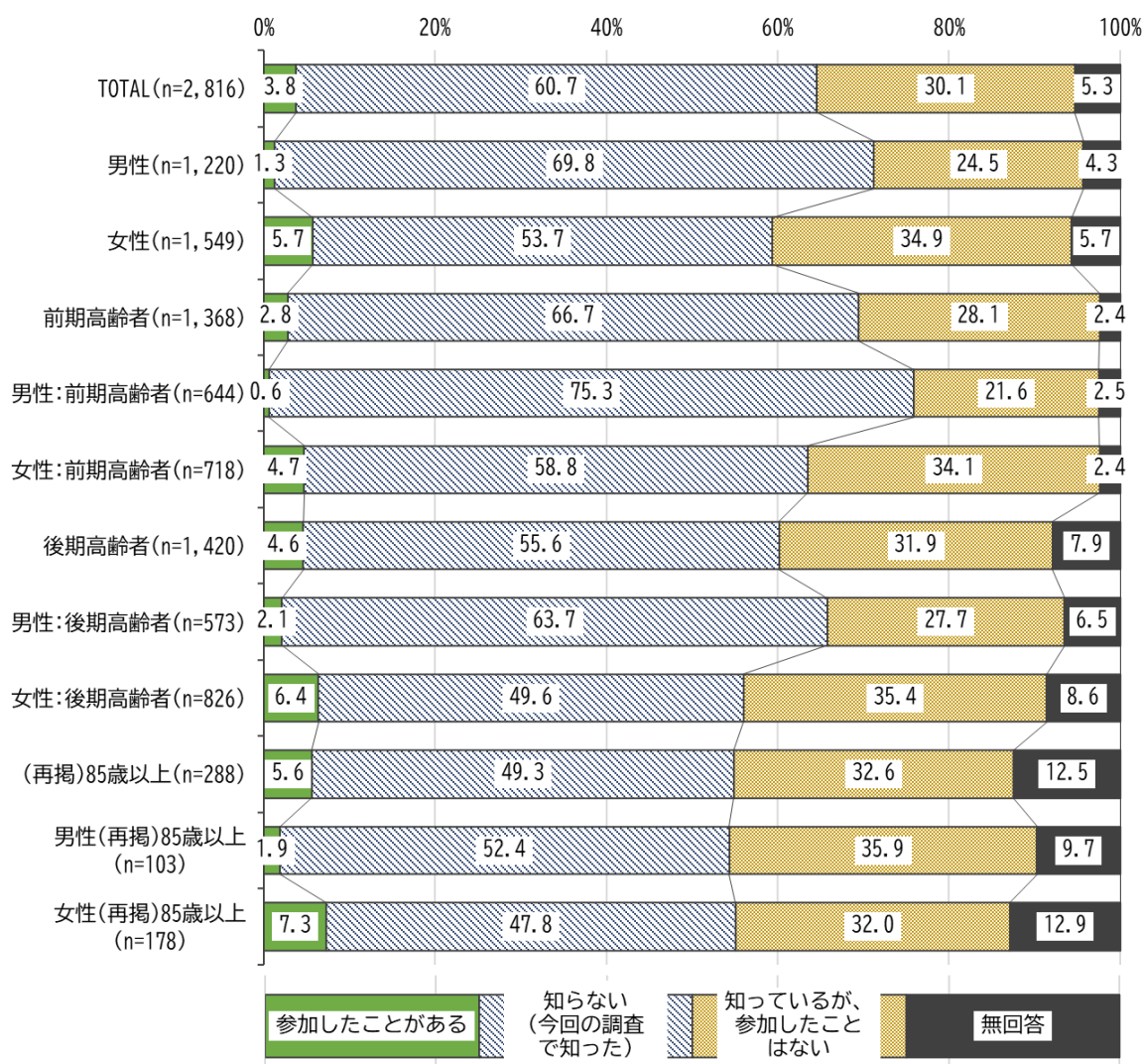
基本目標3 介護予防と健康づくりの推進

本市で実施している介護予防に関する講演会・講座や地域での住民主体の介護予防実施の場への参加について、アンケートの結果をみると、「参加したことがある」が3.8%、「知っているが、参加したことはない」が30.1%となっています。別の質問で聞いた「外出しない・外出が少ない」理由では「コロナ禍であるため」が最も高くなっていたことから、その影響も表れていると思われます。

本市では7期計画から『ヘルスケア・コミュニティケア』（「地域活動など、積極的な社会参加は地域の活性化につながり、人との関わりが個人の健康にもつながる。」）の視点で、参加型の介護予防と、社会参加の場としての居場所づくりを進めてきました。地域では、様々な住民主体による活動が展開され、引き続き「地域の支えあい活動」を支援し、取組を進めていくことが望まれています。

今後も、介護予防と健康づくりの機会拡大のため、高齢者の介護予防、フレイル予防に着目した取組を行い、様々な地域活動を充実させていく必要があります。

○「介護予防実施の場の参加経験」



基本目標4 医療・介護及び福祉連携による在宅生活の充実

要介護認定を受けた場合の生活について、アンケートの結果をみると、「介護サービスを利用しながら自宅で生活したい」が60.5%と6割を超えています。在宅生活へのニーズは高く、高齢者が住み慣れた地域で、できる限り在宅生活が継続できるよう、本市では医療・介護及び福祉の連携による支援体制づくりを進めてきました。

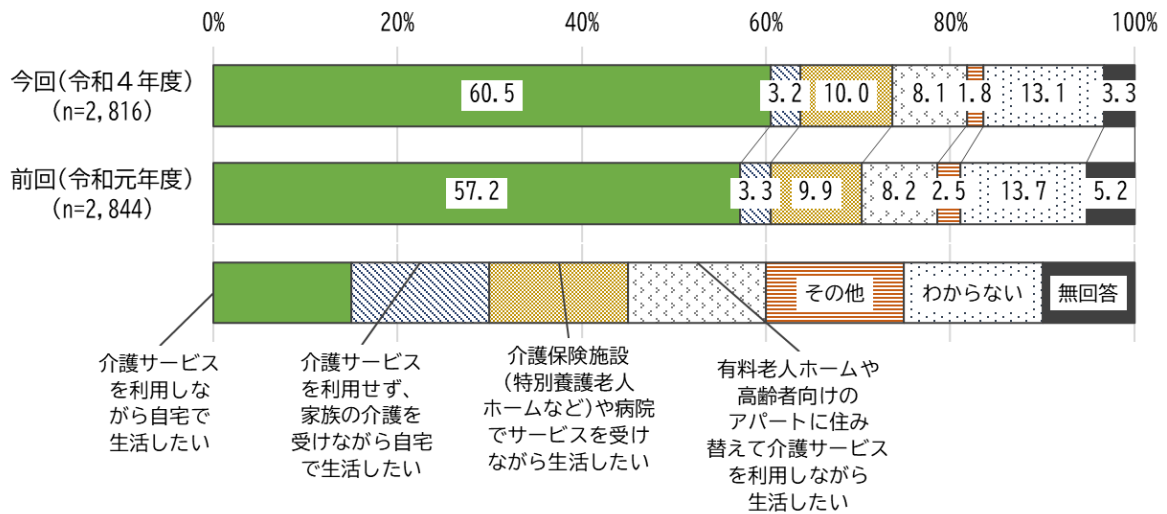
在宅医療支援センターは、医師やケアマネジャー等の医療・介護関係者からの在宅医療に関する相談を受け付け、病院とかかりつけ医や介護関係者等を結びつけるコーディネート役となり、在宅医療・介護連携を推進するための拠点となっています。

また、医療・介護及び福祉関係者が参加する多職種研修会や地区別懇談会の実施、かかりつけの医療機関をもつことや看取りなどの市民への普及啓発として出前講座を行いました。

今後も高齢化は進展し、医療と介護の両方のニーズを必要とする高齢者の増加が予想されることから、在宅医療支援センターを中心に、医療・介護及び福祉の関係者と連携しながら、切れ目のない在宅医療・介護連携を推進する必要があります。

地域がめざす姿を住民や医療・介護及び福祉の関係者と共有をしながら、高齢者の地域での日常生活を支援していきます。

○「要介護認定を受けた時の生活についての希望」



基本目標5 介護保険サービスの適切な提供

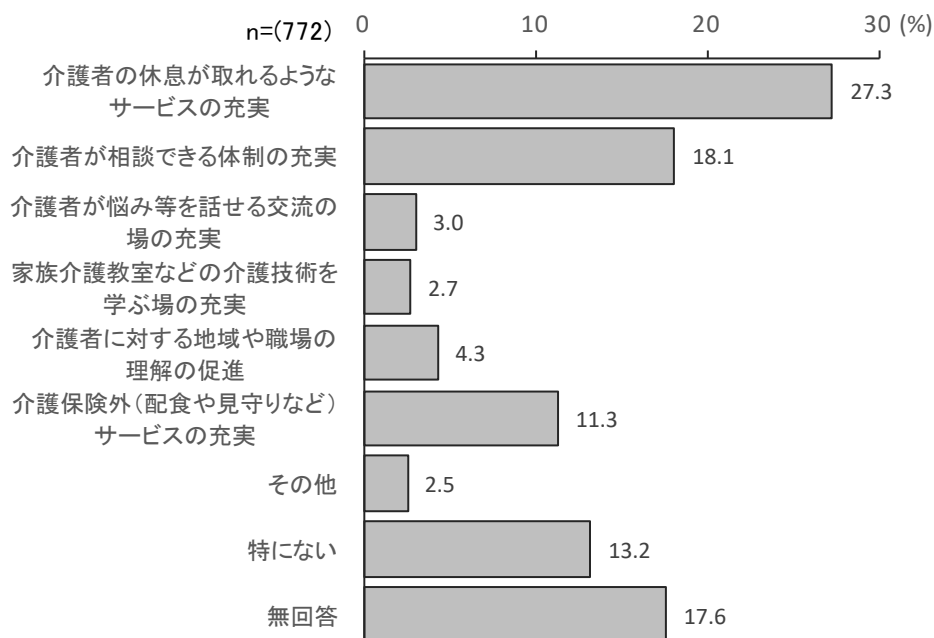
超高齢社会を踏まえ、介護保険サービスの充実を図る観点から、これまで特別養護老人ホームや地域密着型サービス事業所の整備を進めるとともに、慢性的に不足している介護人材の量的・質的確保に向けた事業所等の支援に努めてきました。

また、2018年（平成30年）4月に居宅介護支援事業者の指定及び指導・監査権限が県から移譲されたことなどを踏まえ、運営指導やケアプラン点検の強化など、適切なサービス提供につなげる取組を進めています。

今後、すべての団塊の世代が75歳以上に達する2025年（令和7年）、高齢者数のピークを迎える2040年（令和22年）を見据えると、現役世代人口の急減に影響される介護保険制度の持続可能性の確保が大きな課題となっています。その対策として、介護離職の防止や介護給付費等の適正化のほか、介護現場における担い手の確保と生産性の向上が必要となり、介護施設等における介護ロボットの利用推進やICT（情報通信技術）の活用による事務作業の省力化、情報共有の効率化が図られることが重要となります。

また、介護施設において安全で安心なサービス提供を継続していくために、新型コロナウイルス感染症をはじめとする様々な感染症対策とともに、近年の異常気象に伴う風水害などの非常時における支援に関して、その在り方とともに具体的な対応が求められています。

○「主な介護者の方が、市へ最も望む支援」



基本目標6 安心して住み続けられる環境の整備

高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、住まいなどの生活環境整備や安全・安心なまちづくりの推進を図っています。

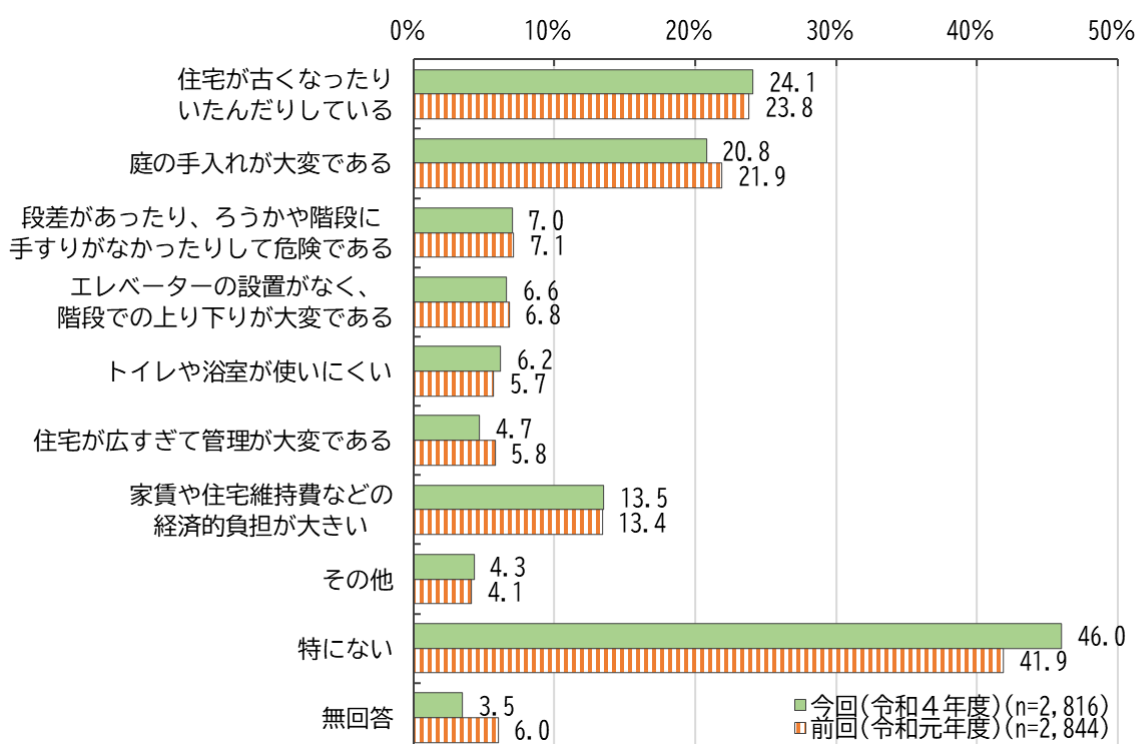
生活環境の面からは、高齢化の進展に伴い、居住環境においては、特に低所得者、単身高齢者等の賃貸住宅への円滑な入居の問題、高齢者の運転免許証自主返納の増加においては、外出・移動支援への対応、独居高齢者の増加においては、社会的孤立を防ぐ対策など、それぞれに課題が顕在化しています。

アンケートの結果からは、住まいの困りごとについて、「住宅が古くなったりいたんだりしている」、「庭の手入れが大変である」が2割台となっています。ほか、外出頻度の少ない人の理由では、「コロナ禍であるため」を除くと、「外出したい場所がないため」や「自宅の周りに坂や段差が多いので、外出するのが負担に感じるため」などがあがっています。

国においては、低所得者、単身高齢者、障がい者等の要配慮者が賃貸住宅に入居しやすくなるよう、空き室等を活用した登録制度のほか、相談や見守り、家賃保証の支援措置などの住宅セーフティネットの取組を進めていますが、単身高齢世帯の増加等を背景として要配慮者の賃貸住宅への居住ニーズが高まる見込みがあることなどを踏まえ、今後の居住支援の在り方について検討を行っています。

本市としても、このような国の動向を注視しながら、高齢者の生活環境やニーズに応じた多様な住まいの確保支援について住宅施策と連携した居住環境づくりを進めるとともに、地域住民と連携しながら移動支援の検討や、社会的孤立の防止、防災・防犯などの様々な取組を進め、安全で安心なまちづくりを推進していく必要があります。

○「住まいについて困っていること」



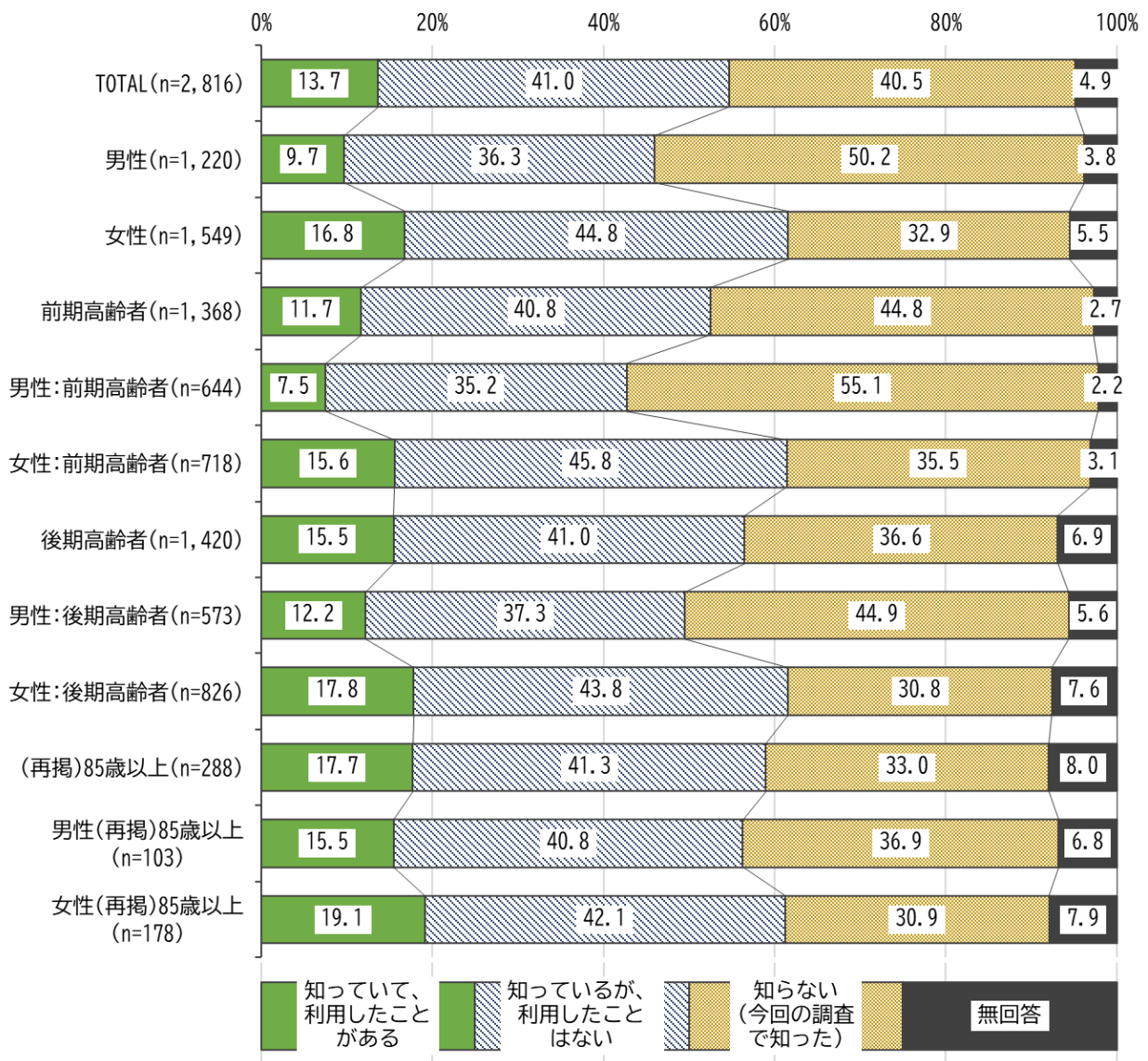
基本目標7 地域生活課題に対応する相談支援の充実

「いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）」の認知状況については、「知っている、利用したことがある」、「知っているが、利用したことはない」を合わせて、半数を超える54.7%が『知っている』となっています。

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしくいつまでも安心して生活ができるよう、様々な困りごとを相談できる地域の拠点として「いきいきサポートセンター」を各地区に配置し、支援してきました。更に、サテライト型センターの設置や生活困窮者支援法に基づく相談窓口も整備され、13地区にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、包括的な支援体制づくりを進めてきました。

また、2023年（令和5年）に「藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画」が策定されたことから、今後も更に相談支援機関や地域団体との連携を深め、個別のヒアリング等も行いながら地域の課題を把握し、地域包括ケアシステムの推進につなげていく必要があります。

○「地域包括支援センターの認知度」



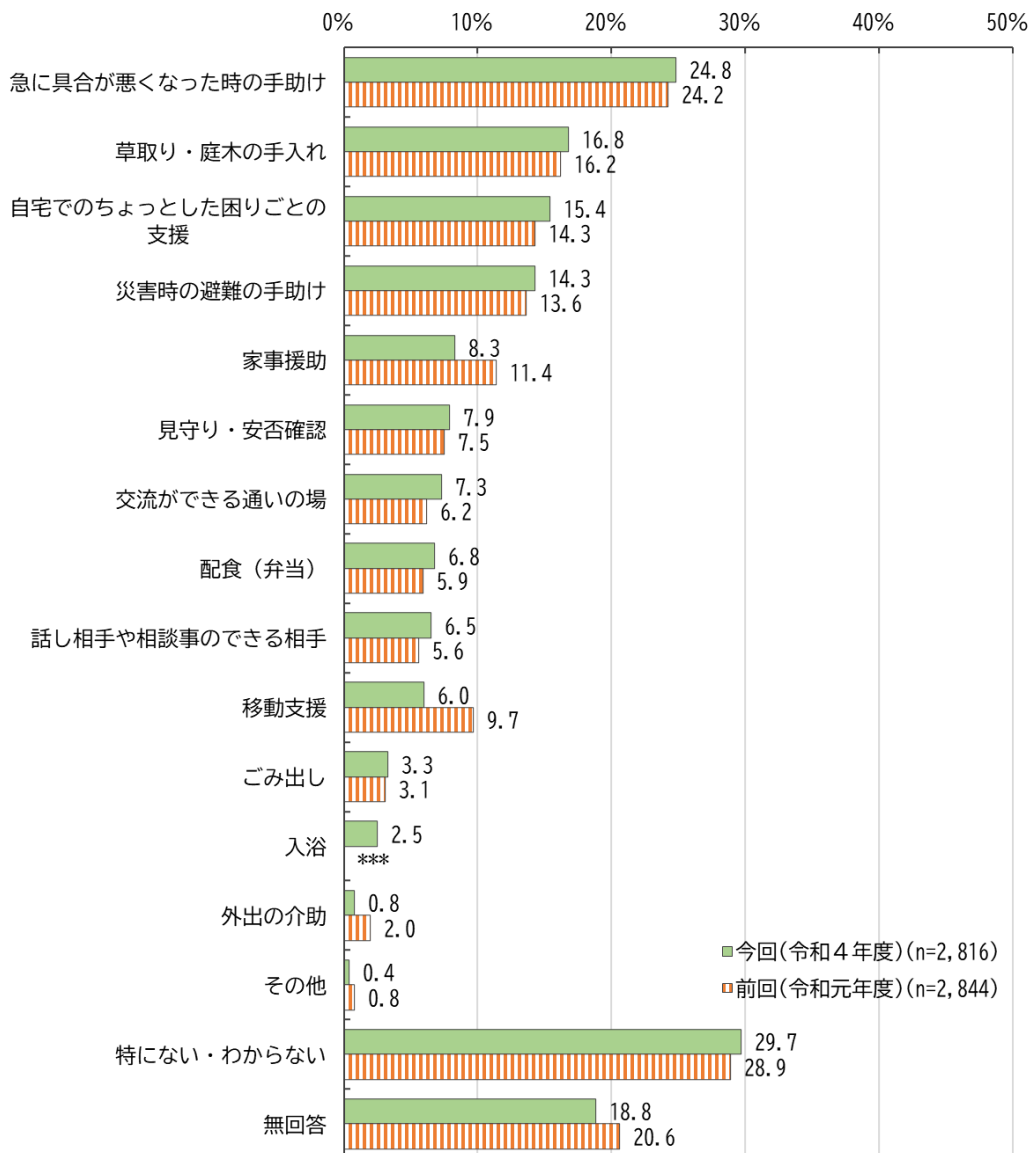
基本目標8 非常時（災害・感染症等）の対応

本市では、平常時からの顔の見える関係づくりや多様な主体と協働した見守りの取組などの地域づくりは、災害時などの非常時の助け合いにつながることから、地域の住民が一体となって防災訓練や情報共有など、地域づくりを通じて顔の見える関係づくりを促進し、災害時においても「誰も取り残さない、取り残されない」支援を進めてきました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛などの経験から「顔と顔の見える関係づくり」や「社会とのつながりの大切さ」を再認識した時期でありました。引き続き、新しい生活様式など感染症対策を講じながら、重症化リスクの高い高齢者が在宅生活を続けるための居場所や介護保険サービス等の安定的な提供体制の構築に努めていきます。

今後も地域の医療機関や福祉施設との連携を強化し、継続的なサポート体制を整備することで、地域の特性やニーズに合わせた施策を展開します。

○「現在のお住まいで生活を続けていくうえで、あれば助かる地域の手助け」



(3) 本計画で取り組むべき重点的事項

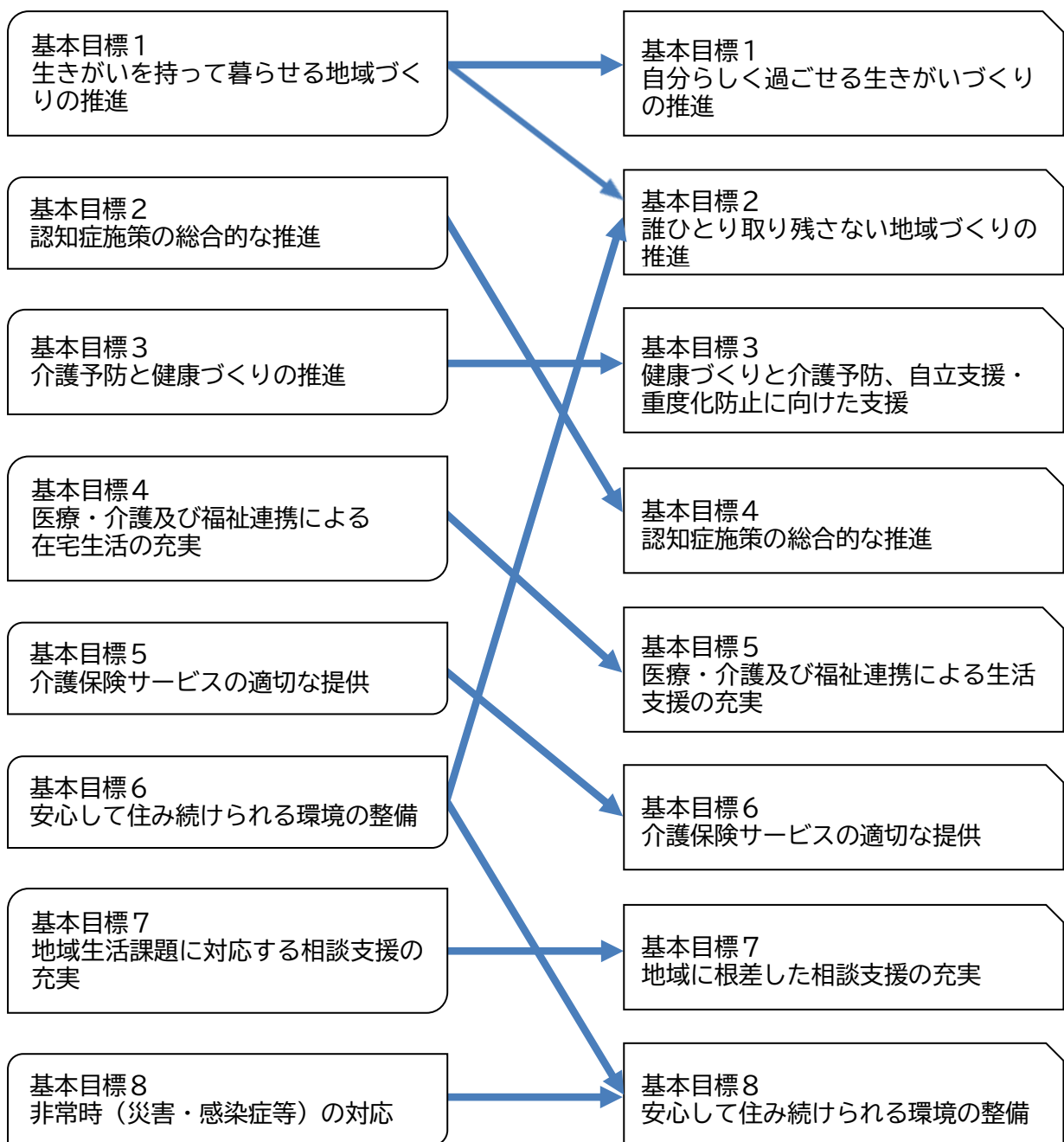
前計画「いきいき長寿プランふじさわ 2023」の取り組むべき重点的事項は、「地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現」を掲げ進めてきました。

本計画においても、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進をめざし、地域共生社会の実現に向け、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスなどの提供に向けた取組を進める必要があります。

そのため、前計画の取り組むべき重点的事項を継承するとともに、「孤独・孤立対策」や「藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画」に対応する取組を、本計画の基本目標として位置づけることで、引き続き、重点的に取り組んでいきます。

前計画の取り組むべき重点的事項

本計画の取り組むべき重点的事項（基本目標）



第 3 章

基本構想

1. 理想とする高齢社会像

高齢者人口の変化に伴う高齢化率などの推移、2025年を迎える現状と2040年を見据えた社会情勢を踏まえ、本市では、前計画の考えを継承しつつ、地域包括ケアシステムの深化・推進をめざし、理想とする高齢社会像を次のとおり掲げ、様々な施策を推進していきます。

理想とする高齢社会像

一人ひとりの想いに
寄り添えるまち ふじさわ

一人ひとりの想いに寄り添えるまち ふじさわ

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、地域社会とのつながりを意識したフレイル予防を推進していくことが重要です。そして、福祉・介護・医療が連携して、できる限り自立した生活が継続できるよう支援するとともに、一人ひとりの想いに寄り添い、その人らしい暮らしを行政・地域団体など様々な機関で支えていくことが重要であることから、今後も地域共生社会の実現に向けた、本市における地域包括ケアシステムの更なる深化・推進をめざすものです。

また、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を活かし、趣味の活動や地域活動などに主体的に参加することで、高齢者が地域の中でいきいきと活躍する健康なまちを引き続きめざしていきます。

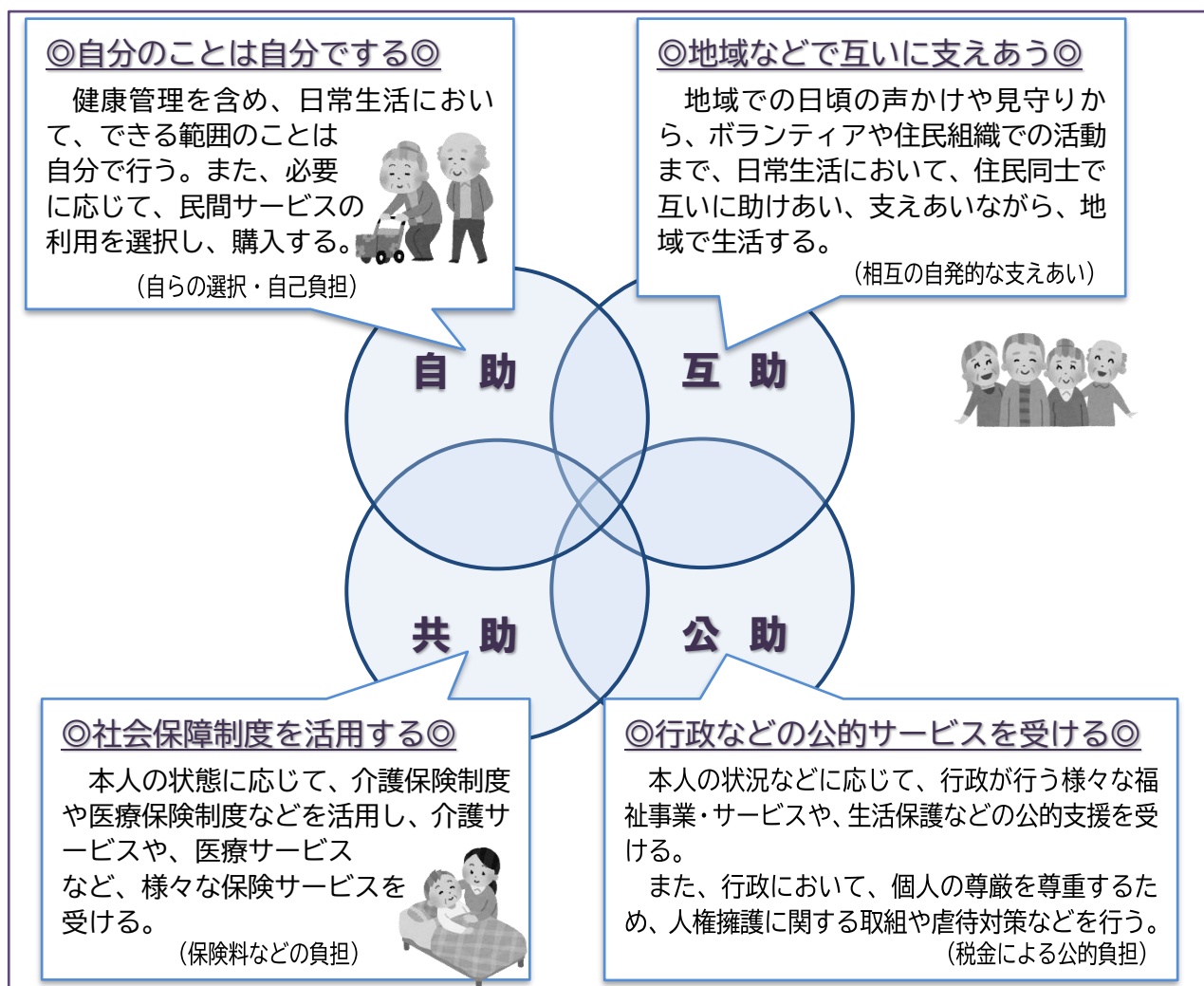
2. 基本理念

理想とする高齢社会像をめざし、地域包括ケアシステムを深化・推進するためには、「自助・互助・共助・公助」の視点から、自立できる高齢者を増やしていくとともに、支援を必要とする人への包括的な支援やサービス提供体制を強化する必要があります。

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が更に増加する状況において、地域包括ケアシステムが効果的に機能するためには、それぞれの地域の特性を活かし、「自助」を基本としながら、「互助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせることが重要です。特に、多様化する生活支援ニーズに対応した「自助」「互助」を軸とする地域の支えあいも重要になります〔図表 3-1〕。

また、「公助」を担う行政の役割としては、「自助」、「互助」の取組を支えるとともに、住民の福祉を最終的に担保する主体として、公的サービスの提供基盤の整備や専門性の強化、相談支援体制の充実について、責任を持って取り組むことが必要です。

図表 3-1 地域包括ケアシステムの構築における「自助・互助・共助・公助」



本市の理想とする高齢社会像を実現していくため、健康寿命日本一をめざすとともに、前計画の「自助・互助・共助・公助」の概念を理念化した4つの基本理念を継承しつつ、社会情勢等を踏まえた基本理念へ発展していきます。

(1) いつまでも健やかな生活を続けることができるよう支援します

団塊の世代が後期高齢者となる2025年（令和7年）を迎え、また、高齢者人口がピークを迎える2040年（令和22年）を見据え、元気で意欲ある高齢者がこれまで培った知識と経験を活かし、趣味活動のみならず、地域活動の担い手となり、やりがいを見つけることで心身ともに健やかな生活につながるものと期待されます。

このためにも、高齢者がいつまでも元気に自分らしく暮らせるよう、「健康づくり」や「介護予防」を重視した施策を展開し、元気な高齢者が地域を支える側として、地域で活躍できる支援を行います。

(2) 住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう支援します

高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けるためには、身近な地域の中でその生活状況や健康状態に合わせた仕組みが必要です。

高齢者の心身の健康を保持し、介護が必要になっても、必要なサービスを受けながら、その人の能力に応じて自立した生活が継続できるよう支援していきます。

(3) お互いに支えあい、助け合う地域づくりを推進します

支援する側もされる側も、すべての高齢者が、お互いの役割を認めつつ、支えあう中で、住み慣れた地域で暮らし続けられることが重要です。

地域における多様な生活ニーズに的確に対応するためには、マルチパートナーシップによる多様な主体が互いに協働する取組を推進し、支えあう地域社会を実現していきます。

(4) 個人の尊厳を保持し、状況に応じた日常生活の維持・継続ができるよう支援します

個人の主体性を尊重し、認知症になっても、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく暮らせる地域づくりや、終末期の過ごし方や医療などに関して希望に沿った支援をすることは大切な視点です。

個人の人生の目標や生きがいを大切にしたい支援を行います。

3. 基本目標

本市の理想とする高齢社会像の実現に向けて、次の8項目を基本目標に掲げ、重点的に取り組み、地域包括ケアシステムの深化・推進を進めていきます。

基本目標 1 自分らしく過ごせる生きがいつくりの推進

2025年を迎え、高齢者が住み慣れた地域で元気に安心して暮らし続けていくためには、一人ひとりに合った地域での関わりを続けられるようにしていくことが大切であり、その生活の中での社会参加への貢献を生きがいつくりにつなげていくことで、高齢者がいきいきと活動することが大切です。また、「集う」ことにこだわらない「居場所づくり（社会参加）」や、好きなこと・得意なこと、ICTなどを活用した「出番づくり（社会的役割）」として、個人の生きがいにつながる取組を進めます。

基本目標 2 誰ひとり取り残さない地域づくりの推進

近年における社会の変化により、今後、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えていく見込みであることや、地域におけるコミュニティが希薄化する中、孤立してしまう状態や振り込め詐欺などの犯罪に巻き込まれてしまうことを防ぐために、日頃からの声かけや啓発活動など地域内におけるつながりの強化のため、地域福祉を支える関係機関や団体との連携による支援体制を推進します。

また、身近なコミュニティによる平常時からの顔の見える関係づくりや見守りの取組などは、災害時などの非常時の助け合いにつながることや、各自において「災害時の備え」について、普及啓発を行うなど、「取り残さない、取り残されないコミュニティ」、「見守り上手・見守られ上手のまちづくり」を推進します。

基本目標 3 健康づくりと介護予防、自立支援・重度化防止に向けた支援

歳はだれでも平等にとるものでありながら、生活習慣やライフスタイル、社会との関わり方などにより、健康状態に大きく影響が出るものであることから、『ヘルスケア』及び『コミュニティケア』の視点を持ち、生活習慣病予防やフレイル予防などに取り組んでいくことが大切です。

このことから、介護予防事業と連携した高齢者の保健事業の実施、更に、専門職が介護予防のプログラムを実施する場や、身近な地域で気軽に参加でき、地域でのお互いの見守りにもつながる公園体操などの地域活動を充実させていきます。

基本目標 4 認知症施策の総合的な推進 ①知る②集う③支える④備える

本市の認知症施策は、2019年（平成31年）4月に作成した「藤沢おれんじプラン」や「いきいき長寿プランふじさわ2023の基本目標」に基づき、令和5年度までの目標として「知る」「集う」「支える」をキーワードに、地域、医療・保健・福祉の専門職、民間企業等多様な主体の人と連携し、支援を実施してきました。

今後は3つのキーワードに加えて、誰もがなり得る可能性のあることから認知症に「備える」という概念の普及啓発をACP及び意思決定支援の啓発と共に進めていきます。

今後も、増加する認知症高齢者に対する支援として、認知症本人及びその家族の視点に立ち、引き続き「認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」をめざし、多様な主体と協働して認知症施策を総合的に推進します。

基本目標 5 医療・介護及び福祉連携による生活支援の充実

日常生活における医療・介護などのサービスの提供に加え、医療及び介護のニーズを合わせ持つ高齢者が増加することに対応するため、医療・介護及び福祉の連携による支援体制づくりが必要です。

医療機関からの退院支援や日常の在宅療養の支援、急変時の対応、看取りなど、様々な状態へ迅速に対応することが望めます。

高齢者が住み慣れた地域で、できる限り在宅生活が継続できるよう、医療・介護及び福祉が連携・協力した一体的な支援体制づくりを進め、高齢者の地域での日常生活を支援します。

基本目標 6 介護保険サービスの適切な提供

今後の介護サービス基盤の整備においては、高齢者人口はもとより、地域の実情、介護離職ゼロの実現、有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの整備状況なども踏まえて、ニーズを的確に把握し、中長期的な視点をもって進めていく必要があります。

そして、計画的な基盤整備を進めるにあたっては、慢性的に不足している介護人材の確保が必要不可欠であり、介護現場における職員の定着や生産性向上も視野に入れた支援の促進を図る必要があります。

計画的に基盤整備を進めるとともに、各種指導、ケアプラン点検などの強化による介護保険事業の適正な運営を推進し、適切なサービスが提供される体制づくりをめざします。

基本目標 7 地域に根差した相談支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていくためには、社会構造や生活環境の変化に応じた、地域の生活圏域ごとの様々な課題に対応する相談体制の充実が求められます。

今後、ますます複合化・複雑化する支援ニーズや地域課題に対応するため、13 圏域における断らない相談体制の更なる強化に加え、包括的な相談として様々な機関が重なり合い支援を展開する重層的支援体制の整備など、地域づくりに向けた支援を強化していきます。

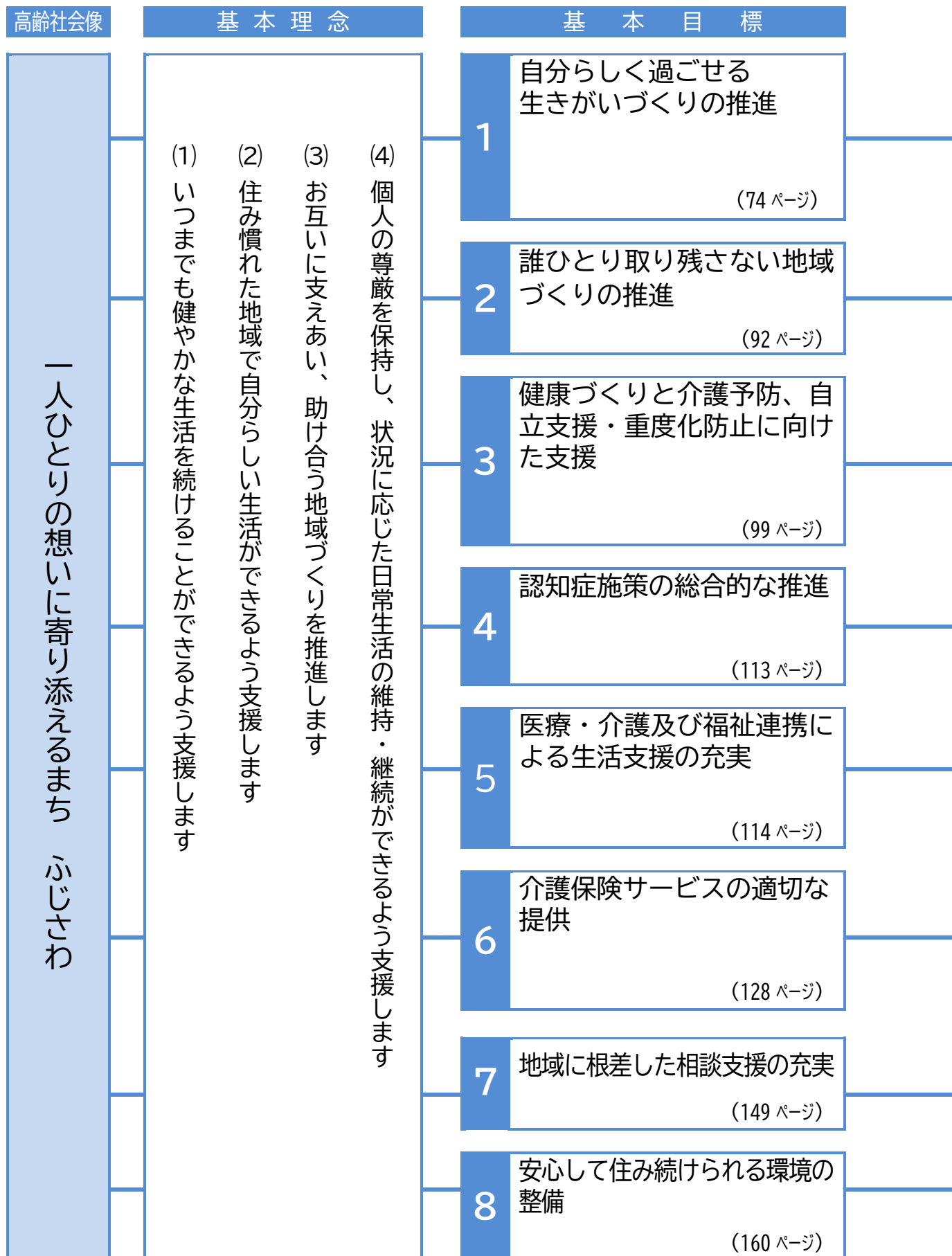
基本目標 8 安心して住み続けられる環境の整備

高齢者が安心して住み続けられる生活環境を築くためには、身体の状態や日常生活におけるニーズなどの状況に応じた、住みやすい生活環境であることが重要です。多様化する高齢者のライフスタイルに応じた居住環境の確保や、バリアフリー化などの地域環境の整備について、関係機関と連動した取組が求められています。

また、災害時の施設入所者等の避難及び健康維持への取組として、普段からの地域コミュニティでのつながりの重要性や災害時における介護事業所や地域等との連携による支援体制の構築、避難所生活における健康維持への取組を推進していきます。

新型コロナウイルス感染症による外出控えなどにより、高齢者の社会的フレイル・身体的フレイルの進行が懸念されるなどの生活への影響がありました。5 類感染症に位置づけられた昨今においても、高齢者は重症化リスクが高いことから、引き続き日常的に感染対策を講じながら、サービスの提供や支援を行っていきます。

■ いきいき長寿プランふじさわ 2026 の推進に向けた施策体系 ■



施 策 (施策の展開)		
1	施策1 生きがいつくりの推進 (76ページ)	(1) 高齢者の多様な活動・居場所の支援 (2) 生涯学習などの支援 (3) 終活・ACP等の普及啓発 (4) ICTの活用・支援
	施策2 社会参加活動の支援 (86ページ)	(1) ボランティアの育成・支援 (2) 高齢者の就労・就業支援の促進 (3) 外出機会の創出
2	施策1 地域コミュニティの活性化 (93ページ)	(1) 地域活動団体への支援 (2) 地域福祉を支える関係機関等との連携・支援の推進
	施策2 安全・安心なまちづくりの推進 (96ページ)	(1) 日頃の安全対策の推進 (2) 地域と連携した見守り活動の推進
3	施策1 地域支援事業の連動 (100ページ)	(1) 地域支援事業（各事業）との連携
	施策2 健康づくりの推進 (102ページ)	(1) ライフステージに応じた健康づくりの推進
	施策3 介護予防、自立支援・重度化防止の取組 (104ページ)	(1) 一般介護予防事業の推進 (2) 介護予防・生活支援サービス事業の推進 (3) 生活支援の体制整備 (4) 地域ケア会議の開催
4	第6章 藤沢市認知症施策推進計画 (藤沢おれんじプラン)	本計画の「藤沢市認知症施策推進計画(藤沢おれんじプラン)」一体化について
5	施策1 日常生活の支援 (115ページ)	(1) 生活支援サービスの提供 (2) 在宅福祉サービスの提供 (3) 介護者への支援
	施策2 在宅医療・介護連携の推進 (124ページ)	(1) 多機関協働による包括的支援体制の推進
6	施策1 介護サービス基盤の整備 (130ページ)	(1) 施設・居住系サービス基盤の計画的な整備 (2) 在宅生活を支えるサービス基盤の整備
	施策2 介護人材の確保と介護現場の生産性向上 (139ページ)	(1) 多様な人材の参入促進と介護職員の定着促進・育成支援 (2) 介護現場の生産性向上の推進
	施策3 介護保険制度の適正な運営 (143ページ)	(1) 介護給付費等の適正化推進と介護サービスの質の向上 (2) 適正な要介護認定と認定事務の効率化 (3) 低所得者に対する支援
7	施策 地域の相談支援体制の充実 (150ページ)	(1) 地域の相談支援体制の機能強化 (2) 権利擁護の推進 (3) 重層的な支援体制の整備
8	施策1 住まいなどの生活環境の整備 (161ページ)	(1) 多様な住まい方の確保・支援 (2) 人にやさしいまちづくりの推進
	施策2 非常時（災害・感染症等）の対応 (166ページ)	(1) 自然災害時における施設入所者等の避難及び健康維持への取組 (2) 感染症対策

第 4 章

施策の展開

◇◇第4章の構成について◇◇

第4章の施策の展開は、まず制度上利用できる主な事業を対象別に体系図として整理してあります。次に、第3章で定めた基本目標1～8ごとに整理しています。

主な高齢者保健福祉施策の対象別体系図 …72・73 ページ

：制度上利用できる主な事業を本人の状態別に整理した体系になります。

基本目標 …74～169 ページ

基本目標1～8は、次のとおり記載しています。

基本目標ごとの体系図

：「施策」「施策の展開」「主な事業」で体系図化しています。

施策ごとの展開

：施策ごとの方向性などについての説明を記載しています。

主な事業

：事業ごとの概要・これまでの取組・今後の取組を整理しています。

事業の概要	
これまでの取組	
今後の取組	

※数値の表記ができるものは3年間の実績と、実績値に基づいた計画期間中の見込みや目標値を記載しています。また、令和5年度の実績は、9月末現在の実績を掲載しています。

■主な高齢者保健福祉施策の対象別体系図■

元気な高齢者

事業対象の方

要支援者
(要支援1, 2)

高齢者の生きがい・社会参加の促進

生きがい・社会参加

- ・いきいきシニアセンター（老人福祉センター）
- ・ゆめクラブ藤沢（老人クラブ）への支援
- ・いきいきシニアライフ応援事業
- ・社会参加活動の支援
- ・地域の縁側
- ・シルバー人材センターへの支援
- ・生涯学習などの支援
- ・湘南すまいるバス
- ・いきいきパートナー事業
- ・敬老事業など

介護保険サービス

予防給付

- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定介護予防福祉用具販売
- ・介護予防住宅改修
- ・介護予防支援
- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

- ・養護老人ホーム

健康づくりの支援

- ・健康づくりの推進
- ・高齢者の保健事業

地域支援事業<介護保険事業費会計>

介護予防・日常生活支援総合事業

一般介護予防事業

- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域団体への講師派遣
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・地域ささえあいセンター

介護予防・生活支援サービス事業

- ・介護予防ケアマネジメント

- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス

包括的支援事業

- ・いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）運営事業
（総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援）
- ・生活支援体制整備事業（協議体・生活支援コーディネーター）

任意事業

- ・家族介護者教室事業
- ・介護給付費適正化事業
- ・認知症サポーター養成事業
- ・介護サービス相談員派遣事業

在宅福祉サービス

- ・生活支援型ホームヘルプサービス
- ・寝具乾燥消毒サービス
- ・高齢者はり・きゆう・マッサージ利用助成事業
- ・緊急通報サービス
- ・一時入所サービス
- ・紙おむつの支給

より支援が必要

軽度要介護者
(要介護1, 2)

中度・重度要介護者
(要介護3~5)

介護保険サービス

介護給付

- ・訪問介護
- ・通所介護
- ・福祉用具貸与
- ・居宅療養管理指導
- ・夜間対応型訪問介護
- ・地域密着型通所介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・訪問入浴介護
- ・通所リハビリテーション
- ・特定福祉用具販売
- ・居宅介護支援
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・訪問リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・住宅改修
- ・特定施設入居者生活介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・訪問看護
- ・短期入所療養介護

介護保険施設

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院

- ・認知症総合支援事業（認知症初期集中支援チーム・認知症ケアパスの活用・認知症地域支援推進員）
- ・在宅医療・介護連携推進事業（在宅医療支援センター、多職種研修）

- ・成年後見制度利用支援事業

- ・訪問理美容
- ・藤沢市福祉タクシー利用券

基本目標1 自分らしく過ごせる生きがいの推進

施 策	施策の展開	主 な 事 業
1 生きがいの推進	(1)高齢者の多様な活動・居場所の支援 76%	<ul style="list-style-type: none"> ① シニア世代の起業支援 76% ② いきいきシニアセンター（老人福祉センター） 77% ③ ゆめクラブ藤沢（老人クラブ） 78% ④ 高齢者福祉大会・高齢者スポーツ大会 78% ⑤ 敬老事業 79% ⑥ 敬老祝金 79% ⑦ いきいきシニアライフ応援事業 80% ⑧ 老人憩の家・老人ふれあいの家 80% ⑨ 地域ささえあいセンター 81% ⑩ 地域の縁側 81%
	(2)生涯学習などの支援 82%	<ul style="list-style-type: none"> ① 生涯学習人材バンク「湘南ふじさわ学びネット」 82% ② 高齢者を対象とした生涯学習 82% ③ 図書館宅配サービス 83%
	(3)終活・ACP等の普及啓発 84%	<ul style="list-style-type: none"> ① 終活・ACP等の普及啓発 84%
	(4)ICTの活用・支援 85%	<ul style="list-style-type: none"> ① デジタルデバイドの解消 85%

施 策	施 策 の 展 開	主 な 事 業
2 社会参加活動の支援	(1) ボランティアの育成・支援 86 <small>号</small>	<ul style="list-style-type: none"> ① ふじさわボランティアセンターとの連携 86<small>号</small> ② 地区ボランティアセンターへの支援 87<small>号</small> ③ いきいきパートナー事業 87<small>号</small> ④ チームFUJISAWA2020の活用・周知 88<small>号</small>
	(2) 高齢者の就労・就業支援の促進 89 <small>号</small>	<ul style="list-style-type: none"> ① シルバー人材センターへの支援 89<small>号</small> ② 中高年齢者向け就労支援セミナー 89<small>号</small>
	(3) 外出機会の創出 90 <small>号</small>	<ul style="list-style-type: none"> ① スマートフォンを活用した事業(みんチャレ) 90<small>号</small>

施策1 生きがいつくりの推進

超高齢社会を迎え、高齢者のライフスタイルや嗜好が多様化する中、平均寿命も延び、厚生労働省「令和4年簡易生命表」によると、男性が81.05歳、女性が87.09歳となっています。今後も、男女とも平均寿命は延び、2065年（令和47年）には、男性が84.95歳、女性が91.35歳となり、女性は90歳を超えると見込まれています。（内閣府「令和4年版高齢社会白書」より。）

「人生100年時代」を見据え、高齢者が地域で元気に暮らせるよう、孤独を感じている人への外出・交流機会の創設、高齢者が気軽に集まり活動できる場の提供など、高齢者の生きがいつくりを推進していくことが重要です。

「高齢者の保健・福祉に関する調査（2023年調査）」では、約5割強の高齢者がスマートフォンを活用している結果となっている一方で、スマートフォンの利用に不慣れな高齢者がいることから、誰一人取り残さないデジタル社会をめざし、デジタルデバイド（情報格差）の解消に向けた支援を検討します。

（1）高齢者の多様な活動・居場所の支援

【主な事業】

① シニア世代の起業支援		産業労働課
事業の概要	（公財）湘南産業振興財団等と連携し、シニア世代の起業を支援しています。 ①創業支援資金「キュンとするスタートアップ」を利用するシニア世代に対する金融支援（融資、信用保証料補助、利子補給） ②コミュニティビジネスを行うシニア世代に対する優遇支援 ③シニア世代を含むコミュニティビジネス事業者の事例発表会・ネットワーキングに対する支援	
これまでの取組	起業への意欲や豊かな経験を持ったシニア世代へコミュニティビジネスの創出を支援するため、個別相談、セミナー等事例発表会などを実施しました。	
今後の取組	シニア世代の知識や経験を生かし、セカンドライフとして多様な分野で起業をめざせるよう周知し、セミナー等による支援を行います。	

② いきいきシニアセンター（老人福祉センター） 高齢者支援課

事業の概要	市内の南部・中部・北部それぞれに湘南なぎさ荘・やすらぎ荘・こぶし荘を設置し、高齢者の生きがいと健康づくりのための拠点施設として、様々な事業を展開しています（指定管理業務）。
これまでの取組	新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後に大広間や囲碁・将棋コーナー、図書コーナー等の一般開放を再開し、居場所としての施設利用が可能になりました。 感染症対策に配慮しながら、高齢者の社会参加や生きがいの促進を図っています。
今後の取組	老人福祉センターの本来の役割を達成するため、多様化する高齢者のニーズやライフスタイルに即した事業を引き続き展開していきます。 また、やすらぎ荘と湘南なぎさ荘については、老朽化が進んでいることから、再整備について検討していきます。

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
延べ利用者数 (人)	101,556	121,093	69,671
延べ事業実施回数 (回)	528	1,135	678

いきいきシニアセンター（老人福祉センター）の今後の考え方について

老人福祉センターについて、年々高齢者人口が増加している中において、その基本的な機能については、継続していく方向で検討する必要があります。

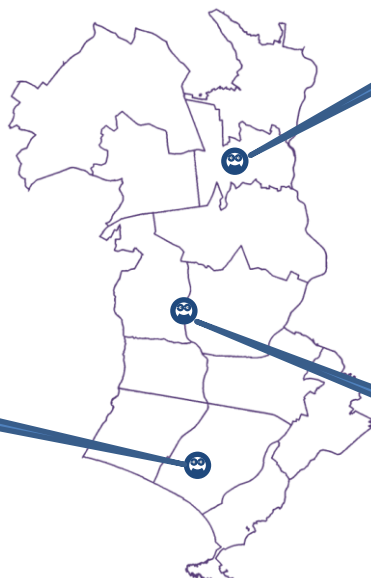
やすらぎ荘及び湘南なぎさ荘の2館については、特に老朽化が著しい状況であり、現施設の継続使用は厳しい状況となっていることや、施設を開設した当時と現在では、ライフスタイルや本市を取り巻く社会情勢は大きく変化していること等を捉え、求められる機能や施設の在り方について十分に検討する必要があります。今後、こうした点を踏まえ、第3次藤沢市公共施設再整備プランの方針に則り、市内全体のバランスを考慮しつつ機能を集約するなど、他の公共施設等との複合化を原則として検討していきます。

老人福祉センターとは：

高齢者の各種相談、健康の増進、教養の向上を目的とした施設です。

各種イベント、サークル活動などを行っています。

湘南なぎさ荘
鵜沼海岸 6丁目17番7号

こぶし荘
下土棚 800 番地の 1



やすらぎ荘
稲荷 586 番地



③ ゆめクラブ藤沢（老人クラブ） 高齢者支援課

事業の概要	ゆめクラブ藤沢は、高齢者同士の交流を通じて、生きがいと健康づくりを図るとともに、地域を豊かにする活動に取り組む高齢者の自主的なグループです。高齢者の生きがいつくりと社会参加の促進を図るため、藤沢市老人クラブ連合会と連携し、各クラブの活動・運営を支援しています。
これまでの取組	単位老人クラブに補助金を交付することにより、各クラブの運営や活動を支援してきました。 また、藤沢市老人クラブ連合会が実施する様々な事業において藤沢市老人クラブ連合会事務局及び地区役員等と連携することで、市内老人クラブ活動の一層の活性化を図っています。
今後の取組	各クラブの運営や活動の支援を行うとともに、クラブ数・会員数の減少や役員の担い手不足などの課題の解決に向けて、藤沢市老人クラブ連合会と連携し、LINEを活用した周知等による新たな層へのアプローチ方法や他組織との相互協力による柔軟な体制づくりなどについて検討していきます。

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
クラブ数 (クラブ)	127	122	117
加入会員数 (人)	5,637	5,290	4,869

④ 高齢者福祉大会・高齢者スポーツ大会 高齢者支援課

事業の概要	高齢者の社会参加と健康増進を目的に、高齢者福祉大会と高齢者スポーツ大会を、藤沢市老人クラブ連合会への委託により実施しています。
これまでの取組	高齢者福祉大会の実施により、高齢者の主体的な生きがい創造活動を啓発し、また、高齢者スポーツ大会の実施により、高齢者の健康増進・介護予防の促進等を図っています。 これらの大会は市内老人クラブが一堂に会する場となっており、高齢者相互のコミュニケーション及び情報交換の促進につながっています。
今後の取組	高齢者の生きがいつくりと社会参加を支援するとともに、クラブ活動の活発化、高齢者同士の交流、会員の加入促進、健康増進・介護予防を図るため、引き続き実施していきます。参加人数の減少が懸念されるスポーツ大会においては、藤沢市老人クラブ連合会と連携し、参集方法の確保など参加を促すための実施方法を検討していきます。

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
福祉大会参加者数 (人)	400	426	540
スポーツ大会参加者数 (人)	157	178	168

⑤ 敬老事業 高齢者支援課

事業の概要	高齢者の健康と長寿を祝うため、市内各地区において敬老事業を開催しています。
これまでの取組	83歳以上の高齢者を対象として各地区社会福祉協議会が行う敬老事業に対して補助金を交付し、各地区の実情に応じた事業を実施するための支援を行いました。
今後の取組	各地区社会福祉協議会で様々な事業を実施しています。各地区の事業実施結果の集約と情報共有に努め、各地区が趣向を凝らした事業を実施できるよう、引き続き支援を行っていきます。

	実 績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
対象者数 (人)	24,533	25,465	26,520

⑥ 敬老祝金 高齢者支援課

事業の概要	高齢者の健康と長寿を祝うため、敬老祝金の贈呈を行っています。 ①90歳（卒寿）の人への敬老祝金の贈呈 ②100歳（百寿）の人への市長訪問による祝金と花束などの贈呈[百歳訪問]
これまでの取組	新型コロナウイルス感染症の影響により市長による百歳訪問を中止した時期もありましたが、祝金・祝品については民生委員・児童委員の協力のもと、贈呈を行いました。
今後の取組	多年にわたり、社会の発展に貢献された高齢者へ敬愛の意を表し、健康と長寿をお祝いするため、引き続き、事業を実施していきます。

	実 績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
<敬老祝金贈呈>			
贈呈者数 90歳 (人)	1,423	1,466	/
<百歳訪問>			
訪問者数 (贈呈者数) (人)	101	105	/

⑦ いきいきシニアライフ応援事業 高齢者支援課

事業の概要	シニア世代が「生きがい」を感じるとともに地域に貢献し、いきいきと充実したシニアライフを送ることができるように、シニア世代に特化した地域活動等の情報を提供し、シニア世代が地域活動に気軽に参加できるきっかけづくりを目的として実施しています。
これまでの取組	事業実施により、シニア世代が地域活動に気軽に参加できるきっかけづくりを図っています。
今後の取組	今後も引き続き、シニア世代が地域活動に参加できるきっかけづくりを実施しますが、地域活動見本市の開催方法やシニア向けの情報誌・情報サイトにおける新たな課題に対して検討を進めていきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
地域活動見本市 来場者数 (人)	0	970	400	1,090	1,220	1,370

⑧ 老人憩の家・老人ふれあいの家 高齢者支援課

事業の概要	施設を活用し、地域におけるふれあいの場、レクリエーションの場として高齢者の健康増進を推進し、また、地域に古くから伝わる文化・芸術を次世代へ伝承するために高齢者と次世代が交流を図るものです。
これまでの取組	事業実施により、高齢者の健康増進及び高齢者と次世代の世代間交流を図っています。
今後の取組	今後も多様化する高齢者のニーズを把握していきながら、引き続き、施設運営等を進めていきます。

	実 績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
＜善行老人憩の家＞			
延べ利用件数 (件)	199	307	161
延べ利用者数 (人)	1,637	3,830	1,691
＜長後老人憩の家＞			
延べ利用件数 (件)	101	110	59
延べ利用者数 (人)	766	1,020	598
＜御所見老人ふれあいの家＞			
延べ利用件数 (件)	200	201	71
延べ利用者数 (人)	1,373	1,425	583

⑨ 地域ささえあいセンター 地域共生社会推進室

事業の概要	高齢者等が気軽に立ち寄ることができる場の提供、各種相談、介護予防に関する講座、多世代交流などの事業を実施する「地域ささえあいセンター」の運営団体に対して支援を行います。 また、各施設に、生活支援コーディネーターを配置し、生活支援等サービスの充実に取り組んでいます。
これまでの取組	藤沢、長後、村岡、明治の4地区に、「地域の縁側」の「基幹型」として整備されています。
今後の取組	類似事業との整理及び重層的支援体制整備への位置づけについて、生活支援体制整備事業と併せて検討を継続します。

	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
設置箇所数 (カ所)	4	4	4	-	-	-
延べ利用者数* (人)	-	-	-	17,000	18,000	19,000
スケジュール	居場所事業の整理					

※本計画より指標変更

⑩ 地域の縁側 地域共生社会推進室

事業の概要	人と人とのつながりを強め、暮らしやすさを高めることを目的に、多様な地域住民が気軽に立ち寄り、集まりやすい身近な場を「地域の縁側」と位置づけ、事業実施団体を支援しています。
これまでの取組	2023年（令和5年）9月末現在、概ね各地区1カ所以上、市内38カ所（基本型25カ所、特定型7カ所、基幹型4カ所、介護予防特化型2カ所）で地域の縁側を実施しています。 現状の課題としては、一度審査会にて事業決定した団体は次年度以降に書面による審査及び居場所事業の研修会等を行っていますが、なかなか情報共有がなされず、事業者間の居場所事業としての格差が生じてしまうことです。
今後の取組	新型コロナウイルス感染症拡大によって、利用者だけではなく、運営者サイドのモチベーションの低下につながるなど、運営における影響も大きいものとなりました。 既存の運営団体の活性化や格差解消につながる取組や設置箇所数の少ない地区へのアプローチや事業廃止によってなくなってしまうエリアへの補完等について検討を継続します。

	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
設置箇所数 (カ所)	38	39	38	40	42	44
実利用者数 (人)	35,620	51,917	29,363	55,000	57,000	59,000

(2) 生涯学習などの支援

【主な事業】

① 生涯学習人材バンク「湘南ふじさわ学びネット」 生涯学習総務課

事業の概要	様々な分野で豊富な知識や優れた技術を持つ人が、市民講師として登録し、地域の様々な生涯学習の場で活躍する機会を提供するとともに、市民が生涯にわたり学びたいことが学べるよう、学習のきっかけづくりを支援しています。
これまでの取組	多様な分野の知識や技術・技能、豊かな体験や経験を有する人に登録してもらうため、冊子やホームページにおいて人材バンク制度の周知を行っています。 更に制度の利用促進を目的として、市民講師による講座を気軽に体験することができる人材バンク体験講座「ふらっとフラッポ」や活動内容・作品展示、登録者の活動紹介動画のYouTube配信、制度を利用可能な施設従事者を対象とした人材バンク登録者体験会を実施しました。 また、より質の高い学びの提供を目的として、人材バンク登録者を対象とした「市民講師養成講座」を実施しています。
今後の取組	登録件数については、登録者のライフスタイルや高齢化が主な理由で取消件数が増加傾向となっています。また、利用件数についても新型コロナウイルス感染症拡大以前の水準には至っていないため、今後はより多くの登録及び利用促進のため、周知等を行っていきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
登録件数 (件)	299	294	/	294	296	298
利用件数 (件)	48	73	/	130	140	150

② 高齢者を対象とした生涯学習 生涯学習総務課

事業の概要	公民館において、高齢者を対象とした各種事業を実施しています。
これまでの取組	市内の13公民館で高齢者を対象とした事業を実施しており、年度を重ねるごとに事業実施数・参加者数を増やしてきました。 また、新たな生活様式の浸透によりニーズが高まった、「スマートフォン」や「ウェブ会議システム (Zoom)」などオンラインツールをテーマにした事業を実施し、デジタルデバイドの解消に努め、高齢者がいきいきと学習し、活動できる機会を提供しています。
今後の取組	前計画期間中は新型コロナウイルス感染症の影響があり、すべての年度で目標を達成することはできませんでしたが、年度を重ねるごとに事業実施数・参加者数を増やし、令和4年度には目標を達成することができました。 今後も引き続き高齢者を対象とした事業を実施し、いきいきと学習、活動する機会を提供していきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
公民館事業 (件)	26	38	/	27	27	27

③ 図書館宅配サービス 総合市民図書館

事業の概要	<p>図書館・図書室に来館・来室することが困難な高齢者や障がいのある人に対し、宅配ボランティアの協力により、図書館資料を宅配しています。</p>
これまでの取組	<p>市内の高齢者や障がいのある人からの要望に基づき、図書館資料の宅配を行っています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症のまん延下においても、感染対策（最小限の会話・短時間での受け渡し・必要に応じてドアノブに掛けて受け渡しをする等）をして事業を継続しています。</p> <p>事業の活動主体はボランティアで、図書館・図書室に職員が準備した図書館資料を、ボランティアが利用者の居住地（自宅や介護施設等も含む）へ宅配しています。</p>
今後の取組	<p>宅配サービス利用者・ボランティアが増加傾向にあるものの、依然として利用者の居住地区とボランティアの活動可能地区がマッチしないことが課題となっています。</p> <p>ボランティアが不足している地区は職員による宅配を実施し、逆に多い地区はボランティアが待機の状態となっています。</p> <p>その状況の改善のため、特に幅広い年齢層へのボランティア募集に取り組んでいきます。具体的な募集施策の一つとして、湘南大庭地区への地域回覧を実施しました。今後はその反響を見て更なる周知の拡大を検討予定です。</p> <p>また、若年層を含めた多くの市民への周知方法として、図書館ホームページへの引き続きの掲載に加えて、藤沢市図書館公式X（旧Twitter）での投稿を予定しています。</p>

	実 績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
延べ利用者数 (人)	1,617	2,144	1,078
貸出資料件数 (件)	8,531	8,503	4,214

(3) 終活・ACP等の普及啓発

自分のために、家族のために 「終活とACP」

災害や事故、病気など、予測できない「もしもの時」は誰にでも起こりうることです。その「もしもの時」に備えて、ご自身だけではなく家族が困らないようにする準備を『終活』と呼んでいます。終活ノートはご自身の意思を書き留めるノートです。

ACP＝アドバンス ケア プランニングとは、もしもの時のために、自身が望む「医療やケア」について、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取り組みです。

終活ノートの項目

- ・「わたし」のこと
- ・親戚・友人リスト
- ・介護・医療について
- ・葬儀・お墓について
- ・「わたしの今まで」について
- ・大切な人へのメッセージ

など



【主な事業】

① 終活・ACP等の普及啓発		地域医療推進課 高齢者支援課
事業の概要	もしもの時のために、自身が望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取組をACPと呼びます。一人ひとりが自分らしく最期まで過ごすことができるよう、「自分はどう生きたいか」「大切な人の健康状態が危機的な状況になったときにどう支えるか」という視点で、ACPや人生の最終段階における医療や介護について知識を持ち、考えるためのきっかけとして、普及啓発を行います。	
これまでの取組	医療・福祉部門が連携し、主に高齢者を対象とした講座やイベントにおいて終活ノートを活用し、住民一人ひとりが自分らしく最期まで過ごすことができるよう、ACPや人生の最終段階における医療や介護について知識を得るとともに、考えることができるよう、普及啓発を図りました。	
今後の取組	引き続き、様々な分野の多機関や関係課と連携し、ACPの普及啓発を行うとともに、高齢者をはじめ、高齢者を支える世代にもACPについて知り、考えていただけるよう、様々な機会を捉えて普及啓発を図っていきます。	

(4) ICTの活用・支援

【主な事業】

① デジタルデバイドの解消				デジタル推進室		
事業の概要	誰ひとり取り残さないデジタル社会をめざし、スマートフォンの利用に不慣れな方等を対象に、スマホ講座やスマホ相談窓口等を実施します。					
これまでの取組	公民館や地域の縁側等の身近な場所におけるスマートフォンの基本操作に関する講座を実施しています。また、講座の受講中は理解できても、その後いざやろうとすると分からないといった方向けのフォローアップとして、スマートフォンの基本操作に関する不明点を何でも相談できる「スマホ何でも相談窓口」を市内8地区において実施（令和4年度はモデル事業を実施）しました。なお、チームFUJISAWA2020のボランティアが、相談窓口の相談員を担っています。					
今後の取組	引き続き公民館での講座を実施するとともに、自治会町内会等の単位での講座を実施し、また、相談窓口も更に多くの地区で開催することで、より身近な場所で講座の受講や相談ができるよう、取組を推進します。					
	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
デジタルデバイス対策講座参加人数 (人)	—	394	—	504	540	576
相談窓口開催地区数 (地区)	—	2	8	11	13	13

施策2 社会参加活動の支援

高齢者の中でも団塊の世代が、後期高齢者となる2025年（令和7年）を迎えるにあたり、元気な高齢者が増加することにより、健康や生きがいのづくり、社会参加施策の重要性がより一層高まり、高齢者自らが地域を「支える側」として、活躍していくことが期待されます。

こうした状況から、高齢者自らが「人生100年時代」のライフデザインを考えていくとともに、働き方や社会参加の促進、ボランティアの育成及び地域団体等への活動支援を通して、高齢者が参加しやすく、高齢者個人の活躍を支えていく地域社会づくりを推進します。

超高齢社会を迎えた中、日常生活において支えの必要な高齢者でも、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域で支える多様な担い手が必要であり、地域で互いに支えあう「互助」の仕組みづくりが重要となっています。その一つとして、元気な高齢者がこれまで培った経験と知識を生かし、地域を「支える側」として活躍することで、やりがいを感じるができるよう、ふじさわボランティアセンターをはじめとする関係機関・関係各課と連携し、ボランティアの育成や活動の支援を図ります。

（1）ボランティアの育成・支援

【主な事業】

① ふじさわボランティアセンターとの連携		福祉総務課
事業の概要	ボランティア活動に関する相談や情報提供、活動先の紹介などを行っている「ふじさわボランティアセンター」（藤沢市社会福祉協議会が運営）と連携して、ボランティアの育成・支援を実施しています。	
これまでの取組	藤沢市市民活動推進センターやチームFUJISAWA2020と協働し、現在、ボランティア活動をしている人とこれからボランティア活動を始めようと考えている人を対象に藤沢のボランティア活動について意見交換を行うなどボランティアや地域活動の担い手の育成に努めています。	
今後の取組	藤沢市市民活動推進センター、チームFUJISAWA2020、各地区ボランティアセンターとの情報交換を実施することで、ボランティア活動の充実とボランティア団体への支援を協働して取り組みます。	
	実 績	
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)
	2023年度 (R5)	
ボランティア登録者数 (人)	5,953	4,540

② 地区ボランティアセンターへの支援 地域共生社会推進室

事業の概要	地域におけるボランティア活動を推進する地区ボランティアセンターの設置・運営を支援することで、相互扶助機能の向上とボランティアのネットワークづくりを図っています。
これまでの取組	市内12地区に開設されている地区ボランティアセンターの運営にかかる費用について支援しています。
今後の取組	課題としては、ボランティア担い手の高齢化、担い手不足などが中心にあげられています。 また、藤沢市社会福祉協議会が開催した地区ボランティアセンターの連絡会において、地区毎に実施している事業内容や有償無償の違いがあることが共有されたことから、ふじさわボランティアセンターと連携しながら更なる現状の把握に努め、支援の在り方について検討を進めていきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
設置箇所数 (カ所)	12	12	/	—	—	—
生活支援 実施件数※ (件)	—	—	—	2,200	2,300	2,400

※本計画より指標を変更

③ いきいきパートナー事業 地域共生社会推進室

事業の概要	高齢者が、指定の施設でボランティア活動を実施した際にポイントを付与し、累計ポイント数に応じて年間で最大5,000円の支援金を支給します。
これまでの取組	ボランティア活動を通して、高齢者の健康維持と社会参加の促進を図るとともに、介護保険施設等が地域社会との交流を深め、施設入所者がより豊かな時間を過ごせるように事業を実施しました。 課題としては、ボランティア登録者に対しての継続的なフォローアップを行う必要があります。
今後の取組	受入施設の拡大に向けた取組やパートナー登録者に向けた研修などを実施していきます。 また、ボランティアポイント制度のあり方について、デジタル化も含め、市全体の動きに着目しながら検討を続けます。

	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
ボランティア 登録者数 (人)	654	649	643	700	750	800
受け入れ施設数 (施設)	120	122	123	125	130	135

④ チーム FUJISAWA2020 の活用・周知 市民自治推進課

事業の概要	ポータルサイトを活用した、ボランティア活動の更なる活性化を図る取組です。 (東京2020大会での市民参加の盛り上げりを継続するレガシー事業)
これまでの取組	2021年(令和3年)10月にポータルサイトを開設し、個人・団体登録の促進と合わせて、事業の周知を実施してきました。2023年(令和5年)からは湘南工科大学地域連携センターに窓口を移管し、大学連携事業として新たにスタートをしました。
今後の取組	市内の地域活動との連携を進め、ボランティア活動の更なる活性化を図ります。

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
個人会員登録者数 (人)	564	1,494	1,599
ボランティア募集件数 (件)	38	155	68

(2) 高齢者の就労・就業支援の促進

【主な事業】

① シルバー人材センターへの支援				高齢者支援課		
事業の概要	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、(公財)藤沢市まちづくり協会が設置したシルバー人材センターの活動を支援することで、高齢者の就業による社会参加の促進を図っています。					
これまでの取組	シルバー人材センターにおいて、高齢者の希望に応じた就業機会を幅広く確保・提供するため、就業開拓コーディネーターによる新規受託事業の開拓や就労に必要な知識及び技能の向上に努め、生きがいの充実、福祉の増進及び社会参加の推進を図っています。					
今後の取組	高齢者が元気でいきいきと自分らしく過ごせる生きがいの推進として、高齢者の豊富な経験・知識・技能を活用した働く機会の提供及び社会参加を促進するため、会員が希望する職種に就業できるよう引き続きシルバー人材センターへの支援を行っていきます。					
	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
登録会員数 (人)	2,423	2,427	2,505	2,599	2,618	2,661
実就業者数 (人)	1,019	1,006	930	1,100	1,100	1,100
受託件数 (件)	6,081	5,992	3,325	6,200	6,300	6,400

② 中高年齢者向け就労支援セミナー				産業労働課		
事業の概要	キャリアを生かした再就職・転職を希望している人や定年後を見据えた働き方を考えたい人などを支援する中高年齢者向けの就労支援セミナーを実施しています。					
これまでの取組	中高年齢者特有の就職活動における問題を踏まえ、経歴の整理や仕事の探し方等を学ぶセミナーを実施し、自分に合った生き方や働き方を含めた就労支援を行っています。					
今後の取組	参加者のアンケート結果を活用し、より良い就労支援セミナーの計画立案によって応募者数増加につなげるとともに、実施回数の見直しを図ります。また、神奈川県と連携し、中高年齢者向けセミナーの共催を実現することでセミナー実施回数の増加も図ります。					
	実 績					
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)			
実施回数 (回)	4	1	1			

(3) 外出機会の創出

【主な事業】

① スマートフォンを活用した事業（みんチャレ）		高齢者支援課
事業の概要	コロナ禍で懸念された高齢者のフレイル対策として、高齢者の外出意欲の向上・活動範囲の拡大が課題となっています。人とのつながりや健康増進を図ることを目的にデジタルデバイドの解消をめざし、スマートフォンアプリを活用した高齢者の外出のきっかけづくりを支援します。	
これまでの取組	人とのつながりや健康増進を図ることを目的に、令和4年度から全国初の取り組みとして産学官の協働により、スマートフォンアプリを活用した事業を試行的に実施しました。その結果、人とのつながりが広がり、外出意欲が高まるという一定の成果が得られたことから、「いきいきシニア外出支援事業」として本格運用しました。	
今後の取組	当初の外出支援だけでなく、「身近なコミュニティ形成」や「デジタルデバイドの解消」などを目的とした、新たなメニューを加えて展開していることから、引き続き、きめ細かな高齢者の支援を図り、地域共生社会の実現に向けた施策を展開していきます。	

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
実施回数（コース）	—	4	3

外出支援事業について

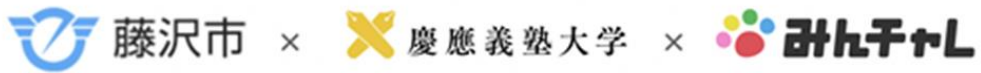
新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者の外出控えや活動量の低下が危惧され、ウィズコロナ時代に即した新たなフレイル対策が喫緊の課題となりました。そのため、従来の手法を見直すとともに、デジタル機器を活用した新たな事業の展開を検討しました。

高齢者のスマートフォン所持率は増加傾向にあるものの、使用状況においてはデジタルデバイドが散見されています。各所で開催されているスマートフォン講座は単発的なものが多いことから、高齢者が日常的に使いこなすためには、より継続的で丁寧な支援が必要であると考えます。

このような背景を踏まえて、令和4年度にスマートフォンアプリを活用した外出機会の創出とデジタルデバイドの解消をめざし、コロナ禍で懸念された高齢者の活動や人とのつながり等の現状把握と意図的な介入による効果検証を「高齢者の活動量アッププログラム」として、産・学・官の共同研究で実施しました。

その結果、スマートフォンアプリを使用したことで一日あたり歩数が1000歩以上、中高強度の身体活動が10分以上増加しました。これはプラス・テン（※）に該当するため、健康につながる有意義な結果であるといえます。

※1日10分、今より多く体を動かす「プラス・テン」（健康づくりのための身体活動指針（アクティブガイド、2013年厚生労働省））を実践すると、生活習慣病や認知症などの予防につながります。



みんなチャレを活用した高齢者の活動量アッププログラム



みんなチャレ講座の様子

基本目標2 誰ひとり取り残さない地域づくりの推進

施 策	施策の展開	主 な 事 業
1 地域コミュニティの活性化	(1)地域活動団体への支援 93%	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民自治組織・地域団体への支援 93% ② 市民参加型団体等の育成・支援 94% ③ 愛の輪福祉基金による活動団体助成 94%
	(2)地域福祉を支える関係機関等との連携・支援の推進 95%	<ul style="list-style-type: none"> ① 藤沢市社会福祉協議会との連携 95% ② 地区社会福祉協議会への支援 95%
2 安全・安心なまちづくりの推進	(1)日頃の安全対策の推進 96%	<ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者の交通安全教室など 96% ② 高齢者世帯等への防火指導 96% ③ 特殊詐欺などへの防犯対策 97%
	(2)地域と連携した見守り活動の推進 97%	<ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者見守りネットワーク 97% ② 友愛チーム 98% ③ 保護司会（藤沢地区）との連携 98%

施策1 地域コミュニティの活性化

地域において住民同士のつながりが希薄化する中、主体的・積極的に地域で活動する団体が地域コミュニティの中で果たす役割は、ますます重要になっています。しかし、活動団体の中には、担い手の高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響による活動の低下などの課題を抱えていることから、地域で活動する様々な団体が継続的に活動できるよう、DX（デジタルトランスフォーメーション）を取り入れた支援を行うなど、団体活動の活性化に向けた支援体制を推進します。

（1）地域活動団体への支援

【主な事業】

① 市民自治組織・地域団体への支援		市民自治推進課
事業の概要	自治会・町内会に活動の推進を図ることを目的に、市民組織交付金の交付や、デジタル化推進支援など、様々な面で活動をサポートします。 また、地域コミュニティ拠点施設設備支援事業については、自治会・町内会館の新築、増改築、修繕、用地取得等について事業費の補助を行うものです。	
これまでの取組	自治会・町内会の加入率の低下や、役員の高齢化等、自治会・町内会の課題が増加している中で、自治会・町内会運営に関する悩み事の相談に乗ったり、デジタル化に関する情報収集や成功事例の共有を行ったりと、自治会・町内会の負担を軽減するためのサポートに努めています。 市民組織交付金については、従来の紙ベースでの申請と併せ、自治会長の負担軽減を図るため、電子申請フォームでの受付を開始しました。	
今後の取組	自治会・町内会の解散に関する相談は引き続き多数寄せられることが見込まれるため、改めて自治会・町内会を存続させることの意義を整理し、しっかりとご説明ができるような体制をつくります。 また、地域コミュニティ拠点施設整備支援事業補助件数については、令和5年度より採択上限ができる中で、昨年に引き続き、スケジュール管理や取り進めの補助など、年度内に完遂できるよう努めます。 また、自治会・町内会は、担い手不足等から解散を検討されることもあると思いますが、近隣との合併等も提案しながら、数値に現れない自治会支援を行う必要があります。	

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
市民組織 (自治会・町内会) 団体数 (団体)	476	476	476
地域コミュニティ 拠点施設 整備支援事業補助件数 (件)	7	12	5
認可地縁団体数 (団体)	32	32	32

② 市民参加型団体等の育成・支援 市民自治推進課

事業の概要	<p>公益的な市民活動の推進に資することを目的に、市民活動に関する様々な情報の提供、市民活動団体相互の交流及び連携の促進、市民活動団体の自立化の支援等を行います。また、多様化する地域課題に対し、市民活動団体がその解決に寄与することを目的に、あらゆる支援、コーディネート、協働の推進を実施しています。</p>
これまでの取組	<p>市民活動団体の高齢化が進んでいることや新型コロナウイルス感染症の影響もあり、活動の縮小や団体の解散などが見受けられました。活動を縮小せざるを得ない社会情勢において、DXの推進を始めとする、ITツールの学習機会やコミュニケーション手段としてのSNS講座、オンラインを活用した市民活動団体の広報活動支援などによって市民活動の推進を実施しました。</p> <p>講座や交流会を対面で実施するなど徐々にポストコロナに合わせて対応を進めていく中で、減少した登録団体について、団体の再出発や新たな展開を支援する必要があります。</p>
今後の取組	<p>令和5年度から新たな指定管理期間が開始されるにあたり、施設内だけではなく、地域に出向いていき、地域課題を捉える機会の強化を図ります。地域で課題解決に向けた支援に取り組んでいる団体等との交流や、連携した取組を実施していきます。地域課題を捉えた上で、解決に向け市民活動団体と課題とをマッチングさせます。また、アウトリーチ型の取組として、地域の課題に関連した事業を実施します。</p> <p>市民活動に対する認知が十分でないことから、市民活動の周知及び市民活動支援施設の利用促進に努めます。</p>

	実 績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
市民活動推進センター登録団体数 (団体)	409	399	382

③ 愛の輪福祉基金による活動団体助成 福祉総務課

事業の概要	<p>福祉施設や地域福祉活動への支援などを目的として、1984年（昭和59年）に愛の輪福祉基金を設け、活動団体を助成しています。</p>
これまでの取組	<p>近年は、新型コロナウイルス感染症等の影響で助成事業数は減少していましたが、その中でもフードバンクふじさわ等更なる支援が必要となった団体に助成を行ってきました。</p>
今後の取組	<p>今後も、愛の輪福祉基金を活用し、市民が主体となった支えあいの地域づくり活動を積極的に支援します。</p> <p>あわせて、福祉プラザで活動している団体に対し愛の輪福祉基金の活用について、より一層の周知を図ります。</p>

	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
助成事業数 (件)	139	146	83	150	150	150

(2) 地域福祉を支える関係機関等との連携・支援の推進

【主な事業】

① 藤沢市社会福祉協議会との連携		福祉総務課
事業の概要	地域住民や様々な関係機関・団体の参加と協力のもと、福祉サービスの提供や相談支援などを行っている藤沢市社会福祉協議会と連携し、地域の実情に応じた地域福祉を推進しています。	
これまでの取組	生活支援コーディネーターを配置し、地域ごとの高齢化、地域団体の活動状況を踏まえた生活支援ニーズを把握し、多様な主体が提供する生活支援サービス等の情報提供などの支援を行っています。	
今後の取組	地域の実情に応じた課題の解決に向けた取組を推進していきます。	

② 地区社会福祉協議会への支援		福祉総務課
事業の概要	地域力を向上し、地域福祉の推進を図るため、自治会・町内会や民生委員・児童委員等の地域の福祉関係者により、市内13地区に組織された地区社会福祉協議会への支援を行います。	
これまでの取組	地区社会福祉協議会間の情報共有と地域福祉の推進を目的とした地区社会福祉協議会連絡協議会の運営を藤沢市社会福祉協議会を通じて支援しています。	
今後の取組	地区社会福祉協議会間の更なる連携を深めるための支援を図ります。	

施策2 安全・安心なまちづくりの推進

高齢者が地域で孤立することを防ぎ、安心して暮らすためには、普段からの地域コミュニティでのつながりが重要となっています。それとは裏腹に近年、地域コミュニティの希薄化により、高齢者の孤立死・孤独死が社会問題となっています。また、支援が必要と考えられる状態であっても、本人に自覚が無い場合や、支援を拒否する場合もあり、高齢者を巻き込む犯罪や消費者被害、虐待などの問題も顕在化しています。

そうした実情の中、本市では、地域の実情に精通する民生委員・児童委員や地域住民等と協力・連携を図りながら、地域全体で高齢者を相互に支援していく体制の構築を推進し、日常生活や様々な活動を通じた関係づくりが必要であるため、民生委員・児童委員やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）と連携し、地域全体でつながり・見守るネットワークづくりと、安全で安心なまちづくりを推進していきます。

（1）日頃の安全対策の推進

【主な事業】

① 高齢者の交通安全教室など		防犯交通安全課
事業の概要	高齢者交通安全教室を各市民センター・公民館で開催するとともに、シルバードライバーを対象としたシルバー四輪ドライバースクールを開催しています。	
これまでの取組	全交通事故件数に占める、高齢者がかかわる交通事故は依然として割合が高い状況にあります。運転時・歩行時など交通手段による注意点などを啓発して、危険性について理解してもらう事業や講座を実施しています。	
今後の取組	高齢者の交通事故を防ぐため、また自動車を運転する高齢者に安全な運転について理解を深めてもらうため、高齢運転者を対象としたシルバー四輪ドライバースクールや、各地域単位で実施する交通安全教室も引き続き開催していきます。	
② 高齢者世帯等への防火指導		予防課
事業の概要	住宅防火対策の一環として、高齢者世帯等を対象に、住宅防火診断や住宅用火災報知器の設置推進などの啓発活動を実施しています。また、地区防災訓練などを通じて住宅防火の啓発も実施しています。	
これまでの取組	希望者に対して住宅防火診断を行い、また、イベント時に住宅用火災警報器の広報ブースを設け、設置推進等の啓発活動を実施しています。	
今後の取組	自治会と協力し、住宅防火対策の強化を推進します。	

③ 特殊詐欺などへの防犯対策		防犯交通安全課
事業の概要	「オレオレ詐欺」や「還付金詐欺」などの特殊詐欺の被害を未然に防ぐため、特殊詐欺の注意喚起や迷惑電話防止機能付き電話機の購入費を補助するなど防犯対策の強化を図り、犯罪の抑止に取り組んでいます。	
これまでの取組	高齢者を狙った特殊詐欺の被害は依然として高い水準であります。そのため、会話を録音するという警告メッセージが流れる電話機を利用することが効果的であることから、引き続き迷惑電話防止機能付き電話機の購入補助制度を行うとともに、新たに迷惑電話防止機器の無料貸出しを始めました。 また、2023年（令和5年）7月には、ヤマトグループのネットワーク・店舗・車両等の経営資源を活用し、犯罪のない安全・安心なまちづくりに向けた地域安全見守り活動を推進するため、「犯罪のない安全・安心なまちづくりに向けた地域安全見守り活動に関する協定」を締結しました。	
今後の取組	今後も市民、警察や関係団体が一体となって連携し、街頭キャンペーンをはじめとする様々な機会です特殊詐欺の未然防止を周知するなどして、引き続き、犯罪抑止活動に取り組んでいきます。	

（2）地域と連携した見守り活動の推進

【主な事業】

① 高齢者見守りネットワーク		高齢者支援課
事業の概要	高齢者の孤立や孤独死・孤立死の防止に向け、在宅福祉サービスでの見守りをはじめ、個人宅を訪問する民間事業者と協定を締結し、地域の見守り活動を推進しています。 また、各地域の協議体等において、地域全体で高齢者を見守る仕組みを含めた支援体制の具体的な取組を進めています。	
これまでの取組	藤沢市商店会連合会、藤沢商工会議所、県理容生活衛生同業組合藤沢支部、県美容業生活衛生同業組合藤沢支部、日本郵便株式会社市内郵便局要等と協定を締結し、高齢者を見守りネットワーク体制の拡充を図りました。また、神奈川県と連携して見守り協定を締結し、広域的に事業展開するLPガス協会や新聞販売組合、信用金庫、農業協同組合とも連携して地域の見守り活動を進めています。	
今後の取組	今後も、様々な関係団体や関係機関と連携を図り、市全体であらゆる手法を活用した高齢者見守りネットワークの強化に努めていきます。	

② 友愛チーム 高齢者支援課

事業の概要	友愛チームは、ゆめクラブ藤沢（老人クラブ）が中心となって編成されているグループで、地域で高齢者が孤立しないよう、在宅ねたきり高齢者やひとり暮らし高齢者の家庭、高齢者福祉施設等を訪問し、話し相手になるなどの活動を行っています。地域における支えあいや、見守り活動を促進するため、藤沢市老人クラブ連合会と連携し、友愛チームの活動を支援しています。
これまでの取組	ゆめクラブ藤沢（老人クラブ）が中心となって編成されており、活動を通じて、地域での見守りを行っています。 老人クラブの解散に伴い活動チームが減少しており、令和3年度、令和4年度は特に新型コロナウイルス感染症の影響により訪問回数が減少しましたが、ひとり暮らし高齢者等の話し相手や相談相手となる友愛活動が地域福祉を推進するという意識啓発を老人クラブ連合会と連携しながら行っています。
今後の取組	老人クラブの解散に伴い友愛チーム数も減少していることが課題と認識しています。地域福祉推進の観点からも、老人クラブへの加入者、役員等の後継者の育成などについて、適切な支援方法を藤沢市老人クラブ連合会と連携し行っていきます。

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
チーム数 (f-ム)	89	85	85
チーム員数 (人)	629	592	592
対象者数 (人)	406	345	345
施設数 (個)	17	9	9
在宅訪問回数 (回)	5,086	4,699	—
施設訪問回数 (回)	172	106	—
サロン訪問回数 (回)	192	288	—

③ 保護司会（藤沢地区）との連携 福祉総務課

事業の概要	2022年（令和4年）高齢社会白書によると、65歳以上の者の犯罪者率は2007年（平成19年）以降、低下傾向となっており、また、65歳以上の者の刑法犯の検挙人員は2020年（令和2年）において41,696人とやや減少しています。引き続き犯罪をした者の改善更生を助けるとともに、青少年の非行防止と健全育成を推進する藤沢地区保護司会と連携し、再犯防止の取組や社会を明るくする運動を推進します。
これまでの取組	高齢者を含む犯罪をした者等や非行のある少年の更生を助け、犯罪予防のための啓発活動に努めています。
今後の取組	保護司会や関係機関と連携した再犯防止の取組を推進します。

基本目標3 健康づくりと介護予防、自立支援・重度化防止に向けた支援

施 策	施策の展開	主 な 事 業
1 地域支援事業の連動	(1)地域支援事業（各事業）との連携 101頁	① 連絡会の開催 101頁
	2 健康づくりの推進	(1)ライフステージに応じた健康づくりの推進 102頁
3 介護予防、自立支援・重度化防止の取組	(1)一般介護予防事業の推進 105頁	① 一般介護予防（普及啓発の推進） 105頁 ② 一般介護予防（地域への専門職の派遣） 106頁 ③ 地域介護予防活動支援事業 106頁 ④ 耳の聞こえに関する支援 107頁
	(2)介護予防・生活支援サービス事業の推進 108頁	① 介護予防ケアマネジメント 108頁 ② 訪問型サービスA（基準緩和型サービス） 108頁 ③ 訪問型サービスC（短期集中予防サービス） 109頁
	(3)生活支援の体制整備 110頁	① 生活支援コーディネーター 110頁 ② 協議体の開催 111頁
	(4)地域ケア会議の開催 112頁	① 地域ケア会議 112頁

第4章
施策の展開

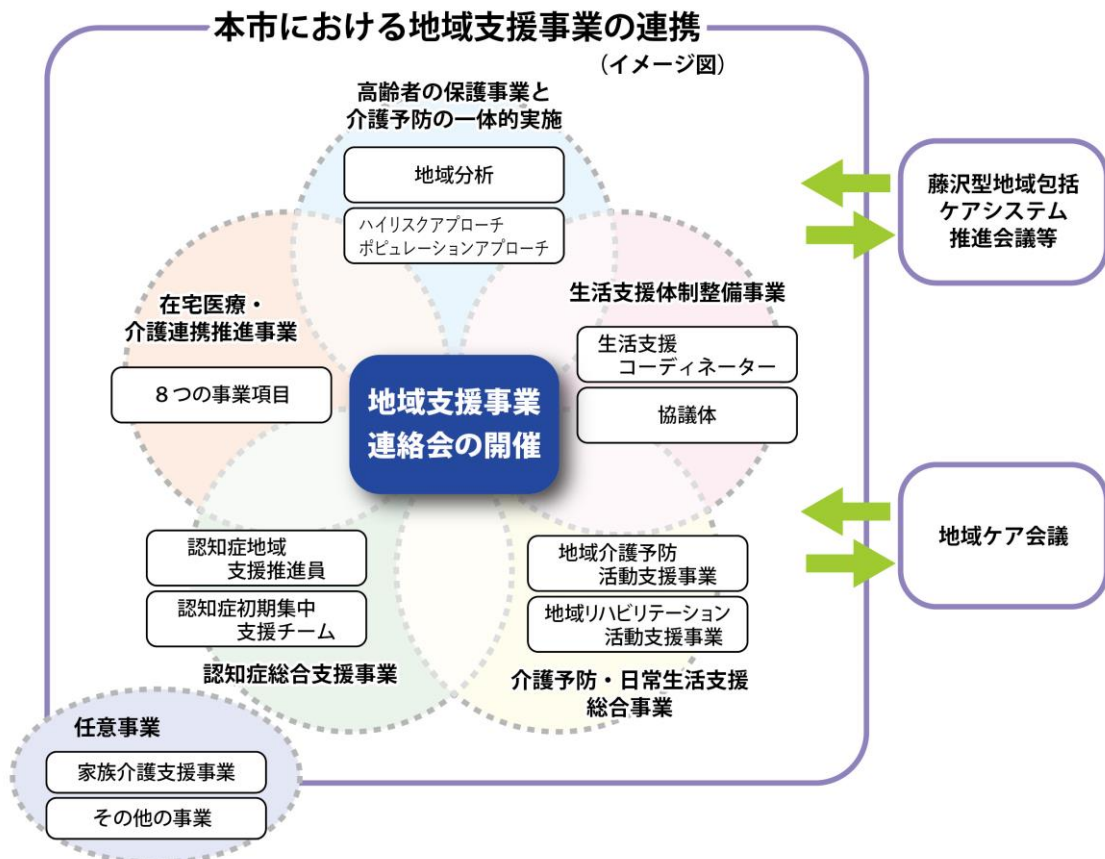
施策1 地域支援事業の連動

地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」の3つから構成されており、2014年（平成26年）の介護保険法の改正に伴い、「住み慣れた地域で自立した生活を続けるための支援を総合的に受けるための事業」として創設されました。

中でも認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、在宅医療・介護連携推進事業、介護予防・日常生活支援総合事業の4つが大きな柱となっており、それぞれを連動させながら事業展開をしてきましたが、本市では、そこに令和3年度から開始している高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を加え、5本柱としての事業展開をしています。

本市における年齢区分ごとの要介護・要支援認定率の状況は、75歳以上で高くなる（年齢区分があがるごとに高くなる）傾向にあることから、要介護状態・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り、社会活動に参加しつつ、地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、庁内7課にて構成される「地域支援事業連絡会」を定期的で開催しています。その中で事業間の進捗状況の共有を図るとともに、課題として捉えられていることの解決策や今後の施策展開等の意見交換を実施しています。

地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、地域支援事業連絡会を効果的に活用しながら、高齢者を地域で支える各種事業を一体的に推進していきます。



(1) 地域支援事業（各事業）との連携

【主な事業】

① 連絡会の開催		高齢者支援課
事業の概要	<p>庁内各課で実施している地域支援事業における進捗報告、課題等の意見交換を行うことにより、地域支援事業全体の在り方、取組の方向性について検討を行います。</p>	
これまでの取組	<p>2021年（令和3年）4月、地域支援事業が庁内各課で分散されて実施している状況を受け、情報共有を目的とし第1回地域支援事業連絡会を開催しました。その後、現在までの間、介護予防・日常生活支援総合事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、在宅介護・医療連携事業、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に関して情報共有・意見交換等を重ねてきました。</p>	
今後の取組	<p>地域支援事業は、それぞれの事業が組み合わせり連動することで成果につながっていくため、引き続き効果的な事業展開や事業課題の抽出、解決策の提案のため、連絡会を開催していきます。</p>	

施策2 健康づくりの推進

本市は、健康寿命日本一をめざし、個人の健康づくりへの支援と健康なまちづくりのための環境整備に努めています。誰もが住み慣れた地域で、からだも心も元気でいきいきと暮らし続けるためには、生活習慣病予防対策や介護予防・フレイル予防対策を市民や様々な関係機関と共に進めるなど、健康寿命延伸のための取組がより一層重要になります。

地域の健康課題に応じて、高齢者の保健事業を介護予防の取組と一体的に進めていきます。

(1) ライフステージに応じた健康づくりの推進

健康づくりの推進のため、各ライフステージに応じた健康づくりの施策を展開し、高齢期においても、いつまでも自立した生活を送ることができるよう、若い世代からの生活習慣病予防及びフレイル予防の取組を進めるとともに、後期高齢者医療広域連合からの委託を受け、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施します。

【主な事業】

① 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施		健康づくり課
事業の概要	後期高齢医療広域連合の実施する保健事業を市が受託し、国民健康保険保健事業や介護予防と一体的に実施することで、医療、健診等のデータを分析し地域の健康課題を把握するとともに、高齢者の生活習慣病予防・重症化予防やフレイル予防を図ります。	
これまでの取組	令和3年度から事業を開始し、高齢者の生活習慣病予防・重症化予防やフレイル予防について、国民健康保険保健事業や介護予防と連携し、個別的支援及び高齢者の集まる場等における健康教育・健康相談、普及啓発等を実施しました。	
今後の取組	高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細やかな支援を行うため、関係課や関係機関と連携を図りながら、地域の健康課題を把握、共有し、事業を実施していきます。	

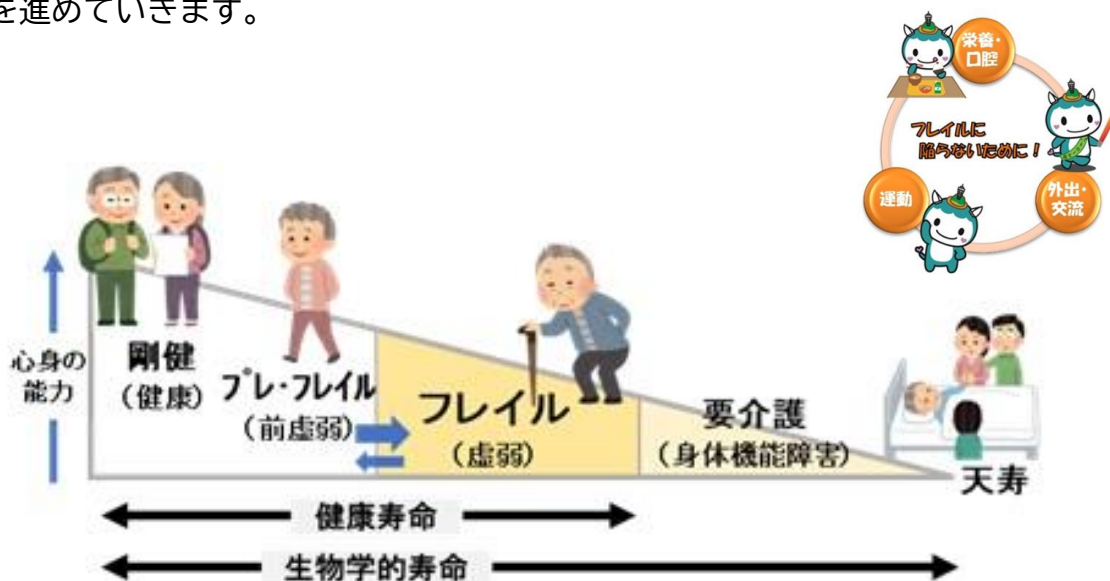
フレイル予防の促進

高齢になり、筋力の低下、活動の低下、認知機能の低下、精神活動の低下など、要介護状態に近づくおそれのある虚弱の状態を「フレイル」と呼んでいます。この状態を未然に予防し、あるいは、状態を軽減していくことは、健康寿命の延伸には大変効果的です。

高齢期におけるフレイル予防については、健康な状態からプレフレイル（前虚弱状態）、フレイル（虚弱状態）の状態における、「栄養（食と口腔機能）・運動・社会参加」の3つの要素が重要です。高齢者の健康状態に応じて、切れ目のないフレイル予防対策が必要であるため、既存の介護予防事業におけるフレイル予防の普及啓発はもとより、高齢者保健事業、健康づくり事業等と連携を図りながら一体的に取り組んでいきます。併せて、歯科医師会との連携によるオーラルフレイル予防（口腔機能低下予防）や薬剤師会との連携による薬剤性フレイル予防等に引き続き取り組んでいきます。

社会的なフレイル予防としては、高齢者の社会参加の推進の観点から、地域の既存団体や老人クラブ等と連携を図り、外出機会の創出や地域活動につながるきっかけづくりを検討、支援していきます。

介護データやKDBシステムを活用し、地域の状況に合わせたフレイル予防の取組を進めていきます。



施策3 介護予防、自立支援・重度化防止の取組

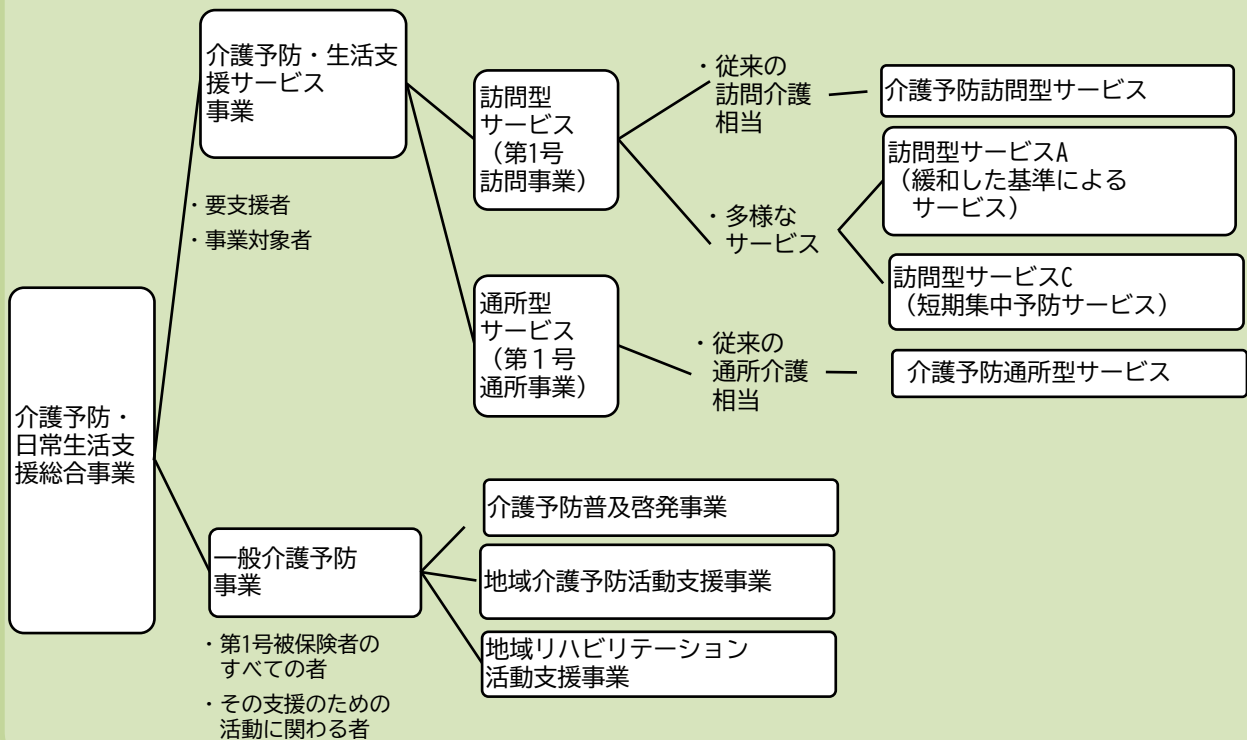
今後もひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症高齢者が更に増加していくことが見込まれる中、高齢者等が支援や介護が必要な状態になることを防ぎ、また悪化させないため、日常生活の自立に向けた取組が必要となります。

また、誰もが地域において活躍できる場や参加しやすい機会を増やすことは、地域の活性化にとどまらず、その活動を支える人たちにとっても生きがいづくりや介護予防につながることから、サービスを利用する人も担い手も含めたすべての高齢者を対象に、地区における支えあい活動の中での展開が重要となります。

本市における介護予防・日常生活支援総合事業として、適切な事業の利用が確保されるよう実施状況の分析や評価を行い、体制の整備を図ります。

高齢者の自立した日常生活の支援、介護予防や重度化防止に向けて、様々なサービス提供や取組を実施するとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して、いつまでも自分らしい生活を送ることができるよう、地域における専門職が協働し、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）や介護支援専門員の介護予防ケアマネジメント支援などを通じて、高齢者の自立支援を促します。

<本市の介護予防・日常生活支援総合事業の構成図>



(1) 一般介護予防事業の推進

【主な事業】

① 一般介護予防（普及啓発の推進）				高齢者支援課		
事業の概要	<p>65歳以上のすべての人を対象に、自ら介護予防活動に取り組めるよう、介護予防に関する普及啓発と要介護状態にならないための健康づくり・介護予防事業を実施しています。</p> <p>フレイル予防の3つの柱（栄養（食と口腔機能）・運動・社会参加）を中心に、フレイル予防の重要性の普及啓発を進めています。</p>					
これまでの取組	<p>主に公民館や市内の介護予防事業所等を会場として、フレイル予防を中心に、介護予防に関する講座を実施しています。令和5年度は市内体育館等の運動施設や老人福祉センター、また市民の家を会場とし、地域の身近な場所で介護予防に関する相談や啓発が行えるような体制を整えました。</p>					
今後の取組	<p>身近な地域で介護予防事業が実施できるよう、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）や他の関係機関とのネットワークづくりを行い、様々な場所での介護予防事業の実施にむけて引き続き連携を図っていきます。</p> <p>各種統計データや地域資源等を活用し、地域の健康課題を整理し、地域特性を踏まえた介護予防事業を検討していきます。</p> <p>若い世代からの健康づくりの取組が将来の介護予防につながるため、健康づくり部門と介護予防の一体的な取組が行えるよう連携を図ります。</p> <p>就労、ボランティア活動等社会参加を促す様々な事業と連携を図り、社会参加が健康づくりや介護予防につながることを啓発していきます。</p>					
	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
参加人数 (延べ) (人)	—	321	126	1,000	1,000	1,000
実施回数 (回)	—	24	525	370	370	370

② 一般介護予防（地域への専門職の派遣） 高齢者支援課

事業の概要	身近な地域で健康づくりや介護予防に取り組めるよう、自治会、老人会、地域の縁側等に栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士等を派遣します。
これまでの取組	公民館の高齢者学級や地域の団体等に栄養士、歯科衛生士、運動指導士、リハビリテーション職等の専門職を派遣し介護予防に関する講座を実施しました。
今後の取組	今までは、団体や公民館からの派遣依頼を元に行っていましたが、身近な地域で介護予防に取り組めるよう、老人福祉施設や市内運動施設等の身近な地域の拠点において、栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士、リハビリテーション職等の専門職を定期的に派遣し、介護予防の拠点としての位置づけを確立していきます。 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組と連携し、医療介護のデータを活用し、地域課題に沿った集団指導や、個別支援を検討していきます。

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
講師派遣回数 (回)	0	79	17
参加人数 (延べ) (人)	-	-	458

③ 地域介護予防活動支援事業 高齢者支援課

事業の概要	自主的に健康づくり・介護予防に取り組む体制の整備や、支援を推進していきます。
これまでの取組	ア 介護予防運動自主活動団体（通称いきいき運動グループ） 2023年（令和5年）4月1日現在 市内36カ所で実施をしています。 イ 地域の縁側（介護予防特化型） 2023年（令和5年）4月1日現在 市内2カ所の地域の縁側（介護予防特化型）が活動しています。 ウ 通いの場の捉え方について 2019年（令和元年）に策定された国の健康寿命延伸プランでは、介護予防・フレイル対策、認知症予防の項目において、「通いの場」の更なる拡充を掲げています。本市において、「通いの場」は地域の縁側（介護予防特化型）・いきいき運動グループのほか、その他の地域の縁側をはじめ、公民館などで行われている自主活動や民間事業所での教室など多岐にわたり多くの社会資源があるため、本計画においては広く捉えています。
今後の取組	地域の縁側（介護予防特化型）については、団体独自での介護予防に関する活動をひろげることができるよう事業整理を行います。 介護予防自主活動団体についても、他の住民主体の活動と類似しているため、連携を図る中で、介護予防を目的とした自主活動団体への支援の在り方を検討していきます。

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
いきいき運動 グループ数 (団体)	0	35	37

④ 耳の聞こえに関する支援		高齢者支援課
事業の概要	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査報告書から、「身体的不調を感じる方がいる方」のうち、「聴力に不安のある方」が一定数いることなどを踏まえ、「社会的フレイル」につながると言われている「難聴」について、正しく理解するための周知啓発を行い、高齢者がより安心して生活できるよう支援します。	
今後の取組	「身体的フレイル」「オーラルフレイル」と合わせ、新たに「聞こえのフレイル」予防事業を行います。アプリケーションを用いた簡易な「聞こえのチェック」のご案内や、聞こえに関しての診察を受け、自分自身の状況を早期に把握し、適切な対応につなげていく支援を行っていきます。	

(2) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

〔主な事業〕

① 介護予防ケアマネジメント				高齢者支援課		
事業の概要	事業対象者や要支援認定者に対して、介護予防・日常生活支援を目的として、適切なサービスが提供されるよう必要な支援（介護予防ケアプランの作成）を行っています。					
これまでの取組	自立支援・重度化防止に着目した介護予防ケアマネジメントを進めてきました。また、自立に資するケアプラン作成をめざした研修会を開催し、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）職員やケアマネジャーのスキルアップを図ってきました。					
今後の取組	本人の「したい。できるようになりたい。」という思いを大切に、介護予防や自立に向けた介護予防ケアプランの作成をめざします。また、地域ケア会議等の専門職からの助言や研修などを通じて、引き続き、ケアプラン作成のスキルアップを図っていきます。					
	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
介護予防ケアマネジメント延べ件数 (件)	29,109	28,374	14,538	28,800	29,300	29,800

② 訪問型サービスA（基準緩和型サービス）				高齢者支援課 介護保険課		
事業の概要	在宅系サービスの需要拡大に対応するため、従来の介護予防訪問介護の人員基準等を緩和して、新たな担い手の確保をめざし、比較的軽度な要支援認定者等に対して生活援助サービスを提供しています。					
これまでの取組	訪問型サービスAの新たな担い手を創出するため、従事者養成研修を行うことを重点に、生活援助サービスを提供する体制づくりを進めてきました。					
今後の取組	高齢者支援課の事業分担となっている委託型に関しては、従事者養成研修を行うことで担い手は少しずつ増えてきているため、今後はタイムリーに利用希望者と担い手をつなぐことが課題となっています。いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）と連携を図りながら、事業利用が円滑に進むよう、取組を進めていきます。					
	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
訪問型サービスA (人/月)	6	9	9	7	10	13

<参考> 従来相当の介護予防訪問型サービスと介護予防通所型サービスの見込み

	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
介護予防 訪問型サービス (人/月)	1,776	1,626	1,780	1,780	1,780	1,780
介護予防 通所型サービス (人/月)	2,653	2,708	2,765	2,824	2,885	2,948

③ 訪問型サービスC（短期集中予防サービス） 高齢者支援課

事業の概要	要支援認定を受けている人と事業対象者のうち、体力や生活動作の改善に向けた支援が必要な人を対象に、保健・医療の専門職が居宅での相談指導を短期間（3～6か月）集中的に行います。
これまでの取組	リハビリテーション専門職が在籍している施設や、管理栄養士、歯科衛生士の職能団体等に委託し、短期間の介入において体力や生活機能の向上・改善が見込まれる対象者に居宅での相談指導を行っています。
今後の取組	いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）及び居宅介護支援事業所にサービス内容の周知を行い、高齢者の自立した日常生活の支援、介護予防に向けて本事業が有効に活用できるよう事業の充実を図ります。また、利用者の確保について、一般介護予防事業や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る事業等と連携し、生活機能の向上・改善の見込みのある場合はサービス利用を促す体制づくりを進めます。

	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
利用者数 (人)	20	8	6	10	10	10
サービス利用 延べ件数 (件)	35	48	20	50	50	50

(3) 生活支援の体制整備

【主な事業】

① 生活支援コーディネーター		地域共生社会推進室
事業の概要	<p>高齢者が住み慣れた地域で、できる限り自立して暮らし続けるために必要な生活支援等サービスの充実に向け、「生活支援コーディネーター」を配置し、次の取組を進めています。</p> <p>①生活支援等サービスの提供主体となる団体等、地域資源の把握や開発とそのネットワーク化</p> <p>②ボランティア等の生活支援の担い手の育成など、地域の生活支援に関するニーズとサービスのマッチング</p>	
これまでの取組	<p>市全域（第1層）を単位とした第1層生活支援コーディネーターと、市内13地区の日常生活圏域（第2層）を単位とした第2層生活支援コーディネーターが13地区にそれぞれ配置されています。</p> <p>生活支援等サービスや地域資源の実態把握を行い、協議体等の場において、地域への情報の発信の方法や地域人材の養成などについて検討・実践を進めています。</p>	
今後の取組	<p>重層的支援体制整備事業や地域支援事業（介護保険法）に位置付けられる役割を意識しながら、庁内関係各課や関係機関と意見交換を重ねながら事業の方向性について検討を継続します。</p>	

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
第1層配置 人数 (人)	1	1	
第2層配置 地区数 (地区)	13	13	

※本計画より「数値目標なし」に変更

② 協議体の開催 地域共生社会推進室

事業の概要	生活支援等サービス提供体制の整備に向けて、多様な主体の参画が求められることから、定期的な情報の共有・連携強化の場として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発などを推進しています。
これまでの取組	市内の13地区それぞれにおいて、多様な主体が参画し、定期的に情報共有を行い、連携強化、ニーズを踏まえた取組を実施する協議体を開催しました。委員の意見を踏まえた形で、各地区の課題感を共有し、具体的な取組として、見守り、居場所づくり、つながり・交流、認知症など、各地区が様々なテーマで議論を深め、取組を実施しました。
今後の取組	地域ケア会議との連動を中心に重層的支援体制整備事業や地域支援事業（介護保険法）に位置付けられる役割を意識しながら、庁内関係各課や関係機関と意見交換を重ねながら事業の方向性について検討を継続します。

	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
第1層開催回数 (回)	0	0	0	1	1	1
第2層設置地区 (地区)	13	13	13	13	13	13
第2層開催回数 (回)	43	65	39	52	52	52

(4) 地域ケア会議の開催

【主な事業】

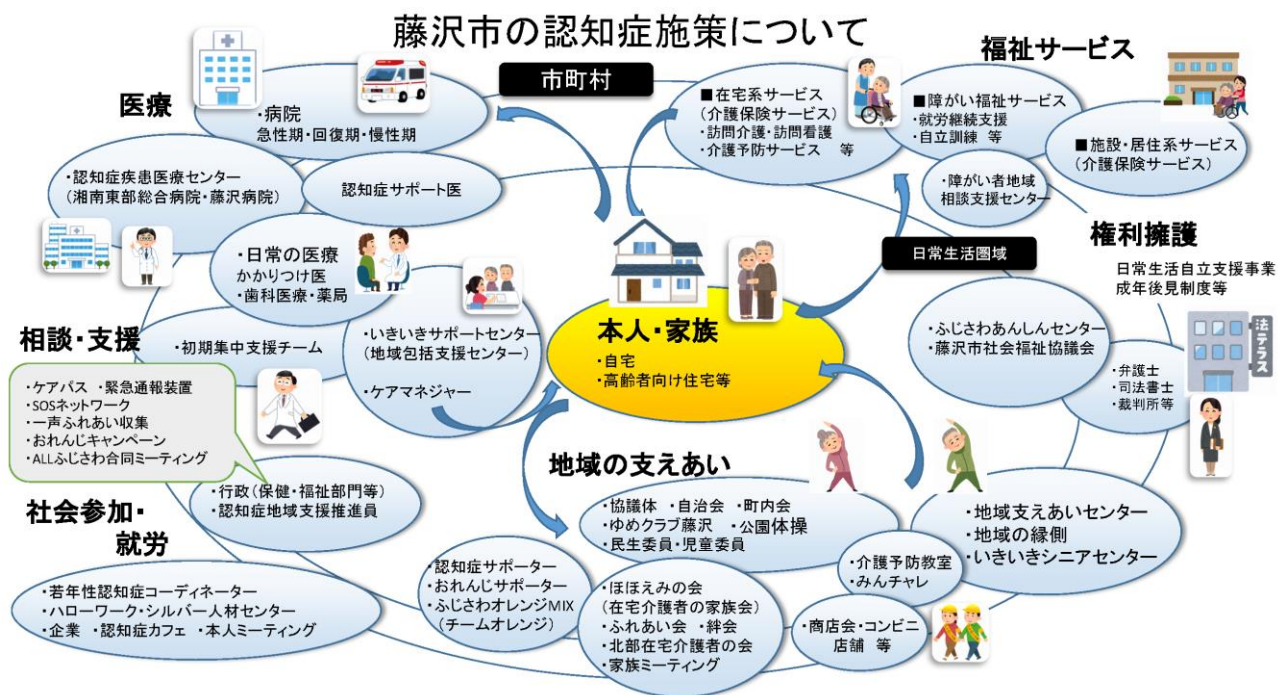
① 地域ケア会議				高齢者支援課		
事業の概要	<p>多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することで、高齢者の自立に資するケアマネジメントの支援、高齢者の実態把握や課題解決のための地域支援ネットワークの構築、個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握をめざしています。</p> <p>また、個別ケースの検討により共有された地域生活課題を、協議体といった他事業の場で、検討課題として取り上げることなどにより、地域づくりや政策形成に結びつけます。</p>					
これまでの取組	<p>平成30年度から市内13地区ごとに、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）が主催して実施しました。事業対象・要支援・要介護2までの個別事例を対象とし、医師・歯科医師・薬剤師・リハビリテーション専門職・管理栄養士などの専門職からの助言により支援内容の検討を行い、地域課題の把握につながるよう会議運営を行ってきました。令和2年度から第2層生活支援コーディネーターが助言者に加わっています。</p>					
今後の取組	<p>地域ケア会議の機能の中でも、個別課題の解決、地域支援ネットワークの構築、地域課題の発見を主軸とし、それらを連動させながら運営を行う予定です。その実施状況、実施結果を見ながら、今後の市としての地域ケア会議の在り方について検討を進めていきます。</p> <p>地域づくり・資源開発、政策形成については、他協議体と連携し市全体として取り組む必要があることから、引き続きの課題となります。</p>					
	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
会議開催数 (回)	36	39	14	39	39	39
検討件数 (件)	72	74	26	78	78	78

基本目標4 認知症施策の総合的な推進

本計画の「藤沢市認知症施策推進計画(藤沢おれんじプラン)」一体化について

本市では、2019年(平成31年)4月に「藤沢おれんじプラン」を策定し、また、「藤沢市高齢者保健福祉計画」の中でも基本目標として位置づけ、重点的に認知症予防のための事業の充実や普及啓発、早期発見・早期受診の支援、相談支援体制の整備等の取組を進めてきました。

2023年(令和5年)6月に成立した認知症基本法の中で、市町村の「認知症施策推進計画」の策定が努力義務化されたことなどを踏まえ、総合的な高齢者施策の重点項目として認知症施策の総合的な推進を「第4章の基本目標4」に位置づけるとともに、その具体的な施策展開については、第6章において「藤沢市認知症施策推進計画(藤沢おれんじプラン)」としてまとめ、本計画と連携し、更なる施策の展開を図ります。



基本目標5 医療・介護及び福祉連携による生活支援の充実

施 策	施 策 の 展 開	主 な 事 業
1 日常生活の支援	(1)生活支援サービスの提供 115 号	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活支援型ホームヘルプサービス 115号 ② ごみの一声ふれあい収集 116号 ③ 高齢者はり・きゆう・マッサージ 利用助成事業 116号 ④ ふれあい入浴事業 117号 ⑤ あんしんみまもりカード 117号
	(2)在宅福祉サービスの提供 118号	<ul style="list-style-type: none"> ① 緊急通報サービス 118号 ② 紙おむつの支給 118号 ③ 寝具乾燥消毒サービス 119号 ④ 一時入所サービス 119号 ⑤ 訪問理美容サービス 120号 ⑥ 藤沢市福祉タクシー利用券 120号 ⑦ 福祉有償運送 121号 ⑧ 高齢者世帯等の現況調査 121号
	(3)介護者への支援 122号	<ul style="list-style-type: none"> ① ケアラー（介護者）に対する支援の 充実 122号 ② 家族介護者教室 123号
2 在宅医療・介護連携の推進	(1)多機関協働による包括的支援体制の推進 125号	<ul style="list-style-type: none"> ① 在宅医療支援センター 125号 ② 在宅医療推進会議 125号 ③ 在宅医療に関する普及啓発 126号 ④ 多職種研修会 126号 ⑤ 在宅療養者等歯科診療推進事業 （お口の相談窓口） 127号 ⑥ 藤沢市障がい者等歯科診療事業 127号 ⑦ 「かかりつけ」の普及啓発 127号

施策1 日常生活の支援

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、日常生活において何らかの支援を必要とする高齢者の実情やニーズに適した生活基盤の整備が重要となります。

高齢者の実情やニーズを把握するため、令和4年度に介護保険の要介護・要支援認定を受けていない人を対象に実施した「高齢者の保健・福祉に関する調査」では、日常生活であれば助かる地域の手助けで、特に必要ないと回答した人が約29%で、約71%の人が手助けを必要としています。

また、自分を健康だと思わないと回答した人が約24%で、不調を感じることで約38%の人が「聴力に不安がある」「血圧の値に不安がある」と回答しています。

高齢者が住み慣れた自宅で、できる限り暮らし続けられるよう、日常生活を支援する体制づくりを推進します。

(1) 生活支援サービスの提供

【主な事業】

① 生活支援型ホームヘルプサービス		高齢者支援課	
事業の概要	様々な事情により日常生活の支援を必要とする介護保険の要介護・要支援の認定が非該当及び介護予防・日常生活支援総合事業の基本チェックリストが非該当の人に、介護保険サービスと同等のホームヘルプサービスを提供します。		
これまでの取組	様々な事情により支援を必要とする在宅高齢者等にホームヘルパーを派遣し、介護保険や介護予防・日常生活支援総合事業等の制度の狭間にある人へのセーフティーネットとして、家事援助、身体介護などのサービスを提供しています。		
今後の取組	介護予防・日常生活支援総合事業施行により、一時的に早急に支援が必要となるケースなど利用条件が限定される傾向にあります。令和6年度以降、共生型の生活支援型サービスとして、福祉部及び関係部局と検討を進めます。		
	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
実利用者数 (人)	2	1	1
延べ提供回数 (回)	50	47	24
延べ提供時間 (時間)	50	62	24

② ごみの一声ふれあい収集 環境事業センター

事業の概要	生活ごみ（大型ごみ・特別大型ごみを除く）・資源を集積所まで常時持ち出すことが困難で、身近な人やボランティア等の協力が得られない高齢者世帯や障がい者世帯等を対象に、暮らしやすい生活環境を整えるため、市職員が玄関先から一声をかけて生活ごみ・資源を収集しています。
これまでの取組	新規申請者数は、令和3年度は301人、令和4年度は312人となっています。令和4年度3月末日の利用者数は907人になり、令和5年度9月末では965人となっています。収集車についても、超高齢社会を迎え、令和3年度から2台体制を3台体制に変更しています。
今後の取組	引き続き高齢者世帯、障がい者世帯の一声ふれあい収集を充実させることを目標とし、利用者増に対応できる計画的な収集体制を確立していきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
利用者数 (人)	856	907	965	1,030	1,100	1,160

③ 高齢者はり・きゅう・マッサージ利用助成事業 高齢者支援課

事業の概要	70歳以上の人を対象に、本市指定のはり・きゅう・マッサージ施術所で施術が受けられる利用券を交付しています。
これまでの取組	利用率の低さ、利用施設の偏在等の課題があった高齢者いきいき交流事業の抜本的な事業見直しを検討し、令和3年度をもって事業を廃止しました。令和4年度からは、高齢者いきいき交流事業において、はり・きゅう・マッサージの利用割合が最も高かったことや施術所が市内全域にあることなどから、新たに高齢者はり・きゅう・マッサージ利用助成事業を創設しました。フレイルチェックを通じた施術者のアドバイスなど、介護予防・フレイル予防の啓発にも取り組んでいます。
今後の取組	改正した制度で引き続き事業を実施していきますが、利用状況や利用者のニーズを踏まえ、適宜見直しを検討していきます。

	実 績		
	2021年度※ (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
交付件数 (件)	50,332※	51,901	51,520
実利用枚数 (枚)	1,485,550※	32,293	14,704

※2021年度（R3）は高齢者いきいき交流事業分

④ ふれあい入浴事業 高齢者支援課

事業の概要	藤沢浴場組合に加盟する市内公衆浴場において実施している、ふれあい入浴事業及びそれらの広報活動にかかった費用について、補助金を交付しています。
これまでの取組	高齢者いきいき交流事業の廃止に伴い令和4年度から制度を見直し、従来、水曜日と金曜日に行っていた割引サービスの実施日を、月曜日から金曜日の5日間に拡充しました。 更に、令和5年度からは、より多くの人が利用できるよう、月・水・金・土・日曜日の5日間に実施日を変更しました。
今後の取組	地域交流の活性化及び公衆衛生の向上を図るため、適宜見直しを検討し引き続き事業を実施していきます。

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
延べ利用者数 (人)	27,032	41,299	23,457

⑤ あんしんみまもりカード 地域医療推進課

事業の概要	市民がかかりつけ医や持病、緊急連絡先等を記入したカードを冷蔵庫に貼ったり、携帯することにより、救急時に利用者の情報を迅速かつ確実に医療機関等に伝えるため、あんしんみまもりカード（救急医療情報カード）を配布しています。
これまでの取組	市民に広く周知するため、全戸配布されるゴミ収集日程カレンダーの巻末を活用して認知度の向上と利活用を図ってきました。また、講座等でも必要に応じて配布するなど、様々な機会を捉えて周知活動を行っています。
今後の取組	利用が想定される消防局等と連携しながら、記載内容等を見直し、より有益なものとするとともに、多くの市民に有用性を周知する機会を設けていきます。

(2) 在宅福祉サービスの提供

【主な事業】

① 緊急通報サービス		高齢者支援課	
事業の概要	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の人等が地域で安心して生活できるように緊急通報装置を貸与し、緊急時の対応及び日常生活の不安感の解消を図っています。		
これまでの取組	事業実施により、ひとり暮らし高齢者等の日常生活の不安解消及び緊急時の即時対応を図っています。		
今後の取組	今後も利用者の日常生活の不安解消及び即時対応が図られるよう、より良いサービスが実施できるよう努めるとともに、様々な機会を捉えて引き続き周知を行っていきます。		
	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
新規利用者数 (人)	253	241	117
利用者数 (人)	693	826	859

② 紙おむつの支給		高齢者支援課	
事業の概要	在宅でねたきりや認知症等の理由により、常時おむつを使用している高齢者（要介護4・5の人は40歳以上）で、一定の要件を満たす人を対象に、毎月紙おむつを支給しています。		
これまでの取組	毎月紙おむつを支給することで、利用者及び介護者等の経済的・身体的及び精神的負担の軽減を図っています。高齢化による利用者の自然増により、事業費が拡大しています。		
今後の取組	今後も利用者ニーズを把握し、利用者及び介護者等にとって、経済的・身体的及び精神的な負担が軽減されるよう、効果的な事業実施に努めます。		
	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
実利用者数 (人)	963	1,279	1,038
延べ支給件数 (件)	20,682	33,073	17,801

③ 寝具乾燥消毒サービス 高齢者支援課

事業の概要	在宅で生活する高齢者で、ねたきりの人や布団干しができない人を対象に、掛布団や敷布団等の寝具の丸洗い・乾燥・消毒を行うサービスを実施しています。
これまでの取組	寝具の丸洗い・乾燥・消毒サービスを実施することで、布団干しができない人の衛生的で快適な生活を支えるとともに、利用者の経済的負担の軽減を図り、所得に応じた実施回数によりサービスを行っています。
今後の取組	今後も利用者の衛生的で快適な生活を支えるとともに、負担軽減が図られるようサービスの提供に努めます。

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
実利用者数 (人)	111	118	91
延べ提供日数 (件)	1,659	1,889	1,062

④ 一時入所サービス 高齢者支援課

事業の概要	様々な事情により一時的に在宅生活が困難となった高齢者を対象に、養護老人ホームや特別養護老人ホームへの一時入所を提供し、高齢者や介護者の生活の安定を図っています。
これまでの取組	虐待からの緊急避難や、生活環境の問題等により、居宅での生活が一時的に困難になった高齢者に対し、利用者の生活を立て直すための役割を担ってきました。
今後の取組	被虐待高齢者や認知症高齢者だけでなく、自宅の環境や家族関係等、様々な事情で在宅生活が困難となった高齢者に対応し、引き続き高齢者の生活の再建や安定のため、事業を実施していきます。

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
実利用者数 (人)	18	19	9
延べ提供日数 (件)	999	435	116

⑤ 訪問理美容サービス	高齢者支援課
--------------------	--------

事業の概要	在宅ねたきり高齢者及び要介護3以上の人のご自宅に伺い、散髪やカットを提供し、衛生的な生活の促進を図っています。
これまでの取組	事業の実施により、在宅ねたきり高齢者及び要介護3以上の人衛生的な生活の促進を図っています。
今後の取組	今後も神奈川県理容生活衛生同業組合藤沢支部及び神奈川県美容業衛生同業組合藤沢支部の協力を得ながら、利用者のニーズを把握し、衛生的な生活の促進が図られるように、事業実施に努めます。

	実 績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
利用者数 (人)	32	42	30
延べサービス提供回数 (件)	65	94	61

⑥ 藤沢市福祉タクシー利用券	高齢者支援課
-----------------------	--------

事業の概要	在宅ねたきり高齢者台帳登録者が、通院などで福祉タクシーを利用する際にかかる乗車費用の一部を助成しています。
これまでの取組	事業の実施により、在宅ねたきり高齢者の移動に係る経済的負担の軽減を図っています。
今後の取組	他の事業との整合性を図りながら、より利便性の良い制度にしていくために事業の実施方法や内容について適宜見直しを行います。

	実 績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
交付者数 (人)	32	40	33
交付枚数 (枚)	2,790	3,213	3,285
実利用枚数 (枚)	1,249	1,262	709

⑦ 福祉有償運送 高齢者支援課

事業の概要	福祉有償運送は、介護を必要とする高齢者や障がいのある人等、ひとりで公共交通機関による移動が困難な人が、通院・通所やレジャーなどに利用する移送サービスです。 サービスを実施するNPO等の非営利法人が道路運送法上の登録を行うため、市町村と地域の関係者で構成された運営協議会を開催し、協議を行っています。
これまでの取組	本市では、茅ヶ崎市・寒川町と共同して運営協議会を開催し、新規登録申請や料金変更について協議するとともに、実施団体に対する助言などを行い、利用者の安全や利便性の確保に努めています。
今後の取組	制度の認知度が低く、営利を目的としない事業であるため、ドライバー不足や車両の維持が課題です。引き続き制度の周知を行っていきます。 また、関係機関と連携しニーズの把握に努め、移動手段の確保に努めます。

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
サービス提供 団体数 (団体)	7	8	9

⑧ 高齢者世帯等の現況調査 高齢者支援課

事業の概要	75歳以上の高齢者のうち、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の現況を把握することで、高齢者施策の策定に係る基礎資料とするとともに、ひとり暮らし高齢者の孤独死防止や見守り等の個別支援、在宅ねたきり高齢者を対象とした福祉タクシー事業、訪問理美容事業など各種サービスの提供の実施、さらに、災害時を含む緊急時の支援・援助に活用するため、民生委員・児童委員による現況調査を実施しています。
これまでの取組	毎年6月に75歳以上の高齢者のみの世帯及びひとり暮らし高齢者、65歳以上の在宅ねたきり高齢者台帳に登録されている高齢者を対象とした現況調査を実施してきました。高齢化の進展に伴い、調査対象者が増加し、民生委員・児童委員の負担増加が課題となっています。
今後の取組	高齢者が増加する一方で、民生委員・児童委員の担い手が減り、現在就任している民生委員・児童委員の負担が増えています。高齢者の状況を把握していくため、今後の現況調査の在り方について、検討していきます。

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
ひとり暮らし (世帯)	15,559	15,778	16,788
高齢者のみ (世帯)	31,381	31,540	/
寝たきり (人)	104	110	113

(3) 介護者への支援

「遠距離介護」や「ダブルケア」、「老々介護」、「ヤングケアラー」など、家族介護者を取り巻く課題は多様化し、新たな視点での家族介護者支援施策や事業の推進が急務となっています。

介護者に対する支援として、①相談援助・支援、②介護に関する情報や知識・技術の提供、③介護者同士の支えあいの場の確保、④介護者に関する周囲の理解などの「要介護者の家族介護力」として支援するだけでなく、「家族介護者の生活・人生」の質の向上に対しても、支援する視点が大変重要であり、本市としても総合的に取り組んでいきます。

また、家族介護者の介護離職防止に向け、関係機関と連携を図っていきます。

【主な事業】

① ケアラー（介護者）に対する支援の充実		高齢者支援課 地域共生社会推進室
事業の概要	様々な介護や看護などのケアをしている多世代のケアラー（家族等の無償の介護者）や、その支援者に対し、ケアラー当事者の交流の場の開催などの支援、講演会やシンポジウムの開催を行います。昨今では、ヤングケアラーの理解促進・認知度向上のため、学齢期のケアラーの支援に向けた講演会や相談窓口の周知を行っています。	
これまでの取組	平成20年度から実施している在宅介護者の会「ほほえみの会」は、月1回市役所にて開催しています。令和5年度に発足した市内北部地区のいきいきサポートセンター（地域包括支援センター）主催による「北部在宅介護者の会」の開催支援を行っています。 また、令和3年度には、ケアラーの周知を目的にリーフレット「ケアラーのことを知っていますか？」を作成しました。	
今後の取組	家族構成や生活環境の多様化により、育児と介護を同時に行うダブルケアや、介護を理由に離職してしまう介護離職の問題、更にヤングケアラーへの支援などは、その背景も多様化しているため、多部門が連携して取り組むことができる体制づくりを進めていきます。また、講演会などの開催を通じて、幅広い世代に対し、介護に関する知識や地域情報を発信し、普及啓発を行います。 地域での介護者の会の在り方や開催方法を検討し、ケアラーの孤立防止、心と身体健康維持を図ります。	

② 家族介護者教室 高齢者支援課

事業の概要	在宅の要援護高齢者を介護する家族等（以下、介護者）が、介護者相互の交流や介護知識を習得し、介護者の身体的・精神的負担の軽減や孤立化の解消を図ることにより、要援護高齢者の在宅生活の継続及び生活の質の向上につなげることを目的として実施しています。
これまでの取組	市内の介護老人保健施設・特別養護老人ホームを設置する社会福祉法人等への委託と市直営での教室開催を行っています。 市直営での家族介護者教室は、介護離職やアンガーマネジメントなど、介護に取り組む家族等を支援する内容を取り入れました。
今後の取組	今後、各地域の委託事業での開催が本計画以上に進展されるよう事業所の新規開拓や内容の充実を図れるような後方支援を行います。 在宅介護者が身近な場所で交流できる集いの場をいきいきサポートセンター（地域包括支援センター）等と連携をとりながら、実施できるよう検討していきます。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
延べ参加者数（人）	388	467	110	500	500	500
延べ講座開催回数（回）	37	47	15	45	45	45

施策2 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、医療・介護・福祉が連携した支援体制が必要です。

そのため、本市では、藤沢市医師会と協力して在宅医療の拠点（在宅医療支援センター）を運営し、多職種連携を進め、関係機関とのネットワークにより、本人の状態に応じた支援体制を推進してきました。

今後も、ますます増加が想定される高齢者が、自分らしく暮らしていくためには、引き続き、関係機関の連携を強化するとともに、生活支援体制整備事業等と連動した取組による、地域の多様な主体との包括的な支援体制の構築・推進が求められています。

多職種が連携を強め、顔の見える関係づくりにより、地域の支援体制を強化するとともに、地域住民が、在宅医療に関する理解を深め、自らの意思により療養生活について選択ができるよう、情報提供を行います。取組にあたっては、「日常の療養支援」「入退院支援」「急変時の対応」「看取り」の4つの場面を意識した取組を行います。

(1) 多機関協働による包括的支援体制の推進

【主な事業】

① 在宅医療支援センター		地域医療推進課	
事業の概要	効果的な在宅医療や、円滑な医療と介護の連携を推進するため、在宅医療支援センターを運営しています。		
これまでの取組	在宅医療支援センターについては、藤沢市医師会に委託をして運営しています。コーディネーターが専門職からの相談を受け、情報提供や医療機関との連携を図り、在宅医療の推進をしています。		
今後の取組	在宅医療支援センターへの相談件数は減少傾向がみられ、専門職への更なる周知や相談内容の分析が必要となります。 また、相談対象についても改めて検討が必要であり、委託先との協議を進めていきます。		
	実 績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
相談件数 (件)	144	129	71

② 在宅医療推進会議		地域医療推進課	
事業の概要	医療・介護の関係機関の代表が集まる在宅医療推進会議を開催し、現場の声を聞きながら課題を共有し、検討を重ねることにより、在宅医療の推進と円滑な医療・介護の連携を図っていきます。		
これまでの取組	在宅医療介護連携推進事業の一つとして会議を開催し、多職種からの様々な意見や課題を議論しながら、本市の医療と介護の連携が円滑に行えるよう事業を行っています。		
今後の取組	外来から在宅への移行など、特定のテーマを決めて議論を深めていくことで、更なる医療と介護の連携を図っていくとともに、藤沢型地域包括ケアシステムの実現に向け、高齢者に限らない在宅医療の検討も行っていきます。また、在宅医療の資源把握等にも努めます。		

③ 在宅医療に関する普及啓発 地域医療推進課

事業の概要	円滑な在宅医療の推進のためには、何よりも支援を必要とする人やその家族が、在宅医療についてよく理解し、選択することが重要です。そのため、市民にわかりやすい情報提供や、在宅医療に関する普及・啓発を行っています。
これまでの取組	市民が自分で納得できる意思決定が出来るように、在宅医療やACPなどに関する普及啓発活動を行っています。医師などを講師とした市民公開講座や、在宅医療支援センターのコーディネーターが行う出前講座、在宅医療支援センター便りの発行など様々な取組を行っています。
今後の取組	在宅医療については、今後の少子高齢化社会において増々重要性が高まると考えられることから、市民が在宅医療やACPIについての知識を持って自分で判断できるよう、今後も普及啓発活動を継続して行っていきます。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
市民公開講座 開催数 (回)	0	2	2	2	2	2
市民公開講座 参加者数 (人)	0	158	65	100	100	100
出前講座 開催数 (回)	12	14	7	20	20	20
出前講座 参加者数 (人)	216	355	148	600	600	600

④ 多職種研修会 地域医療推進課

事業の概要	医療・介護の連携により、退院後の在宅生活への円滑な移行や医療的ケアが必要な人への支援の質の向上を図るため、多職種間の連携推進に向けた研修会などを実施しています。
これまでの取組	新型コロナウイルス感染症の流行により、医療や介護を担う多職種が集まって研修を実施することが難しい時期が続いていましたが、オンライン形式を用いるなどの工夫により、多職種で学ぶ機会を設けてきました。また、在宅医療で重要な顔の見える関係の構築を支援してきました。
今後の取組	新型コロナウイルス感染症の影響により、多職種研修会の多くが中止になったこともあり、多職種間の連携で大切な”顔の見える関係”が希薄化している面があるとの意見があることから、実施可能な開催手法を検討し、今後も多職種研修会を実施していきます。

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
延べ講座 開催回数 (回)	1	2	2
延べ参加者数 (人)	151	169	121

⑤ 在宅療養者等歯科診療推進事業（お口の相談窓口）		健康づくり課
事業の概要	高齢期は、口の機能を維持することが重要であり、在宅療養中の人々が、必要な歯科診療や口腔ケアを継続的に受けることができるように、「お口の相談窓口」を設置し、相談や診療を申し込みやすい環境を整え、市民の歯及び口腔の健康づくりの推進を図っています。	
これまでの取組	在宅療養中の人々の歯・口の困り事に対応する電話相談窓口を設置し、必要に応じて歯科医師・歯科衛生士が訪問。訪問歯科診療を行う歯科医療機関の紹介や、医療機関・介護事業者等との調整、在宅歯科医療推進のための体制整備を行いました。	
今後の取組	在宅療養中の人々が、切れ目なく必要な歯科医療につながるよう、関係課や関係機関と連携を図りながら事業を実施していきます。	

⑥ 藤沢市障がい者等歯科診療事業		障がい者支援課																				
事業の概要	一般の開業医では対応が困難な障がい児者と要介護高齢者のための歯科診療等を藤沢市歯科医師会に委託し、歯科診療及び予防対策を行い、健康福祉の増進を図っています。																					
これまでの取組	当事業においては感染リスクの高い患者に対する診療を行っているため、新型コロナウイルス感染症拡大に応じ、密を避けて細心の注意を払った診療を行いました。																					
今後の取組	一般の開業医では対応が困難な障がい児者と要介護高齢者が気軽に受診できるよう、歯科治療や摂食嚥下リハビリテーションについて広く周知を図ります。また、感染症の感染リスクの高い患者への対策に継続して取り組みます。																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">実 績</th> <th colspan="3">計 画 期 間</th> </tr> <tr> <th>2021年度 (R3)</th> <th>2022年度 (R4)</th> <th>2023年度 (R5)</th> <th>2024年度 (R6)</th> <th>2025年度 (R7)</th> <th>2026年度 (R8)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ患者数（人）</td> <td>1,159</td> <td>1,163</td> <td>658</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> </tr> </tbody> </table>			実 績			計 画 期 間			2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	延べ患者数（人）	1,159	1,163	658	1,200	1,200	1,200
	実 績			計 画 期 間																		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)																
延べ患者数（人）	1,159	1,163	658	1,200	1,200	1,200																

⑦ 「かかりつけ」の普及啓発		地域医療推進課
事業の概要	自分の住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、「かかりつけ」を持つことが大切です。かかりつけ医、かかりつけ歯科医やかかりつけ薬剤師を持つことで、自分の健康状態や服薬情報を一元的・継続的に把握し、相談できるようになることから、積極的な普及啓発を行います。	
これまでの取組	市ホームページや、出前講座などの機会を捉えて、かかりつけ医、かかりつけ歯科医やかかりつけ薬剤師を持つことの大切さを普及啓発しています。	
今後の取組	「かかりつけ」を持つことの重要性について、引き続き周知啓発していきます。	

基本目標6 介護保険サービスの適切な提供

施 策	施 策 の 展 開	主 な 事 業
1 介護サービス基盤の整備	(1)施設・居住系サービス基盤の計画的な整備 130 号	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設・居住系サービスの整備 130 号 ② 既存施設の老朽化対策 133 号
	(2)在宅生活を支えるサービス基盤の整備 135 号	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護離職ゼロ等に向けた基盤整備 135 号 ② 地域密着型サービスの整備 136 号 ③ 共生型サービスの普及に向けた取組 138 号 ④ 要介護者等に対するリハビリテーション提供体制の構築 138 号
2 介護人材の確保と介護現場の生産性向上	(1)多様な人材の参入促進と介護職員の定着促進・育成支援 139 号	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護の入門的研修事業 139 号 ② 介護職員等研修受講料助成事業 140 号 ③ 外国人介護職員受入支援事業 140 号 ④ 介護職員等キャリアアップ支援事業 141 号 ⑤ 介護のしごと出前授業 141 号
	(2)介護現場の生産性向上の推進 142 号	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護ロボット・ICTの活用による業務効率化の促進 142 号 ② 介護現場における文書事務に係る負担軽減 142 号 ③ 多様な人材を活用した人材マネジメント等構築への支援 142 号

施 策	施 策 の 展 開	主 な 事 業
3 介護保険制度の 適正な運営	(1)介護給付費等の適 正化推進と介護サ ービスの質の向上 143 頁	<ul style="list-style-type: none"> ① ケアマネジメント支援事業 143 頁 ② ケアプラン点検事業 144 頁 ③ 介護サービス相談員派遣事業 144 頁 ④ 医療情報との突合・縦覧点検 145 頁 ⑤ 介護事業者に対する指導・監査の強化 145 頁
	(2)適正な要介護認定と 認定事務の効率化 146 頁	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護認定審査会資料の点検 146 頁 ② 認定事務における DX の推進 146 頁
	(3)低所得者に対する 支援 147 頁	<ul style="list-style-type: none"> ① 居宅サービス等自己負担額助成 147 頁 ② 社会福祉法人等による利用者 負担額軽減 147 頁 ③ 認知症対応型共同生活介護家 賃等助成 148 頁 ④ 介護保険料の減免 148 頁

施策1 介護サービス基盤の整備

本計画期間における介護サービス基盤の整備にあたっては、これまでの整備状況、要介護高齢者数の増加や中長期的な人口構造の変化などを踏まえながら、必要な介護サービスが提供されるよう、在宅サービスと施設・居住系サービスのバランスを考慮した整備を進めます。

(1) 施設・居住系サービス基盤の計画的な整備

在宅生活が困難な要介護高齢者のための住まいとして、特別養護老人ホームの整備のみでなく、特定施設入居者生活介護や、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの多様な高齢者向け住まいの整備状況、利用実態を踏まえながら、既存サービスの転換等も含め、整備を進めていきます。

また、今後も認知症高齢者の増加が予測されていることから、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームについては、生活圏域ごとの整備状況や今後の高齢化率等、地域の実情を踏まえ、整備を推進します。

① 施設・居住系サービスの整備

■ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

特別養護老人ホームに関しては、在宅生活が困難な要介護高齢者の生活の場を確保するための施設として、これまで、入所待機者の状況等を踏まえ整備を進めてきました。2023年(令和5年)4月1日現在の入所待機者数は851人(うち要介護3以上は683人)となっており、今後も要介護高齢者の増加に伴い、需要は高まるものと予測されます。

一方で、生産年齢人口の減少に伴い、今後更に人材不足が顕著となることから、介護人材の確保が喫緊の課題となっています。また、近年、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の増加により、高齢者の住まいの選択肢の多様化が進んでいる現状もあります。

こうした背景を踏まえ、入所待機者のうち、比較的優先度の高い人が速やかに入所できることを前提としつつ、介護人材不足や多様な高齢者向け住宅の整備状況、介護老人保健施設の廃止、また他市における特別養護老人ホームの整備状況等も考慮し、本計画期間内においては、新規整備と既存施設の短期入所生活介護からの転換を合わせ、77床の整備を目標とします。

具体的には広域型特別養護老人ホームについては、新規の整備は行わず、既存施設における短期入所生活介護から本入所への転換による増床(19床)を基本とします。また、本市の被保険者の入所待機者解消を図るため、地域密着型特別養護老人ホーム2施設(58床)の新規整備を進めます。

【整備状況】

(広域型特別養護老人ホーム)

計画期	計画数	開設年月	整備床数	総利用定員	備考
第5期計画以前	-	平成29年度以前	1,250床	1,250人	-
第6期計画	100床	平成30年5月	90床	1,340人	新設
		平成31年4月	46床	1,386人	移転増床
第7期計画	100床	令和3年4月	100床	1,486人	新設
第8期計画	100床	令和3年度中	50床	1,536人	短期入所等からの転換
		令和5年6月	-4床	1,532人	定員変更
		令和6年4月	50床	1,582人	移転増床

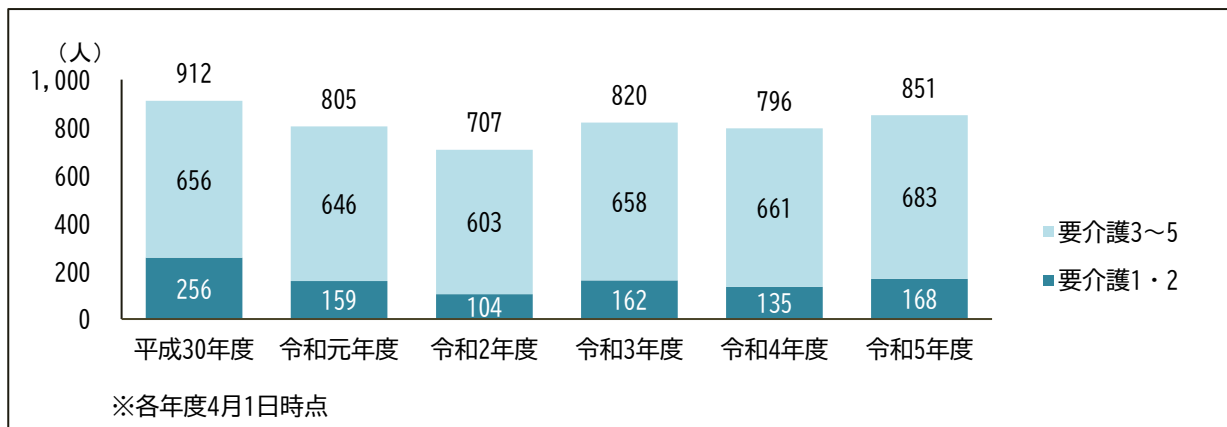
(地域密着型特別養護老人ホーム)

計画期	計画数	開設年月	整備床数	総利用定員	備考
第5期計画以前	-	平成29年度以前	45床	45人	-

地域密着型特別養護老人ホームとは

定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームであり、藤沢市の住民のみが入所できる施設です。本市では、介護人材不足等を考慮し、一部の人員基準が緩和される「サテライト型」として、整備を行ってきました。

【入所待機者数の推移】



■ 介護老人保健施設・介護医療院

医療・介護の複合ニーズを有する要介護高齢者の受入れ基盤を確保するため、介護医療院1施設（100床）を整備します。

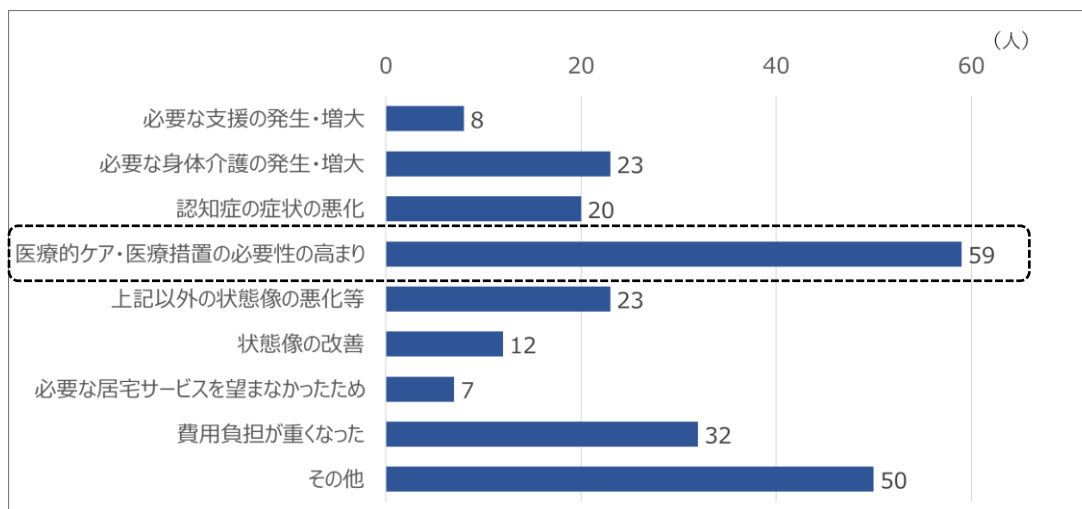
整備にあたっては、介護老人保健施設において、医療的ケア・医療的措置の必要性等により、特別養護老人ホームやその他の施設に入所できず、長期に渡り入所している利用者が一定数存在すること等を考慮し、介護老人保健施設から介護医療院への転換による整備を行います。

また、医療病棟の老朽化等により改築等を予定している法人においては、現在の医療病床（慢性期病床）を他に移し継続していく必要があること、同敷地内の介護老人保健施設における利用率が減少傾向にあることなどを総合的に判断し、介護老人保健施設1施設（100床）を廃止し、医療病床を確保します。

介護老人保健施設の新規整備については、利用率が減少傾向にあること、地域密着型特別養護老人ホーム等の整備、更に介護医療院への転換が本計画の最終年度（令和8年度）の見込みであることから、今後のニーズ等を本計画期間内で把握することとし、本計画期間内では行わないこととします。

（令和4年度藤沢市居所変更実態調査）

過去1年間に施設等から居所を変更した人の、居所変更の理由（n=94、順位不問、複数回答）



■ 特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）

特定施設入居者生活介護、いわゆる介護付き有料老人ホームに関しては、在宅生活が困難となった高齢者の住まいの選択肢として、近年、比較的軽度な要支援者から中重度の要介護高齢者まで利用が進み、特別養護老人ホームの代替施設としての機能も期待できることや、介護老人保健施設の廃止等から79床を目標として整備を行います。

整備にあたっては、既存のサービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホーム等において、看取り機能の強化による中重度の要介護高齢者の受入を促進する観点から、既存施設からの転換による整備を行います。

転換にあたっては、本市被保険者が優先的に入所できるよう、地域密着型特定施設入居者生活介護を優先的に整備することとします。

■ 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

認知症になっても住み慣れた地域で生活していくことができるよう、認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知症高齢者グループホームに関しては、生活圏域ごとのこれまでの整備状況等を踏まえながら、2施設(定員36人)の整備を目標とします。

整備にあたっては、13地区ごとの高齢化率や今後の高齢者人口の増加見込み等、地域の実情に応じて、将来的にニーズの高い圏域を優先とした整備を進めます。

【日常生活圏域別の整備状況】

	片瀬	鵜沼	辻堂	村岡	藤沢	明治	善行	湘南大庭	六会	湘南台	遠藤	長後	御所見	合計
施設数	1	5	2	5	1	2	2	3	2	3	2	2	2	32
定員数(人)	18	90	36	90	18	36	36	54	27	54	27	36	27	549

② 既存施設の老朽化対策

既存の広域型特別養護老人ホームの中には、築30年以上が経過し、老朽化が進んでいる施設が複数あり、利用者の安全を確保し、今後も安定した運営を継続していくためには、建替えのみならず建物や設備などの機能を維持していくことが重要であり、それぞれの施設における長寿命化対策が課題となっています。

特別養護老人ホームの大規模修繕・大規模改修に関しては多額の費用を要しますが、現在、国などによる補助制度が無く(社会福祉連携推進法人等が実施する場合を除く)、これまでも神奈川県に対して補助制度の創設を要望しているところです。広域型の特別養護老人ホームは、神奈川県指定施設でもあることから、引き続き神奈川県との協調を前提とした支援の検討を進めていきます。

【施設・居住系サービスの整備状況】

2023年（令和5年）10月1日現在

		第8期末 整備見込数	第9期整備計画数			第9期末 整備見込数
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	施設数	17	0	0	0	17
	定員（人）	1,582	19	0	0	1,601
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 （地域密着型特別養護老人ホーム）	施設数	2	0	1	1	4
	定員（人）	45	0	29	29	103
介護老人保健施設	施設数	7	-1	0	-1	5
	定員（人）	700	-100	0	-100	500
介護医療院	施設数	1	0	0	1	2
	定員（人）	60	0	0	100	160
特定施設入居者生活介護	定員（人）	1,339	0	79	0	1,575
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員（人）	157				
認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	施設数	32	0	1	1	34
	定員（人）	549	0	18	18	585
【参考】 住宅型有料老人ホーム	施設数	43	-	-	-	-
	定員（人）	2,268	-	-	-	-
【参考】 サービス付き高齢者向け住宅	施設数	30	-	-	-	-
	定員（人）	1,312	-	-	-	-

※住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の施設数・定員数は、2023年（令和5年）4月1日現在の数値

(2) 在宅生活を支えるサービス基盤の整備

介護や支援が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、日常生活圏域を踏まえた在宅サービスの充実をめざし、各サービスにおけるこれまでの整備状況や利用実績などを勘案しながら、事業所の整備を推進します。

① 介護離職ゼロ等に向けた基盤整備

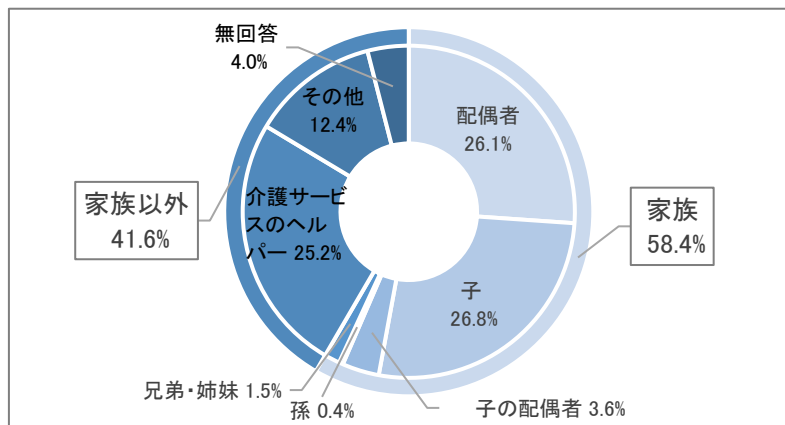
国においては、家族の介護を抱えている労働者が仕事と介護を両立できる社会の実現をめざし、仕事と介護の両立のための取組を推進しています。

家族等の介護を理由に仕事を辞めてしまう「介護離職」を防止するため、在宅生活が困難となった要介護高齢者の住まいの場として、特別養護老人ホームをはじめとする施設・居住系サービスの整備を進めることに加え、要介護高齢者の在宅生活の継続と、介護者である家族等の負担軽減を図る観点から、「訪問」「通所」「宿泊」「訪問看護」を一体的に提供する看護小規模多機能型居宅介護や、定期的な身体介護サービスを提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を推進するなど、在宅サービスの充実を進めていきます。

また、介護が必要になったときに速やかにサービスの利用ができるよう、介護保険制度の内容や手続きに関して、より分かりやすい情報提供等を推進していきます。

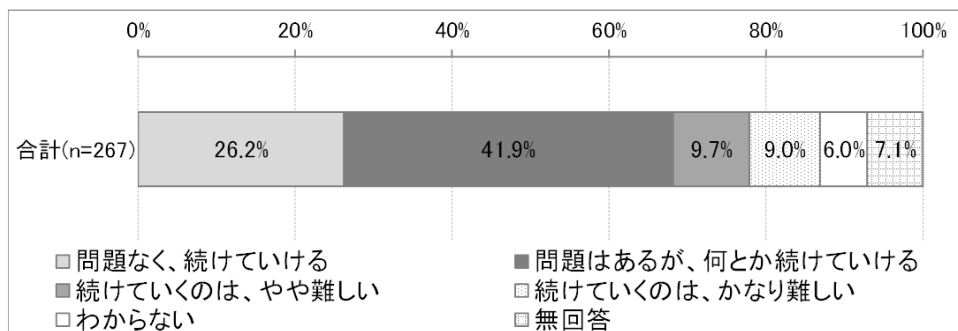
(藤沢市介護サービス利用状況調査)

「現在、何らかの介護・介助を受けている人」の主な介護・介助者 (n=1,323)



(藤沢市在宅介護実態調査)

主な介護者の就労継続の可否に係る意識 (単数回答)



② 地域密着型サービスの整備

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 / 夜間対応型訪問介護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、今後増加が見込まれる中重度者の要介護者の在宅生活を包括的に支えるサービスとして重要であることから未整備圏域を優先に3事業所の整備を目標とします。

夜間対応型訪問介護については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護とサービス内容が重複する部分が多いことから、整備目標は定めず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を行う際に、併せて指定を受けることを要件とする方向で調整を図ります。

■ 認知症対応型通所介護 / 地域密着型通所介護

既存事業所の利用実績等を踏まえ、本計画期間における整備目標数は定めず、事業者から整備の希望があった場合には、申請による指定を行います。

■ 看護小規模多機能型居宅介護 / 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は「通い」「訪問」「泊まり」の各サービスを柔軟に組み合わせたサービス提供、看護小規模多機能型居宅介護は小規模多機能型居宅介護に加えて「訪問看護」及び「通い」「泊まり」における看護サービスの提供が可能であり、在宅生活を支えるサービスとして重要な役割を担っています。

看護小規模多機能型居宅介護については、医療ニーズの高い要介護者が住み慣れた地域での在宅生活を継続できるよう、今後も整備を推進していく必要があることから、本計画期間においては、未整備圏域を優先にサテライト型事業所を含め3事業所の整備を目標とします。

小規模多機能型居宅介護については、本計画期間における整備目標数は定めず、事業者から整備の希望があった場合には、申請による指定を行います。

【在宅サービスの整備状況（事業所数）】

2023年（令和5年）10月1日現在

日常生活圏域		片瀬	鵜沼	辻堂	村岡	藤沢	明治	善行	湘南大庭	六会	湘南台	遠藤	長後	御所見	合計
サービス種別															
広域型	訪問介護	7	19	8	4	14	8	9	10	8	10	1	13	4	115
	訪問入浴介護	0	0	0	1	1	1	2	0	0	1	1	0	0	7
	訪問看護	13	28	22	5	30	8	11	10	12	32	2	10	5	188
	訪問リハビリテーション	3	8	8	3	13	3	4	4	4	11	1	5	2	69
	通所介護	3	7	5	9	4	3	4	8	7	10	5	6	0	71
	通所リハビリテーション	0	0	1	1	2	1	0	0	1	1	1	1	3	12
	短期入所生活介護	1	4	1	3	1	2	3	4	1	1	2	1	2	26
	短期入所療養介護	0	1	0	1	1	0	0	0	1	1	1	1	1	8
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	4
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	認知症対応型通所介護	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
	地域密着型通所介護	2	5	4	5	11	1	3	2	6	1	2	6	1	49
	小規模多機能型居宅介護	0	2	2	2	1	1	2	2	4	0	1	1	1	19
	看護小規模多機能型居宅介護	0	1	0	0	2	0	0	1	1	0	0	2	0	7

③ 共生型サービスの普及に向けた取組

共生型サービスとは、介護保険サービスと障がい福祉サービスを同一の事業所内で提供できるサービスのことで、利用者が65歳になり介護保険制度が優先となっても事業所を変更する必要がなく、慣れ親しんだ支援環境の中で、介護保険サービスを利用することができるものです。また、地域資源、人材の活用や世代間の交流などにおいても有効であるといわれています。

こうしたことから、介護保険と障がい福祉分野の所管課とが連携し、事業者に対する詳細な制度周知や意見交換などの実施を図りながら、普及促進に努めていきます。

④ 要介護者等に対するリハビリテーション提供体制の構築

要介護者・要支援者が必要に応じてリハビリテーションサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制を構築することが求められています。本市においては、全国平均、神奈川県平均と比較して、要支援1から要介護1までの比較的軽度な認定者の割合が高い傾向となっており、軽度認定者の重度化防止を推進していくことが重要です。

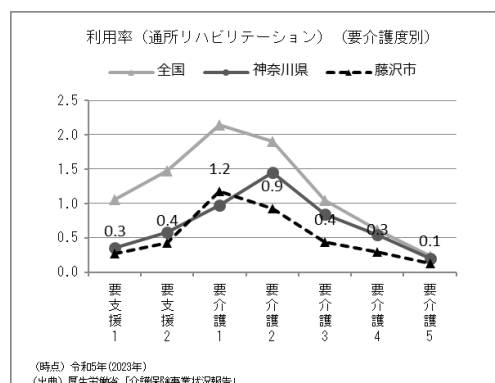
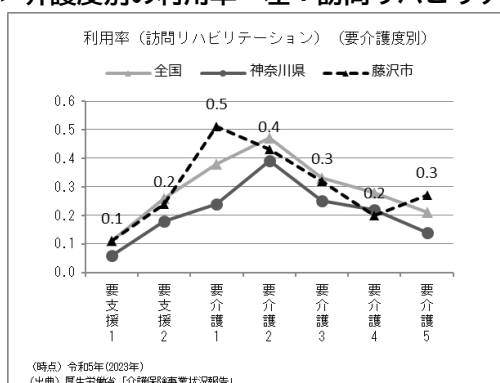
要介護者・要支援者が、本人の状態に応じて、住み慣れた地域において必要なリハビリテーションを利用しながら、可能な限り自立した生活を維持していくことができるよう、リハビリテーションに対するニーズ把握や現状分析、関係機関と情報共有を図り、質の高いリハビリテーションの提供に向けた支援の在り方を検討していきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
訪問リハビリテーション						
事業所数 (施設)	9	11	11	12	12	13
利用率 (%)	2.09	2.09	2.08	2.10	2.10	2.10
通所リハビリテーション						
事業所数 (施設)	13	13	13	14	14	15
利用率 (%)	3.55	3.61	3.69	3.75	3.80	3.85

※ 事業所数は、みなし指定の事業所を除いた数値です。

※ 利用率は、リハビリテーションの受給者数を、認定者数で除した数値です。

<参考> 介護度別の利用率 左：訪問リハビリテーション利用率 右：通所リハビリテーション利用率



施策2 介護人材の確保と介護現場の生産性向上

高齢化の進展に伴い、今後、介護サービスの需要が更に高まることが見込まれている一方、生産年齢人口は減少することが見込まれ、人材不足は一層深刻化することが予測されます。

そのため本市においては、介護サービスを支える介護人材の確保に向けて、介護未経験者や、アクティブシニア、外国人等、多様な人材の参入促進を図るとともに、学生等を対象とした介護の仕事の魅力発信、介護職員の定着促進と資質向上に向けた支援などに取り組んでいきます。

これらと並行して、限られた人材でより質の高いサービスを効率的に提供できるよう、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入、介護職員が行うべき業務の切り分け、文書作成に係る負担軽減を図ることなどにより、介護現場の生産性向上を推進していきます。

(1) 多様な人材の参入促進と介護職員の定着促進・育成支援

【主な事業】

① 介護の入門的研修事業				介護保険課		
事業の概要	介護分野への参入促進を図るため、介護に関心を持つ介護未経験者を対象に、介護の業務に携わる上での不安を払拭することを目的とした基本的な知識を習得するための研修を実施します。					
これまでの取組	介護保険制度等の介護全般に関する基礎知識を習得するための基礎講座及び介護保険サービス事業所で働くうえでの基礎的な知識を習得するための入門的研修を、民間事業者への委託により実施しています。					
今後の取組	介護人材のすそ野を広げ、介護分野への新たな人材の参入促進を図るため、引き続き、入門的研修を実施していきます。また、より多くの人に研修を受講していただけるよう、広く事業の周知を図るとともに、就労につなげるための取組等もあわせて実施していきます。					
	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
受講者数 (人)	10	26	0	50	50	50

※ 2023年度 (R5) の実績値は、2023年(令和5年)10月1日時点のもの。(以降同様)

② 介護職員等研修受講料助成事業 介護保険課

事業の概要	介護に関する資格取得に係る研修修了者の早期就職・定着等を支援し、介護人材の確保を図るため、研修修了後、市内の介護事業所などに一定期間就労した場合に、研修受講料の一部を補助します。
これまでの取組	市内の介護事業所等への早期就労につなぐため、市内の研修実施機関の協力のもと、本制度の周知を図りました。 また、ケアマネジャー不足も課題となっているため、令和2年度から、介護支援専門員実務研修も補助対象とする見直しを行ったほか、より広く介護人材の確保を図るため、令和5年度から補助率及び補助上限額の引き上げを行うとともに、補助対象を市外在住者にも拡充しました。
今後の取組	介護人材の確保・定着に向けて、引き続き、研修受講に対する補助を継続するとともに、事業の周知を図る取組を実施します。また、更なる人材確保を図るため、補助対象となる研修の拡充など、より効果的な支援等を検討していきます。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
助成件数 (人)	16	7	3	30	30	30

③ 外国人介護職員受入支援事業 介護保険課

事業の概要	介護事業所における外国人介護人材の受入れ等が円滑に行われるよう、外国人介護職員を新たに雇用する介護サービス事業所を運営する法人に対し、法人が負担した居住用住宅の家賃や生活必需品の購入に係る経費の一部を助成します。
これまでの取組	多様な介護人材の確保を図る観点から、外国人介護職員を雇用する介護事業所に対する補助を令和2年度から開始しました。令和3年度からは、対象となる在留資格に「特定技能」と「特定活動」の中の「経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補者」を追加するなど拡充を図りました。
今後の取組	本市においても施設・居住系サービスを中心に、外国人介護職員の受入れが進んでいる状況となっています。今後も海外からの新規入国者が増えることが予測されること、技能実習から特定技能への移行により就労先事業所の選択が可能となることなどから、更なる外国人介護職員の増加が見込まれるため、通所系サービス等への補助対象拡充や外国人介護職員の定着に向けた支援等を検討していきます。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
助成件数 (人)	11	21	7	30	30	30

④ 介護職員等キャリアアップ支援事業 介護保険課

事業の概要	介護職員等の専門的な知識・技術の習得による資質向上を図るため、介護事業所に対して、研修実施に係る支援を行います。
これまでの取組	市内で介護事業所を運営する法人に対し、従事者の資格取得のための派遣研修や介護事業所が講師を招いて行う研修に係る経費の一部を助成しています。
今後の取組	介護職員等のスキルアップを図り、介護サービスの質の向上につなげるとともに、介護人材の育成と定着を促進するため、研修に係る支援を継続するとともに、研修機会の確保に向けた取組を実施していきます。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
事業所数 (件)	14	15	8	15	15	15

⑤ 介護のしごと出前授業 介護保険課

事業の概要	将来の担い手となり得る学生等を対象に、介護の仕事のやりがいや魅力を伝え、介護について理解促進を図るための「出前授業」を実施します。
これまでの取組	市内中学校の生徒を対象に、介護事業所の職員が講師として学校に出向き、介護に係る講演や高齢者疑似体験等を実施しています。
今後の取組	介護業務に対するイメージアップと理解促進を図り、興味・関心を高めることで、介護分野への進路を選択肢の一つとしてもらえるよう、中学校や特別支援学校に加え、高校や専門学校等にも対象を拡大して、出前授業を実施していきます。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
実施件数 (件)	2	0	0	6	6	6

(2) 介護現場の生産性向上の推進

〔主な事業〕

① 介護ロボット・ICTの活用による業務効率化の促進		介護保険課
事業の概要	介護ロボット・ICTの活用等による介護事業所の生産性向上の実現に向けて、各種施策を実施します。	
これまでの取組	専門的なコンサルティング業者とともに、介護ロボット・ICTの導入支援を実施することで、介護現場の生産性向上をサポートしています。	
今後の取組	国が示す「生産性向上に資するガイドライン」を参考として、介護現場の業務改善を支援するとともに、それぞれの介護事業所が主体的に取組みを実施できるよう介護職員の人材育成等を図るなど、生産性向上に関する総合的な支援を継続して実施していきます。	
② 介護現場における文書事務に係る負担軽減		介護保険課
事業の概要	介護人材不足が課題となっている中、利用者が安心してサービスを受けられるよう、介護専門職が利用者のケアに集中できる環境を整えるため、介護現場における文書事務負担軽減の推進に取り組みます。	
これまでの取組	国が示す標準様式例に合わせた各種様式の改正、申請書類の押印廃止と添付資料の見直し、事業所運営指導における確認項目の標準化を実施しています。	
今後の取組	国の電子申請届出システムを利用した指定申請等の届出の受付を開始します。また、各種申請の届出様式、添付資料や届出方法を見直すなど、更なる文書事務負担軽減に向けた取組を推進します。	
③ 多様な人材を活用した人材マネジメント等構築への支援		介護保険課
事業の概要	介護事業所において、介護助手等多様な人材の確保・活用や、タスクシフティングの実施等、生産年齢人口の減少に対応した事業運営・人材マネジメントが実施されるよう、各種支援等を行います。	
これまでの取組	介護現場での人手不足が深刻化する中、介護人材の確保・定着促進の視点から、多様な人材の参入促進を図るなど、様々な支援策に取り組んでいます。	
今後の取組	介護事業所における成功事例の共有等、効果的な支援等を検討していきます。	

施策3 介護保険制度の適正な運営

介護保険制度は、加齢により生じる心身の変化に起因する疾病等により、要介護状態となった人が尊厳を保持し、可能な限り自立した生活を送れるよう、要介護高齢者とその家族を支えるために必要なサービスに係る給付を行う制度です。

今後、高齢化の進展に伴う介護ニーズの増加により、サービス利用に係る介護給付費等の増加が見込まれる中、利用者一人ひとりの個別ニーズに応じた質の高いサービス提供とともに、持続可能な介護保険制度を構築していくことが重要となります。

そのため、ケアマネジメントの質の向上に係る支援に加え、介護事業者に対する指導等の強化や給付適正化事業に取り組むほか、適正な要介護認定と認定事務の効率化を図るなど、より適切かつ効果的な制度運営をめざします。

(1) 介護給付費等の適正化推進と介護サービスの質の向上

利用者に質の高い適切なサービスが提供されるよう、ケアマネジャー等に対する支援や、介護事業者に対する適切な助言を行うとともに、指導や監査の強化等に取り組んでいきます。

【主な事業】

① ケアマネジメント支援事業		介護保険課
事業の概要	市内で働くケアマネジャーのスキルアップと適切なケアマネジメントの実現を図るため、ケアマネジャーに対する業務ハンドブックの作成や研修会等の開催、困難事例に対する相談対応などの支援を行います。	
これまでの取組	藤沢市居宅介護支援事業所連絡協議会に業務委託を行い、市内の事業所に所属するケアマネジャーの資質向上や、業務の円滑な遂行に資する研修、困難事例への相談対応を中心とした支援を行っています。	
今後の取組	引き続き、藤沢市居宅介護支援事業所連絡協議会と連携を図りながら、ケアマネジメントに係る基本知識や事例検討、医療連携、報酬改定への対応などに関する研修や情報共有を行い、ケアマネジャーの資質向上を図ります。 また、ICT機器等を活用したケアプラン作成や業務負担軽減などについても、課題を共有するとともに研修等による支援を行います。	

② ケアプラン点検事業				介護保険課		
事業の概要	「利用者の自立支援の促進」や「ケアマネジメントの質の向上」を図ることを目的に、ケアマネジャー等が作成したケアプランが、ケアマネジメントのプロセスを踏まえた適切なものとなっているかを確認、助言する、ケアプラン点検を実施します。					
これまでの取組	<p>市内事業所に所属するケアマネジャー等を対象に、ケアプラン作成に必要なケアマネジメント過程が適切に反映されているか、専門事業者による関係書類の点検及びヒアリングを実施するとともに、点検後には、改善効果の確認や研修等を行っています。</p> <p>更に、これまでのケアプラン点検結果を踏まえ、「居宅ケアプランの基本的な考え方と書き方」を作成し、ケアマネジメントの質の向上を図っています。</p>					
今後の取組	<p>引き続き、専門事業者による面談及び書類による点検を実施するとともに、藤沢市居宅介護支援事業所連絡協議会と連携し、事例検討会などにおけるグループワークによるケアプラン点検等に関する研修を行い、適切なケアプランの作成の促進を図ります。また、住宅改修や福祉用具貸与の適切な利用が図られるよう、リハビリテーション専門職が関与した点検を実施していきます。</p> <p>更に、近年増加する高齢者向け住まいにおけるサービス提供の実態把握などに焦点を当てた効果的なケアプラン点検の実施についても検討していきます。</p>					
	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
点検件数 (件)	83	83	83	90	90	90

③ 介護サービス相談員派遣事業				介護保険課		
事業の概要	特別養護老人ホーム等に介護サービス相談員を派遣し、利用者からの相談などに応じ、その解決に向けた支援を行うことで、利用者の不安を払拭するとともにサービスの質の向上を図ります。					
これまでの取組	派遣の申出があった特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に、介護サービス相談員を派遣し、利用者の日常生活上の疑問や不安等の声を受け止め、その要望等を事業所に伝えるなど利用者との橋渡し役を担っています。また、定例会を通じて市と情報を共有し、必要に応じて関係機関と連携を図るなど適切な対応を行っています。					
今後の取組	介護サービス相談員は、認知症対策をはじめ利用者及び家族の権利擁護の促進やサービスの質的な向上、利用者の自立した日常生活の実現に向けた支援など、様々な役割を担っています。そのため、近年増加している有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅への派遣促進を図るとともに、相談員としての資質と支援技術向上に向けた研修の充実に取り組みます。					
	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
派遣施設数 (施設)	14	17	31	52	52	52

④ 医療情報との突合・縦覧点検		介護保険課
事業の概要	通常の介護報酬の審査では確認できない複数月の介護給付費明細書における算定回数確認やサービス間・事業所間の給付の整合性確認及び医療請求との突合を行い、適正な請求が行われていることを確認します。	
これまでの取組	神奈川県国民健康保険団体連合会に委託し、医療と介護の給付実績情報の突合及び同一被保険者の複数月の明細書における算定回数確認やサービス間・事業所間の給付の整合性確認のための縦覧点検を実施しています。さらに、点検等の結果、疑義がある給付内容について、事業所に確認し、請求誤り等があった場合には、過誤申立等による適正な処理を行っています。	
今後の取組	引き続き、神奈川県国民健康保険団体連合会に医療情報の突合・縦覧点検を委託することで、介護報酬請求の適正化を図ります。また、縦覧点検等において散見された請求誤り等について、集団指導や運営指導の機会をとらえ、事業者への周知及び指導に努めていきます。	

⑤ 介護事業者に対する指導・監査の強化		介護保険課
事業の概要	介護保険法等に基づく適正な事業所運営と、利用者に対する適切な介護保険サービスの提供が図られるよう、介護事業者への指導・助言を行います。	
これまでの取組	本市が指定する介護事業所を対象に、順守すべき法令や基準、制度改正内容、介護報酬請求に関する事項などを周知するため、「集団指導」を実施しているほか、事業所ごとの運営体制や介護報酬請求の実施状況等を実地で確認する「運営指導」を実施しています。なお、定期的な運営指導を行えるよう、令和3年度から指定事務受託法人への委託による運営指導を行っています。 また、運営指導の過程において、著しい基準違反等が認められた場合には、監査を実施しています。	
今後の取組	介護サービスの質の向上及び介護保険制度の適正な運営を確保するため、引き続き、集団指導や運営指導、事業所が開催する運営推進会議への出席を通じて、介護事業者に対する助言・指導を行います。 また、神奈川県国民健康保険団体連合会から提供される給付実績を活用した、効果的な指導等について今後検討していきます。	

(2) 適正な要介護認定と認定事務の効率化

要介護認定にあたっては、適正な事務処理が行われることが重要であるとともに、介護サービスが必要になった被保険者に対し、早期に介護度が認定されることが求められています。

そのため、引き続き適正な要介護認定を行うとともに、DXの推進等により認定調査や認定審査会業務の効率化を図ります。

【主な事業】

① 介護認定審査会資料の点検		介護保険課
事業の概要	介護認定審査会で使用するすべての調査票及び主治医意見書について事前に内容を確認し、必要に応じて認定調査員や主治医に内容確認を行うなど、要介護認定の適正化と認定審査会の効率化を図ります。	
これまでの取組	<p>全国一律の基準に基づき、的確に認定調査が行われているか、すべての認定調査票を確認し、必要に応じて調査員に聞き取りを行っています。</p> <p>更に、新任調査員に対して認定調査の基本項目に係る研修を実施するとともに、調査を委託している事業所に対しては実地指導を行っています。</p> <p>また、主治医意見書については、記載内容に明らかな矛盾がないかなど、形式的な確認を行っています。</p>	
今後の取組	<p>要介護認定が、適正かつ的確に行われるよう、引き続き、すべての審査会資料の内容確認を行っていきます。</p> <p>また、調査員に対してフォローアップ研修などを実施するとともに、認定調査の委託事業者に対して実地指導や個別指導を行い、質的向上に努めていきます。</p>	
② 認定事務におけるDXの推進		介護保険課
事業の概要	介護度の早期決定により、市民サービスの向上を図るため、介護認定事務に関するDXを推進します。	
これまでの取組	<p>介護認定者の増加傾向が続いているため、合議体を増設し、認定審査会の開催数を増やすとともに、一定の要件を満たすケースについては国が定める「認定審査会の簡素化」の制度を導入しました。</p> <p>また、一定期間を経過しても主治医意見書の返送のない医療機関への連絡を強化し、申請から審査判定までの処理の迅速化に努めています。</p>	
今後の取組	認定調査員がタブレットを持参して認定調査を実施するほか、介護認定審査会をペーパーレス化しWeb開催を可能にするなど、DXの取組を推進していきます。	

(3) 低所得者に対する支援

高齢化の進展などに伴う介護保険サービス利用者の増加が続く中で、第1号被保険者の保険料改定にあたっては、保険料率の設定に配慮するとともに、市独自の低所得者対策として生活困窮者に対する保険料の減免制度を実施しています。

更に、サービス利用に係る利用者負担を軽減するための取組も実施しています。

【主な事業】

① 居宅サービス等自己負担額助成		介護保険課
事業の概要	低所得者の円滑な介護サービスの利用を図ることを目的に、介護保険サービスの利用に係る利用者負担額の一部を助成します。	
これまでの取組	一定の要件を満たし助成対象として認定を受けた人に対して、介護保険サービスの利用に係る利用者負担額の2分の1相当額（上限月額5,000円）を助成しています。また、広く制度を周知し、必要な人が利用できるよう、パンフレットや広報ふじさわ等による周知を図っています。	
今後の取組	サービス利用に係る経済的負担が、本来必要とされるサービス利用の妨げとならないよう、生活困窮者に対して引き続き助成を実施するとともに、本制度の一層の周知に努めていきます。	

② 社会福祉法人等による利用者負担額軽減		介護保険課
事業の概要	社会福祉法人等が、一定の要件を満たす生活困窮者に対してサービス利用の負担額を軽減した場合、軽減額に応じて補助金を交付します。	
これまでの取組	本市に対し、利用者負担額軽減の申し出を行った社会福祉法人が、利用者負担の軽減を実施した場合に、当該法人が軽減を行った額に応じて、補助金を交付しています。	
今後の取組	引き続き、生活困窮者に対する軽減の実施が促進されるよう、法人に対する財政的支援とともに、軽減を実施していない事業者に対しては、制度実施に関する理解を求め、生活困窮者に対する支援を行っていきます。	

	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
軽減実施の法人数	24	24	25	25	25	25

③ 認知症対応型共同生活介護家賃等助成		介護保険課
事業の概要	認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）を運営する事業者が、家賃等の負担が困難な低所得者の入所者に対して利用者負担の軽減を行った場合に、軽減額に応じて助成金を交付します。	
これまでの取組	認知症高齢者が、住み慣れた地域で可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、日常生活圏域を踏まえた事業所の整備を進めています。	
今後の取組	特別養護老人ホーム等に入所している低所得者に対しては、保険給付の対象外である居住費、食費の利用者負担を補足給付として助成する制度が講じられていますが、認知症対応型共同生活介護は当該制度の適用外となっています。このことから、低所得の在宅生活が困難な認知症高齢者の住まいの確保を図るとともに、認知症となっても安心して生活できる環境を整備するため、認知症対応型共同生活介護に入所する低所得者に対する家賃等の軽減制度を、今後検討していきます。	

④ 介護保険料の減免		介護保険課
事業の概要	様々な事情により、第1号被保険者の介護保険料の全部又は一部を納付することが困難な者に対して、一定の基準のもとで保険料の減免を行います。	
これまでの取組	収入が低いため生活が厳しく保険料の納付が困難な人や、生計を主として維持する人が災害等（震災、風水害、火災その他これに類する災害）により、財産に損害を受けたり、長期入院や失業などにより収入が著しく減少した際に、本市で定める要件に該当する場合は保険料を減免しています。	
今後の取組	災害等を受けた人、収入が著しく減少した人や生活に困窮している人などに配慮する必要があるため、引き続き、減免制度を継続して実施していきます。	

基本目標7 地域に根差した相談支援の充実

施策	施策の展開	主な事業
地域の相談支援体制の充実	(1)地域の相談支援体制の機能強化 150万円	<ul style="list-style-type: none"> ① 福祉総合相談支援センター（総合相談） 152万円 ② いきいきサポートセンター（地域包括支援センター） 152万円 ③ 基幹型地域包括支援センター 153万円 ④ コミュニティソーシャルワーカー（CSW） 153万円 ⑤ 地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」・「バックアップふじさわ社協」 154万円 ⑥ 地区福祉窓口 154万円 ⑦ 民生委員・児童委員 154万円 ⑧ ふじさわ安心ダイヤル24 155万円 ⑨ 消費生活相談 155万円
	(2)権利擁護の推進 156万円	<ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者虐待の防止 156万円 ② ふじさわあんしんセンターへの支援・連携 157万円 ③ 成年後見制度利用支援事業 157万円 ④ 日常生活自立支援事業への助成 158万円 ⑤ 市民後見人の育成・支援 158万円
	(3)重層的な支援体制の整備 159万円	<ul style="list-style-type: none"> ① 重層的支援体制整備事業について 159万円

第4章

施策の展開

施策

地域の相談支援体制の充実

高齢化が進展し、世帯構成の変化やライフスタイルの多様化が進む中で、高齢者やその家族が抱える日常生活の課題もますます複合化・複雑化しています。

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをつくるためには、高齢者やその家族が抱える生活上の不安を受け止め、必要な支援につなげることが重要です。身近な相談窓口から、多機関の連携・協働により包括的な相談支援体制の充実をめざすとともに、地域のつながりの中で見守り体制づくりを促進します。

(1) 地域の相談支援体制の機能強化

高齢者に必要な支援を包括的に提供するため、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）や民生委員・児童委員のほか、居宅介護支援事業所、医療機関、各事業を行う団体など、関係機関とのネットワークを構築してきました。

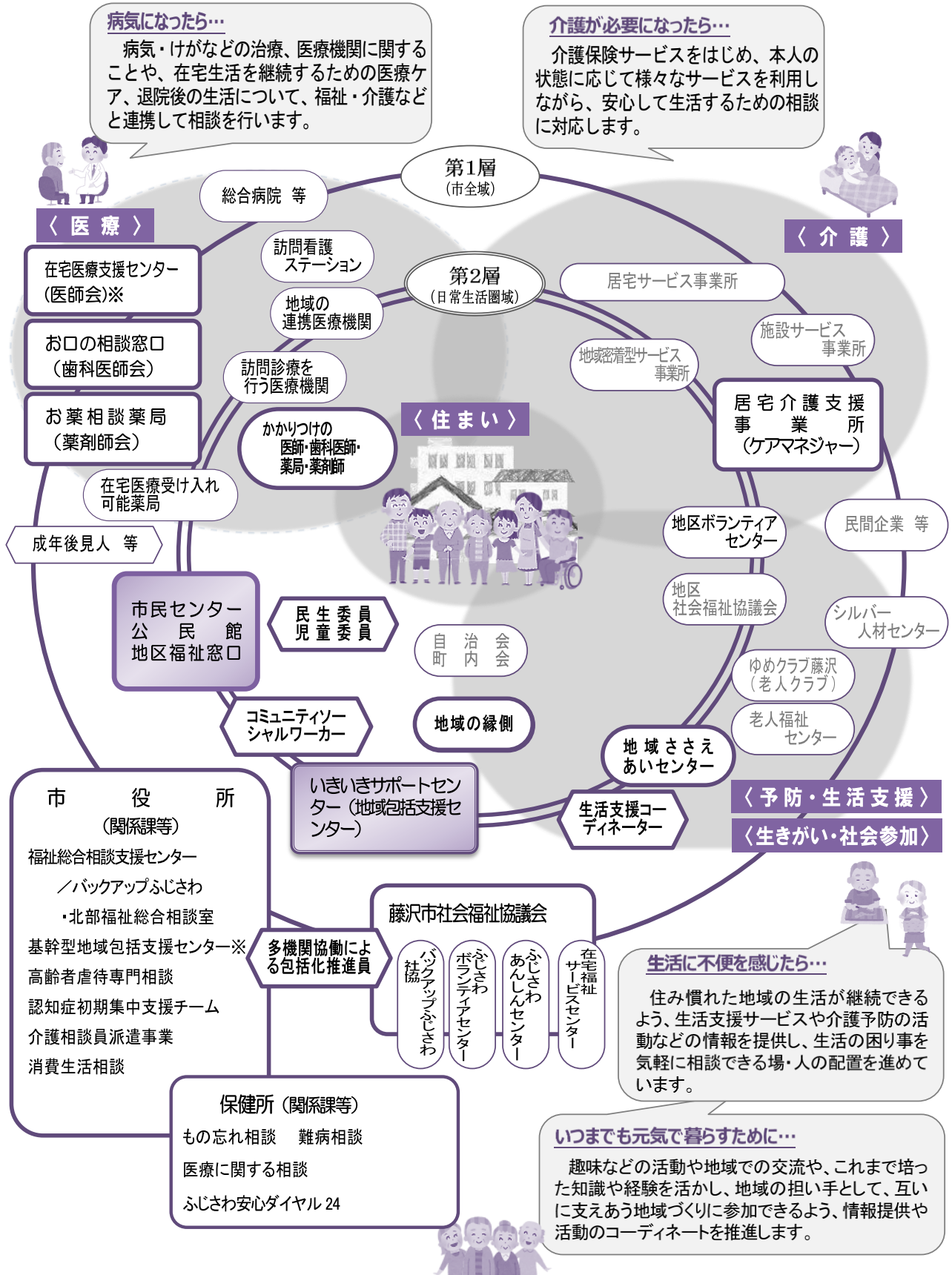
そのネットワークを通じて、高齢者の実態把握や様々なサービスの情報提供、継続的な相談・支援につながっています。

こうした中で、高齢の親と無職の子どもが同居するいわゆる「8050」世帯、育児と介護に同時に直面する「ダブルケア」世帯や、学齢期の子どもが大人と同じケアを担い、社会問題化しているヤングケアラーなどのケアラー支援、障がいのある子の親が高齢化し、要介護状態にある世帯など、表面化しづらい支援ニーズはますます複合化・複雑化しています。

このことから、高齢・障がい・子ども・困窮などの各分野の制度と一体的な支援を実施し、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を進めていきます。そして、高齢者やその家族からの相談を受け止め、支援に向けて様々な分野の支援関係機関との連携体制の充実と強化を図ります。

<高齢者を取り巻く各分野の相談ネットワーク（イメージ）>

令和5年度現在



【主な事業】

① 福祉総合相談支援センター（総合相談） 地域共生社会推進室

事業の概要	生活上の悩み、子育てや医療など多岐にわたる総合的な相談に対応するため、相談体制の充実と、相談業務に従事する職員の資質向上を図るとともに地区福祉窓口業務における市民センター等と関係各課との連絡調整を行っています。
これまでの取組	生活上の困りごと、子育てや医療など複雑かつ複合化する課題を抱える相談者に対して適切な支援を行うため、福祉総合相談支援センター及び北部福祉総合相談室において総合相談を実施するとともに、市民に身近な相談窓口として地区福祉窓口の業務を円滑に進めるため、市民センターや関係各課等との連絡調整を行いました。
今後の取組	庁内からの相談及びいきいきサポートセンター（地域包括支援センター）等の外部の相談支援機関が関わっている人やそのご家族が抱える問題や課題の中で相談につながるものが多く、高齢者のみならず、複数の支援対象者、生活課題の多様化・複雑化している事例が多くなっています。世帯支援として多機関協働が求められ、それに対する取組などを今後も進めていきます。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
相談件数 (件)	3,390	1,503	620	1,500	1,500	1,500

② いきいきサポートセンター（地域包括支援センター） 高齢者支援課

事業の概要	いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）は、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続することができるよう、様々な方面から高齢者を支える機関です。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などの専門職を配置し、高齢者の日常生活に関する相談を受け、必要な保健福祉サービスの利用調整などの支援をするとともに、地域の関係機関と連携し、安心して暮らせるよう支援体制の構築を行います。
これまでの取組	いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）は、藤沢市行政13地区すべてに整備され、高齢者人口の著しい増加が見られる湘南大庭・善行・六会地区には、サテライト型センターを設置、長後地区においては、センター内の職員数を増強し対応しています。また、藤沢市公共施設再整備プランに基づき、辻堂地区のいきいきサポートセンター（地域包括支援センター）を公共施設内に設置し、地区福祉窓口等との連携を強化すると共に、専門職の専門性を高めるため、研修などを通じて、相談支援のスキルアップを高めてきました。
今後の取組	高齢者人口の増加により生活に課題や不安を抱えた高齢者も増えることが考えられます。令和5年度から、包括的な相談支援体制の整備に向け「重層的支援体制整備事業」が実施されたことに伴い、より多様化する相談にも対応できるよう、引き続き地域の相談機関としての役割を務めます。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
各地区の設置数 (カ所)	19	19	19	19	19	19
相談件数 (件)	29,426	29,036	13,660	29,686	29,980	30,274
人員の拡充 (カ所)	—	—	0	段階的に拡充		

③ 基幹型地域包括支援センター 高齢者支援課

事業の概要	各地区のいきいきサポートセンター（地域包括支援センター）の体制強化を図るため、全体調整及び後方支援を行っています。
これまでの取組	平成27年度から高齢者支援課内に基幹型地域包括支援センターを設置し、主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師の各専門職を配置しています。 また、認知症の早期発見・早期支援に努めるため、認知症初期集中支援チームを基幹型地域包括支援センターに位置付けています。いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）だけでは対応が困難なケースや虐待対応において、課題の解決や関係機関との調整を行っています。
今後の取組	高齢者人口の増加や課題の複雑化、多様化がある中で、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）の後方支援や関係機関との連携を強化し、引き続き相談対応、支援を行っていきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
相談件数 (件)	955	862	531	1,000	1,050	1,100

④ コミュニティソーシャルワーカー（CSW） 地域共生社会推進室

事業の概要	「困難を抱える人」への個別支援と「誰もが住み続けられる地域」に向けた地域支援の2つの役割を持ち、地域の中で活動する福祉の専門職です。複合化・複雑化する困りごとや課題について、相談者とともに考え、民生委員・児童委員、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）をはじめとする関係機関・地域の活動団体や行政と連携して、解決に向けた支援を行います。また、地域活動への支援や地域での顔の見える関係づくりに取組みます。
これまでの取組	生活困窮者自立支援制度の一環として、藤沢市社会福祉協議会に委託し、市内の生活圏域全13地区に配置し、身近な相談者としての相談支援と地域の支援機関や活動団体とのネットワークづくりに努めています。また、学校運営協議会等に参加し、学校や子育て世代・地域団体・行政機関等と密接に連携しながら多世代にわたる相談支援と個別支援を通じた地域づくりを行っています。
今後の取組	個別支援と地域支援に取り組むコミュニティソーシャルワーカー（CSW）として、多世代に対して地域づくりの観点から支援を行っていきます。

⑤ 地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」・「バックアップふじさわ社協」 地域共生社会推進室

事業の概要	生活困窮者自立支援法に基づく相談支援機関として、経済的な問題をはじめとする生活上の様々な困りごとに対する包括的・継続的な支援を実施します。
これまでの取組	相談者の抱える複合的な課題を相談者とともに考え、改善、解決に向けた継続的かつ伴走型の支援を行っています。状況に応じて、本人同意のもと支援プランを作成し、進めています。
今後の取組	対象者の状況によって、就労準備支援、家計改善支援などの事業や既存の福祉サービスなどを組み合わせただけでは課題解決につながらない場合などに対して、実効力のある支援体制を構築していきます。

⑥ 地区福祉窓口 地域共生社会推進室

事業の概要	福祉・保健の各種制度の案内や情報提供、各種申請手続きの受付やサービス提供の連絡調整とともに、福祉・健康に関する相談対応を行います。（各市民センター（石川分館を含む）、村岡公民館の計13ヶ所に設置）
これまでの取組	身近な市民センター・公民館で多岐にわたる手続きができる利便性の向上と、気軽に相談できる体制の構築を進めてきました。また、地区内のいきいきサポートセンター（地域包括支援センター）をはじめとする関係機関とのネットワークづくりを進めています。
今後の取組	住民に身近な行政の相談窓口として、多様化する相談内容をしっかり受け止め、関係機関や地域団体、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）などと連携・協働して支援につなげられるよう、相談体制の充実を検討します。

⑦ 民生委員・児童委員 福祉総務課

事業の概要	民生委員・児童委員は、地域の実情を把握し、地域福祉の担い手として、相談を受け、必要に応じて行政などの関係機関と連携しながら活動しています。なお、民生委員法に基づき、任期は3年です。
これまでの取組	住民の身近な相談役として支援が必要な人の悩みや声に耳を傾け、見守り活動などを行っています。また、様々な支援機関と協力して相談援助活動を行っています。
今後の取組	地域共生社会の実現を図るため、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）や各地区に配置されたコミュニティソーシャルワーカー（CSW）等と連携し、様々な福祉課題に対応していきます。

⑧ ふじさわ安心ダイヤル24 地域保健課

事業の概要	市民に安全、安心のサービスを提供するため、24時間毎日、看護師、保健師及び医師などの専門職が、健康相談、医療相談、介護相談、育児相談、メンタルヘルスの相談及び医療機関情報の提供等の無料電話相談を実施しています。
これまでの取組	ふじさわ安心ダイヤル24は、市民の皆さんが心や身体健康等について気軽に相談できる事業として2010年（平成22年）10月から実施しております。医師や保健師等の専門スタッフが、健康相談、医療相談、介護相談、育児相談、メンタルヘルス相談等の多岐にわたって24時間毎日電話相談を行っています。
今後の取組	令和2年度以前の件数と比較すると、少ない件数であることが課題です。また、相談内容別件数をみると、医療相談と医療機関案内が突出して多い状況でありますので、それに比べて件数の少ない相談（健康相談、介護相談）についても、相談件数が増加となるよう、更なる周知等が必要であることが課題です。 次期に向けた取組として運用方法、仕様等を検討します。

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
相談件数 (件)	41,275	47,894	26,580

⑨ 消費生活相談 市民相談情報課

事業の概要	複雑化・高度化する消費生活相談について、消費生活相談員により助言を行うほか、消費生活に関する講座を実施しています。
これまでの取組	消費生活講座や消費生活出前講座、定期的に広報に掲載している「こんなトラブルにご用心！」の記事や市ホームページにより消費者トラブルとトラブルに遭わない考え方の啓発をしています。 また、全戸配布の消費生活情報紙を始めとした冊子やチラシ、ポスターによる消費生活総合窓口の周知を行っています。
今後の取組	コロナ禍での外出自粛などに伴い、高齢者にもインターネットが身近なものとなり、今後はネットショッピング利用時の注意点や不正アプリ・迷惑SNSへの対応方法等インターネット関連の苦情や問い合わせが増加することが予想されます。高齢者自らが知識や情報を得ることが難しい分野であることから、消費生活相談においては丁寧に対応し、問題解決に向けて助言・あっせんを行います。併せて消費生活講座・出前講座での啓発活動に努めます。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
相談件数 (60歳以上) (件)	1,183	1,718	737			
消費生活講座 開催回数 (回)	2	2	2	6	6	6
消費生活出前 講座開催回数 (回)	4	7	5	10	10	10

(2) 権利擁護の推進

高齢者を個人として尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障するとともに、一人ひとりが自分らしく安心して暮らし続けるためには、高齢者の権利を護る取組は重要です。

関係機関との連携により高齢者虐待の未然防止、早期把握、虐待を行った養護者への支援などの取組を進めます。

また、認知症や障がい等により、自ら生活への思いを表明することが困難な人に対し、自らの意思を反映させた生活を送る上での判断や決定を支援する体制の整備に努めます。

日常生活を送る上での判断能力が十分でない状態になっても、住み慣れた地域で生活できるよう、ふじさわあんしんセンター（藤沢市社会福祉協議会）と連携して、成年後見制度の普及・啓発を推進するとともに、国の策定した成年後見制度利用促進計画との整合を図りながら、取組を進めます。

【主な事業】

① 高齢者虐待の防止		高齢者支援課
事業の概要	高齢者に対する虐待の未然防止や虐待を受けた高齢者の保護、虐待を行った養護者への支援とともに次の事業を行っています。 ①高齢者虐待専門相談窓口の開設 ②関係機関による高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催 ③高齢者虐待防止のための対応研修会や講演会などの開催 ④高齢者虐待防止啓発冊子の配布	
これまでの取組	虐待者側の疾病、経済的困窮、8050問題などによって問題が複雑化、長期化する傾向に変わりはなく、支援者の対応技術の向上を図ってきました。また、施設内虐待の件数もここ数年で増加していることから、養介護施設従事者の支援を目的とした講演会、研修等も行いました。	
今後の取組	高齢者虐待の予防に向け、市民を対象に、高齢者の権利擁護について、各いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）や関連団体と連携し、その普及・啓発を進めていきます。 施設内虐待の予防に関しては、施設管理者を中心とした、その予防や知識が浸透していくよう取組を進めていきます。	

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
新規相談件数 (件)	110	176	81
対応件数 (件)	192	254	185
終結件数 (件)	114	109	50
施設対応件数 (件)	23	31	12

② ふじさわあんしんセンターへの支援・連携 地域共生社会推進室

事業の概要	判断能力が十分でない人の生活を支え、権利を護るための成年後見制度に関する相談支援などを実施している「ふじさわあんしんセンター」を支援します。
これまでの取組	<p>平成24年度から、藤沢市社会福祉協議会への委託により「成年後見制度相談事業」を行っています。</p> <p>平成25年度は、藤沢市社会福祉協議会内に「ふじさわあんしんセンター」が設置され、成年後見制度の普及啓発、一般相談・情報提供、弁護士等による専門相談、関係機関のネットワークづくり、法人後見業務などを行っています。</p> <p>また、更なる機能充実を図るため、令和元年度から成年後見制度に関する中核機関に位置づけ、普及啓発活動だけでなく、成年後見人候補者の受任調整機能や後見人支援の活動を行っています。</p>
今後の取組	多様化するニーズに応えるため、ふじさわあんしんセンターとの連携を深め、より充実した制度利用に向けた相談支援を推進していきます。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
一般相談件数 (件)	684	1,551	770	1,350	1,400	1,450
専門相談件数 (件)	64	68	26	70	70	70

③ 成年後見制度利用支援事業 地域共生社会推進室

事業の概要	認知症などにより判断能力が十分でない人の権利を護るため、成年後見制度の申立てを行う親族がいない人などの「市長申立て」や、経済的な理由で制度利用が難しい人への助成など、成年後見制度の利用に必要な支援を行っています。
これまでの取組	ふじさわあんしんセンターと連携し、成年後見制度の利用を必要としている人が適切に利用できるよう、市長申立てや各種助成などにより、支援を行っています。
今後の取組	相談から後見人の選任まで、判断能力が十分でない人の生活を支えていくための必要な手続きを円滑に行う必要があります。またその期間に本人を支えるための支援策を考えていきます。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
市長申立て 相談件数 (件)	38	32	15	35	35	35
報酬等助成件数 (件)	35	22	13	25	25	25

④ 日常生活自立支援事業への助成 地域共生社会推進室

事業の概要	日常生活自立支援事業（県社会福祉協議会委託事業）を実施している藤沢市社会福祉協議会に対し、助成を行っています。 <日常生活自立支援事業> 判断能力が十分でない人が、日常生活を送る上で不安を抱え、自ら福祉サービスの利用手続きや日々の金銭管理が十分に行えない場合に支援する事業 ①福祉サービスの利用援助サービス ②日常的金銭管理サービス ③書類等預かりサービス
これまでの取組	本事業の助成を行うとともに、利用者が住み慣れた地域で継続して生活するために日常的金銭管理サービス等を行うふじさわあんしんセンターの活動に対する支援を行っています。
今後の取組	対象者が増加する中、円滑に支援サービス提供をするため、関係機関との調整を図り、事業を進めていきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
利用者数 (件)	175	172	151	170	170	170

⑤ 市民後見人の育成・支援 地域共生社会推進室

事業の概要	市民後見人は、成年後見制度の担い手として研修を修了し、登録した市民の人が、親族以外の人成年後見人などとして活動する制度です。市民後見人養成研修の実施、バンク運営と登録者へのフォローアップ、申立人などへの候補者推薦、受任後の活動支援などを藤沢市社会福祉協議会への委託により実施しています。
これまでの取組	市民後見人養成研修の実施、市民後見人候補者バンクの運営と登録者へのフォローアップ、申立人等への候補者の推薦、受任後の活動支援等を藤沢市社会福祉協議会への委託により実施しています。
今後の取組	市民後見人養成研修の受講者数は減少しているため、継続的な担い手確保のため、より効果的な周知等をおこない、人材の確保に努めていきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
延べ研修修了者数 (人)	16	18	18	20	22	22

(3) 重層的な支援体制の整備

本市では、高齢者を対象とする地域包括ケアシステムの考え方を世代や属性を超えたものへと普遍化し、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちをめざす「藤沢型地域包括ケアシステム」を推進してきました。

国においても、地域における課題解決力の強化と相談支援体制の構築により、市町村における包括的な支援体制の整備を推進することで、誰もが安心して共生できる「地域共生社会の実現」をめざすこととし、2017年（平成29年）にその基盤となる改正社会福祉法が公布されました。

そして、市町村が包括的な支援を整備するため具体的手法として、2020年（令和2年）に社会福祉法の更なる改正により「重層的支援体制整備事業」が創設され、実施について努力義務が課され、本市においても令和5年度から本格実施することとなりました。本事業に関しては、前述のとおり従前から取り組んできた担当分野以外の相談に対しても幅広く受け止め、包括的な相談として様々な機関が重なりながら支援を展開することを基本としながら、高齢者分野においても、社会福祉法における新たな役割や「藤沢市地域福祉計画2026」との整合性を図りつつ、新設された重層的支援会議、支援会議の活用などを通じて、相談支援体制の更なる充実を図っていきます。

【主な事業】

① 重層的支援体制整備事業		地域共生社会推進室
事業の概要	市町村が地域における複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するための具体的な手法として、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に展開することで、人と人とのつながりを基盤とした、重層的なセーフティネットの構築をめざす事業です。	
これまでの取組	「藤沢型地域包括ケアシステム」として進めてきた取組の更なる深化に向け、「藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、令和5年度から事業の本格実施に取り組んでいます。 地域住民の複合化・複雑化した生活課題の解決に向けては、行政の部門を含めた様々な支援関係機関による連携・協働した支援体制の構築が求められ、また様々な支援機関が、分野・世代を超え、包括的な相談支援を実践していくことは、地域共生社会の実現に向け大変重要な視点となります。	
今後の取組	複合化した地域生活課題を抱える世帯への支援にあたっては、重層的支援の視点を持ち、「重層的支援会議」「支援会議」の活用により多機関協働の取組を進めながら、地域における様々な団体の取組にも目を向け、多様な地域活動と個別の相談支援が一体的に進められるよう、庁内外における支援体制を整備していきます。	

基本目標8 安心して住み続けられる環境の整備

施 策	施策の展開	主 な 事 業
1 住まいなどの生活環境の整備	(1)多様な住まい方の確保・支援 161頁	① 養護老人ホーム 161頁 ② 高齢者向け市営住宅 162頁 ③ 高齢者の住まい探し支援 162頁
	(2)人にやさしいまちづくりの推進 163頁	① 公共施設・民間施設のバリアフリー化 163頁 ② 都市公園のバリアフリー化 163頁 ③ 歩行空間ネットワーク整備事業 164頁 ④ 道路バリアフリー化の推進 164頁 ⑤ 公共交通機関のバリアフリー化 165頁 ⑥ 移動交通手段の確保 165頁 ⑦ 湘南すまいるバス 165頁
2 非常時（災害・感染症等）の対応	(1)自然災害時における施設入所者等の避難及び健康維持への取組 166頁	① 防災ラジオの配備 166頁 ② 避難行動要支援者の避難支援体制づくり 167頁 ③ 避難所等における要配慮者支援 167頁 ④ 避難確保計画の作成促進及び避難訓練の支援 168頁 ⑤ 介護事業所における避難訓練等の充実 168頁
	(2)感染症対策 169頁	① 新型コロナウイルス感染症の影響を経て 169頁

施策1 住まいなどの生活環境の整備

高齢者が安心して住み続けられる生活環境を築くためには、健康状態や生活状況に適した住まいの確保や、施設、公共交通機関、道路等のバリアフリー化が重要です。

介護が必要になっても、自宅で生活を続けたいと考える高齢者も多く、多様なニーズに対応できる住まいの確保や支援を推進する必要があります。空き家の利活用や、養護老人ホーム、軽費老人ホームへの入所等を含め、一人ひとりの状況に応じて個人の尊厳が確保された生活を支援できるよう、多様な住まいの確保、支援に向けて取組を進めていきます。

また、公共施設の再整備やバリアフリー化を行うことで、誰もが生活しやすい地域環境をつくる必要があります。高齢であっても支障なく外出や移動ができるよう、交通手段の確保に取り組めます。

今後も、人が交流できる場所や機会を創出し、安心できる環境の整備を推進していきます。

(1) 多様な住まい方の確保・支援

【主な事業】

① 養護老人ホーム		高齢者支援課	
事業の概要	老人福祉法の規定に基づき、環境上の理由や経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者の入所措置を行っています。		
これまでの取組	多様な住まい、施設、サービス等、生活の場の選択肢が増える中で、居宅において養護を受けることが困難な人のセーフティネットとして、養護老人ホームへの入所措置を進めてきました。また、施設の老朽化に配慮し、再整備に向けて検討してきました。		
今後の取組	多様な居住形態、高齢者施設があり、生活の場の選択肢が増える中、養護老人ホームとしての役割や在り方を再検討し、関係機関との連携をより強化していきます。また、施設の再整備に向け、引き続き施設と協力して調整を進めていきます。		
	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
平均入所者数(人)	121	112	101

② 高齢者向け市営住宅 住宅政策課

事業の概要	高齢者や障がいのある人向けの市営住宅として、バリアフリー仕様などの住宅を整備するとともに、民間活力を利用し、バリアフリー仕様の住宅を借り上げ、借上型市営住宅として運営し、高齢者の住まいの安全・安心なセーフティネットとしての役割を果たしています。
これまでの取組	直接建設型の市営サンシルバー藤沢住宅（37戸）においては、2022年（令和4年）3月末までシルバーハウジングプロジェクトを実施した。当該住宅は高齢者向け市営住宅として現在も運用を継続し、直接建設型においては353戸、借上型市営住宅においては138戸を高齢者向け住宅として運用しています。
今後の取組	一般世帯向けの住宅と比較して、単身者が入居できる市営住宅の応募倍率は約6.5倍と高くなっています（令和4年度）。今後、単身者（60歳以上の方を含む）でも入居できる住戸の拡充に取り組みます。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
直接建設型（戸）	353	353	353	353	353	353
（内）シルバーハウジング（戸）	内数（37）	内数（0）	内数（0）	内数（0）	内数（0）	内数（0）
借上型（戸）	138	138	138	138	138	未定

③ 高齢者の住まい探し支援 住宅政策課

事業の概要	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、民間賃貸住宅への入居に困窮している高齢者に対し、相談会等を開催し、居住の安定を図ることを目的としています。
これまでの取組	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で6月の実施を延期したこともありましたが、令和3年度からは6～11月の第1木曜日に継続的に住まい探し相談会を実施し、成約・完了につなげることができました。
今後の取組	住まい探し相談会は年6回開催していますが、相談件数が増加傾向にあることから、相談体制の充実を図っていく必要があります。 市北部での開催については、毎年参加と成約実績があるため、今後も開催を継続していきます。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
相談会開催回数（回）	6	6	4	6	6	6

(2) 人にやさしいまちづくりの推進

【主な事業】

① 公共施設・民間施設のバリアフリー化				建築指導課		
事業の概要	「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、公共施設・民間施設のバリアフリー化を推進するため、条例の適合率・遵守率の向上に向け、事前協議・指導・助言を行っています。					
これまでの取組	各事前協議等において、条例の趣旨を事業者の説明し、適合となるよう指導・助言を行いました。 公共施設・民間施設のバリアフリー化を推進するため、条例の適合率・遵守率の向上に向け、事業者理解を深めてもらう必要があることから、助言等を積極的に行っています。					
今後の取組	適合に向けて、各項目の基準適合を柔軟に判断し、より適切な整備を促していく必要があります。 県内市町村の取扱いなどを判断の参考にし、実態に合わせた整備を指導します。 今後も引き続き指導、助言を行い条例の適合率・遵守率向上をめざします。					
	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
事前協議件数 (件)	64	51	15	—	—	—
適合件数 (件)	4	1	1	—	—	—
事前協議件数 に対する適合 (%) 件数の割合	6.3	2.0	6.6	10.0	10.0	10.0

② 都市公園のバリアフリー化				公園課		
事業の概要	公園利用者の利便性・安全性の向上を図るため、都市公園のバリアフリー化を進めています。					
これまでの取組	「都市公園の移動円滑化整備ガイドライン」等に基づき、公園施設（トイレ、水飲み、出入口及び園路等）のバリアフリー化を行いました。					
今後の取組	都市公園の新設・改修に合わせて、引き続き、公園施設のバリアフリー化を進めていきます。					

③ 歩行空間ネットワーク整備事業 道路整備課

事業の概要	誰もが安心して通行できる歩行空間を確保することを目的に実施しています。
これまでの取組	令和3年度及び令和4年度の工事については、合計3路線、延長280mの整備を実施しました。
今後の取組	引き続き、事業の進捗に併せて用地取得を進め、令和5年度以降も計画的な道路改良工事等を行うことによって、歩行空間整備を滞りなく実施していきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
道路改良の 工事延長 (m)	157	123	/	188	328	120
事業用地の 買収面積 (m ²)	563	450	/	-	-	-
事業対象 路線数 (路線)	4	1	/	2	2	1

④ 道路バリアフリー化の推進 道路整備課

事業の概要	誰もが安心して通行できる歩行空間を確保することを目的に、重点整備地区内の道路への視覚障がい者誘導用ブロックの設置や段差の解消などを実施しています。
これまでの取組	令和3年度及び令和4年度については、善行駅周辺の善行5号線、善行12号線及び善行25号線において、合計延長181mのバリアフリー化工事を実施しました。
今後の取組	引き続き事業の進捗に併せて地元住民や関係機関との協議を進め、善行駅周辺地区移動円滑化事業の進捗を図っていきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
善行駅周辺 (m)	58	123	/	380	370	370

⑤ 公共交通機関のバリアフリー化 都市計画課

事業の概要	誰もが安心して公共交通機関を利用できるよう、駅施設や乗物等の公共交通機関のバリアフリー化を図ります。
これまでの取組	ノンステップバスの導入率は、平成26年度から導入促進補助を行い、令和元年度末で62%でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ノンステップバスの導入を見送っていたことから、令和4年度末で62%のままとなりました。また、福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む）の導入率は、令和元年度から補助を行い、令和元年度末で25台でしたが、令和4年度末は56台の導入となりました。
今後の取組	関係機関等と連携を図りながら、ユニバーサルデザインによる交通環境の整備・充実を進めます。

⑥ 移動交通手段の確保 都市計画課

事業の概要	市民、交通事業者、行政等が連携を図りながら、交通施策を展開しています。
これまでの取組	公共交通サービスが利用しにくい地域において、日常生活を支える公共交通を確保するために、2016年（平成28年）から善行地区に、2018年（平成30年）から六会地区において、地域が主体となって運行する乗合タクシーの運行を開始し、2021年（令和3年）から2023年（令和5年）までにおいては、長後地区で乗合タクシーの実証運行を実施しました。
今後の取組	関係機関と連携・協力しながら、公共交通機能の充実と地域に根ざした交通の確保に努めるとともに、市民が移動しやすく、超高齢社会に対応した総合交通体系の実現を図っていきます。引き続き、地域の身近な交通として、地域公共交通の確保に向けた取組を進めます。

⑦ 湘南すまいるバス 高齢者支援課

事業の概要	高齢者の外出支援と介護予防を推進するため、いきいきシニアセンター（老人福祉センター）3館それぞれから、交通の不便な地域を中心に無料巡回バスを、2010年（平成22年）11月から運行しています。
これまでの取組	事業実施により、高齢者の外出支援及び介護予防を図っています。
今後の取組	今後も引き続き、外出支援による介護予防を促進するよう努め、利用者のニーズを把握しながら事業を実施していきます。

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
1日運行本数（本）	21	21	21
延べ乗車人数（人）	19,232	23,639	14,550
1日あたり 平均乗車人数（人）	55	78	93

施策2 非常時（災害・感染症等）の対応

（1）自然災害時における施設入所者等の避難及び健康維持への取組

近年、全国で大雨・台風・地震などの自然災害が多く発生しており、高齢者を含めた死者・行方不明者など多くの犠牲者が出ている状況であり、防災や避難行動要支援者対策に関する取組、普段からの地域コミュニティでのつながりが重要となります。

そのために、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域との連携のもと、災害時に避難行動要支援者等を支援する体制を構築するとともに、介護支援専門員（ケアマネジャー）をはじめとする介護事業所とも連携を図るなど、安否確認の体制づくりを進めていきます。

また、高齢者が避難所で生活を送る際は、心身の機能低下や状態の悪化が考えられ、フレイルや要介護状態に陥ることを少しでも食い止める必要があります。特に重篤化しやすい高齢者については、感染症対策等についても留意する必要があるため、避難所における健康危機管理について配慮できる環境づくりに努めていきます。

そして、要介護状態や障がいの程度により、指定避難所での生活が困難な人については、福祉避難所として協定を締結している特別養護老人ホーム等への入所を要請することとしているため、引き続き、福祉避難所の拡充に努めるとともに、各施設の特性を踏まえた福祉避難所の運営マニュアルを整理していきます。

【主な事業】

① 防災ラジオの配備				防災政策課		
事業の概要	社会福祉等事業者又は施設へ情報収集手段の一つとして「防災ラジオ」を配備しています。					
これまでの取組	緊急情報等の迅速な伝達を必要とする洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域若しくは災害警戒区域における支援が必要となる要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設であって災害からの迅速かつ適切な避難を確保する必要があると認められるもの）へ、防災ラジオの配備を行いました。 実績としては2021年（令和3年）から2023年（令和5年）9月末時点で、55台の配備を行っています。					
今後の取組	災害発生時、適切な避難行動を行うためには、緊急情報の迅速な入手が必要です。緊急情報の迅速な伝達を必要とする社会福祉等事業者又は施設への防災ラジオの配備を更に進めていきます。					
	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
防災ラジオ 貸与台数 (台)	16	35	4	5	5	5

② 避難行動要支援者の避難支援体制づくり 危機管理課

事業の概要	災害発生時に、特に支援が必要となる高齢者・障がい者・要介護認定を受けている人など（以下、「避難行動要支援者」という。）が掲載された名簿を、自主防災組織などへ平常時から提供し、日頃からの見守り活動などを通じて、災害発生時の避難支援に役立てていただく共助の取組です。
これまでの取組	自主防災組織など487団体のうち、423団体に対し、避難行動要支援者名簿を提供しています。 なお、自主防災組織を対象に実施しているアンケート結果から、様々な課題により名簿の具体的な活用にまで至っていない自主防災組織等が多くあることが判明しているため、引き続き、制度説明や地域における避難支援体制づくりの重要性等について周知を行っていく必要があります。
今後の取組	地域の実情に応じて「できることから」「可能な範囲で」取組を推進してもらえよう、具体的な取組ステップ等を示した手順書の配布や自主防災組織等との意見交換等を通して、引き続き、地域における避難支援体制の充実を図ります。 一方で、自主防災組織に過度な負担が課されることを防ぐため、要支援者及びそのご家族に対しても「自助」について啓発を図ることで、「共助」「自助」「公助」が連携した体制づくりをめざします。

	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
名簿受領意向 団体数 (団体)	420	421	423	426	429	432

③ 避難所等における要配慮者支援 危機管理課

事業の概要	指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）における要配慮者向けスペースや駐車スペースの有無等の公表に努めるほか、各指定避難所の運営委員会に対して、指定避難所における要配慮者向けスペースの確保・設置に努めるよう促すとともに、必要に応じて福祉避難所（一次）や福祉避難所（二次）への移送を行うなど、誰もが安心して避難できる体制づくりに努めます。
これまでの取組	各指定避難所における要配慮者支援について、重症化リスクの高い要配慮者への感染症対策を踏まえた、避難所運営マニュアルを改訂し、各運営委員会に配布しました。 引き続き、充実した要配慮者支援のため、マニュアルの更新などを行っていきます。
今後の取組	要配慮者支援を想定した、避難所運営訓練の実施をします。

④ 避難確保計画の作成促進及び避難訓練の支援		危機管理課
事業の概要	<p>水防法や土砂災害防止法、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内、津波災害警戒区域内に所在し、市町村地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設については、災害が発生する恐れがある場合に施設利用者が適切な避難行動がとれるよう、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられています。</p> <p>市は、避難確保計画の作成・提出の促進を行うほか、必要に応じて避難訓練の支援を行います。</p>	
これまでの取組	<p>洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設に対して、避難確保計画作成に係る説明会を開催し、計画の作成・提出の促進と受付を行いました。</p>	
今後の取組	<p>津波災害警戒区域の指定に伴い、津波災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設に対しても、計画の作成・提出の促進と受付を行います。</p> <p>避難確保計画未提出の要配慮者利用施設に対して、適宜、計画の作成・提出の促進を行います。</p> <p>また、必要に応じて避難訓練の支援を行うことで、作成された避難確保計画の実効性向上に努めます。</p>	

⑤ 介護事業所における避難訓練等の充実		介護保険課
事業の概要	<p>介護事業所が、災害に関する具体的計画を策定し、避難訓練の実施、防災啓発活動や食料等物資の備蓄を行い、災害発生時に迅速かつ適切に対応できる体制を確立します。</p>	
これまでの取組	<p>本市が指定する地域密着型サービス事業所等においては、運営指導において避難計画等の策定状況や避難訓練等の実施状況を確認しています。</p> <p>また、令和4年度に、藤沢市居宅介護支援事業所連絡協議会と「災害時における介護保険サービス利用者に対する安否確認に関する協定」を締結するとともに、年1回訓練実施により、有事の際の連絡体制の確保等を図っています。</p>	
今後の取組	<p>より具体的に想定された業務継続計画の策定や避難等の訓練が実施されるよう、事業者との連携に努めていきます。</p>	

(2) 感染症対策

① 新型コロナウイルス感染症の影響を経て

2023年（令和5年）5月に、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられましたが、重症化リスクの高い高齢者に対しては、引き続き感染を防止することが必要です。

特に、高齢者に対しサービス提供を行う施設や事業所においては、感染対策を継続して行うことで高齢者への感染拡大を防ぐとともに、職員への感染拡大を防ぎ、高齢者自身やその家族の生活を維持するうえで欠かせない介護保険サービス等を安定して提供できる体制をつくることにつながります。今後も、施設・事業所等に対して感染症や感染対策に関する正しい情報提供を行い、日常的に感染対策が講じられるよう支援を継続し、高齢者に対する事業や介護サービス等の安定的な提供体制の構築に努めていきます。

第 5 章

介護保険事業と保険料

1. 介護保険サービス見込量の推計

(1) 介護保険事業のサービス体系

	市町村が指定・監督等を行うサービス	都道府県が指定・監督等を行うサービス	その他のサービス
介護給付	<p>【在宅サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護支援 <p><地域密着型サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 地域密着型通所介護 ・ 認知症対応型通所介護 ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護 <p>【居住系サービス】</p> <p><地域密着型サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症対応型共同生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 	<p>【在宅サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護 ・ 訪問入浴介護 ・ 訪問看護 ・ 訪問リハビリテーション ・ 居宅療養管理指導 ・ 通所介護 ・ 通所リハビリテーション ・ 短期入所生活介護 ・ 短期入所療養介護 ・ 福祉用具貸与 ・ 特定福祉用具販売 <p>【居住系サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設入居者生活介護 <p>【施設サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人福祉施設 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 	<p>住宅改修</p>
介護予防給付	<p>【在宅サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防支援 <p><地域密着型サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防認知症対応型通所介護 ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護 <p>【居住系サービス】</p> <p><地域密着型サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護 	<p>【在宅サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防訪問入浴介護 ・ 介護予防訪問看護 ・ 介護予防訪問リハビリテーション ・ 介護予防居宅療養管理指導 ・ 介護予防通所リハビリテーション ・ 介護予防短期入所生活介護 ・ 介護予防短期入所療養介護 ・ 介護予防福祉用具貸与 ・ 特定介護予防福祉用具販売 <p>【居住系サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防特定施設入居者生活介護 	<p>介護予防住宅改修</p>
地域支援事業	<p>【介護予防・日常生活支援総合事業】</p> <p><介護予防・生活支援サービス事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問型サービス ・ 通所型サービス ・ 介護予防ケアマネジメント <p>・ 一般介護予防事業</p> <p>・ 包括的支援事業</p> <p>・ 任意事業</p>		

(2) 介護保険給付費等の推計の流れ

本計画期間中における介護保険給付費等の見込量について、第1号被保険者数や要介護・要支援認定者数、サービス種別ごとの利用実績や今後の介護サービス基盤の整備計画等に基づき、推計を行いました。

被保険者数の推計

総人口の将来人口推計に基づき、住所地特例対象者を考慮して被保険者数を推計

要介護・要支援認定者数の推計

各年度における被保険者数や直近の認定率に基づき推計

施設・居住系サービス利用者数の推計

これまでの利用実績や今後の整備計画に基づき推計

在宅サービス利用者数の推計

要介護・要支援認定者数の推計値から、施設・居住系サービス利用者数の推計値を差し引いた利用対象者について、サービス種別ごとの利用率や利用実績を考慮して推計

介護保険給付費及び地域支援事業費等の推計

サービス種別ごとの1回あたりの給付費や1人あたりの月額給付費、今後の報酬改定等を考慮して推計

施設サービス : 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院

居住系サービス : (介護予防) 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

在宅サービス : 施設・居住系以外のサービス

(3) 被保険者数の推計

藤沢市将来人口推計の結果に基づき、住所地特例対象者等を考慮して、被保険者数の推計を行いました〔図表5-1〕。

図表 5-1 被保険者数の推移

	各年9月末現在（単位：人）							
	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2030年度 (R12年度)	2040年度 (R22年度)
第1号被保険者数	107,628	108,155	108,684	109,640	110,337	112,047	118,262	144,298
65-74歳	50,790	48,456	46,418	45,020	43,777	45,071	47,733	68,603
75-84歳	39,057	40,913	42,674	43,954	44,823	44,039	42,794	41,135
85歳以上	17,781	18,786	19,592	20,666	21,737	22,937	27,735	34,560
後期高齢者構成割合	52.8%	55.2%	57.3%	58.9%	60.3%	59.8%	59.6%	52.5%
第2号被保険者数	158,046	159,600	160,907	162,151	163,418	162,938	161,228	140,162

※令和5年度までは実績値、令和6年度以降は推計値。

(4) 要介護・要支援認定者数の推計

年齢区分ごとの各年度の被保険者数の推計結果に基づき、令和3年度から令和5年度までの年齢区分別の要介護・要支援認定率の実績等から、要介護・要支援認定者数を推計しました〔図表5-2・3〕。

図表 5-2 要介護・要支援認定者数の推移

	各年9月末現在（単位：人）							
	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2030年度 (R12年度)	2040年度 (R22年度)
第1号被保険者	20,353	20,913	21,699	22,418	23,216	24,010	27,175	32,410
65-74歳	2,312	2,138	2,120	2,058	2,003	2,045	2,096	3,076
75-84歳	7,203	7,411	7,765	7,906	8,104	8,120	8,276	7,256
85歳以上	10,838	11,364	11,814	12,454	13,109	13,845	16,803	22,078
第2号被保険者	484	501	547	576	588	587	580	504

※令和5年度までは実績値、令和6年度以降は推計値。

図表 5-3 介護度別要介護・要支援認定者数の推移

各年9月末現在（単位：人）

	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2030年度 (R12年度)	2040年度 (R22年度)
第1号被保険者	20,353	20,913	21,699	22,418	23,216	24,010	27,175	32,410
要支援1	4,410	4,277	4,613	4,702	4,813	4,933	5,508	6,121
要支援2	3,237	3,114	3,211	3,183	3,235	3,321	3,716	4,231
要介護1	4,571	4,881	5,016	5,242	5,467	5,668	6,391	7,540
要介護2	2,676	2,727	2,829	2,921	3,021	3,118	3,543	4,340
要介護3	2,040	2,191	2,177	2,258	2,347	2,419	2,779	3,453
要介護4	1,884	2,062	2,169	2,338	2,477	2,614	3,025	3,883
要介護5	1,535	1,661	1,684	1,774	1,856	1,937	2,213	2,842
第2号被保険者	484	501	547	576	588	587	580	504
要支援1	61	68	85	92	94	94	93	80
要支援2	77	72	74	71	70	69	69	60
要介護1	114	128	132	144	150	149	147	128
要介護2	76	81	85	90	93	94	93	81
要介護3	53	47	55	55	57	57	56	49
要介護4	39	38	53	59	59	59	58	50
要介護5	64	67	63	65	65	65	64	56
合 計	20,837	21,414	22,246	22,994	23,804	24,597	27,755	32,914
要支援1	4,471	4,345	4,698	4,794	4,907	5,027	5,601	6,201
要支援2	3,314	3,186	3,285	3,254	3,305	3,390	3,785	4,291
要介護1	4,685	5,009	5,148	5,386	5,617	5,817	6,538	7,668
要介護2	2,752	2,808	2,914	3,011	3,114	3,212	3,636	4,421
要介護3	2,093	2,238	2,232	2,313	2,404	2,476	2,835	3,502
要介護4	1,923	2,100	2,222	2,397	2,536	2,673	3,083	3,933
要介護5	1,599	1,728	1,747	1,839	1,921	2,002	2,277	2,898

※令和5年度までは実績値、令和6年度以降は推計値。

(5) 介護保険サービス量の推計

これまでの各サービスの利用実績や、今後の介護サービス基盤の整備等を踏まえて、介護保険サービス量を推計しました〔図表5-4・5・6〕。

① 居宅サービス

図表 5-4 居宅サービスの推移

		2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2030年度 (R12年度)	2040年度 (R22年度)	
訪問介護	介護	回数 90,813	99,515	110,314	119,728	131,394	141,963	160,727	213,700	
	人数	3,087	3,312	3,468	3,687	3,948	4,177	4,724	5,962	
訪問入浴介護	介護	回数	1,456	1,576	1,632	1,768	1,907	2,029	2,133	2,790
		人数	288	316	323	349	376	400	421	550
	予防	回数	6	1	0	0	0	0	0	0
		人数	2	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	介護	回数	19,843	21,843	23,899	25,975	28,375	30,501	34,902	45,517
		人数	1,991	2,177	2,336	2,538	2,772	2,979	3,411	4,444
	予防	回数	3,230	3,016	3,135	3,223	3,360	3,530	4,028	4,724
		人数	448	451	484	499	521	548	626	735
訪問リハビリテーション	介護	回数	3,989	4,000	4,383	4,614	4,878	5,111	5,697	7,049
		人数	361	369	371	391	414	434	482	598
	予防	回数	651	644	753	780	799	818	918	1,037
		人数	71	70	76	79	81	83	93	105
通所介護	介護	回数 29,573	30,156	31,933	34,043	36,125	37,883	42,656	52,850	
	人数	3,056	3,208	3,353	3,567	3,777	3,954	4,452	5,485	
居宅療養管理指導	介護	人数 4,424	4,809	5,130	5,540	6,013	6,409	7,156	8,978	
	予防	人数 480	440	458	459	467	479	535	600	
通所リハビリテーション	介護	回数	4,018	4,344	4,923	5,171	5,465	5,693	6,397	7,840
		人数	563	605	665	699	739	770	864	1,059
	予防	人数	170	152	155	157	160	164	184	206
短期入所生活介護	介護	日数	8,151	8,041	8,048	8,377	8,772	9,049	10,080	12,767
		人数	744	743	788	815	847	868	969	1,218
	予防	日数	219	151	151	143	148	154	97	108
		人数	33	27	26	25	26	27	18	20
短期入所療養介護	介護	日数	451	382	482	333	320	320	273	273
		人数	60	57	75	52	50	50	43	43
	予防	日数	11	10	12	12	12	12	12	12
		人数	2	1	2	2	2	2	2	2
特定施設入居者生活介護	介護	人数 990	1,056	1,105	1,133	1,144	1,144	1,427	1,755	
	予防	人数 173	143	129	133	135	135	152	170	
福祉用具貸与	介護	人数 5,633	6,025	6,233	6,627	7,054	7,413	8,317	10,426	
	予防	人数 2,143	2,144	2,241	2,268	2,327	2,404	2,690	3,034	
特定福祉用具購入費	介護	人数 90	97	99	107	114	118	133	165	
	予防	人数 34	33	33	35	35	37	41	45	
住宅改修	介護	人数 55	53	60	66	71	72	81	101	
	予防	人数 43	44	52	54	55	57	63	71	
居宅介護支援	介護	人数 7,394	7,877	8,214	8,691	9,194	9,608	10,750	13,228	
	介護予防支援	人数 2,528	2,506	2,628	2,649	2,707	2,785	3,117	3,517	

※令和4年度までは実績値、令和5年度は見込値、令和6年度以降は推計値。

※給付費は年間累計の金額、回（日）数は1月当たりの回（日）数、人数は1月当たりの利用者数。

② 地域密着型サービス

図表 5-5 地域密着型サービスの推移

			2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2030年度 (R12年度)	2040年度 (R22年度)
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	介護	人数	67	83	84	84	90	96	110	138
夜間対応型訪問介護	介護	人数	53	54	41	43	44	46	52	63
地域密着型通所介護	介護	回数	8,104	8,646	8,563	8,994	9,464	9,856	11,094	13,519
		人数	961	1,053	1,043	1,095	1,151	1,198	1,348	1,636
認知症対応型通所介護	介護	回数	676	692	744	782	827	867	994	1,256
		人数	71	71	71	74	78	82	94	118
	予防	回数	4	4	4	4	4	4	4	4
		人数	1	1	1	1	1	1	1	1
小規模多機能型居宅 介護	介護	人数	368	339	315	321	326	340	415	518
	予防	人数	34	31	29	29	31	36	33	37
看護小規模多機能型 居宅介護	介護	人数	100	155	155	167	180	189	212	267
認知症対応型共同生活 介護	介護	人数	506	509	516	541	541	563	666	822
	予防	人数	5	3	2	2	2	2	2	3
地域密着型特定施設 入居者生活介護	介護	人数	147	148	152	167	184	215	215	243
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活 介護	介護	人数	44	43	45	45	45	74	101	101

※令和4年度までは実績値、令和5年度は見込値、令和6年度以降は推計値。

※回数は1月当たりの回数、人数は1月当たりの利用者数。

③ 施設サービス

図表 5-6 施設サービスの推移

			2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2030年度 (R12年度)	2040年度 (R22年度)
介護老人福祉施設	介護	人数	1,401	1,432	1,406	1,527	1,527	1,527	1,846	2,323
介護老人保健施設	介護	人数	676	645	658	616	596	596	497	497
介護医療院	介護	人数	34	38	31	45	45	45	128	118
介護療養型医療施設	介護	人数	12	4	1	—	—	—	—	—

※令和4年度までは実績値、令和5年度は見込値、令和6年度以降は推計値。

※人数は1月当たりの利用者数。

(6) 介護保険給付費等の推計

① 介護保険給付費の推移

サービス種別ごとの利用者数の推計値に1人（1回（1日））あたりの介護保険給付費見込額等乗じ、報酬改定等も踏まえて、推計しました〔図表5-7〕。

図表 5-7 介護保険給付費の推移

(単位：千円)

	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2030年度 (R12年度)	2040年度 (R22年度)
在宅サービス	14,600,363	15,690,874	16,779,574	18,096,364	19,401,466	20,545,330	23,146,640	29,444,544
居住系サービス	4,519,325	4,707,802	4,957,289	5,228,434	5,307,565	5,460,739	6,544,006	8,016,835
施設サービス	7,352,650	7,418,689	7,527,082	7,927,806	7,863,516	7,961,494	9,220,663	10,859,719
特定入所者介護サービス費	440,917	351,205	420,600	493,807	511,849	528,901	587,755	697,005
高額介護サービス費	930,121	935,478	990,700	1,040,863	1,078,893	1,114,835	1,238,889	1,469,169
審査支払手数料	31,126	30,297	33,900	34,375	35,586	36,771	41,492	49,205
合計	27,874,502	29,134,345	30,709,145	32,821,649	34,198,875	35,648,070	40,779,445	50,536,477

※令和4年度までは実績値、令和5年度は見込値、令和6年度以降は推計値。

② 地域支援事業費の推移

介護予防・日常生活支援総合事業などの制度改正を踏まえて、各サービスを適切に提供するために必要な費用を推計しました〔図表5-8〕。

図表 5-8 地域支援事業費の推移

(単位：千円)

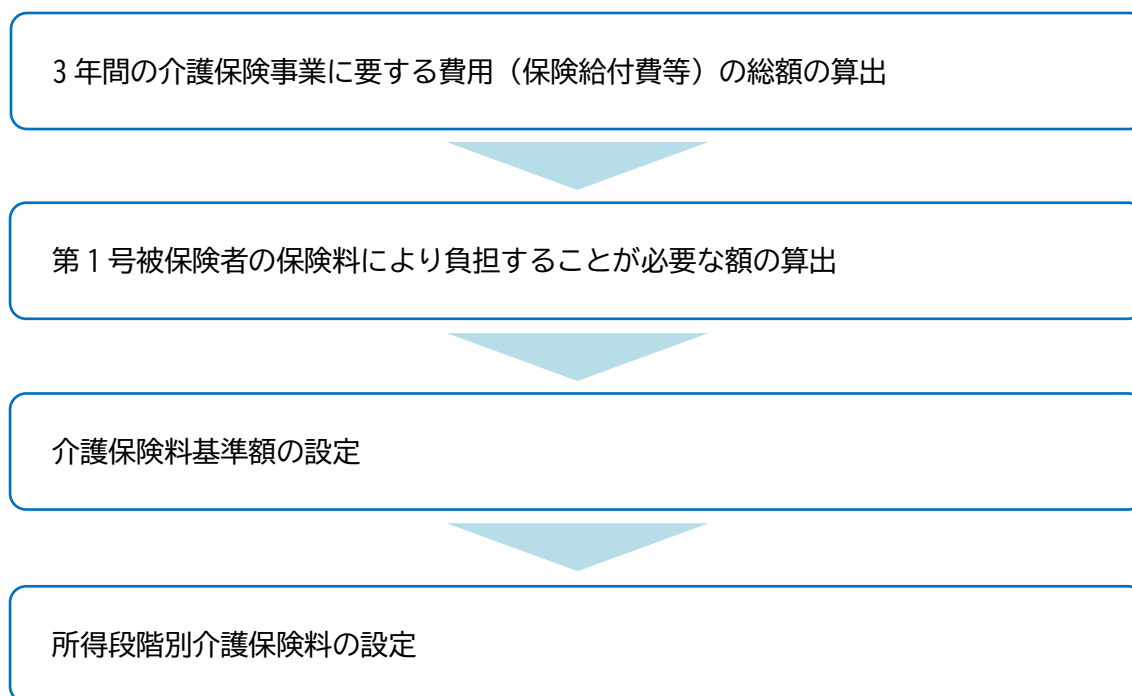
	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2030年度 (R12年度)	2040年度 (R22年度)
介護予防・日常生活支援総合事業	1,396,106	1,383,266	1,503,049	1,614,375	1,746,896	1,891,291	1,577,194	1,617,645
訪問型サービス	360,269	329,374	362,080	397,871	437,603	481,737	375,438	382,155
通所型サービス	852,116	878,462	944,153	1,014,800	1,091,600	1,173,600	978,822	996,226
介護予防ケアマネジメント	142,534	139,394	152,077	153,739	167,728	182,989	172,258	184,876
一般介護予防事業	32,246	26,747	34,428	35,965	35,965	35,965	38,997	41,853
その他	8,941	9,289	10,311	12,000	14,000	17,000	11,679	12,535
包括的支援事業	529,765	552,135	558,658	565,810	570,314	574,859	601,404	717,600
任意事業	32,725	34,618	46,517	46,735	47,035	47,335	50,616	61,760
合計	1,958,596	1,970,019	2,108,224	2,226,920	2,364,245	2,513,485	2,229,214	2,397,005

※令和4年度までは実績値、令和5年度は見込値、令和6年度以降は推計値。

2. 第1号被保険者の介護保険料

(1) 介護保険料算定の流れ

第1号被保険者の保険料は、3年間の介護保険事業に係る費用（保険給付費等）をもとに算出し、1人あたりの平均的な保険料額（基準額）を設定します。



(2) 保険給付費等の総額

図表 5-9 保険給付費等の総額の推計値

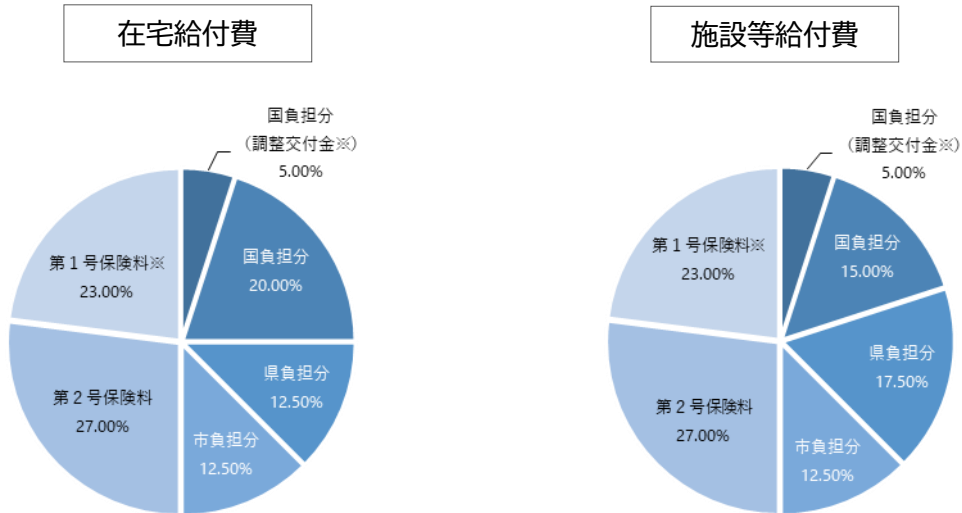
(単位：千円)

	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	合計
標準給付費	32,821,649	34,198,875	35,648,070	102,668,594
地域支援事業費	2,226,920	2,364,245	2,513,485	7,104,650
合計	35,048,569	36,563,120	38,161,555	109,773,244

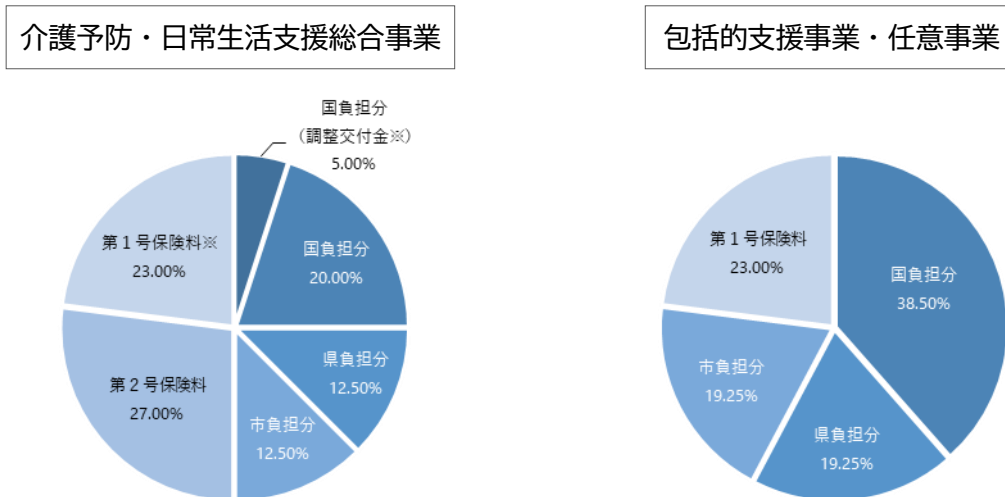
(3) 介護保険事業に係る財源構成

介護保険のサービスに要する費用は、利用者の自己負担分を除き、被保険者に納めていただく介護保険料と公費（国・県・市の負担）を財源にしています〔図表5-10・11〕。

図表 5-10 保険給付費の財源



図表 5-11 地域支援事業費の財源



※調整交付金

国負担分のうち調整交付金は、5%を基準として、後期高齢者の比率や所得水準による市町村間の介護保険の財政力の差を調整するため交付されることから、交付割合が毎年変動します。交付割合が5%を下回った場合、不足分は第1号被保険者が負担します。

(4) 第1号被保険者の介護保険料の算定

第9期藤沢市介護保険事業計画期間中の保険給付費等の総額から、第1号被保険者の保険料により負担することが必要な額を算出し、調整交付金等の見込額や介護保険事業運営基金の取崩し額等を勘案した上で、第1号被保険者1人あたりの保険料基準月額を算定しました〔図表5-12〕。

図表 5-12 第9期介護保険料の算定結果

【A】	標準給付費見込額	102,668,594 千円
	総給付費	97,792,714 千円
	特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	1,534,557 千円
	特定入所者介護サービス費等給付額	1,511,899 千円
	特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	22,658 千円
	高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	2,807,207 千円
	高額介護サービス費等給付額	2,759,447 千円
	高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	47,760 千円
	高額医療合算介護サービス費等給付額	427,384 千円
	算定対象審査支払手数料	106,732 千円
【B】	地域支援事業費	7,104,650 千円
	介護予防・日常生活支援総合事業費	5,252,562 千円
	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	1,623,209 千円
	包括的支援事業（社会保障充実分）	228,879 千円
【C】	第1号被保険者負担分相当額 = $[(A+B) \times 23\%]$	25,247,846 千円
【D】	調整交付金相当額	5,396,058 千円
【E】	調整交付金見込額	4,149,276 千円
【F】	財政安定化基金	0 千円
	財政安定化基金償還金（※第8期計画期間に資金の貸付を受けていないため）	0 千円
【G】	介護保険事業運営基金取り崩し額	68,000 千円
【H】	保険料収納必要額 $[(C+(D-E))+F-G]$	26,426,628 千円
【I】	予定保険料収納率	98.6 %
【J】	予定保険料収納額 $[=H \div I]$	26,801,854 千円
	補正後第1号被保険者数	354,525 人
	保険料基準月額	6,300 円
	（参考）第8期保険料基準月額	5,500 円

(5) 所得段階別の介護保険料

図表 5-13 第9期計画期間における所得段階別の介護保険料

段階	対象者	負担割合	年額	月額
第1段階	生活保護受給者または本人が老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税者及び世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額 ^{※2} が80万円以下の者	基準額× 0.285 (0.455) ^{※1}	21,540 円 (34,390 円)	1,795 円 (2,866 円)
第2段階	本人を含め世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額 ^{※2} が80万円を超え120万円以下の者	基準額× 0.485 (0.685) ^{※1}	36,660 円 (51,780 円)	3,055 円 (4,315 円)
第3段階	本人を含め世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額 ^{※2} が120万円を超える者	基準額× 0.685 (0.69) ^{※1}	51,780 円 (52,160 円)	4,315 円 (4,347 円)
第4段階	本人が市町村民税非課税者で段階判定収入金額 ^{※2} が80万円以下の者(世帯に市町村民税課税者がいる)	基準額× 0.90	68,040 円	5,670 円
第5段階 (基準額)	本人が市町村民税非課税者で段階判定収入金額 ^{※2} が80万円を超える者(世帯に市町村民税課税者がいる)	基準額× 1.00	75,600 円	6,300 円
第6段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{※3} が120万円未満の者	基準額× 1.10	83,160 円	6,930 円
第7段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{※3} が120万円以上135万円未満の者	基準額× 1.20	90,720 円	7,560 円
第8段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{※3} が135万円以上210万円未満の者	基準額× 1.30	98,280 円	8,190 円
第9段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{※3} が210万円以上320万円未満の者	基準額× 1.50	113,400 円	9,450 円
第10段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{※3} が320万円以上420万円未満の者	基準額× 1.70	128,520 円	10,710 円
第11段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{※3} が420万円以上520万円未満の者	基準額× 1.90	143,640 円	11,970 円
第12段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{※3} が520万円以上620万円未満の者	基準額× 2.10	158,760 円	13,230 円
第13段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{※3} が620万円以上720万円未満の者	基準額× 2.30	173,880 円	14,490 円
第14段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{※3} が720万円以上820万円未満の者	基準額× 2.40	181,440 円	15,120 円
第15段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{※3} が820万円以上1,000万円未満の者	基準額× 2.60	196,560 円	16,380 円
第16段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{※3} が1,000万円以上1,500万円未満の者	基準額× 2.80	211,680 円	17,640 円
第17段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{※3} が1,500万円以上2,000万円未満の者	基準額× 3.00	226,800 円	18,900 円
第18段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{※3} が2,000万円以上の者	基準額× 3.20	241,920 円	20,160 円

※1 国の保険料負担軽減策が講じられているため、低所得者の実質負担額の軽減が図られている。第1段階の負担割合を「0.455」から「0.285」に、第2段階の負担割合を「0.685」から「0.485」に、第3段階の負担割合を「0.69」から「0.685」に、それぞれ引き下げる(()内は軽減前のもの。)

※2 「段階判定収入金額」とは、課税年金収入額と合計所得金額の合計から租税特別措置法に規定される譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等の年金収入に係る所得を控除した金額。合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得(所得金額調整控除が行われている場合は、その控除前の給与所得)から、10万円を控除した金額(控除後の金額が0円を下回る場合は、給与所得を0円とする。)

※3 「段階判定所得金額」とは、合計所得金額から租税特別措置法に規定される譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額

図表 5-14 【参考】国の標準段階と藤沢市の多段階化設定の比較

国の標準段階（13段階）		藤沢市の段階（18段階）	
段階	対象者	段階	対象者
第1段階	生活保護受給者または本人が老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税者及び世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額が80万円以下の者	第1段階	同左
第2段階	本人を含め世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額が80万円を超え120万円以下の者	第2段階	同左
第3段階	本人を含め世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額が120万円を超える者	第3段階	同左
第4段階	本人が市町村民税非課税者で段階判定収入金額が80万円以下の者（世帯に市町村民税課税者がいる）	第4段階	同左
第5段階（基準額）	本人が市町村民税非課税者で段階判定収入金額が80万円を超える者（世帯に市町村民税課税者がいる）	第5段階（基準額）	同左
第6段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額が120万円未満の者	第6段階	同左
第7段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額が120万円以上210万円未満の者	第7段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額が120万円以上135万円未満の者
		第8段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額が135万円以上210万円未満の者
第8段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額が210万円以上320万円未満の者	第9段階	同左
第9段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額が320万円以上420万円未満の者	第10段階	同左
第10段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額が420万円以上520万円未満の者	第11段階	同左
第11段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額が520万円以上620万円未満の者	第12段階	同左
第12段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額が620万円以上720万円未満の者	第13段階	同左
第13段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額が720万円以上の者	第14段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額が720万円以上820万円未満の者
		第15段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額が820万円以上1,000万円未満の者
		第16段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の者
		第17段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の者
		第18段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額が2,000万円以上の者

第 6 章

藤沢市認知症施策推進計画

(藤沢おれんじプラン)

1. 背景及び趣旨

日本の認知症の人数は、2012年（平成24年）でおよそ462万人となり、2025年（令和7年）には約700万人に増加する見込みです。こうした状況を踏まえ、国では、2012年（平成24年）9月に「認知症施策推進5か年計画」（オレンジプラン）、2015年（平成27年）1月に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」（新オレンジプラン）を策定しました。また、2019年（令和元年）6月に「認知症施策推進大綱」を策定し、更に2023年（令和5年）6月には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を制定するなど、取組が進められています。

認知症は誰もがなりうるものであり、本人および家族を含め、多くの人にとって身近なものであることから、認知症の人にやさしい地域づくりを進めていくために、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくことが重要です。本市はこの度、国の大綱や認知症基本法に基づき、現行の「藤沢おれんじプラン」を踏まえて「藤沢市認知症施策推進計画」を策定しました。

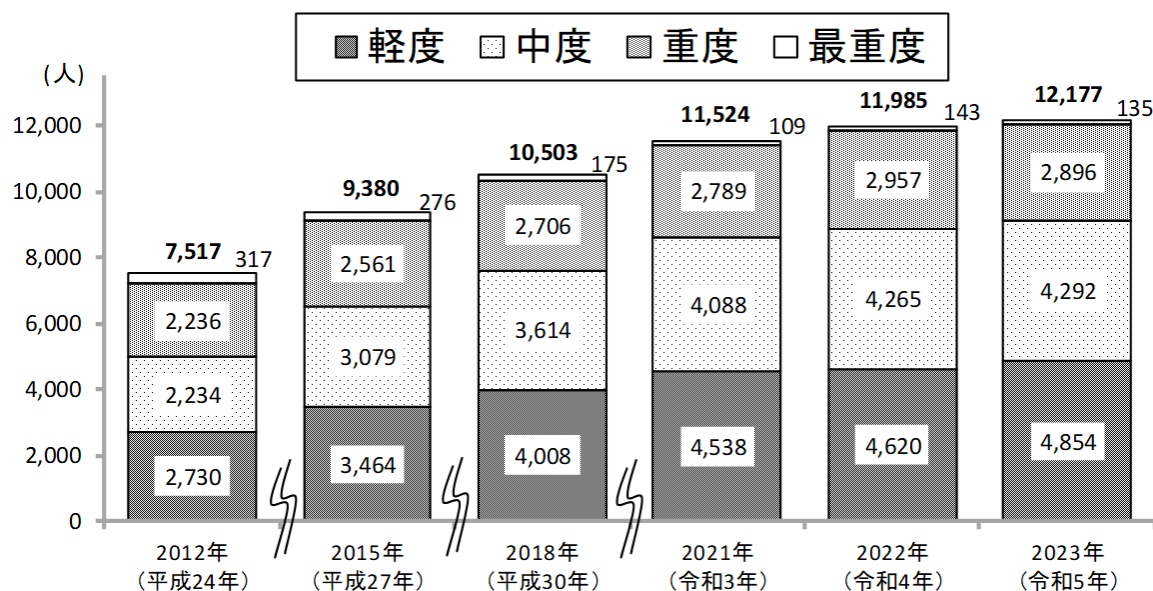
認知症の人の意思が尊重され、多様な主体がそれぞれの役割を果たし、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざしていきます。

2. 認知症に関する状況

（1）藤沢市の認知症高齢者の動向

高齢化率が増加し、後期高齢者が増加することにより、認知症になる人の割合は今後も増加傾向にあります。

藤沢市の認知症高齢者の推移（2章 図表 2-7 再掲）



（２）今後の見通し

介護保険認定調査の「認知症高齢者の日常生活自立度」によりますと、認知症がある要介護・要支援認定者数は、2023年（令和5年）9月現在で12,177人となっています。

高齢になるほど高齢者のみ世帯やひとり暮らしになる人の割合が増えることから、介護者の負担軽減や世帯としての支援、また本人の意思決定支援や権利擁護などの課題への対応も重要になっています。

（３）これまでの取組と今後の在り方

これまで「いきいき長寿プランふじさわ2023」及び「藤沢おれんじプラン」に基づき、①「知る」②「集う」③「支える」をキーワードとして「認知症の支援体制の充実・強化」と「認知症予防の推進」の2つの施策を展開してきました。

また、地域における取組として、地域団体等からの発意により開催された勉強会や講演会、ワークショップ等に対し、認知症に関する理解を深めるための活動支援を行ってきました。

本計画からは④「備える」という視点を追加し、認知症の予防・重度化防止を目的とした生活習慣の普及啓発に取り組んでいきます。

今後は、認知症本人・その家族の声を大切にし、その人らしい生活ができるよう、神奈川県委託事業である「認知症疾患医療センター」をはじめ医師会等の各関係機関との連携を更に深め、効果的な支援体制の強化をめざします。

「藤沢おれんじプラン」のキーワード

①知る ②集う ③支える

+

④備える

- ① 知る 正しい知識や対応などを学び、認知症の人の声に寄り添う場や機会の充実
- ② 集う 認知症の人の活躍及び認知症について集い語れる場や機会の充実
- ③ 支える 地域における見守り及び認知症の人の意向に沿った支援の充実
- ④ 備える 認知症の予防・重度化防止を目的とした生活習慣の普及啓発と取組の促進

3. めざす地域社会像

（1）地域社会像

「認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」

（2）基本理念

- 1 一人ひとりが認知症を「自分ごと」として捉えて行動する地域づくり
- 2 誰もが認知症について正しく理解し差別や偏見を持たない地域づくり
- 3 認知症になっても自分らしい生活が続けられる地域づくり
- 4 認知症ご本人やその家族が孤立しない地域づくり

「認知症は誰にでも起こりうる」という前提を踏まえ、そこに暮らす人と地域全体が認知症を「自分ごと」として捉えて行動を起こすことが重要です。

このことから、「認知症基本法」を踏まえ、支えあいの地域づくりをめざす「藤沢おれんじプラン」の趣旨を継承し、「藤沢市高齢者保健福祉計画」及び「第9期藤沢市介護保険事業計画」とともに、認知症施策を総合的に推進します。

4. 計画について

（1）計画策定と進行管理

本計画は、藤沢市認知症初期集中支援チーム検討委員会の意見をもとに、藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会で協議し、併せてパブリックコメントでの意見を踏まえて策定しました。

今後は藤沢市高齢者施策検討委員会において、各年度における計画の達成状況の点検・評価を行うとともに、新たに高齢者施策検討委員会の専門部会として「認知症施策検討委員会」を設置し、取組の進捗状況の把握と課題の共有、必要に応じた協議・検討を進めていきます。

（2）計画の期間と見直しの時期

認知症基本法の見直し期間は5年間とされていますが、本計画は、地方自治体の任意の計画であることから、いきいき長寿プランふじさわの進捗状況に合わせて令和6年度から令和8年度までの3年間を期間とします。

計画期間の最終年度である令和8年度には見直しを行い、次年度以降の計画を策定する予定です。

施 策	施策の展開	主 な 事 業
<p>1 認知症に関する正しい理解の推進</p> <p>①知る</p>	<p>(1)認知症を正しく理解するための普及・啓発の実施</p> <p>192^号</p>	<p>① 認知症サポーター養成講座 192^号</p> <p>② おれんじキャンペーンの実施 193^号</p> <p>③ 認知症VRによる周知啓発 193^号</p>
<p>2 認知症の人の生活における安全な地域づくりの推進</p> <p>①知る ③支える</p>	<p>(1)地域における支援体制の推進</p> <p>195^号</p>	<p>① 認知症地域支援推進員の配置 195^号</p> <p>② 認知症ALLふじさわ合同ミーティングの実施 195^号</p> <p>③ おれんじサポーター養成講座の実施 196^号</p>
	<p>(2)見守り体制の整備</p> <p>197^号</p>	<p>① 【再掲：第4章 基本目標2 施策2 施策の展開 (2) ①高齢者見守りネットワーク】 197^号</p> <p>② 認知症等行方不明SOSネットワーク 197^号</p> <p>③ 二次元コードを活用した身元確認サービス 198^号</p>
	<p>(3)住まいなどの生活環境の整備</p> <p>199^号</p>	<p>【再掲：第4章 基本目標8 施策1】</p> <p>199^号</p>
<p>3 認知症の人の社会参加の支援</p> <p>②集う</p>	<p>(1)社会参加の機会の確保</p> <p>200^号</p>	<p>① 本人ミーティングの開催 200^号</p> <p>② 認知症カフェの開催支援 201^号</p>
<p>4 意思決定支援及び権利利益の保護</p> <p>③支える</p>	<p>(1)権利擁護の推進</p> <p>202^号</p>	<p>【再掲：第4章 基本目標7 施策1 施策の展開 (2)】</p> <p>202^号</p>
<p>5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等</p> <p>③支える</p>	<p>(1)認知症の早期発見・早期受診・診断・対応</p> <p>203^号</p>	<p>① 認知症初期集中支援チーム 203^号</p> <p>② 認知症ケアパスの活用 203^号</p> <p>③ 認知症簡易チェックサイト 204^号</p> <p>④ 認知症受入れ医療機関情報の提供 204^号</p>

施 策	施 策 の 展 開	主 な 事 業
<p>6 相談・支援体制の整備等</p> <p>②集う ③支える</p>	<p>(1)認知症本人や家族の視点を大切にしたい支援体制の整備</p> <p>205^万</p>	<p>① もの忘れ相談 205^万</p> <p>② 本人ミーティングの開催 【再掲：施策3 (1) ①】 200^万</p> <p>③ ケアラー（介護者）に対する支援の充実【再掲：基本目標5 施策1 施策の展開 (3)】 205^万</p> <p>④ 家族交流会の開催 206^万</p> <p>⑤ 家族会の支援 206^万</p> <p>⑥ 家族介護者教室【再掲：基本目標5 施策1 施策の展開 (3)】 206^万</p>
	<p>(2)若年性認知症の人への支援</p> <p>207^万</p>	<p>① 若年性認知症への支援 207^万</p>
	<p>(3)地域の相談・支援体制の充実</p> <p>208^万</p>	<p>【再掲：基本目標7 施策1 施策の展開 (1)】 208^万</p>
<p>7 認知症の予防等</p> <p>④備える</p>	<p>(1)認知症予防のための事業と普及啓発</p> <p>209^万</p>	<p>① 認知症予防講座等の実施 209^万</p>

5. 施策の展開

施策1 認知症に関する正しい理解の推進

①知る

(1) 認知症を正しく理解するための普及・啓発の実施

【主な事業】

① 認知症サポーター養成講座

高齢者支援課

事業の概要	認知症について正しく理解し、偏見を持たず、地域の中で認知症本人やその家族の応援者として温かく見守る「認知症サポーター」を養成します。
これまでの取組	認知症に関心のある住民を中心に、児童クラブや中高校生等幅広い対象に講座を実施しました。若い世代から認知症への理解を深めるよう小中学校での開催を働きかけています。また、小売店や企業など、働く世代や接客業の店舗等からの講座の依頼が年々増加しています。
今後の取組	見守り協定を締結している企業に対し定期的な開催ができるようアプローチを続けていきます。認知症サポーター養成講座をきっかけに、気軽に認知症について知ることができるよう普及啓発方法を探ります。 講座の講師であるキャラバンメイトへのサポートを行い、最新の情報を共有できるよう努めていきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
開催回数 (回)	35	41	24	50	55	60
参加者数 (人)	837	1,016	449	1,500	1,550	1,600



児童クラブでの認知症サポーター養成講座の様子

② おれんじキャンペーンの実施		高齢者支援課
事業の概要	一人でも多くの人に認知症を「自分ごと」として捉えてもらう機会として、認知症についての正しい理解とその対応や支援について関心を持ってもらうために、毎年9月21日の世界アルツハイマーデーを中心に認知症の普及啓発に取り組みます。	
これまでの取組	認知症について広く知ってもらうために、認知症本人の講演会や支援者の人々の活動紹介、また市内大型書店や市民図書館におけるブックフェア、各種イベントと共同したパネル展示等を実施しました。また江の島の灯台であるシーキャンドルを認知症支援のシンボルカラーであるオレンジ色にライトアップしました。	
今後の取組	認知症ご本人やご家族等からの発信の機会を設け、認知症に関する実際の生活や認知症に対する備えについて、幅広い世代の人に普及啓発の拡充を進めていきます。地域のイベントや地元の企業や商店等との連携を深め、より多くの人に情報が届くよう工夫を重ねていきます。	

③ 認知症 VR による周知啓発		地域共生社会推進室
事業の概要	認知症VR体験を活用して、認知症の正しい理解の周知啓発を推進します。	
これまでの取組	認知症との「共生」をテーマに、まずは「認知症」を「自分ごと」として感じてもらうきっかけづくりとして、地域におけるイベントなどで多くの市民に向けてVR体験を経験する機会を提供しました。	
今後の取組	これからの社会を担う若年層に向けて、認知症VR体験だけではなく、認知症当事者の声や認知症への偏見を解消するVTRを交えた講座等を併せて行うことで、認知症の正しい理解を推進していきます。	

認知症に関する理解の促進

認知症になり、不安や焦りから怒りっぽくなる、うつ状態になるなどの症状が増えてくると、家族だけではサポートも難しくなり、地域社会の支援が必要になってきます。

認知症に関する正しい知識を広く普及することは、本人・家族の不安軽減とともに周囲の気づきの促しとなります。幅広い世代に向けてそれぞれにわかりやすい形で認知症に関する正しい知識の普及啓発や情報提供を行い、認知症の人や家族を多様な主体で見守り、支えあえる地域づくりに努めます。

市民が認知症を「自分ごと」として捉えられるよう、アルツハイマー月間や各地で開催されるイベント等において、認知症の普及啓発に努めます。

また、認知症の人が社会から孤立せず、継続的に社会とつながることができる取組を推進します。

おれんじキャンペーン

本市では、平成29年度から毎年、9月の世界アルツハイマー月間に合わせ、認知症の理解とその支援に関する普及啓発イベント「おれんじキャンペーンふじさわ」を開催しています。

令和5年度は、江の島シーキャンドルを認知症支援のテーマカラーである「オレンジ色」にライトアップするとともに、市内大型書店でのブックフェアや、市役所・市民センターのロビーを活用し、認知症に関する情報を提供するためにパネル展示を実施しました。



The collage includes several promotional cards and posters for the 'おれんじキャンペーン 2023' (Orange Campaign 2023). The main poster at the top features the title and the date '2023年 9月21日' (September 21, 2023) at the Fuzawa Civic Hall. Below it, there are smaller cards detailing various activities:

- いきいきサポートセンター相談会の開催** (Ikiiki Support Center Consultation Meeting): Held from August 25 to August 27 at the Ikiiki Support Center, 3rd floor event space.
- 「知っていますか？認知症」** (Do you know dementia?): A quiz event held on September 14 at the Fuzawa City Hall and on September 19 at the Fuzawa City Center.
- 「認知症本人の交流会・家族のつどい」** (Dementia Exchange Meeting/Family Gathering): Held on August 25 at the Fuzawa City Hall, 5th and 6th floors.
- 今年も認知症ブックフェアを開催します** (We will hold the dementia book fair again this year): Held from September 1 to September 30 at various bookstores and libraries.

施策2 認知症の人の生活における安全な地域づくりの推進

①知る ③支える

(1) 地域における支援体制の推進

〔主な事業〕

① 認知症地域支援推進員の配置		高齢者支援課
事業の概要	認知症の人に対し状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図り、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置します。	
これまでの取組	認知症についての正しい理解を広く普及するため、認知症本人や家族の声を発信する機会の拡充やおれんじキャンペーンの実施、認知症サポーターやおれんじサポーターの養成及び活動支援、認知症カフェの開催支援に取り組みました。 また、ALLふじさわ合同ミーティングでは、地域で高齢者を対象とした活動を展開している関連団体及び民間企業の取組などの情報交換を行い、地域の支援体制整備の充実に努めました。	
今後の取組	従来の役割や取組を継続して実施するとともに、認知症疾患医療センターをはじめとする医療介護等の支援ネットワークの構築や、認知症初期集中支援事業の実施、地域の状況に応じた認知症予防や重度化防止に関するイベントなどの開催支援を行います。	

② 認知症 ALL ふじさわ合同ミーティングの実施		高齢者支援課
事業の概要	認知症について地域全体で考える機会をつくるため、認知症本人を中心に、支援者や関係者等がそれぞれの立場で、語り合い、暮らしやすい地域の在り方を考えるイベントを開催します。	
これまでの取組	これまで明治地区、藤沢地区、湘南台地区等で、それぞれの地域にお住いの人や地区組織の代表、関係団体等と協働しながら、認知症を理解するための取組を進めてきました。	
今後の取組	認知症に対する理解を深め、一人ひとりができることに取り組んでいけるよう、地域団体や認知症本人の支援に関連した活動をしている企業等に働きかけ、それぞれの取組の紹介や情報交換の機会を設定していきます。	

③ おれんじサポーター養成講座の実施 高齢者支援課

事業の概要	認知症サポーター養成講座修了者を対象に、ステップアップ講座として「おれんじサポーター養成講座」を開催しています。おれんじサポーターは、地域でのボランティア活動に従事し、自らが認知症に関する普及啓発の発信を行い、認知症の理解促進のための活動を行います。
これまでの取組	講座修了者は「おれんじサポーター」として身近な地域で自主的な活動を展開するとともに、市が主催する認知症サポーター養成講座や地域でのイベント等に協力してもらいました。
今後の取組	地域で自ら活動できるおれんじサポーターを増やしていきます。 また、サポーター活動を支援し、サポーター同士の連携やつながりを強化していくため、ブラッシュアップ研修の実施や交流の機会を作ります。

	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
養成講座 開催数 (回)	1	1	1	1	1	1
参加者数 (人)	13	7	9	10	15	20

※2023年度（令和5年度）は10月末時点の実績



おれんじサポーター養成講座の様子

（2）見守り体制の整備

【主な事業】

① 高齢者見守りネットワーク

【再掲：第4章 基本目標2 施策2 施策の展開（2）】

【参考】 第4章 基本目標2 体系図

施 策	施策の展開	主 な 事 業
2 安全・安心なまちづくりの推進	(2)地域と連携した見守り活動の推進 97%	① 高齢者見守りネットワーク 97%

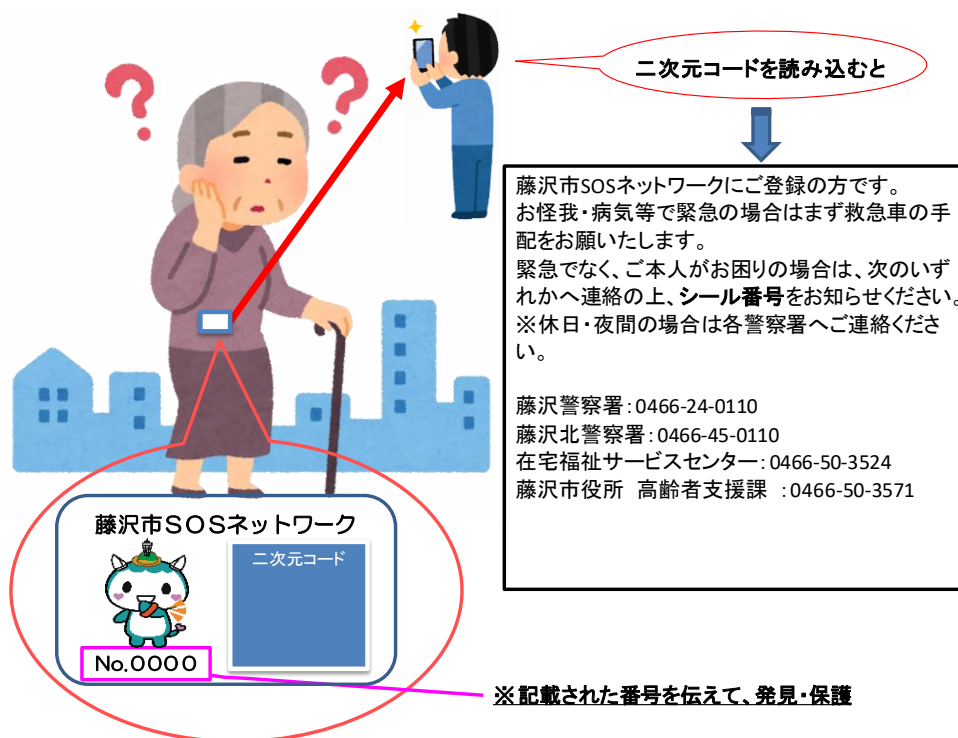
② 認知症等行方不明 SOS ネットワーク		高齢者支援課
事業の概要	認知症などにより行方不明となるおそれのある高齢者の家族が、認知症本人の情報を事前に登録しておくことで、行方不明となった際に関係機関と情報の共有や連携した検索を行い、早期保護を図ります。	
これまでの取組	高齢者が認知症などにより行方不明となった際に、警察等の関係機関と連携して検索を行いました。 また、身元不明の高齢者が市内で発見された場合には、特別養護老人ホームにおいて一時的な保護を行っています。 行方不明の高齢者の早期発見により安全が確保されるとともに、家族等の介護負担の軽減が図られました。	
今後の取組	認知症により行方不明になる恐れのある高齢者を事前登録することで、警察等の関係機関と連携することができ、行方不明となり、発見したときに速やかに対象者が特定できるような仕組みづくりを構築・検討していきます。	

	実 績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
登録者数 (人)	151	143	97
通報処理件数 (件)	5	1	0
一時保護件数 (件)	0	0	0

③ 二次元コードを活用した身元確認サービス 高齢者支援課

事業の概要	認知症等行方不明SOSネットワーク登録者が行方不明となり、保護された際に早期に身元確認をすることで、登録者やご家族の不安を軽減します。
これまでの取組	2023年（令和5年）10月から、登録者に対し、二次元コード付きの見守りシールを交付しました。持ち物に貼ることができるシールタイプと、洋服に貼ることができるアイロンプリントシールタイプをそれぞれ10枚ずつ交付しました。
今後の取組	新規登録者にシールを交付するとともに、市民に周知します。

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
登録数 (人)	-	-	97



（3）住まいなどの生活環境の整備【再掲：第4章 基本目標8 施策1】

認知症の人が安心して住み続けられる生活環境を築くためには、身体状況に適した住まいの確保や施設、公共交通機関、道路等のバリアフリー化が重要です。

認知症になっても、自宅で生活を続けられるよう、多様なニーズに対応できる住まいの確保や支援を推進する必要があります。グループホームなどへの入所等を含め、一人ひとりの状況に応じて個人の尊厳が確保された生活を支援できるよう、多様な住まいの確保、支援に向けて取組を進めていきます。

また、公共施設の再整備やバリアフリー化を行うことで、認知症の人も生活しやすい環境をつくる必要があることから、外出や移動が支障なくできるよう、交通手段の確保に取り組みます。

今後も、人が交流できる場所や機会を創出し、安心できる環境の整備を推進していきます。

【参考】 第4章 基本目標8 体系図

施 策	施策の展開	主 な 事 業
1 住まいなどの生活環境の整備	(1)多様な住まい方の確保・支援 161号	① 養護老人ホーム 161号 ② 高齢者向け市営住宅 162号 ③ 高齢者の住まい探し支援 162号
	(2)人にやさしいまちづくりの推進 163号	① 公共施設・民間施設のバリアフリー化 163号 ② 都市公園のバリアフリー化 163号 ③ 歩行空間ネットワーク整備事業 164号 ④ 道路バリアフリー化の推進 164号 ⑤ 公共交通機関のバリアフリー化 165号 ⑥ 移動交通手段の確保 165号 ⑦ 湘南すまいるバス 165号

施策3 認知症の人の社会参加の支援

②集う

(1) 社会参加の機会の確保

【主な事業】

① 本人ミーティングの開催

高齢者支援課

事業の概要	認知症本人の気持ちを発信し、認知症本人同士の交流を図ることを目的に、定期的に集まれる場として、本人ミーティングを開催しています。
これまでの取組	令和元年度から「本人ミーティング」を開始し、2021年（令和3年）12月は屋内ではなく公園で開催しました。令和4年度は「本人・パートナー交流会」として、令和5年度は「本人交流会・家族のつどい」として開催してきました。
今後の取組	認知症の人のお話を聞かなかで、思いや希望を把握し、その声に寄り添った施策の充実に向け、「本人ミーティング」を開催し、認知症事業の企画、実施評価に反映するよう努めていきます。

	実績			計画期間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
開催回数 (回)	4	4	4	4	4	4
参加者数 (人)	11	6	3	5	5	5



「本人交流会・家族のつどい」を開催しました。

この日は、軽い体操などをしてから、ゆっくりとお話を始めます。家族とご本人は別室で話します。市の制度や講座などの情報もお伝えしています。



② 認知症カフェの開催支援

高齢者支援課

事業の概要	認知症本人やその家族、地域住民、専門職の誰もが気軽に集い、認知症について安心して語り合える場として認知症カフェを開設する人等に対し支援を行います。
これまでの取組	認知症カフェを開設する団体に対し、補助金を交付する仕組みを創設しました。 また、高齢者が集まりやすい場所で認知症カフェを開催してもらえるよう働きかけるとともに、地域で活動している認知症カフェや家族会の情報をまとめた「認知症カフェ&家族会マップ」を作成し、周知啓発に努めました。
今後の取組	現在開設している認知症カフェに対する支援を強化するとともに、地域の中に認知症の人が出かけ、集いやすい場を増やしていくため、開設の相談や事業開始時の運営等に対する助言を行い、地域の中で定着できるよう支援を行います。

	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
開設数 (ヶ所)	15	16	15	18	19	20

施策4 意思決定支援及び権利利益の保護

③支える

（1）権利擁護の推進 【再掲：第4章 基本目標7 施策 施策の展開（2）】

認知症の人の尊厳を守り生活を保障するとともに、一人ひとりが自分らしく安心して暮らし続けるためには、認知症の人の権利を護る取組は重要です。

関係機関との連携により高齢者虐待の未然防止、早期把握、虐待を行った養護者への支援などの取組を進めます。

また、認知症や障がい等により、自らの意思を表明することが困難な人に対し、生活していく中での判断や意思を決定するための支援を行う体制整備に努めます。

判断能力が十分ではない状態になっても、住み慣れた地域で生活できるよう、ふじさわあんしんセンター（藤沢市社会福祉協議会）と連携して、成年後見制度の普及・啓発を推進するとともに、国の策定した成年後見制度利用促進計画との整合を図りながら、取組を進めます。

【参考】 第4章 基本目標7 体系図

施 策	施 策 の 展 開	主 な 事 業
地域の相談・支援体制の充実	(2)権利擁護の推進 156頁	① 高齢者虐待の防止 156頁
		② ふじさわあんしんセンターへの支援・連携 157頁
		③ 成年後見制度利用支援事業 157頁
		④ 日常生活自立支援事業への助成 158頁
		⑤ 市民後見人の育成・支援 158頁

施策5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

③支える

(1) 認知症の早期発見・早期受診・診断・対応

【主な事業】

① 認知症初期集中支援チーム 高齢者支援課

事業の概要	国の専門的な研修を受けた認知症サポート医・医療職・福祉職で構成する「認知症初期集中支援チーム」が、認知症本人やその家族に対する診断・対応を含めた早期支援を行います。
これまでの取組	認知症が疑われる本人やその家族、また医療や制度につながっていても専門的な支援が受けられていない人々に対して、専門職としての見立てと助言、受診や必要な支援の調整等を行います。毎月2回の活動日を設定し、チームが情報共有や対象者の支援方針の検討等を行っています。
今後の取組	地域の窓口であるいきいきサポートセンター（地域包括支援センター）と連携しながら、本人、家族、地域の人、支援者等に必要な支援が提供できるよう、専門的な知識の収集と地域のネットワーク形成に努め、事業の在り方についての検討も進めていきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
支援対象者数 (件)	15	11	6	10	10	10
対応件数 (件)	23	44	29	20	20	20

② 認知症ケアパスの活用 高齢者支援課

事業の概要	認知症予防から、認知症本人の状態に応じた適切な医療・介護・福祉サービスの提供の流れなどを示した「認知症ケアパス」の作成と配布を行うことで、認知症本人やその家族の不安を軽減し、必要な支援に適切なタイミングでつながれるよう情報提供を行います。
これまでの取組	医師会、歯科医師会、薬剤師会、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）等へ認知症ケアパスを配布し、相談先や早期診断、早期対応の重要性を周知しました。また、簡単でわかりやすく手に取りやすい本人向け・家族向けのリーフレットを作成し配布しました。
今後の取組	認知症本人や家族、支援者等、情報を必要としている人からの意見を取り入れ、より充実した内容でかつ使いやすいものとなるように内容の見直しを進めていきます。また、広く周知して活用してもらえるよう、地域の企業や商店等への普及も進めていきます。

	計 画 期 間		
	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
配布数 (枚)	2,000	2,000	2,000

※ 令和5年度から課のHPからダウンロードが可能となり、ペーパーレス化を進めています。

③ 認知症簡易チェックサイト 保健予防課

事業の概要	もの忘れの自覚や認知症の不安がある人や家族が、携帯電話やパソコンで質問項目に回答することで、認知機能の低下の程度を判定します。 「本人向け」と「家族向け」の二つのモードがあります。
これまでの取組	認知症簡易チェックサイトで、もの忘れの自覚や認知症の不安がある人や家族が、携帯電話やパソコンで質問項目に回答することで、認知機能の低下の程度の判定を、「本人向け」と「家族向け」の二つのモードで簡単にチェックできる事業を実施しています。 広報、ホームページ、関係機関へのチラシの配布などで事業の周知を行っています。
今後の取組	広報、ホームページ、関係機関へのチラシの配布など、引き続き周知に努めていきます。

	実績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
アクセス件数（件）	10,677	10,051	5,685

④ 認知症受入れ医療機関情報の提供 保健予防課

事業の概要	認知症が疑われる場合などの早期受診のため、藤沢市医師会の協力のもと、市内の医療機関に調査を実施し、認知症受入れ医療機関情報の作成・提供を行っています。
これまでの取組	平成25年度に初回調査を行い、その後、定期的に再調査を行い、新たな冊子を作成するとともに、ホームページへの掲載など、情報更新に努めています。
今後の取組	定期的に医療機関に再調査を行い、新しい情報を市民に提供できるようにしていきます。

認知症ガイドブック～認知症ケアパス～とは??

いつまでも安心して暮らしていただくために、認知症についての基礎知識や、相談先、受診先、利用できる社会資源や認知症の人への対応についてまとめたものです。



施策6 相談・支援体制の整備等

②集う ③支える

(1) 認知症本人や家族の視点を大切にした支援体制の整備

【主な事業】

① もの忘れ相談		保健予防課	
事業の概要	もの忘れの心配がある人やその家族に対し、保健所職員による認知症テストや囑託医（精神科）によるもの忘れ相談を行い、軽度認知障がい（MCI）などの有無を判定し、受診や生活習慣の改善などを助言しています。		
これまでの取組	囑託医（精神科）による認知症相談、もの忘れ相談を月2回、保健所職員による認知症テスト（予約制）を実施しています。軽度認知障がい（MCI）と判定された人には、数か月後の再テストや生活改善を促し、認知機能の維持が可能となるよう、支援しています。認知症と診断された人には、医療機関の紹介などの支援を行っています。		
今後の取組	引き続き、軽度認知障がい（MCI）と判定された人及び認知症と判定された人には、支援を行っていきます。 また、早期に相談につながるように、広報、ホームページなどを通して、本人、家族、支援者などに周知していきます。		
	実 績		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
相談件数 (件)	43	40	13

② 本人ミーティングの開催 【再掲：施策3(1)①】 200 〆

③ ケアラー（介護者）に対する支援の充実

【再掲：第4章 基本目標5 施策1 施策の展開(3)】 122 〆

「遠距離介護」や「ダブルケア」、「老老介護」、「ヤングケアラー」など、認知症の家族を支える介護者を取り巻く課題は多様化し、新たな視点での家族介護者支援施策や事業の推進が急務となっています。

介護者に対する支援として、①相談援助・支援、②介護に関する情報や知識・技術の提供、③介護者同士の支えあいの場の確保、④介護者に関する周囲の理解などの「要介護者の家族介護力として支援するだけでなく、「家族介護者の生活・人生」の質の向上に対しても支援する視点が大変重要であり、本市としても総合的に取り組んでいきます。

【参考】 第4章 基本目標5 体系図

施 策	施 策 の 展 開	主 な 事 業
1 日常生活の支援	(3)介護者への支援 122頁	① ケアラー（介護者）に対する支援の充実 122頁 ② 家族介護者教室 123頁

④ 家族交流会の開催 高齢者支援課

事業の概要	認知症の人を介護する家族が集まり、日頃の介護の様子やこれからの生活のことなどについて話し、交流する場を開催しています。利用できる制度を知り、認知症への知識を増やし偏見を減らすことで日頃の介護負担が軽減するよう支援します。
これまでの取組	令和4年度から「本人・パートナー交流会」として、令和5年度から「本人の交流会・家族のつどい」として開催しています。介護者同士でアドバイスを行い、制度の利用や認知症の知識を得ることで少しでも介護者の負担軽減が図られるように取り組んできました。
今後の取組	今後も定期開催を続け、介護者の負担軽減を図ります。また、事業の周知については、様々な広報媒体を利用しながら積極的に行います。

	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
開催回数 (回)	4	4	4	4	4	4
参加者数 (人)	3	7	9	5	5	5

⑤ 家族会の支援 保健予防課

事業の概要	介護者同士の情報交換や交流を通して困りごとを共有することで、介護負担が軽減されるよう、家族会（認知症の人を介護する家族の会「ふれあい会」、若年性認知症本人と家族の会「絆会」）への支援を実施しています。
これまでの取組	家族会の活動が継続できるよう、会の周知、会の運営の相談、職員の派遣等の支援を実施しています。
今後の取組	介護者同士で情報交換や交流を行う場の継続ができるよう、引き続き団体支援を実施していきます。

⑥ 家族介護者教室

【再掲：第4章 基本目標5 施策1 施策の展開 (3)】 123頁

（2）若年性認知症の人への支援

【主な事業】

① 若年性認知症への支援		保健予防課
事業の概要	若年性認知症（65歳未満で発症した認知症）の人やその家族が地域で孤立することなく、早期に適切な支援につながるよう、普及啓発や相談支援を実施しています。	
これまでの取組	若年性認知症に関する相談窓口のリーフレットや認知症の診断を受けられる医療機関情報を関係機関に配布し、ホームページに掲載するとともに、若年性認知症の疾病理解や、福祉サービスなどの情報提供の機会として、講演会を開催しています。また、若年性認知症の本人と家族の会「絆会」（自助グループ）への団体支援を実施しています。	
今後の取組	若年性認知症の人が、発症初期の段階から適切な支援を受けられるよう、若年性認知症支援コーディネーター（認知症疾患医療センターに配置）と連携し、普及啓発や支援者の人材育成、相談支援の充実、自助グループへの団体支援に取り組んでいきます。	

（3）地域の相談・支援体制の充実

【再掲：第4章 基本目標7 施策 施策の展開（1）】

高齢化が進展し、世帯構成の変化やライフスタイルの多様化が進む中で、高齢者やその家族が抱える日常生活の課題もますます多様化・複雑化しています。

認知症の人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをつくるためには、当事者やその家族が抱える生活上の不安を丸ごと受け止め、必要な支援につなげることが必要です。身近な相談窓口から、多機関の連携・協働により包括的な支援とつながる相談・支援体制を充実するとともに、地域のつながりの中で見守りができる体制づくりを促進します。

【参考】 第4章 基本目標7 体系図

施 策	施 策 の 展 開	主 な 事 業
地域の相談・支援体制の充実	(1)地域の相談・支援体制の機能強化 150頁	① 福祉総合相談支援センター（総合相談） 152頁
		② いきいきサポートセンター（地域包括支援センター） 152頁
		③ 基幹型地域包括支援センター 153頁
		④ コミュニティソーシャルワーカー（CSW） 153頁
		⑤ 地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」・「バックアップふじさわ社協」 154頁
		⑥ 地区福祉窓口 154頁
		⑦ 民生委員・児童委員 154頁
		⑧ ふじさわ安心ダイヤル24 155頁
		⑨ 消費生活相談 155頁

施策7 認知症の予防等

④備える

(1) 認知症予防のための事業と普及啓発

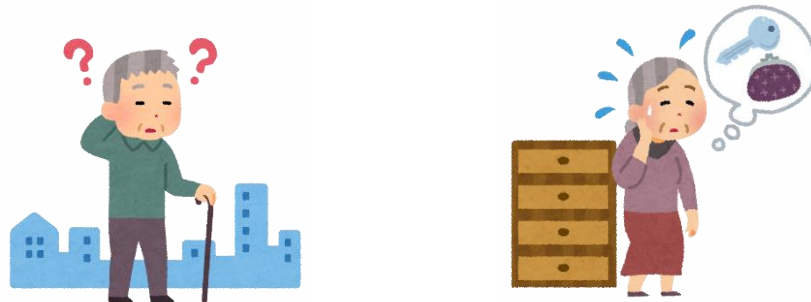
【主な事業】

① 認知症予防講座等の実施				高齢者支援課		
事業の概要	認知症予防を目的に、生活習慣の見直しや、認知機能を高める運動など、認知症予防講座の実施や認知症予防に資する活動に取り組んでいます。					
これまでの取組	認知症予防に関する正しい知識の普及や認知症の人への対応、利用できる制度等について学ぶ講座を開催しました。コロナ禍において、集合形式の講座が開催しにくい状況があった時期には、オンラインによる参加ができる講座も開催しました。					
今後の取組	認知症予防についての正しい知識の普及とともに、日頃の生活習慣の大切さや誰もが認知症になる可能性があることを前提として、自分自身ができること、人との関係づくりの大切さ等、今後の過ごし方を考えられるよう伝えていきます。					
	実 績			計 画 期 間		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
開催数 (回)	5	2	2	2	2	2
参加者数 (人)	57	15	18	40	40	40

軽度認知障がい（MCI）とは

日常生活への影響はほとんどありませんが、認知機能や記憶力の低下の症状が見られ、認知症の前段階にあたる状態のことです。

年間で10-15%が認知症に移行するといわれています。早い時期に診断を受け今後の対応を考えることで、認知症の進行を遅らせ、備えを始めることが重要です。



第 7 章

計画の成果指標と推進体制

1. 前計画の評価

理想の高齢社会像の実現に向けて、基本目標に基づいた施策の取組を進めることにより、地域包括ケアシステムの深化・推進をはじめ、2025年（令和7年）を見据え、理想の高齢社会像にどの程度近づけたか、その成果を把握し、その後の施策に反映するために設定した成果指標の評価を示しております〔図表7-1〕。

図表 7-1 前計画における成果指標の評価

基本目標	成果指標項目	現状値 (令和元年度)	目標値	達成値	増減値	出典
【基本目標1】 生きがいをもって暮らせる地域づくりの推進	地域活動への参加	29.4%	40.0%	24.6%	4.8%減	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査
	外出頻度(週3日以上外出する割合)	81.9%	83.0%	80.4%	1.5%減	
	ボランティアなどの活動が積極的に行われている	41.2%	45.0%	40.5%	0.7%減	藤沢市市民意識調査
【基本目標2】 認知症施策の総合的な推進	累計認知症サポーター数	26,085人	33,585人	28,830人	2,745人増	福祉部調べ
【基本目標3】 介護予防と健康づくりの推進	主体的健康観(非常に健康である・健康である)	78.2%	80.0%	74.8%	3.4%減	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査
【基本目標4】 医療・介護及び福祉連携による在宅生活の充実	高齢者の在宅サービス満足度	23.3%	25.0%	27.7%	4.4%増	藤沢市市民意識調査
	かかりつけ医の有無	84.5%	85.0%	83.7%	0.8%減	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査
	かかりつけ歯科医の有無	77.0%	83.0%	75.6%	1.4%減	
	かかりつけ薬局の有無	66.1%	80.0%	67.6%	1.5%増	
【基本目標5】 介護保険サービスの適切な提供	介護保険サービスの満足度(各種サービスの平均)	78.6%	80.0%	77.5%	1.1%減	藤沢市介護保険サービス利用状況調査
【基本目標6】 安心して住み続けられる環境の整備	保健・医療・福祉・健康などの生活環境が整った暮らしやすさ	76.6%	78.0%	74.0%	2.6%減	藤沢市市民意識調査
【基本目標7】 地域生活課題に対応する相談支援の充実	いきいきサポートセンター(地域包括支援センター)の認知度	63.9%	65.0%	66.7%	2.8%増	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査 藤沢市介護保険サービス利用状況調査
	福祉が充実し子供から高齢者まで守られていると感じる割合	47.3%	50.0%	47.8%	0.5%増	藤沢市市民意識調査
【基本目標8】 非常時(災害・感染症等)の対応	災害に対して、市民が不安なく暮らせるまちである割合	53.5%	60.0%	57.2%	3.7%増	藤沢市市民意識調査

※達成値は、令和5年度現在の値。

2. 成果指標

本計画における理想の高齢社会像の実現に向けて、8つの基本目標に基づいた施策の取組を進めることにより、前計画同様地域包括ケアシステムの深化・推進をはじめ、理想の高齢社会像にどの程度近づけたか、その成果を把握し、その後の施策に反映するため、成果指標を次のとおり設定します〔図表7-2〕。

この成果指標については、参考指標であり、他の関連調査や社会情勢の変化など、様々な状況を踏まえ、総合的に目標値達成状況を分析・評価します。

図表 7-2 成果指標

基本目標	成果指標項目	現状値(令和4年度)	目標値	出典
【基本目標1】 自分らしく過ごせる生きがいがづくりの推進	地域活動への参加	24.6%	30.0%	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査
	外出頻度(週3日以上の外出する割合)	80.4%	83.0%	
	ボランティアなどの活動が積極的に行われている	40.5%	45.0%	藤沢市市民意識調査
【基本目標2】 誰ひとり取り残さない地域づくりの推進	地域の支え合いがあり、交流や活動が盛んだと感じますか？	41.2%	45.0%	藤沢市市民意識調査
【基本目標3】 健康づくりと介護予防、自立支援・重度化防止に向けた支援	主観的健康感(非常に健康である・健康である)	74.8%	80.0%	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査
【基本目標4】 認知症施策の総合的な推進	累計認知症サポーター数	28,830人	36,330人	福祉部調べ
【基本目標5】 医療・介護及び福祉連携による生活支援の充実	高齢者の在宅サービス満足度	27.7%	30.0%	藤沢市市民意識調査
	かかりつけ医の有無	83.7%	85.0%	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査
	かかりつけ歯科医の有無	75.6%	83.0%	
	かかりつけ薬剤師の有無	67.6%	80.0%	
【基本目標6】 介護保険サービスの適切な提供	介護保険サービスの満足度(各種サービスの平均)	77.5%	80.0%	藤沢市介護保険サービス利用状況調査
【基本目標7】 地域に根差した相談支援の充実	いきいきサポートセンター(地域包括支援センター)の認知度	66.7%	68.0%	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査 藤沢市介護保険サービス利用状況調査
	福祉が充実し子供から高齢者まで守られていると感じる割合	47.8%	50.0%	藤沢市市民意識調査
【基本目標8】 安心して住み続けられる環境の整備	日常生活に必要な買い物で不便を感じない割合	76.4%	78.0%	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査
	保険・医療・福祉・健康などの生活環境が整った暮らしやすさ	74.0%	78.0%	藤沢市市民意識調査

3. 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制と進行管理

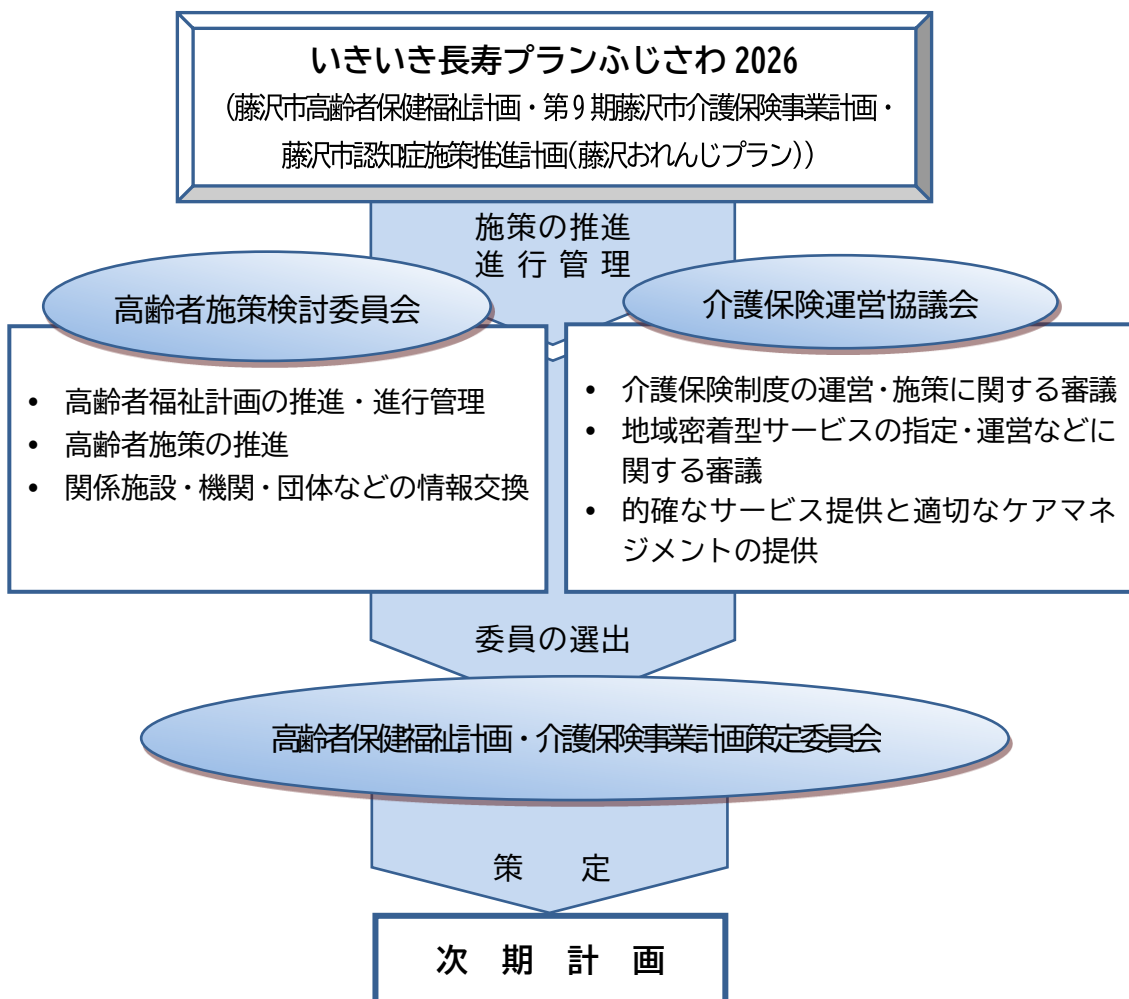
本市では、2000年度（平成12年度）から、高齢者施策の推進を図る「高齢者施策検討委員会」及び介護保険制度の適正な運営を図る「介護保険運営協議会」を設置しています。

「高齢者施策検討委員会」では、高齢者に関する福祉施設・関係機関・関係団体などの代表者や、学識経験者、公募による市民が委員として参加し、高齢者保健福祉計画の進行管理を中心に審議し、施策の推進を図っています。

また、「介護保険運営協議会」では、介護保険サービス事業者・関係機関・関係団体などの代表者や、学識経験者、公募による市民が委員として参加し、的確なサービス提供と適切なケアマネジメントの提供などについて審議し、介護保険制度の適正な運営を図っています。

これらの委員会において、本計画の円滑な推進並びに進行管理を図ります〔図表7-3〕。

図表 7-3 施策の推進と進行管理

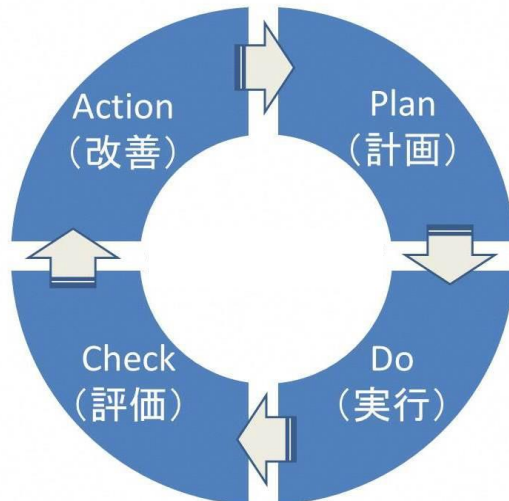


(2) 評価・検証

本計画における施策の展開について、各施策の事業実施状況を把握するとともに、各事業の計画期間中の見込みや目標値の達成状況及び本計画において設定した計画全体を一体的に評価する成果指標をPDCAサイクルの手法による評価・検証をすることで、効果的かつ効率的に施策・事業を展開し、高齢者福祉における課題解決を図っていきます〔図表7-4〕。

図表 7-4 PDCA サイクル図

Plan (計画)	高齢者福祉における課題などを踏まえて目標を設定し、目標達成のための計画を策定します。
Do (実行)	策定した計画に沿って各施策・事業を実行していきます。
Check (評価)	各施策・事業の実施結果などに基づいて、計画の進行状況を確認し、目標に対する達成度を評価していきます。
Action (改善)	評価結果を踏まえて、計画をより効果的かつ効率的に進めるための見直しおよび改善を行います。



資料編

1. 計画策定の経緯	219
2. 藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱	220
3. 藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿	222
4. パブリックコメント（市民意見公募）において提出された意見・提案	223
5. 用語解説	224

1. 計画策定の経緯

計画策定の経緯	
(令和4年度)	
5月	在宅介護実態調査
11月	高齢者の保健・福祉に関する調査
1月	介護保険サービス利用状況調査
2月	介護保険サービス事業者調査
(令和5年度)	
6月	第1回 計画策定委員会 ・計画骨子案の検討
8月	第2回 計画策定委員会 ・計画1次案の検討
10月	第3回 計画策定委員会 ・計画中間案(素案)の検討
11月	パブリックコメント(市民意見公募)の実施
12月	12月市議会定例会 ・計画素案の報告
2月	第4回 計画策定委員会 ・計画最終案の検討
3月	2月市議会定例会 ・計画最終案の報告 ・介護保険条例の一部改正
計画の策定	

2. 藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 策定委員会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する市町村老人福祉計画（以下「高齢者保健福祉計画」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する市町村介護保険事業計画（以下「介護保険事業計画」という。）を策定（改定）するため、藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「計画策定委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 計画策定委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- （1）高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定（改定）に関すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、市長が審議する必要があると認めた事項

（組織）

第3条 計画策定委員会の委員は、15人以内とする。

（委員）

第4条 委員は、原則として藤沢市高齢者施策検討委員会及び藤沢市介護保険運営協議会の委員のうちから、市長が委嘱する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、計画を策定（改定）する年度の最初に開催される計画策定委員会の日から、その日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員の任期は、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定（改定）が終了した日に満了するものとする。

（委員長及び副委員長）

第6条 計画策定委員会には、委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、計画策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（招集）

第7条 計画策定委員会は、市長の要請に基づき、委員長が招集する。

2 計画策定委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開催し、議決することができない。

3 計画策定委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 計画策定委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を聞くことができる。

(結果の報告)

第9条 委員長は、会議が終了したときは、速やかに会議の結果を市長に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 委員は計画策定委員会の中で知ることができた個人の情報その他秘密にすべき事項を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(報酬)

第11条 計画策定委員会の委員の報酬は、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年条例第36号）に定めるところによる。

(庶務)

第12条 計画策定委員会の庶務は、福祉部介護保険課及び高齢者支援課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他計画策定委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月31日から施行する。

3. 藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 策定委員会委員名簿

任期：2023年（令和5年）6月17日～2024年（令和6年）3月31日

No.	区 分	氏 名	選 出 母 体
1	委 員 長	木 原 明 子	藤沢市医師会
2	副 委 員 長	榎 本 雅 宏	藤沢市歯科医師会
3		後 藤 君 代	藤沢市薬剤師会
4		大 野 貞 彦	藤沢市老人クラブ連合会
5		佐 藤 眞 知 子	鵜沼東地区民生委員児童委員協議会
6		平 井 護	藤沢市社会福祉協議会
7		川 島 達 郎	藤沢市特別養護老人ホーム設置法人代表者会
8		清 水 聖 子	藤沢市地域包括支援センター連絡協議会
9		鈴 木 伸 太 郎	神奈川県高齢者福祉施設協議会藤沢地区福祉施設連絡会
10		中 嶋 利 浩	藤沢市介護保険事業所連絡会
11		中 村 操	藤沢市居宅介護支援事業所連絡会
12		猪 狩 一 八	藤沢市グループホーム連絡会
13		小 熊 祐 子	学識経験者
14		河 瀬 葉 子	公募市民
15		清 水 英 夫	公募市民

4. パブリックコメント(市民意見公募)において提出された意見・提案

本計画の素案に関するパブリックコメント(市民意見公募)を実施した際に提出された意見・提案と、それに対する市の考え方については、次のとおりです。

【実施期間】 2023年(令和5年)11月13日～12月12日

【実施結果の公表】 2024年(令和6年)1月25日～2月26日

※ 意見・提案及び市の考え方については、パブリックコメントの実施結果として公表したものです。

※ いただいた意見・提案は、類型化し回答しています。

※ 意見・提案の趣旨を損なわない程度に、表記を変えている場合があります。

項目	件数	類型化したご意見	市の考え方
①介護保険事業所の整備	1	現状、数字上の待機者はいるが、とりあえずの申し込みで、既に他所へ入所、医療異存が高く特養では必要なサービスが提供できない方などを除くと、実質待機者はほぼなく、過剰供給になっていると感じる。	特別養護老人ホームの整備につきましては、入所待機者を対象としたアンケートの結果等から、入所待機者全ての方が、すぐに入所を希望している状況ではないものと認識しており、有料老人ホーム等多様な住まいの整備状況や、介護人材不足などにも鑑みの中で、在宅サービスとのバランスも踏まえ計画的に整備していきます。
②介護人材の確保	1	介護人材の募集をしても集まらず、紹介会社経由となることが多いが、紹介料が非常に高いため、紹介料の上限を国が定めるなど、抜本的な政策ができるよう市として働きかけを行ってほしい。	職業紹介事業所の紹介手数料の適正化と優良な職業紹介事業者の円滑な利用を図るため、これまで国において、適正な職業紹介事業者の基準の制定や、適正な事業者を認定する制度の創設が行われたほか、令和5年2月には、職業紹介事業者の法令違反の疑い等に係る特別相談窓口が神奈川県労働局に設置されました。介護事業所に対する当該制度の周知等に努めるとともに、いただいたご意見に対しましては、機会を捉え国等に要望していきます。
③地域の相談支援体制の充実	1	8050問題のみならず、今では9060問題を抱えた家族が多数見受けられ、親の世代が金銭的に苦しく、必要があっても施設入居に至らないことがある。親の介護を受ける権利を守るため、重層的な支援が必要になると思う。	昨今の地域住民の生活課題は複合化・複雑化し、その支援ニーズは多様化しています。そのような状況を踏まえ、本市では現在、保健・医療・福祉をはじめとする多様な主体が必要に応じて重なりながら支援を行う「重層的な支援体制」の整備をすすめています。
④健康づくりの推進	1	フレイルに関する記載に「薬剤性フレイル」を追記してほしい。	ご意見のとおり、多剤併用による薬剤性フレイルに関する啓発も重要なフレイル予防であると認識しております。そのため、「薬剤師会との連携による薬剤性フレイル予防などに引き続き取り組んでいきます」との表記を追記しました。

5. 用語解説

【あ行】

アウトリーチ

従来の意味は、手を差し伸べるといった内容。介護福祉の分野では、その専門機関等が職権によって潜在的な利用希望者に手を差し伸べ、利用を実現させるような取組のこと。

ICT

情報通信技術のことで、Information and Communication Technology の略。

EPA

経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）は、特定の国や地域同士での貿易や投資を促進するため、①「輸出入にかかる関税」を撤廃・削減する。②「サービス業を行う際の規制」を緩和・撤廃する。③「投資環境の整備」を行う。④ビジネス環境の整備を協議する、の各内容を約束する条約のこと。

いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）

包括的支援事業を推進する福祉・介護の中核的機関として、主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師を配置し、高齢者の生活に身近な日常生活圏域ごとに設置される。主な業務は、要支援者や介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者の介護予防ケアマネジメントや、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務など。

一般介護予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の1つ。主に第1号被保険者の方及びその支援のための活動に関わる方を対象とした事業で、たとえば要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現をめざしたもの。「介護予防把握事業」「介護予防普及啓発事業」「地域介護予防活動支援事業」「一般介護予防事業評価事業」「地域リハビリテーション活動支援事業」から構成される。

インフォーマルな支援

公的機関や専門職による制度に基づく支援以外の支援のこと。近隣住民や地域社会、ボランティアなどが提供する支援活動が該当する。

ACP

アドバンス・ケア・プランニング（ACP：Advance Care Planning）とは、患者本人と家族が医療者や介護提供者などと一緒に、現在の病気だけでなく、意思決定能力が低下する場合に備えて、あらかじめ、終末期を含めた今後の医療や介護について話し合うことや、意思決定が出来なくなったときに備えて、本人に代わって意思決定をする人を決めておくプロセスのこと。

オーラルフレイル

オーラルフレイル（口腔機能低下症）とは、お口の機能の低下（歯や歯肉、舌の動きの状態の悪化）のことを言います。

具体的には、食べこぼしやわずかなむせ、滑舌の悪さ、口腔内の乾燥などの症状が、生じる場合があります。

【か行】

介護医療院

「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、平成30年度から創設された新たな施設サービス。

介護予防居宅療養管理指導

介護予防のため、医師や歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、要支援者に対し医学的な管理や指導を行うサービス。

介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントとは、要支援者及び基本チェックリストの記入内容が事業対象

者と判断できる者に対して、高齢者の自立支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）のほか一般介護予防事業や市町村の独自施策、市場において民間企業により提供される生活支援サービスも含め、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業。

介護予防サービス

要支援者が利用できるサービス。自立した生活を継続していくための介護予防を目的としたサービス。

介護予防支援

要支援者が介護予防・日常生活支援総合事業と介護予防サービスを適正に利用できるよう、地域包括支援センターの職員等が個々の身体状況に応じた介護予防プラン（介護予防サービス計画）を作成するとともに、サービス提供に関する事業者などとの調整を行う。

介護予防住宅改修費の支給

要支援者が、自宅の手すりの取付けや段差解消など、介護保険の給付対象となる住宅改修を行った際に、20万円を上限額とする改修費用の一部が介護予防住宅改修費として支給されるもの。

介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防のため、要支援者が事業所への「通い」を基本として、短期間の「泊まり」や自宅への「訪問」等を組み合わせ、食事、入浴、排泄等の介護や日常生活の支援のほか、機能訓練などを受けるサービス。

介護予防・生活支援サービス事業

要支援者と事業対象者（基本チェックリスト該当者）が利用できるサービス。従来の介護予防訪問介護と介護予防通所介護に加え、住民主体の支援等を新たなサービスとすることができる。なお、サービス類型は「訪問型サービス」「通所型サービス」「その他の生活支援サービス」の他に、「介護予防マネジメント」から構成される。

介護予防短期入所生活介護

介護予防のため、要支援者が一定期間、特別養護老人ホームなどに宿泊し、食事、入浴、排泄等の介護や日常生活の支援のほか、機能訓練などを受けるサービス。

介護予防短期入所療養介護

介護予防のため、要支援者が一定期間、介護老人保健施設や病院等に宿泊し、看護や医学的管理下の介護・機能訓練、その他必要な医療を受けるサービス。

介護予防通所介護

介護予防のため、要支援者がデイサービスセンターに通い、食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援のほか、レクリエーションなどを通じて日常の訓練を受けるサービス。
2015年（平成27年）の介護保険法の改正に伴い、2018年（平成30年）3月末をもって介護予防・生活支援サービス事業へ移行された。

介護予防通所リハビリテーション

介護予防のため、要支援者が介護老人保健施設や病院等に通い、専門家のもとで必要なリハビリテーションを受けるサービス。

介護予防特定施設入居者生活介護

介護予防のため、要支援者が有料老人ホームに入居し、食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援などを受けるサービス。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることをめざすことを目的としている事業のことで、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」から構成される。

介護予防認知症対応型共同生活介護

介護予防のため、認知症状があると診断された要支援者（要支援2のみ）が共同生活を送りながら食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援のほか、機能訓練などを受けるサービス。

介護予防認知症対応型通所介護

介護予防のため、認知症状があると診断された要支援者がデイサービスセンターに通い、食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援のほか、レクリエーションなどを通じて日常の訓練を受けるサービス。

介護予防福祉用具貸与

介護予防のため、生活機能の維持又は改善を図ることを目的に歩行補助杖などの福祉用具を要支援者に貸与するサービス。原則として車いすやベッドについては利用できない。

介護予防訪問介護

介護予防のため、訪問介護員等が家庭を訪問して、要支援者に対し、食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援を行うサービス。

2015年（平成27年）の介護保険法の改正に伴い、2018年（平成30年）3月末をもって介護予防・生活支援サービス事業へ移行された。

介護予防訪問看護

介護予防のため、医師の指示に基づき、看護師や保健師などが家を訪ねて、主治医と連絡をとりながら、要支援者に対し療養上の支援を行うサービス。

介護予防訪問入浴介護

介護予防のため、移動入浴車などで家庭を訪問し、要支援者に対し入浴の介助を行うサービス。

介護予防訪問リハビリテーション

介護予防のため、医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士などが、要支援者の家庭を訪問して、必要なリハビリテーションを行うサービス。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護を必要とし、居宅で介護することが困難な方（原則は要介護3～5）が入所する施設サービス。食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援のほか、機能訓練などを受ける。

介護老人保健施設

要介護者の病状が安定期にあり、入院治療は必要ではないが、看護や医学的管理下の介護・機能訓練、その他医療が必要な場合に入所する施設サービス。医療機関から家庭に戻って自立した生活ができるようにするための通過型施設。

介護ロボット

ロボット技術が応用され利用者の自立支援や介護者の負担の軽減に役立つ介護機器を介護ロボットと呼んでいる。（ロボットとは、情報を感知（センサー系）、判断し（知能・制御系）、動作する（駆動系）の3つの要素技術を有する、知能化した機械システムをさす。）

看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

医療ニーズの高い要介護者に対して、事業所への「通い」を中心として、短期間の「泊まり」や自宅への「訪問」を組み合わせ、食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援と一体的に訪問看護などを受けるサービス。

協議体

市町村が主体となり、各地域における生活支援コーディネーターと生活支援等の提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク。

生活支援等の基盤整備に向けて、多様な主体の参画が求められることから、市町村が主体となって、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的とする。

居宅介護支援

要介護者が居宅介護サービスを利用する際に、ケアマネジャーが個々の身体状況に応じたケアプラン（居宅サービス計画）を作成するとともに、サービス提供に関する事業者などとの調整を行う。

共生型サービス

高齢者と障がい者（児）が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、障がい福祉事業所等であれば、介護保険事業所の指定が取りやすくなる特例措置を設けるもの。

対象サービスは、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等。

平成30年度から創設された新たなサービス。

住宅改修費の支給

要介護者が、自宅の手すりの取付けや段差解消など、介護保険の給付対象となる住宅改修を行った際に、20万円を上限額とする改修費用の一部が居宅介護住宅改修費として支給されるもの。

居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、要介護者に対し医学的な管理や指導を行うサービス。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

利用者の自立支援に向けて、利用者の身体状況などに応じたケアプラン（居宅サービス計画）等を作成するとともに、居宅サービスの提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整等を行う。また、ケアマネジャーの資質を向上するため、5年ごとの資格の更新や研修制度がある。

軽度認知障がい（MCI）

軽度認知障がい（Mild Cognitive Impairment：MCI）とは、物忘れが主たる症状だが、日常生活への影響はほとんどなく、認知症とは診断できない状態のこと。記憶力に障害があっても物忘れの自覚があるが、記憶力の低下以外に明らかな認知機能の障害がみられず、日常生活への影響はないかあっても軽度のものである場合をいう。しかし、軽度認知障害の人は年間で10～15%が認知症に移行するとされており、認知症の前段階と考えられている。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間の平均。

健康と文化の森

健康と文化の森は、日常生活圏域「遠藤地区」内にある都市拠点の一つ。慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス（SFC）の持つ情報・環境・医療分野等の技術集積や学術・研究機能を核に、産学公連携による新産業育成や国際交流の拠点として一層の機能強化が図られている。

高額医療合算介護サービス費

1世帯の年間（8月から翌年7月まで）の介護保険の利用者負担額と医療保険の利用者負担額の合計が一定の限度額を超えた場合に、その超過分の額が支給されるもの。

高額介護サービス費

利用者が1カ月に支払った介護保険の利用者負担額が、所得に応じた上限額を超えた場合に、その超過分の額が支給されるもの。

高齢化率

総人口に占める65歳以上人口の割合のこと。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

生活が困難な家庭や家族など、支援を必要としている人（個別支援）や地域に対しての援助（地域支援）を通して、地域と人とを結び付けたり、あるいは生活支援や公的支援制度の活用を調整するための「コミュニティ・ソーシャルワーク」を実践する専門職のこと。

コグニサイズ

国立長寿医療研究センターが開発した運動と認知課題（計算、しりとりなど）を組み合わせた、認知症予防を目的とした取組の総称を表した造語。英語の cognition（認知）と exercise（運動）を組み合わせる cognicise（コグニサイズ）と言う。

【さ行】

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービス付き住宅。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、地域の福祉推進、向上を目的として、住民と福祉関係機関・団体により構成された公共性・公益性の高い民間福祉団体。

住宅セーフティネット法

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律のことで、民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化するための法律。

小規模多機能型居宅介護

事業所への「通い」を基本として、短期間の「泊まり」や自宅への「訪問」を組み合わせ、要介護者が食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援のほか、機能訓練などを受けるサービス。

シルバーハウジング

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等を入居対象とする集合住宅。10～30世帯に1人の生活援助員(ライフサポートアドバイザー)が配置され、高齢者向けの設備・構造を有し、緊急通報装置が組み込まれている。生活援助員は、相談、生活指導、一時的な家事援助等のサービスを行う。

指定管理

多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、地方自治法改正により創設。

住所地特例

介護保険施設等に入所することにより、当該施設所在地に市町村を越えて住所を変更した場合に、保険者を変更することなく、引き続き、従前の住所地の被保険者とする特例制度。

生活支援コーディネーター

介護保険制度改正に基づき、生活支援等サービスの充実に向けて、ボランティア等の生

活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングのコーディネート機能を担う。

成年後見制度

判断能力が十分でないため、契約などの法律行為における意思決定が難しい成年者(認知症や知的障がいのある人など)を支援する制度。必要に応じて、代理権や同意権などを行行使する後見人などが、当事者の権利を守るために各種手続きや財産管理などを行う。

【た行】

ダブルケア

育児期にある者(世帯)が親の介護も同時に引き受けるという、「育児」と「介護」の双方を行う状態のこと。

団塊の世代

1947年(昭和22年)から1949年(昭和24年)までの3年間に出生した世代。

短期入所生活介護

要介護者が一定期間、特別養護老人ホーム等に宿泊し、食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援のほか、機能訓練などを受けるサービス。

短期入所療養介護

要介護者が一定期間、介護老人保健施設や病院などに宿泊し、看護や医学的管理下の介護・機能訓練、その他必要な医療を受けるサービス。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしを豊かにする生きがいのある地域を共に創っていく社会のこと。

地域ケア会議

地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交え、ケアマネジャーのケアマネジメント支援を通じて、適切な支援につながって

いない高齢者の支援を行うとともに、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、更には介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげることをめざすもの。2015年（平成27年）の介護保険法改正で、介護保険法に地域ケア会議の設置規定が設けられた。

地域支援事業

「介護予防・日常生活支援総合事業（平成26年度までは「介護予防事業）」「包括的支援事業」「任意事業」の3つから構成される事業。

2006年（平成18年）の介護保険法の改正に伴い、住み慣れた地域で自立した生活を続けるための支援を総合的に受けるための事業として創設された。

地域福祉計画

社会福祉法第107条第1項第1号から5号に基づき、市町村が、地域福祉の推進に関する事項として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」「各種事業の実施にあたっての事業に関する事項」を一体的に定める計画のこと。

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で、安心した生活が送れるよう、利用者のニーズに応じて、介護、医療、予防、生活支援、住まい等に係るサービスを、一体的に提供できる体制のこと。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

要介護者が定員29人以下の特別養護老人ホームに入所し、食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援のほか、機能訓練などを受けるサービス。

地域密着型サービス

要支援・要介護者が、住み慣れた地域で生活が続けられるよう、日常生活圏域を基本として提供されるサービスで、利用は原則として当該市町村の居住者に限定される。市町村

が事業者の指定や指導・監督を行う。

地域密着型通所介護

通所介護のうち、利用定員18名以下の小規模な通所介護で、要介護者がデイサービスセンターに通い、食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援のほか、日常の訓練を受けるサービス。2016年（平成28年）4月から地域密着型サービスに位置づけられている。

地域密着型特定施設入居者生活介護

要介護者が入居定員29人以下の有料老人ホームその他省令で定める施設（介護専用型特定施設）に入居し、食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援を受けるサービス。

地区社会福祉協議会

本市の地区社会福祉協議会は、14地区ごとの地域福祉を進めるための住民組織。主な事業として、それぞれの地域の実情にあわせた敬老事業、地域交流事業、福祉啓発事業等の福祉活動を展開している。

地区福祉窓口

本市の市民センター及び村岡公民館に設置され、福祉・保健の相談を受け、状況に応じた各種制度の利用案内や情報提供を行うとともに、福祉・保健に関する各種申請受付、サービス提供の連絡調整等を行う窓口。

超高齢社会

超高齢社会とは、65歳以上の人口の割合が全人口の21%を占めている社会のこと。

通所介護

要介護者がデイサービスセンターに通い、食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援のほか、日常の訓練を受けるサービス。

通所リハビリテーション

要介護者が介護老人保健施設や病院などに通い、専門家のもとで必要なリハビリテーションを受けるサービス。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度の要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的又は連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービス。

DX

デジタルトランスフォーメーションの略語。本来の英語表記は(Digital Transformation)だが、「Trans」の「～を横断する」という意味から、同義語の「Cross」を略す「X」が略称として用いられ、「DX」として一般的に普及している。デジタル技術を駆使して私たちの日常や仕事、社会の在り方を変えるプロセス全般を表す。これにより、生活がより便利で効率的になり、新しいサービスや機会が生まれるとされる。例えば、スマートフォンやオンラインサービスの普及などがその一環で、私たちの生活や社会をデジタルで前進させ、進化させる重要な概念となっている。

特定介護予防福祉用具販売

介護予防のため、要支援者が入浴や排泄等の用に供する福祉用具を特定介護予防福祉用具販売事業者より購入した際に、同一年度内において10万円を上限額とする購入費用の一部が介護予防福祉用具購入費として支給されるもの。

特定施設入居者生活介護

要介護者が有料老人ホーム等に入居し、食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援を受けるサービス。

特定入所者介護サービス費

低所得者に対し、施設サービス（地域密着型介護老人福祉施設を含む）や短期入所サービスを利用した際にかかる食費、居住費（滞在費）の負担を軽減するよう支給されるもの。食費、居住費（滞在費）は原則として自己負担となっている。

特定福祉用具販売

要介護者が入浴や排泄等の用に供する福祉用具を特定福祉用具販売事業者より購入した際に、同一年度内において10万円を上限額とする購入費用の一部が福祉用具購入費として支給されるもの。

【な行】

日常生活圏域

総合相談の実施、介護予防の推進、包括的・

継続的ケアの支援を担う中核機関としての地域包括支援センターの設置や地域密着型サービスの整備を進める際の単位。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、人口、自治会の区域、生活形態、地域活動などを考慮し、各市町村が設定する。本市では、行政区域である13地区を設定している。

任意事業

地域支援事業の1つ。介護保険法の趣旨に沿って市町村が独自に取り組む事業（介護給付適正化事業、家族介護支援事業など）。地域の高齢者が安心して生活できるよう、介護保険事業の安定化を図るとともに、介護者に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行う。

認知症高齢者の日常生活自立度

認知症の程度を踏まえた日常生活自立度のレベルを表すもの。医師により認知症状があると診断された高齢者の日常生活自立度を専門職が客観的かつ短時間に判断するための判定基準。

認知症施策推進大綱

認知症施策推進大綱とは、認知症施策推進関係閣僚会議において、令和元年6月18日にとりまとめられた。

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」をめざし、「認知症バリアフリー」の取組を進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取組を政府一丸となって進めていくとしている。

大綱のポイントは「共生」と「予防」。「共生」では、当事者の発信機会を増やす、鉄道やバスなど公共交通機関に認知症対策の作成・報告を義務付ける、成年後見制度の機関を市区町村に設置するなどの施策が挙げられている。

「予防」については、新たに「認知症になるのを遅らせる」、「進行を緩やかにする」と定義され、発症や進行の仕組みを解明するため科学的な証拠を収集、公民館などの通いの場を拡充し、現在4.9%の高齢者参加率を8%程度に増やすという目標が掲げられている。

大綱では、「1. 普及啓発・本人発信支援」、「2. 予防」、「3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」、「4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加

支援」、 「5. 研究開発・産業促進・国際展開」の5つの柱に沿って施策を推進するとしており、対象期間は団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年までとし、策定後3年を目途に、施策の進捗が確認されることになっている。

認知症対応型共同生活介護

認知症状があると診断された要介護者が共同生活を送りながら食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援のほか、機能訓練などを受けるサービス。

認知症対応型通所介護

認知症状があると診断された要介護者がデイサービスセンターに通い、食事、入浴、排泄等の介護や日常生活の支援のほか、機能訓練などを受けるサービス。

【は行】

8050問題

80歳代の親と50歳代の無業のひきこもり者が同一世帯で生活していることを言う。

バリアフリー

生活・行動の妨げとなる障壁（バリア）となるものを取り除くことで、ハードのバリアフリーとソフトのバリアフリーがある。

ハードのバリアフリーでは、車いすで通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、手すり・点字の案内板の設置など、公共の建築物や道路、個人の住宅などにおける物理的な障壁を取り除くこと。

ソフトのバリアフリーでは、差別的・固定的なイメージなど、意識のうえでの障壁を取り除くこと。

PDCAサイクル

計画を設定し（Plan）、実行し（Do）、検証及び評価（Check）を行うとともに、課題の改善を次の計画に生かして実行する（Action）という工程を継続的に繰り返す仕組みのこと。

避難行動要支援者

高齢者や障がいのある人など、災害が発生した場合にひとりで避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るた

め、特に支援を要する人。

フォーマルサービス

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援のこと。具体的には、介護保険（介護予防）サービス、介護保険外の行政サービス、医療・保健サービス、地域包括支援センターや社会福祉協議会の支援、非営利団体（NPO）などの制度に基づくサービスなどが挙げられる。

フレイル

フレイルとは、年をとって心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態をいいます。多くの人が健康な状態からフレイルの段階を経て、要介護状態におちいると考えられています。フレイルには、栄養、（食・口腔機能）・運動・社会参加という3つの要素がある。

福祉避難所

福祉避難所とは、高齢者や、障害者その他の特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための設備、器材、人材を備えた避難所施設のこと。福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設する二次避難所となる。福祉避難所は、平常時には入所・通所施設として運営されており、災害時には、各施設の安全確保や職員の配置等の確認を行った上で、施設の空きスペース等を利用して開設するため、災害発生から概ね3日程度経過後の開設を想定している。

福祉用具貸与

可能な限り居宅において、自立した日常生活を送ることを助けるとともに、介護者の負担を軽減するために車いすやベッドなどの福祉用具を要介護者に貸与するサービス。

包括的支援事業

地域支援事業の1つ。地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置する地域包括支援センターで実施する。保健・医療・社会福祉・地域等と連携し、総合相談、権利擁護、地域における自立した生活をめざす包括的・継続的支援を一体的に行うことが位置づけられている。2015年（平成27年）の介護保険法の改正で

は、新たに事業の効果的な実施のための地域ケア会議が制度化され、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援体制整備の各事業が位置づけられた。

訪問介護

訪問介護員などが家庭を訪問して、要介護者に対し食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援を行うサービス。身体介護（利用者の身体に直接接触して行うサービス等）と生活援助（掃除・洗濯・調理などの日常生活の援助等）がある。

訪問看護

医師の指示に基づき、看護師や保健師などが家庭を訪問して、主治医と連絡をとりながら、要介護者に対し療養上の支援を行うサービス。

訪問入浴介護

移動入浴車などで家庭を訪問し、ねたきりなどで、普通の浴槽では入浴が困難な要介護者に対し入浴の介助を行うサービス。

訪問リハビリテーション

医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士などが、要介護者の家庭を訪問して、必要なリハビリテーションを行うサービス。

【や行】

夜間対応型訪問介護

要介護者に対し、夜間の定期的な巡回訪問、又は、通報を受けて訪問介護員等が家庭を訪問し、食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援を行うサービス。

薬剤性フレイル

薬物の副作用や相互作用によって引き起こ

される、高齢者に見られる身体的な衰弱状態のこと。特に高齢者が複数の薬を同時に使用する場合、その影響で体力や機能が低下し、健康リスクの増加が懸念されることから、早期発見と管理のため、医師との適切なコミュニケーションが必要である。

ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家庭の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。

有料老人ホーム

高齢者を対象に、食事、入浴、排泄等の介護や日常生活の支援を行う施設。設置者でない外部の事業者が委託を受けてサービスを提供している施設も対象に含まれる。

養護老人ホーム

心身機能の減退等のために日常生活に支障のある、また、経済的な理由により自宅で生活することが困難な高齢者が入所する福祉施設。この施設への入所は、市町村による措置の決定に基づいて行われる。

【ら行】

ロコモティブシンドローム

「運動器の障害のために移動機能の低下をきたした状態」のことを表し、2007年（平成19年）に日本整形外科学会によって新しく提唱された概念。

いきいき長寿プランふじさわ 2026

藤沢市高齢者保健福祉計画
第9期藤沢市介護保険事業計画
藤沢市認知症施策推進計画
(藤沢おれんじプラン)

発行 2024年(令和6年)3月

藤沢市 福祉部 高齢者支援課 介護保険課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
TEL 0466-25-1111 FAX 0466-50-8412
藤沢市のホームページアドレス：
<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/>